

平成23年度実績評価書

(評価対象期間:平成23年4月～24年3月)

平成24年9月
金融庁

目 次

I 実績評価の実施に当たって

- 1. 金融庁における政策評価の取組み 2
- 2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容） 2
- 3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見 3
 - （参考資料1）金融庁における政策評価への取組み 6
 - （参考資料2）政策評価に関する有識者会議メンバー 10
 - （参考資料3）達成度、端的な結論等の一覧（平成23年度） 12

II 23年度における各施策の評価結果（概要） 26

III 各施策の評価結果

基本政策	施策目標	施策	ページ
I 金融機能の安定の確保	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	42
		(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	57
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止	74
		(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献	84
		(3) アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援	94
	II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実			114
(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立			129
(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応			135
2 公正、透明な市場を確立し維持すること		(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	144

基本政策	施策目標	施策	ページ
		(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進	164
		(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着	169
		(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保	177
		(5) 公認会計士監査の充実・強化	184
		III 円滑な金融等	1 活力のある市場を構築すること
		(2) 決済システム等の整備・定着	212
		(3) 専門性の高い人材の育成等	220
		(4) 個人投資家の参加拡大	225
	2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備	242
		(2) 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進	250
	3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上	266

業務支援基盤整備に係る施策

分野	課題	施策	ページ
1 人的資源	(1) 専門性の高い職員の育成・強化	① 職員の育成・強化のための諸施策の実施	278
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進	285
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究分析の実施	290

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料1）、実績評価については、平成13年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、平成23年度（平成23年4月～24年3月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

実績評価書については、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることから、金融庁においても、平成23年度における実績評価から、統一的な標準様式により、評価対象となる施策ごとに評価書を作成しました。

また、従前からの評価の連続性の確保や評価結果の活用等のため、実績評価書（別紙）を作成しました。

平成23年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）

- 必要性の観点…施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点…施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点…得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。

なお、平成23年度金融庁政策評価実施計画においては、金融庁の政策の目標について、金融庁設置法に規定されている3つの法定任務を基本政策として、施策目標、施策を導出して体系的な整理を行っています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

① 施策名

平成23年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」を記載しました。

② 施策の概要

目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。

③達成すべき目標

平成 23 年度金融庁政策評価実施計画に定めた「達成目標」を記載しました。

④施策の予算額・執行額等

当該施策についての予算額及び執行額を説明しました。

⑤施策に関係する内閣の重要施策（施政方針演説等のうち主なもの）

当該施策に関係する主な内閣の重要施策について説明しました。

⑥事務事業及び測定指標

測定指標を設定した「事務事業」及び設定した「測定指標」について説明しました。

⑦施策に関する評価結果

○目標の達成状況

平成 23 年度の想定基準（状況）に対する目標の単年度における達成度について、4 ページの「評価の判断基準」に基づき A、B、C の 3 段階で評価を行い、その判断理由について説明を行いました。

また、政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、中期的にみて取組みの成果が上がっているかどうか、及び今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。さらに、端的な結論の記述に当たっては、5 ページの「中期的にみた取組みの成果及び今後の取組み方針に関する端的な結論の基本類型」によるものとし、各施策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

なお、各施策に係る平成 23 年度における目標の達成度の一覧及び端的な結論の一覧は、参考資料 3（12 ページ）のとおりです。

○施策の総括的評価

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、法において示されている 3 つの観点（必要性、効率性、有効性）から評価するよう努めました。

⑧学識経験を有する者の知見の活用

各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。なお、今後の政策評価に向けての意見については、その旨を記載しました。

⑨政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価を行う過程において使用した資料等を記載しました。

⑩担当課室名および政策評価実施時期

当該施策の担当部局及び評価の実施時期を記載しました。

3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議のメンバーの方々（参考資料 2）から、平成 24 年 8 月 10 日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各施策の実績評価に関するご意見については、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきます。なお、各施策の今後の評価に向けてのご意見については、各施策の評価結果の「学識経験を有する者の知見の活用」欄に記載しています。

また、有識者会議のメンバーからのご意見のなかには、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

〔評価(単年度)の判断基準〕

実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とします。

1. 指標等に照らした目標の達成度

(1) 定量的指標の場合

- A 当該年度の想定基準に対し 80%以上の場合
- B 当該年度の想定基準に対し 50%以上 80%未満の場合
- C 当該年度の想定基準に対し 50%未満の場合

(2) 定性的指標の場合

- A 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合
- B 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合
- C 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合

(注) アウトカムベースでの評価が困難で、アウトプットベースしかない場合には、当初の想定基準及び想定状況の達成度合いに加え、今後、取り組むべき課題の状況についても達成度の判断に加える。

2. 目標を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、効率的かつ有効であったか。

〔 中期的にみた取組みの成果及び今後の
取組方針に関する端的な結論の類型 〕

現時点で成果の発現が予定されるもの	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
	施策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
平成23年度以降に成果の発現が予定されるもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、施策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されていないが、施策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。

(参考資料 1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13年1月政策評価各府省連絡会議了承） 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号） 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」（13年12月閣議決定） 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号） 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日） 「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日）
14年7月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日）
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成13年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14年12月26日）
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15年4月17日）
15年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15年6月国会報告） 	
15年7月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（15年7月1日） 「平成15年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間15年7月～16年6月末）策定（15年7月1日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成14年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15年8月29日）
16年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16年4月23日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16年6月国会報告） 	
16年7月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成16年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間16年7月～17年6月末）策定（16年7月7日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成15年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16年8月31日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
17年4月		・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17年4月27日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17年6月国会報告）	
17年7月		・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間17年7月～18年6月末）策定（17年7月26日）
17年8月		・政策評価（平成16年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17年8月31日）
12月	・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17年12月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17年12月政策評価各府省連絡会議了承）	
18年4月		・「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18年4月28日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18年6月国会報告）	
18年7月		・「平成18年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間18年7月～19年6月末）策定（18年7月10日）
8月		・政策評価（平成17年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18年8月31日）
19年3月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19年3月閣議決定）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19年6月国会報告）	・「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19年6月14日）
19年7月		・「平成19年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間19年7月～20年6月末）策定（19年7月3日）
8月	・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19年8月政策評価各府省連絡会議了承）	・政策評価（平成18年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19年8月30日）
20年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（20年6月国会報告）	・「平成18年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（20年6月10日）
20年7月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間20年7月～24年3月末）策

	政府全体の動き	金融庁の動き
		定（20年7月3日） ・「平成20年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間20年7月～21年6月末）策定（20年7月3日）
8月		・政策評価（平成19年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（20年8月29日）
21年3月		・「平成21年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間21年4月～22年3月末）策定（21年3月31日）
5月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（21年5月国会報告）	・「平成19年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（21年5月22日）
8月		・政策評価（平成20年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（21年8月31日）
22年3月		・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間22年4月～23年3月末）策定（22年3月31日）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（22年5月閣議決定） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（22年5月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） 	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（22年6月国会報告）	・「平成20年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（22年6月4日）
8月		・政策評価（平成21年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（22年8月31日）
23年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（23年6月国会報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（23年6月17日） ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間23年4月～24年3月末）策定（23年6月24日）
9月		・政策評価（平成22年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（23年9月30日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
24年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（24年3月政策評価各府省連絡会議了承） ・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（24年3月政策評価各府省連絡会議了承） 	
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：24年4月～29年3月末）策定（24年5月31日） ・「平成24年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：24年4月～25年3月末）策定（24年5月31日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（24年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成22年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（24年6月8日）

(参考資料2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成24年8月10日現在

座長	富田 俊基	中央大学法学部教授
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問
	田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

[計 6名]

(敬称略)

基本政策	施策目標	施策	平成23年度主な事務事業
I 金融機能の安定の確保	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	① 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 ② 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 ③ グローバルに活動している金融機関に対する監督 ④ 証券会社等の連結規制・監督 ⑤ 金融機関のリスク管理の高度化 ⑥ 中小企業金融円滑化法の適切な運用 ⑦ 金融機能強化法の適切な運用等 ⑧ 早期健全化法の適切な運用
	2 金融システムの安定が確保されていること	(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	① 金融機関に対する効果的・効率的な検査の実施 ② 金融検査を取り巻く環境の変化に対応した、的確な金融検査の実施 ③ ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施
		(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止	① 預金保険制度の周知及び適切な運用 ② 円滑な破綻処理のための態勢整備 ③ 日本振興銀行の破綻処理 ④ 預金保険機構及び整理回収機構の住専勘定閉鎖へ向けた取組み
		(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献	① 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 ② 海外監督当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みへの貢献

達成目標	23年度の達成度	端的な結論	23年度達成度及び端的な結論の判断理由	ページ
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	A	II	<p>深刻化した欧州周辺国の財政・金融問題は、ユーロ圏のソプリリスクがグローバル化した市場を通じて、世界の金融市場や欧米の金融機関に多大な影響をもたらし、今後、日本の金融機関への影響も懸念されます。</p> <p>しかしながら、24年3月期における預金取扱金融機関の自己資本比率は、主要行等で17.9%（前年同期比0.6ポイント増）、地域銀行で11.9%（前年同期比0.3ポイント増）となっており、健全性が維持されているため、23年度の達成度は「A」としました。</p> <p>また、内外の経済・金融情勢が依然として厳しい中、個別金融機関の財務の健全性のみならず、金融システム全体の安定性を見渡した、市場動向等の把握にも注力が必要であるほか、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援（「出口戦略」）を強力に推し進めていくための環境整備を行っていく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>	42
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	A	II	<p>平成23年度においては、オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの強化等を通じて、金融機関に対する効果的・効率的な検査の実施に努めるとともに、金融検査を取り巻く環境の変化に対応した、的確な金融検査の実施に努めました。これらの取り組みもあって、自己資本比率や不良債権比率等の指標をみますと、我が国金融機関の財務の健全性は維持されているものと考えています。また、金融検査に当たっては、重要なリスクに焦点をあてた検証や検証結果に対する真の理解（「納得感」）など、金融検査マニュアルの前文5原則を基本に据え、双方の議論を通じ、一層深度ある検証に努めた。平成23年度に検査を行った金融機関に対する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果をみますと、「妥当」・「概ね妥当」との回答が98%を超えています。以上を勘案し、23年度の達成度は「A」としました。</p> <p>信託銀行や保険会社に対する検査体制の整備をはじめ、引き続き、効果的・効率的な検査の実施に向けた取り組みを図る必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>	57
預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られること	A	II	<p>預金保険制度の周知が相当程度図られているほか、一般預金等の円滑な払戻しのための制度整備が行われる等、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止に向け成果が上がっているため、23年度の達成度を「A」としました。</p> <p>他方、昨年11月のG20カンヌ・サミットで破綻処理制度の新たな国際基準が合意されたことを受け、諸外国の制度整備の進捗状況をにらみつつ、我が国の現行制度を改めて検証する必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>	74
国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資するとともに、持続的な経済成長に資すること	A	II	<p>世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・FSB及び各基準設定主体を中心に国際的な金融規制改革が進められているところです。</p> <p>こうした中、金融庁は、国際的なルール策定等に積極的に貢献しており、金融規制改革の検討・実施に着実な進展が見られるほか、海外監督当局との連携も強化していることから、23年度の達成度は「A」としました。</p> <p>他方、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、先般の犯罪収益移転防止法改正及びそれを受けた政省令の改正について国際的な理解を得るべく引き続き対応を行う必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>	84

基本政策	施策目標	施策	平成23年度主な事務事業
		(3) アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査及びアジア新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業の実施 ② 金融協議等を通じたアジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	<ul style="list-style-type: none"> ① 投資家保護の確保 ② 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等 ③ 改正保険業法の円滑な施行 ④ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施 ⑤ 振り込め詐欺への的確な対応
		(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 金融経済教育の充実 ② 当局における相談体制の整備・充実 ③ 金融行政に関する広報の充実 ④ 多重債務者のための相談体制等の整備
		(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立	<ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること
		(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ① 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 ② 振り込め詐欺への的確な対応（再掲） ③ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ

達成目標	23年度の達成度	端的な結論	23年度達成度及び端的な結論の判断理由	ページ
アジア域内の金融・資本市場の整備を図るとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開を促進すること	A	II	<p>金融協議等を通じて、アジア諸国に対し、金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた取組みを推進しており、その結果、アジア諸国の金融当局との連携が強化され、相手国の金融分野の開放・規制緩和に進捗が見られたため、23年度の達成度は「A」としました。</p> <p>他方、アジア諸国に対する電子記録債権の日本型モデルの普及等について実施した実態調査を踏まえ、今後、アジア域内の金融・資本市場の整備を図るための具体的な取組みを更に充実していく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>	94
金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること	A	II	<p>未公開株等の投資者被害を防止するための所要の制度整備（「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立（23年5月））を図ったほか、振り込め詐欺への対応（返金率の向上）を進めたこと等から、23年度の達成度は「A」としました。</p> <p>他方、利用者保護の充実に向けた取組みを更に進める必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>	102
利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	B	II	<p>金融の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を改訂・配布し、金融トラブルに巻き込まれないように注意喚起することをテーマとしたシンポジウムを開催するとともに、当局における相談体制の充実（相談時間の延長）を図るなど、国民に各種金融サービスの特性について理解度を高めてもらうための取組みを行ったものの、金融トラブルに巻き込まれない金融経済教育のほか、資産運用や資金調達をより適切に行っていくような金融経済の知識の向上を図る必要があるため、23年度の達成度は「B」、端的な結論は「II」としました。</p>	114
金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	B	II	<p>これまで金融機関等の法令等遵守態勢が確立されるよう、行政対応を行ってきたところですが、今般、投資一任業者において、虚偽の運用報告の事例が発生しました。当該事案については、問題を把握した後、迅速な行政対応を行ったものの、一連の対応まで、情報の収集・分析及びリスク感度に係る問題等から、検査・監督として不正の端緒を掴むことができなかったことも踏まえ、23年度の達成度は「B」としました。</p> <p>今後こうした問題に対し、金融実務を踏まえ、実効性のある再発防止策を幅広く検討する必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>	129
金融機関の預貯金口座に関連する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること	A	I	<p>金融機関に対し、口座の不正利用や偽造キャッシュカード犯罪等に関する情報提供を行うなど、被害者保護に向けた取組みが進んでいるため、23年度の達成度は「A」としました。</p> <p>このように、施策の達成に向けて成果が上がっており、引き続き取組みを進めるため、端的な結論は「I」としました。</p>	135

基本政策	施策目標	施策	平成23年度主な事務事業
	2 公正、透明な市場を確立し維持すること	(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	① 金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視 ② 市場規律の強化に向けた取組み ③ 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施 ④ 不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施 ⑤ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑥ 犯則事件に対する厳正な調査の実施
		(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進	① 自主規制機関との適切な連携等
		(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着	① 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進 ② 上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討
		(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保	① 金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・EDINETの整備

達成目標	23年度の達成度	端的な結論	23年度達成度及び端的な結論の判断理由	ページ
市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること	B	II	<p>証券取引等監視委員会においては、金融商品及び取引を取り巻く市場環境の変化等に対し、持ちうる手段を戦略的に活用して、必要に応じて海外当局とも連携し、日本市場で行われたクロスボーダーでの不正取引も含め、監視の目を光らせてきました。</p> <p>その結果、市場の公正を損なうような法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や刑事告発等を行うことにより厳正な対応を行うなど、施策の目標の達成に向けて一定の成果が上がっています。</p> <p>しかしながら、今般、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者の問題が明らかになったことから、今後の検査・調査において、より一層、情報収集能力・分析能力やリスク感度を高める取組みが必要であるため、23年度の達成度は「B」としました。</p> <p>また、施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>	144
市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること	B	II	<p>市場の公正性・透明性を確保するため、日本証券業協会等の自主規制機関と緊密な連携を図るとともに、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に対し、金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会としての認定を行い、自主規制規則等の制定等の取組みを支援しました。</p> <p>また、最近の市場を巡る様々な事案を踏まえ、各自主規制機関が自主規制規則の見直し等を必要に応じて検討することを表明しており、今後も市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの充実・改善を自主規制機関と連携して行う必要があると考えられることから、23年度の達成度を「B」としました。</p> <p>また、今後も、市場の公正性・透明性の確保に向け、自主規制機関との連携のあり方について改善を図る必要があるため、端的な結論を「II」としました。</p>	164
金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を行うことにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	B	II	<p>我が国におけるIFRSの適用のあり方については、諸外国の動向等のほか、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等について十分に勘案し、各界各層からの意見も踏まえ、様々な角度から議論を深めてきたところである。ただし、結論が得られた訳ではなく、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等も踏まえつつ、わが国の制度や経済状況などに最もふさわしい対応について、さらに慎重に検討していく必要があることから、23年度の達成度を「B」とした。</p> <p>また、上場会社による不適切な事案等をうけ、社外取締役等に関する開示内容の明確化を図ったが、この定着状況を十分注視しつつ、更なる環境整備に取組んでいく必要があるため、端的な結論は「II」とした。</p>	169
投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	A	II	<p>企業等の開示書類における違反行為に係る課徴金制度を適切に運用するとともに、法令改正事項を中心に有価証券報告書等の重点審査を実施したほか、内部統制報告制度がその見直し後も適切に運用されるように周知を行いました。また、EDINETの稼働率についても高水準を確保する等、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するための取組みが着実に進展していること等から、23年度の達成度は「A」としました。</p> <p>他方で、内部統制報告制度の適切な運用等に引き続き取り組む必要があること等から、端的な結論は「II」としました。</p>	177

基本政策	施策目標	施策	平成23年度主な事務事業
		(5) 公認会計士監査の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 監査基準等の整備に係る対応 ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督等 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査等 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 公認会計士試験の円滑な実施等
Ⅲ 円滑な金融等	1 活力のある市場を構築すること	(1) 多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業等に対するきめ細やかで円滑な資金供給に資する制度整備 ② 新興企業等に対する適切な成長資金供給に資する方策の実施 ③ 機動的な資金供給に資する制度整備 ④ 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備 ⑤ 内外の利用者の資産運用調達機会の拡大に資する金融サービスの向上等

達成目標	23年度の達成度	端的な結論	23年度達成度及び端的な結論の判断理由	ページ
厳正な会計監査の確保を図ること	B	II	<p>国際的な動向を踏まえて中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書を取りまとめ公表しました。また、公認会計士・監査法人に対し厳正な処分を行うなど、監査法人等に対する適切な監督に努めたほか、品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査を的確に実施しました。さらに、国際的な会合や情報交換枠組みの構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化しました。</p> <p>公認会計士試験については、東日本大震災の発生を踏まえ、必要な措置を講じるなど、試験の円滑な実施に努めたほか、関係団体と連携しながら試験合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを行いました。また、公認会計士資格を取得するために必要な実務経験の範囲を拡大するため、公認会計士法施行令及び関連規則を改正しました。</p> <p>これらの取組みを通じて、厳正な会計監査の確保に向けた一定の成果が上がっていると考えられる一方、国際的な議論の動向等も踏まえつつ、我が国の監査をより実効性のあるものとするとの観点から、会計不正等に対応した監査手続等の検討を行う必要があることから、23年度の評価は「B」としました。</p> <p>施策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、会計不正の発生や監査に関する国際的動向のほか、公認会計士試験合格者等の活動領域の拡大の状況といった環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>	184
多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること	B	II	<p>機動的な資金調達に資する制度整備として、ライツ・オフアリングの円滑かつ適切な実施のための開示手続きを弾力化する法令を整備したこと、国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備として、資産流動化スキームに係る規制の弾力化、プロ等に限定した投資運用業の規制緩和を含む法令を整備したこと、また、中小企業等に対するきめ細やかで円滑な資金供給に資するため、コミットメント法の適用対象の拡大を図っているほか、新興企業等に対し、23年6月に公表した「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」に基づき、市場関係者が各種取組みを実施したものの、更なる多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に取り組んでいく必要があること等から、23年度の達成度は「B」としました。</p> <p>また、上記のほか、投資信託・投資法人法制の見直し等、多様な資金調達手段及び適切な投資機会の提供に向けた環境整備のための取組みを行う必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>	195

基本政策	施策目標	施策	平成23年度主な事務事業
		(2) 決済システム等の整備・定着	<ul style="list-style-type: none"> ① 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取組み ② 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み ③ 国際的な動向を踏まえた清算機関等への適切な監督対応 ④ 金融機関における情報セキュリティ対策向上の取組みのための情報提供の充実等
		(3) 専門性の高い人材の育成等	<ul style="list-style-type: none"> ① 高度かつ実践的な金融教育の充実 ② 公認会計士試験の円滑な実施等（再掲）
		(4) 個人投資家の参加拡大	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人投資家の参加拡大のための制度等の整備 ② 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施（再掲） ③ 金融経済教育の充実（再掲）
	2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 内外の利用者の資金運用・調達機会の拡大に資する金融サービスの向上等 ② 金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備強化 ③ 我が国金融業の中長期的な在り方についての検討 ④ 保険会社のグループ経営に関する規制の在り方についての検討 ⑤ インサイダー取引規制における純粋持株会社の取扱い等についての検討

達成目標	23年度の達成度	端的な結論	23年度達成度及び端的な結論の判断理由	ページ
安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること	A	II	<p>店頭デリバティブ取引の清算機関及び電子取引基盤の利用義務付け等に関するルールの整備が進展し、我が国清算機関においても、一部の店頭デリバティブ取引に係る清算業務が開始されました。</p> <p>加えて、市場関係者による国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に向けた取組みが進められており、一定の成果が上がっていることから、23年度の達成度は「A」としました。</p> <p>このような目標達成に向けた取組みにより、一定の成果が上がっていますが、店頭デリバティブ取引の清算機関の利用義務付け等に係る内閣府令の施行に向けた作業や、清算機関による清算業務の対象取引の拡大に向けた対応、国債取引・貸株取引等の決済リスク削減への取組み、清算機関等に対する適正な監督、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み等を引き続き進めていく必要があります。端的な結論は「II」としました。</p>	212
金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること	B	II	<p>我が国金融・資本市場において、専門性の高い人材を育成するため、金融行政に関する大学院との連携講座を継続することにより、金融規制・監督等についての理解を深める取組みを続けていますが、我が国金融界全体で専門性の高い人材が十分育成されているとは言えないことから、23年度の達成度は「B」としました。</p> <p>このように、我が国市場の競争力を強化していくためには、市場をめぐる周辺環境の整備の一環として、専門性が高い人材育成について中長期的に取り組む必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>	220
個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること	B	II	<p>無登録業者による未公開株等の取引に関する対応や「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備など個人投資家が安心して投資できる環境の整備を図る等、一定の成果が得られたものの、欧州債務危機等の外部要因もあり、個人投資家の参加拡大に向けた確実な動きが見られなかったため、23年度の達成度は「B」としました。</p> <p>また、利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の円滑な運用や制度の整備等に取り組んでいるものの、個人の金融資産の半分は依然として現金・預金であり、諸外国に比べて高い比率であることなどから、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等に一層取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>	225
内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと	B	II	<p>「新成長戦略」において、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられています。</p> <p>金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するための環境を整備するため、総合的な取引所創設の推進や、保険会社のグループ経営に関する規制の在り方等について検討を行う等、環境整備を着実に進めているものの、内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すとの観点から、更なる取組みが必要であることから、23年度の達成度は「B」としました。</p> <p>上記のほか、金融サービスの利用者に対して、より質の高いサービスを提供する環境整備に今後も引き続き取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>	242

基本政策	施策目標	施策	平成23年度主な事務事業
	3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	<p>(2) 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進</p> <p>(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上</p>	<p>① 中小企業金融円滑化法の適切な運用等、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化</p> <p>② 地域密着型金融の促進</p> <p>③ 金融機能強化法の適切な運用等（再掲）</p> <p>① 検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化</p> <p>② 行政処分についての透明性の向上</p> <p>③ 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実</p> <p>④ ノーアクションレター制度等の適切な運用</p> <p>⑤ 金融機関等との対話の充実</p> <p>⑥ 法令外国語訳の推進</p> <p>⑦ 金融行政に関する広報の充実（再掲）</p> <p>⑧ 金融庁法令等遵守調査室の積極的活用</p>

達成目標	23年度の達成度	端的な結論	23年度達成度及び端的な結論の判断理由	ページ
①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること ②地域密着型金融の推進が図られること	A	II	<p>中小企業金融円滑化法を適切に運用するとともに、その期限を1年間再延長する等、積極的な施策の展開に努めたことにより、全体として金融機関による条件変更等の取組みは着実に行われました。また、地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）や顕彰の実施等の充実を図るための取組みを実施したこと等から、23年度の達成度は「A」としました。</p> <p>他方、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援（「出口戦略」）を強力に押し進めていくための環境整備を行っていく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>	250
明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること	A	I	<p>以下の成果に基づき、行政の透明性・予測可能性の向上を図ることができたため、23年度の達成度を「A」としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁及び財務局等が行った行政処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ四半期ごとに公表 ・検査マニュアルや監督指針等を整備し、検査・監督上の重点項目・着眼点を一層明確化 等 <p>金融行政に関する広報について、金融の国際的性格を踏まえ、英語での情報発信など海外広報の充実を図る等、従来通りの取組みを進める必要があることから、端的な結論は「I」としました。</p>	266

業務支援基盤整備に係る施策（平成20～23年度）

分野	課題	施策	平成23年度主な事務事業
1 人的資源	(1) 専門性の高い職員の育成・強化	① 職員の育成・強化のための諸施策の実施	① 高度な専門知識を有する職員の確保・育成
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進	① 業務・システムの最適化の実施 ② 情報システム調達の適正化
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究分析の実施	① 金融環境の変化に応じた調査研究分析等の実施

(注1) 当該年度の達成度の類型

A：当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合。

B：当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況に至っていないが、一定の成果が上がっている場合。

C：当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合。

(注2) 端的な結論の類型

類型Ⅰ：施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。

類型Ⅱ：施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。

類型Ⅲ：施策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。

達成目標	23年度の達成度	端的な結論	端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針)	ページ
職員の資質の向上を図ること	B	Ⅱ	<p>専門性の高い職員の確保・育成のため、国際機関、海外監督当局等への出向の拡大、各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示及び官房）を軸とした各職員の計画的な人事・任用、民間専門家の登用などを行ったものの、更なる職員の専門性の向上を図る必要があることから、23年度の達成度は「B」と評価しました。</p> <p>他方、職員の資質の向上を図るため、今後とも新たな施策の検討を行い、着実に実施していく必要があることから、端的な結論を「Ⅱ」としました。</p>	278
可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図るとともに、情報システム調達の適正化を図ること	B	Ⅱ	<p>「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、23年5月に最適化計画を変更し、新システム稼動（25年1月）に向け、作業を進めていますが、18年に策定した計画に比べると全体的に進捗が遅れているため、23年度の達成度を「B」としました。</p> <p>このように、同最適化計画については、25年1月の新システム稼動に向けて、取組みを更に充実させていく必要があることから、端的な結論を「Ⅱ」としました。</p>	285
的確な調査研究分析を通じて金融行政の専門性・先見性向上に資すること	B	Ⅱ	<p>金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っている他、望ましい金融規制・監督の在り方等について、官学を中心とした国際コンファレンスを開催しました。このように前年に引き続き金融行政の遂行に資する研究の実施、各部局と連携した研究体制の構築等を進めましたが、今後も、金融の国際的な潮流も踏まえつつ、各部局の当面の課題にとどまらず、中長期的な金融行政の質の向上につながる調査・研究を進めるとともに、我が国からの対外的な発言を強化していく必要があるため、23年度の達成度を「B」、端的な結論を「Ⅱ」としました。</p>	290

Ⅲ 各施策の評価結果

Ⅱ 23年度における各施策の評価結果(概要)

基本政策 I 金融機能の安定の確保

施策目標 I - 1 金融機関が健全に経営されていること

施策 I - 1 - (1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 (P42)

【達成目標】

金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること

【評価結果概要】

深刻化した欧州周辺国の財政・金融問題は、ユーロ圏のソブリンリスクがグローバル化した市場を通じて、世界の金融市場や欧米の金融機関に多大な影響をもたらし、今後、日本の金融機関への影響も懸念されます。

しかしながら、24年3月期における預金取扱金融機関の自己資本比率は、主要行等で17.9%（前年同期比0.6ポイント増）、地域銀行で11.9%（前年同期比0.3ポイント増）となっており、健全性が維持されているため、23年度の達成度は「A」としました。

また、内外の経済・金融情勢が依然として厳しい中、個別金融機関の財務の健全性のみならず、金融システム全体の安定性を見渡した、市場動向等の把握にも注力が必要であるほか、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援（「出口戦略」）を強力に押し進めていくための環境整備を行っていく必要があるため、端的な結論は「II」としました。

施策 I - 1 - (2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 (P57)

【達成目標】

金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること

【評価結果概要】

平成23年度においては、オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの強化等を通じて、金融機関に対する効果的・効率的な検査の実施に努めるとともに、金融検査を取り巻く環境の変化に対応した、的確な金融検査の実施に努めました。これらの取組みもあつて、自己資本比率や不良債権比率等の指標をみると、我が国金融機関の財務の健全性は維

持されているものと考えています。また、金融検査に当たっては、重要なリスクに焦点をあてた検証や検証結果に対する真の理解（「納得感」）など、金融検査マニュアルの前文5原則を基本に据え、双方向の議論等を通じ、一層深度ある検証に努めました。平成23年度に検査を行った金融機関に対する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果をみると、「妥当」・「概ね妥当」との回答が98%を超えています。以上を勘案し、23年度の達成度は「A」としました。

信託銀行や保険会社に対する検査体制の整備をはじめ、引き続き、効果的・効率的な検査の実施に向けた取組みを図る必要があるため、端的な結論は「II」としました。

施策目標 I - 2 金融システムの安定が確保されていること

施策 I - 2 - (1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止 (P74)

【達成目標】

預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること

【評価結果概要】

預金保険制度の周知が相当程度図られているほか、一般預金等の円滑な払戻しのための制度整備が行われる等、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止に向け成果が上がっているため、23年度の達成度を「A」としました。

他方、昨年11月のG20カンヌ・サミットで破綻処理制度の新たな国際基準が合意されたことを受け、諸外国の制度整備の進捗状況をにらみつつ、我が国の現行制度を改めて検証する必要があるため、端的な結論は「II」としました。

施策 I - 2 - (2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 (P84)

【達成目標】

国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資するとともに、持続的な経済成長に資すること

【評価結果概要】

世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G

20・FSB及び各基準設定主体を中心に国際的な金融規制改革が進められています。

こうした中、金融庁は、国際的なルール策定等に積極的に貢献しており、金融規制改革の検討・実施に着実な進展が見られるほか、海外監督当局との連携も強化していることから、23年度の達成度を「A」としました。

他方、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、先般の犯罪収益移転防止法改正及びそれを受けた政省令の改正について国際的な理解を得るべく引き続き対応を行う必要があることから、端的な結論を「II」としました。

施策 I - 2 - (3) アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援 (P94)

【達成目標】

アジア域内の金融・資本市場の整備を図るとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開を促進すること

【評価結果概要】

金融協議等を通じて、アジア諸国に対し、金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた取組みを推進しており、その結果、アジア諸国の金融当局との連携が強化され、相手国の金融分野の解放・規制緩和に進捗が見られたため、23年度の達成度は「A」としました。

他方、アジア諸国に対する電子記録債権の日本型モデルの普及等について実施した実態調査を踏まえ、今後、アジア域内の金融・資本市場の整備を図るための具体的な取組みを更に充実していく必要があるため、端的な結論は「II」としました。

基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

施策目標Ⅱ－１ 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること

施策Ⅱ－１－（１） 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底（P102）

【達成目標】

金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること

【評価結果概要】

未公開株等の投資者被害を防止するための所要の制度整備（「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立（23年5月））を図ったほか、振り込め詐欺への対応（返金率の向上）を進めたこと等から、23年度の達成度は「A」としました。

他方、利用者保護の充実に向けた取組みを更に進める必要があることから、端的な結論は「Ⅱ」としました。

施策Ⅱ－１－（２） 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実（P114）

【達成目標】

利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること

【評価結果概要】

金融の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を改訂・配布し、金融トラブルに巻き込まれないように注意喚起することをテーマとしたシンポジウムを開催するとともに、当局における相談体制の充実（相談時間の延長）を図るなど、国民に各種金融サービスの特性について理解度を高めてもらうための取組みを行ったものの、金融トラブルに巻き込まれない金融経済教育のほか、資産運用や資金調達をより適切に行っているような金融経済の知識の向上を図る必要があるため、23年度の達成度は「B」、端的な結論は「Ⅱ」としました。

施策Ⅱ－１－（３） 金融機関等の法令等遵守態勢の確立（P129）

【達成目標】

金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること

【評価結果概要】

これまで金融機関等の法令等遵守態勢が確立されるよう、行政対応を行ってきたところですが、今般、投資一任業者において、虚偽の運用報告の事例が発生しました。当該事案については、問題を把握した後、迅速な行政対応を行ったものの、一連の対応まで、情報の収集・分析及びリスク感度に係る問題等から、検査・監督として不正の端緒を掴むことができなかつたことも踏まえ、23年度の達成度は「B」としました。

今後こうした問題に対し、金融実務を踏まえ、実効性のある再発防止策を幅広く検討する必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。

施策Ⅱ－１－（４） 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応（P135）

【達成目標】

金融機関の預貯金口座に関連する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること

【評価結果概要】

金融機関に対し、口座の不正利用や偽造キャッシュカード犯罪等に関する情報提供を行うなど、被害者保護に向けた取組みが進んでいるため、23年度の達成度は「A」としました。

このように、施策の達成に向けて成果が上がっており、引き続き取組みを進めるため、端的な結論は「Ⅰ」としました。

施策目標Ⅱ－２ 公正、透明な市場を確立し維持すること

施策Ⅱ－２－（１） 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視（P144）

【達成目標】

市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること

と

【評価結果概要】

証券取引等監視委員会においては、金融商品及び取引を取り巻く市場環境の変化等に対し、持ちうる手段を戦略的に活用して、必要に応じて海外当局とも連携し、日本市場で行われたクロスボーダーでの不公正取引も含め、監視の目を光らせてきました。

その結果、市場の公正を損なうような法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や刑事告発等を行うことにより厳正な対応を行うなど、施策の目標の達成に向けて一定の成果が上がっています

しかしながら、今般、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者の問題が明らかになったことから、今後の検査・調査において、より一層、情報収集能力・分析能力やリスク感度を高める取組みが必要であるため、23年度の達成度は「B」としました。

また、施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があるため、端的な結論は「II」としました。

施策Ⅱ－２－（２） 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進（P164）

【達成目標】

市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること

【評価結果概要】

市場の公正性・透明性を確保するため、日本証券業協会等の自主規制機関と緊密な連携を図るとともに、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に対し、金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業者としての認定を行い、自主規制規則等の制定等の取組みを支援しました。

また、最近の市場を巡る様々な事案を踏まえ、各自主規制機関が自主規制規則の見直し等を必要に応じて検討することを表明しており、今後も市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの充実・改善を自主規制機関と連携して行う必要があると考えられることから、23年度の達成度を「B」としました。

また、今後も、市場の公正性・透明性の確保に向け、自主規制機関との連携のあり方について改善を図る必要があるため、端的な結論を「II」としました。

施策Ⅱ－２－（３） 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着（P169）

【達成目標】

金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること

【評価結果概要】

我が国における I F R S の適用の在り方については、諸外国の動向のほか、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等について十分に勘案し、各界各層からの意見も踏まえ、様々な角度から議論を深めてきたところである。ただし、結論が得られた訳ではなく、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等も踏まえつつ、我が国の制度や経済状況などに最もふさわしい対応について、さらに慎重に検討していく必要があることから、23年度の達成度は「B」としました。

また、上場会社による不適切な事案等をうけ、社外取締役等に関する開示内容の明確化を図りましたが、この定着状況を十分注視しつつ、更なる環境整備に取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。

施策Ⅱ－２－（４） 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保（P177）

【達成目標】

投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること

【評価結果概要】

企業等の開示書類における違反行為に係る課徴金制度を適切に運用するとともに、法令改正事項を中心に有価証券報告書等の重点審査を実施したほか、内部統制報告制度がその見直し後も適切に運用されるように周知を行いました。また、E D I N E T の稼働率についても高水準を確保する等、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するための取組みが着実に進展していること等から、23年度の達成度は「A」としました。

他方で、内部統制報告制度の適切な運用等に引き続き取り組む必要があること等から、端的な結論は「Ⅱ」としました。

施策Ⅱ－２－（５） 公認会計士監査の充実・強化（P184）

【達成目標】

厳正な会計監査の確保を図ること

【評価結果概要】

国際的な動向を踏まえて中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書を取りまとめ公表しました。また、公認会計士・監査法人に対し厳正な処分を行うなど、監査法人等に対する適切な監督に努めたほか、品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査を的確に実施しました。さらに、国際的な会合や情報交換枠組みの構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化しました。

公認会計士試験については、東日本大震災の発生を踏まえ、必要な措置を講じるなど、試験の円滑な実施に努めたほか、関係団体と連携しながら試験合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを行いました。また、公認会計士資格を取得するために必要な実務経験の範囲を拡大するため、公認会計士法施行令及び関連規則を改正しました。

これらの取組みを通じて、厳正な会計監査の確保に向けた一定の成果が上がっていると考えられる一方、国際的な議論の動向等も踏まえつつ、我が国の監査をより実効性のあるものとするとの観点から、会計不正等に対応した監査手続等の検討を行う必要があることから、23年度の達成度は「B」としました。

施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、会計不正の発生や監査に関する国際的動向のほか、公認会計士試験合格者等の活動領域の拡大の状況といった環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。

基本政策Ⅲ 円滑な金融等

施策目標Ⅲ－１ 活力のある市場を構築すること

施策Ⅲ－１－（１） 多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備 （P195）

【達成目標】

多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること

【評価結果概要】

機動的な資金調達に資する制度整備として、ライツ・オファリングの円滑かつ適切な実施のための開示手続きを弾力化する法令を整備したこと、国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備として、資産流動化スキームに係る規制の弾力化、プロ等に限定した投資運用業の規制緩和を含む法令を整備したこと、また、中小企業等に対するきめ細やかで円滑な資金供給に資するため、コミットメント法の適用対象の拡大を図っているほか、新興企業等に対し、23年6月に公表した「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」に基づき、市場関係者が各種取組みを実施したものの、更なる多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に取組んでいく必要があること等から、23年度の達成度は「B」としました。

また、上記のほか、今後も投資信託・投資法人法制の見直し等、多様な資金調達手段及び適切な投資機会の提供に向けた環境整備のための取組みを行う必要があることから、端的な結論は「Ⅱ」としました。

施策Ⅲ－１－（２） 決済システム等の整備・定着（P212）

【達成目標】

安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること

【評価結果概要】

店頭デリバティブ取引の清算機関及び電子取引基盤の利用義務付け等に関するルールの整備が進展し、我が国清算機関においても、一部の店頭デリバティブ取引に係る清算業務が開始されました。

加えて、市場関係者による国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に向けた取組みが進

められており、一定の成果が上がっていることから、23年度の達成度は「A」としました。

このような目標達成に向けた取組みにより、一定の成果が上がっていますが、店頭デリバティブ取引の清算機関の利用義務付け等に係る内閣府令の施行に向けた作業や、清算機関による清算業務の対象取引の拡大に向けた対応、国債取引・貸株取引等の決済リスク削減への取組み、清算機関等に対する適正な監督、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み等を引き続き進めていく必要があり、端的な結論は「Ⅱ」としました。

施策Ⅲ－１－（３） 専門性の高い人材の育成等（P220）

【達成目標】

金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること

【評価結果概要】

我が国金融・資本市場において、専門性の高い人材を育成するため、金融行政に関する大学院との連携講座を継続することにより、金融規制・監督等についての理解を深める取組みを続けていますが、我が国金融界全体で専門性の高い人材が十分育成されているとは言えないことから、23年度の達成度は「B」としました。

このように、我が国市場の競争力を強化していくためには、市場をめぐる周辺環境の整備の一環として、専門性が高い人材育成について中長期的に取り組む必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。

施策Ⅲ－１－（４） 個人投資家の参加拡大（P225）

【達成目標】

個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること

【評価結果概要】

無登録業者による未公開株等の取引に関する対応や「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備など個人投資家が安心して投資できる環境の整備を図る等、一定の成果が得られたものの、欧州債務危機等の外部要因もあり、個人投資家の参加拡大に向けた確実な動きが見られなかったため、23年度の達成度は「B」としました。

また、利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の円滑な運用や制度の整備等に取り組んでいるものの、個人の金融資産の半分は依然として現金・預金であり、諸外国に比べて高い比率であることなどから、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等に一層取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。

施策目標Ⅲ－２ 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること

施策Ⅲ－２－（１） 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備（P242）**【達成目標】**

内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと

【評価結果概要】

「新成長戦略」において、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられています。

金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するための環境を整備するため、総合的な取引所創設の推進や、保険会社のグループ経営に関する規制の在り方等について検討を行う等、環境整備を着実に進めているものの、内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すとの観点から、更なる取組みが必要であることから、23年度の達成度は「B」としました。

上記のほか、金融サービスの利用者に対して、より質の高いサービスを提供する環境整備に今後も引き続き取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。

施策Ⅲ－２－（２） 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進（P250）**【達成目標】**

- ①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること
- ②地域密着型金融の推進が図られること

【評価結果概要】

中小企業金融円滑化法を適切に運用するとともに、その期限を1年間再延長する等、積極的な施策の展開に努めたことにより、全体として金融機関による条件変更等の取組みは着実に行われました。また、地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）や顕彰の実施等の充実を図るための取組みを実施したこと等から、23年度の達成度は「A」としました。

他方、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援（「出口戦略」）を強力に押し進めていくための環境整備を行っていく必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。

施策目標Ⅲ－３ 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実演すること

施策Ⅲ－３－（１） 金融行政の透明性・予測可能性の向上（P266）

【達成目標】

明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること

【評価結果概要】

以下の成果に基づき、行政の透明性・予測可能性の向上を図ることができたため、23年度の達成度を「A」としました。

- ・ 金融庁及び財務局等が行った行政処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ四半期ごとに公表
- ・ 検査マニュアルや監督指針等を整備し、検査・監督上の重点項目・着眼点を一層明確化等

金融行政に関する広報について、金融の国際的性格を踏まえ、英語での情報発信など海外広報の充実を図る等、従来通りの取組みを進める必要があるため、端的な結論は「I」としました。

業務支援基盤整備に係る施策

業務支援基盤整備に係る施策 1－(1)－①

職員の育成・強化のための諸施策の実施（P278）

【達成目標】

職員の資質の向上を図ること

【評価結果概要】

専門性の高い職員の確保・育成のため、国際機関、海外監督当局等への出向の拡大、各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示及び官房）を軸とした各職員の計画的な人事・任用、民間専門家の登用などを行ったものの、更なる職員の専門性の向上を図る必要があることから、23年度の達成度は「B」としました。

他方、職員の資質の向上を図るため、今後とも新たな施策の検討を行い、着実に実施していく必要があることから、端的な結論を「Ⅱ」としました。

業務支援基盤整備に係る施策 2－(1)－①

行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進（P285）

【達成目標】

- ①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
- ②情報システム調達の適正化を図ること

【評価結果概要】

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、23年5月に最適化計画を変更し、新システム稼動（25年1月）に向け、作業を進めていますが、18年に策定した計画に比べると全体的に進捗が遅れているため、23年度の達成度を「B」としました。

このように、同最適化計画については、25年1月の新システム稼動に向けて、取組みを更に充実させていく必要があることから、端的な結論を「Ⅱ」としました。

業務支援基盤整備に係る施策２－（２）－①
専門性の高い調査研究分析の実施（P290）

【達成目標】

的確な調査研究分析を通じて金融行政の専門性・先見性向上に資すること

【評価結果概要】

金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っている他、望ましい金融規制・監督の在り方等について、官学を中心とした国際コンファレンスを開催しました。このように前年に引き続き金融行政の遂行に資する研究の実施、各部局と連携した研究体制の構築等を進めましたが、今後も、金融の国際的な潮流も踏まえつつ、各部局の当面の課題にとどまらず、中長期的な金融行政の質の向上につながる調査・研究を進める必要があるため、23年度達成度を「B」、端的な結論を「Ⅱ」としました。

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策I-1-1)

施策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施					
施策の概要	<p>金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリング(検査と検査の間の期間においても、監督部局で継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性及適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて監督上の対応を行うこと)を実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があります。</p> <p>このため、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等の実施、グローバルに活動する金融機関の監督に関する監督当局間の連携、リスク管理に関するルールの整備、金融機能強化法及び早期健全化法の適切な運用を図ることとしています。</p>					
達成すべき目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	409	328	310	269
		補正予算(b)	△31	△32	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	378	296	-	-
執行額(百万円)	247	153	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日) 米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。</p> <p>金融・世界経済に関する首脳会合 宣言(平成21年11月15日) 9. (略) ・健全な規制の拡大 我々は、規制枠組み、健全性監督、リスク管理を強化し、すべての金融市場、商品、参加者が状況に応じて適切に規制され、あるいは監督の対象となることを確保することを誓約する。(中略)我々はまた、規則が効果的で、技術革新を抑制せず、金融商品とサービスの取引の拡大を促すことを確保しつつ、規制枠組みを景気循環に対してより効果的にしていく。</p>					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 深刻化した欧州周辺国の財政・金融問題は、ユーロ圏のソブリンリスクがグローバル化した市場を通じて、世界の金融市場や欧米の金融機関に多大な影響をもたらし、今後、日本の金融機関への影響も懸念されます。 しかしながら、24年3月期における預金取扱金融機関の自己資本比率は、主要行等で17.9%(前年同期比0.6ポイント増)、地域銀行で11.9%(前年同期比0.3ポイント増)となっており、健全性が維持されているため、23年度の達成度は「A」としました。 また、内外の経済・金融情勢が依然として厳しい中、個別金融機関の財務の健全性のみならず、金融システム全体の安定性を見渡した、市場動向等の把握にも注力が必要であるほか、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援(「出口戦略」)を強力に推し進めていくための環境整備を行っていく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
		<p>(1)必要性 グローバルな金融市場の混乱により、株式市場等の大幅な変動や实体经济の悪化など、金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する必要性が高まっています。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2) 効率性 オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることなどにより、効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全かつ適切な運営の確保に資することができました。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで行うことで、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られました。</p> <p>(3) 有効性 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを行い、業務の健全性・適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや、監督指針の整備等を進めたことは、金融機関におけるリスク管理の高度化への取組みを促進することに繋がるものと考えられることから、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保に資することができたと考えています。また、優先課題の早期認識と効果的な対応の観点からも有効であったと考えています。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
-----------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督局総務課監督企画室「主要行等の平成24年3月期決算の概要」 (平成24年6月8日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120608-4.html) ・ 監督局銀行第二課「地域銀行の平成24年3月期決算の概要」 (平成24年6月8日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120608-3.html) ・ 監督局総務課協同組織金融室「信用金庫及び信用組合の自己資本比率」 ・ 監督局証券課「証券会社の自己資本規制比率」 ・ 監督局総務課「金融再生法開示債権の状況等について」 (平成23年8月24日公表 http://www.fsa.go.jp/status/npl/20120824.html) ・ 監督局保険課「生命保険会社及び損害保険会社ソルベンシー・マージン比率」 ・ 監督局総務課「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について(確報値)」 (平成24年7月19日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120719-2.html) ・ 監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成23年7月1日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20110701-1.html) ・ 監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成23年12月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20111227-1.html) ・ 監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画等」 (平成23年8月5日、9月14日、12月8日、12月28日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2011a.html) ・ 監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成23年1月28日、8月5日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2011b.html) ・ 監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成24年2月2日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2012b.html)
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課モニタリング支援室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課市場分析室、検査局総務課、総務企画局市場課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅰ－１－（１）

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

1. 達成目標等

達成目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融を巡る状況の変化を踏まえて、監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日）、金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）等
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・公的資金の返済額 ※ 施策Ⅲ－２－（２）における各指標について、必要に応じて参照する。

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応	・グローバルな株式、為替、債券、クレジット、コモディティ、証券化商品等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、金融システムの安定の確保、金融・資本市場の的確な動向把握の観点から、引き続き、情報の集積・調査・分析を実施するとともに、実体経済との相互作用に留意しつつ、日本銀行とも連携し、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握に注力していく。 また、集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を図る。
②効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融機関の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効果的・効率的なモニタリングに努める。 特に、借手企業に対する円滑な資金供給に向けた取組状況については、各金融機関におけるリスク管理態勢にも留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているかどうか

	<p>について、モニタリングしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関によるストレステストの活用についても、バーゼル銀行監督委員会における検討の状況を踏まえつつ、一層の精緻化・明確化を図るよう促していく。 ・監督指針及び監督方針において、監督上の着眼点や重点事項を可能な限り明確化する。 ・オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、引き続き制度改正に伴う対応を行うとともに、情報利用の高度化等のための整備を進める。
③グローバルに活動している金融機関に対する監督	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルに活動している金融機関に関し、20年4月のFSF報告書や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、適切な監督を行う。 ・昨今の国際的な議論等を踏まえて、国際的に活動する金融機関に対し、グループの巨大化・業務の複雑化・国際展開の進展に対応した管理態勢の整備等を促すための監督指針の改正を22年3月に実施したことを踏まえ、適切な監督を行う。
④証券会社等の連結規制・監督	<ul style="list-style-type: none"> ・23年4月より導入された連結規制・監督のもと、バーゼルⅡの枠組み強化（バーゼル2.5）やバーゼル3を踏まえ、各金融機関のリスク管理の高度化を促しつつ、改正自己資本告示（単体、川下連結、川上連結）に基づいて、適切な監督を行う。 ・保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについては、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、22年5月に改正された保険業法を踏まえ、24年3月期からの実施に向けて、保険会社等の連結財務健全性基準の具体的な算出方法等の整備を行う。
⑤金融機関のリスク管理の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関が、国際的な動向や自らのビジネスを取り巻く環境の変化を展望した上で、適切なリスク管理の遂行を行っているかという観点を踏まえ、総合的なリスク管理態勢の整備状況等について検査・監督を通じ検証する。 ・バーゼルⅡにおいては、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、引き続き承認申請に対し適切な審査を行う。
⑥中小企業金融円滑化法の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融円滑化法等に基づく貸付条件の変更等の実施状況や体制整備状況等について、当局として適切なフォローアップを行うとともに、条件変更後の継続的なモニタリング、経営相談・指導、経営再建計画の策定支援、本格的な事業再生支援といった金融機関のコンサルティング機能が一層定着するよう、モニタリングを行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・また、今般の東日本大震災の発生以降、金融機関に対し、被災した中小企業や住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の申込みについて、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を行うよう繰り返し要請を行った。さらに、貸付条件の変更等に、より注力出来るよう、被災地域にある金融機関における開示報告義務の弾力化も行った。今後とも、金融機関において、被災者に対し、貸付条件の変更等にできる限り積極的に対応するよう指導していく。
⑦金融機能強化法の適切な運用等	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機能強化法の活用を検討促進を図る。 ・金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。 ・国の資本参加を実施した金融機関に対しては、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。 ・なお、東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、被災地域における金融機能を面的に維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを予め確保するため、国の資本参加の申請期限を5年間延長するとともに、震災の特例を設けるなど金融機能強化法を改正した。
⑧早期健全化法の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化法に基づく資本増強行について、経営健全化計画の履行を確保する観点から、計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行うほか、公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

東日本大震災に伴う影響の広がりや、深刻化した欧州周辺国の財政・金融問題は、ユーロ圏のソブリンリスクが、グローバル化した市場を通じて、世界の金融市場や欧米の金融機関に多大な影響をもたらすという新たな問題を呈しました。更に、新興国等の実体経済に与える影響も懸念されるなど、金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化する中、個々の金融機関のリスクの特性やその変化をきめ細かく把握する必要性が一層高まっています。

4. 平成 23 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応

①取組内容

平成 23 事務年度主要行等向け監督方針において、「現在考え得るリスクに的確に対応していくため、マクロ経済、金融資本市場の動向をより深く把握した上で、それらが金融機関の健全性等に与える影響について認識を深め、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握する。また、モニタリングのオンサイト・オフサイトの一体化の推進等により、リスクの早期把握に努める。」という考え方を示しました。

これに基づき、金融機関を取り巻く指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市

場関係者との意見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、リスク分析の高度化に取り組んでいます。具体的には、グローバルな株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況や内外のマクロ経済の情勢等（欧州周辺国の財政・金融問題をめぐる情勢や欧米市場の経済動向・経済情勢等の的確な把握、分析に注力）について、部局横断的な情報の集約や分析、共有の場を設け、金融システム、金融・資本市場の動向を早期に把握するよう努めました。また、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握にも注力しました。

さらに、主要国の監督当局で構成され、金融機関のリスク管理実務について調査・分析を実施する Senior Supervisors Group（SSG）による金融機関における各種リスク管理の状況等に係るサーベイに対して協力するとともに、グローバルに活動する我が国の金融機関（3メガバンクグループ及び野村グループ）について、監督カレッジ（6.（3）を参照）の会合を開催し、関係監督当局間で情報共有及び議論等を行いました。監督カレッジでの議論を通じ、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクのフォワード・ルッキングな特定・把握が促進されました。

上記のような手段で集積した情報及び分析結果については庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、金融行政への反映を図っています。

②評価

グローバルな株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、収集した情報及び分析結果を庁内で共有することにより、リスクの早期把握が促進され、効果的な行政対応を行う上で、一定の効果があったものと考えています。

また、監督カレッジにおける議論等、海外当局との連携を通じ、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクのフォワード・ルッキングな特定・把握が促進され、効果的な行政対応を行う上で、一定の効果があったものと考えています。

（2）効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

①取組内容

オフサイト・モニタリングにおいては、金融機関（預金取扱金融機関、金融商品取引業者、保険会社）の財務会計情報やリスク情報等を徴求し、その蓄積・分析を行うとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関の経営状況の把握等を行いました。また、検査・監督の両部局間において金融機関の決算状況や検査計画等について意見交換を行い、オンサイトとオフサイトの効率的なモニタリングを実施するための問題意識の共有等を図りました。

さらに、モニタリング・システムについて、オンラインによるデータ徴求、データの暗号化等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上に努めるとともに、金融機関を取り巻く環境の変化を踏まえ、随時システムの改修を実施

するなど、システムの強化を図っています。

②評価

24年3月期における預金取扱金融機関の自己資本比率は、主要行等で17.9%と前年同期比0.6ポイントの増加、地域銀行で11.9%と前年同期比0.3ポイントの増加となっています。他方、不良債権比率は、主要行等で1.8%、地域銀行で3.2%、全国銀行ベースで2.4%とそれぞれ前年同期と比べ横ばいとなっており、いずれの指標においても健全性が維持されています。しかしながら、東日本大震災の影響により、先行きが不透明になっているため、金融機関の健全性については、今後とも注視が必要と考えています。

また、24年3月期において、証券会社※1の自己資本規制比率は379.0%、生命保険会社及び損害保険会社のソルベンシー・マージン比率※2はそれぞれ、674.0%、477.6%となっており、証券会社及び保険会社においても健全性が維持されていると考えられますが、今後とも注視が必要と考えています。

加えて、中小企業金融円滑化法に基づく24年3月末時点の開示・報告によれば、中小企業者向け貸付及び住宅ローンの双方について、審査中の案件等を除き、実行の割合は9割を超える水準となっています。

このように、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施もあって、我が国金融機関において健全性が維持されており、金融機関による金融仲介機能の発揮も概ね図られているものと考えています。

【資料1】自己資本比率

	22/3期	23/3期	24/3期
主要行等	15.8%	17.3%	17.9%
地域銀行	11.3%	11.6%	11.9%
信用金庫	12.3%	12.6%	12.8%
信用組合	10.9%	11.0%	11.1%

(出所) 金融庁監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室調

【資料2】不良債権比率(=金融再生法開示債権÷総与信額)

	22/3期	23/3期	24/3期
主要行等	1.9%	1.8%	1.8%
地域銀行	3.2%	3.2%	3.2%
信用金庫	5.8%	6.0%	6.3%
信用組合	8.2%	8.0%	8.5%

※1 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

※2 24年3月期から、マージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とした新基準を導入

全国銀行	2.5%	2.4%	2.4%
------	------	------	------

(出所) 監督局総務課調

(3) グローバルに活動している金融機関に対する監督

①取組内容

20年4月の「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム(FSF)報告書※」や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ(監督カレッジ)の枠組みの下、グローバルに活動する我が国の金融機関(3メガバンクグループ及び野村グループ)について、監督カレッジの会合を開催しました。

また、我が国に拠点を有している複数の海外金融機関について、当該金融機関の母国監督当局が主催する監督カレッジの会合に参加しました。

これら会合において、関係監督当局間で、該当金融機関の経営内容や監督上の注視点等について、情報共有及び議論を行いました。

※20年4月にFSFより公表された、今般の金融市場の混乱の要因分析と今後の対応についての提言に関する報告書。この中で、当局間の情報交換及び連携に関して、世界的な大手金融機関ごとに監督カレッジを設置すべきことを提言している。

②評価

監督カレッジの会合での情報共有及び議論等を通じ、グローバルに活動している金融機関に係る情報を関係監督当局間で共有することにより、当該金融機関の適切な監督に一定の効果があったものと考えています。

(4) 証券会社の連結規制・監督の導入等

①取組内容

ア. 証券会社の連結規制・監督の導入について

22年金融商品取引法改正により、一定規模以上の証券会社に対してはグループベースの監督規制(連結自己資本規制比率等)が23年4月より導入され、証券会社に対しては、現在、単体、川下連結、川上連結の3つの自己資本規制が告示により課されています。

かかる状況の中で、21年7月公表「バーゼルⅡの枠組み強化に関する最終文書」(通称バーゼル2.5)を踏まえ、23年5月に川上連結告示を、同11月に単体及び川下連結告示を改正しました。

さらに、22年12月公表バーゼル3テキスト(より強靱な銀行及び銀行システムのための世界的な規制の枠組み)を踏まえ、24年3月に川上連結告示を改めて改正しました。

イ. 保険会社等の連結規制・監督の導入について

保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについては、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、保険会社等の連結財務健全性基準を24年3月末から導入しました。

②評価

ア. 証券会社の連結規制・監督の導入について

バーゼルⅡの枠組み強化（バーゼル 2.5）やバーゼル3を踏まえ自己資本告示を改正したことで、証券会社のリスク管理の高度化を促し、グループ・ベースの規制・監督の枠組みをより強化することにつながると考えています。

イ. 保険会社等の連結規制・監督の導入について

保険会社等のグループに対する連結財務健全性基準を24年3月末から導入したことにより、グループ全体のリスクの把握及び規制・監督の強化につながると考えています。

（5）金融機関のリスク管理の高度化

①取組内容

ア. バーゼルⅡに関して

19年3月末より全ての預金取扱金融機関を対象に実施されたバーゼルⅡの第1の柱（最低所要自己資本比率）において、当局の事前承認を要するリスク計測手法の採用を希望する金融機関に対し、リスク管理の高度化に向けたインセンティブの所在、安定的な運用の可能性等を確認しつつ、規制上求められる要件に照らし、審査を行いました。その結果として、23年度は、以下の通り承認を行いました。

（オペレーショナル・リスク）

- ・先進的計測手法（AMA）：三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、日本マスタートラスト信託銀行
- ・粗利益配分手法（TSA）：筑波銀行、武蔵野銀行、福井銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、楽天銀行

（マーケット・リスク）

- ・内部モデル方式（IMA）：三井住友トラスト・ホールディングス

また、既に承認を受けた金融機関に対し、定期的なヒアリングや当局への報告を通じて、安定的なリスク管理の運用状況等について確認を行いました。この他、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）についても、早期警戒制度の枠組みを活用しつつ、銀行勘定の金利リスクに関するアウトライヤー基準、統合的なリスク管理態勢の整備状況等に関するモニタリングを実施しました。

イ. ソルベンシー・マージン比率に関して

保険会社のソルベンシー・マージン比率については、マージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とした新基準を導入しました。

また、資産負債を一体的に時価評価することで計算される純資産額（＝資産－負債）等を用いて計算したソルベンシー・マージン比率に基づいて財務の健全性を評価する経済価値ベースのソルベンシー規制の導入について検討を進めているところです。23年度には、日本アクチュアリー会や損害保険料率算出機構といった専門組織と連携して、技術的な検討を行いました。

②評価

ア. バーゼルⅡに関して

先進的なリスク計測手法の承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、一般の金融危機への対応を含めて当局と金融機関との間でリスク管理の高度化に向けた課題等の共有化を図っています。

また、バーゼルⅡの実施後、先進的なリスク計測手法の承認を受けた金融機関も増えており、定量データの横断的な比較等により、モニタリングの実効性が高まっています。

イ. ソルベンシー・マージン比率に関して

マージン算入の厳格化や想定される損失を厳格に算定することを内容とした新基準を24年3月末から導入したことにより、ソルベンシー・マージン比率に対するより一層の信頼性の向上が図られると考えています。

（6）中小企業金融円滑化法の適切な運用

①取組内容

中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努めるほか、年末、年度末といった機会を捉えて、金融機関に対し、貸付条件の変更等の申込みに対して、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を徹底するよう努めることを要請いたしました。

また、金融機関が、貸付条件の変更等を行っている間に、コンサルティング機能を十分に発揮することで、中小企業者の経営や返済能力の改善策につながる、という流れを定着させる等という観点から、23年4月には中小企業金融円滑化法に基づく監督指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的役割）を策定しました。

②評価

中小企業金融円滑化法に基づく24年3月末時点の条件変更等の実績によれば、中小企業者向け貸付及び住宅ローンの双方について、審査中の案件等を除き、実行の割合

は9割を超える水準となっており、全体として、金融機関の貸付条件の変更等の取組みは着実に行われていると考えております。

【資料3 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況（24年3月末時点）

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行（A）	謝絶（B）	実行率 [A/(A+B)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計（1521）	3,133,742 (857,315)	2,893,387 (797,501)	78,698 (21,244)	97.4%
【住宅ローン】 金融機関合計（1521）	257,380 (39,507)	204,260 (31,610)	18,350 (2,791)	91.8%

（出所） 監督局総務課調

（注） 上記金融機関（1521）は、銀行（147）、信用金庫（272）、信用組合（159）、労働金庫（14）、系統金融機関（67）、農協・漁協（862）の合計。

（7）金融機能強化法及び早期健全化法の適切な運用

①取組内容

ア. 金融機能強化法に基づく資本参加を行った金融機関について

- i) 20年12月に改正された金融機能強化法の本則に基づき、資本参加を行った北洋銀行、福邦銀行及び南日本銀行の新しい経営強化計画について、23年8月に承認しました。
- ii) 23年6月に改正された金融機能強化法の震災特例に基づき、以下の通り、10金融機関に対して資本参加を実施しました。
 - 23年9月実施：仙台銀行、筑波銀行
 - 23年12月実施：七十七銀行
 - 24年1月実施：相双信用組合、いわき信用組合
 - 24年2月実施：宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫、あぶくま信用金庫
 - 24年3月実施：那須信用組合
- iii) 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況の報告がなされ、23年3月期（13金融機関）については同年8月に、23年9月期（15金融機関）については翌年2月にその内容を公表しました。

イ. 早期健全化法に基づく資本増強行について

早期健全化法に基づく資本増強行に対して、経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、23年3月期については同年7月に、23年9月期については同年12月にその内容を公表しました。

②評価

ア. 金融機能強化法に基づく資本参加を行った金融機関について

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画の履行状況については、法令上、半期毎に当局に報告がなされ、これを当局が公表することとしており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとしています。

なお、23年に改正された同法の震災特例においては、東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、震災の影響を受けた金融機関等による積極的な活用を促す観点から、経営強化計画の策定において、経営責任の明確化や収益性・効率性等に関する目標設定を求めない等の弾力化が図られています。

このような枠組みの下、資本参加を行った金融機関の金融仲介機能が一層強化され、中小企業等に対する円滑な資金供給や震災からの復興に向けた多方面にわたる支援に結びつくことにより、地域経済の活性化や被災地域の復興に貢献していくものと考えています。

イ. 早期健全化法に基づく資本増強行について

早期健全化法に基づく資本増強行の経営健全化計画の履行状況については、各金融機関からの報告を取りまとめて半期毎に公表しており、パブリック・プレッシャーによる自己規制を図ることとしています。また、計画未達の金融機関について、報告徴求、業務改善命令といった監督上の措置を講じることとしています。こうした枠組みの下で、資本増強行の経営健全化が促されているものと考えています。24年3月末の残高は約1.5兆円となっており、資本増強以後24年3月末までに約1.4兆円の利益が生じています。

【資料4 旧安定化法、早期健全化法、預金保険法に基づく返済状況】

	20事務年度 (21年6月末)	21事務年度 (22年6月末)	22年度 (23年3月末)	23年度 (24年3月末)
返済額	0.4兆円	599億円	1.2兆円	0円
残 額	2.9兆円	2.8兆円	1.5兆円	1.5兆円

(出所) 監督局銀行第二課調

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

① 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応

欧州周辺国の財政・金融問題の深刻化など、内外の経済・金融情勢が依然として厳しい中、実体経済の状況が金融システムに与える影響を引き続き的確に把握する必要があります。その際には、国際的にも議論されているように、個別金融機関の財務の健全性のみならず、金融システム全体の安定性を見渡した、市場動向等の把握にも注力していく必要があります。

② 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

引き続き、金融機関の財務会計情報やリスク情報等の蓄積・分析及び市場動向の把握に努めるとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関との意見交換や経営状況の把握等に努め、内部管理態勢の確立等、経営の健全性及び業務の適切性の確保に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促していく必要があります。あわせて、検査部局及び監督部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図りながら、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせ、一層効率的なモニタリングを実施していくことが必要と考えています。

また、報告・分析の対象となる情報の処理はコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、引き続き、システムの強化等を図っていくことが必要です。

さらに、中小企業金融円滑化法の期限が1年再延長されたことも踏まえて、中小企業等に対する金融の円滑化を図る観点から、適切かつ積極的に金融仲介機能が発揮されているかについても、引き続きモニタリングしていくことが必要です。

③ グローバルに活動している金融機関に対する監督

欧州周辺国の財政・金融問題の深刻化や金融規制改革の動向などを踏まえつつ、引き続き、監督カレッジの会合での情報共有及び議論等を通じ、グローバルに活動している金融機関に係る情報を関係監督当局間で共有することにより、当該金融機関の適切な監督を行っていく必要があります。

④ 証券会社の連結規制・監督の導入等

25年より段階的に実施されるバーゼル3に対応するべく、自己資本規制比率の計算ルール等について、今後も必要に応じ見直していく必要があります。

また、単体及び川下連結告示についても、証券会社のビジネスモデルを踏まえつつ、バーゼル3の趣旨を反映させたあり方を検討し、業界調整等を行ったうえで、必要に応じ見直していく必要があります。

⑤ 金融機関のリスク管理の高度化

ア. バーゼルⅡに関して

バーゼルⅡは、金融機関の業務や取引が複雑化する中、従来の簡素な規制の枠組みと比べ、金融機関が抱えるリスクをより精緻に把握することで、金融機関のリスク管理の高度化への取組みを促す枠組みです。金融機関のリスク管理実務等の進展を踏まえ、今後とも、第1の柱におけるリスク計測手法に係る承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組みを適切に把握し、第2の柱の補完的な枠組みを通じて、各金融機関の特性に応じたリスク管理の高度化を適切に促していく必要があります。また、自己資本比率の計算

ルールや当局の監督上のモニタリング手法等について、金融実務慣行の変化等のほか、25年より実施予定のバーゼル3を踏まえ、必要に応じ見直していく必要があります。

イ. ソルベンシー・マージン比率に関して

経済価値ベースのソルベンシー規制の導入については、23年度に行った技術的な検討を踏まえ、引き続き国際的な動向を十分に見据えつつ、検討を進めていく必要があります。

⑥ 中小企業金融円滑化法の適切な運用

24年3月31日に、中小企業金融円滑化法を1年間に限り再延長するための改正法案、及び、企業再生支援機構の支援決定期限を1年延長するための改正法案が、国会で可決・成立し、公布・施行されました。

今後は、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、引き続き、金融機関の貸付け条件の変更等の取組状況について注視するとともに、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援、すなわち「出口戦略」を強力に推し進めていくための環境整備を行っていく必要があると考えております。

⑦ 金融機能強化法の適切な運用

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関については、経営強化計画の履行状況の公表・フォローアップを行うなど、引き続き適切な運用に努めていく必要があります。

また、今後、他の金融機関から同法に基づく資本参加の申請があった場合には法令等に則り、適切な審査に努めていく必要があります。

⑧ 早期健全化法の適切な運用

より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法に基づく資本増強の経営の健全性の確保及び預金保険機構のいわゆる「3原則」（①経営の健全性の維持、②国民負担の回避、③市場への悪影響の回避）を踏まえた公的資金の管理を図るため、引き続き適切な対応に努めていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
モニタリング・システム関係経費	②	予算 <継続>	124,068千円
バーゼルⅡ対応システム関係経費	⑤	予算 <継続>	8,217千円

金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に 必要な経費	⑦	予算 <継続>	50,000 千円
		予算 <新規>	80,000 千円
業務・システム最適化計画に基づく「金融庁 業務支援統合システム」への移行等に必要 な経費	②	予算 <新規>	6,466 千円
参事官（非預金取扱金融機関担当）の時限撤 廃（恒久化）	①	機構・定員	
不動産証券化手法の拡充のための体制整備に 係る対応	②	機構・定員	
投資一任業者に対する監督業務に係る体制整 備	②	機構・定員	
（年金受託）信託銀行に対する監督業務に係 る体制整備	②	機構・定員	

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策I-1-1-(2))

施策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施					
施策の概要	「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」するため、平成23事務年度の検査基本方針に基づき、オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの強化等に努めるとともに、金融機関がコンサルティング機能等を十分に果たしながら、適切なリスク管理をベースとして、円滑かつ積極的な金融仲介機能を発揮できる態勢が整備されているか等について、重点的に検証しました。また、検査運営に当たっては、ベター・レギュレーションを運営指針として、引き続き、その実践を進めました。					
達成すべき目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	341	353	365	350
		補正予算(b)	-	0	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	341	353	-	-
執行額(百万円)	285	285	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施	オフサイト検査モニターのアンケート結果(「妥当」または「概ね妥当」と回答された割合)	98.4%	22年度	前年度を維持	23年度	98.1%

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 平成23年度においては、オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの強化等を通じて、金融機関に対する効果的・効率的な検査の実施に努めるとともに、金融検査を取り巻く環境の変化に対応した、的確な金融検査の実施に努めました。これらの取組みもあって、自己資本比率や不良債権比率等の指標をみますと、我が国金融機関の財務の健全性は維持されているものと考えています。また、金融検査に当たっては、重要なリスクに焦点をあてた検証や検証結果に対する真の理解(「納得感」)など、金融検査マニュアルの前文5原則を基本に据え、双方向の議論を通じ、一層深度ある検証に努めた。平成23年度に検査を行った金融機関に対する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果をみますと、「妥当」・「概ね妥当」との回答が98%を超えています。以上を勘案し、23年度の達成度は「A」としました。 信託銀行や保険会社に対する検査体制の整備をはじめ、引き続き、効果的・効率的な検査の実施に向けた取組みを図る必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立入検査はそのために必要な手段です。</p> <p>(2)効率性 オン・オフ一体的なモニタリングの強化を通じて、検査実施前の事前分析を充実させ、検証分野の絞り込みや規模・特性等を勘案した検査班編成を行ったことにより、金融機関の検査負担を軽減しつつ、限られた人員の下で、効率的な金融検査を実施することができたと考えています。</p> <p>(3)有効性 金融検査において金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に一定の成果があったと考えています。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議
---------------------	---------------

政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査局総務課「平成23事務年度検査実施計画・実施件数」 ・ 検査局総務課「オフサイト検査モニターのアンケート結果」 ・ 監督局総務課「中小企業円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況」 (平成24年7月19日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120719-2.html) ・ 監督局銀行第一課「主要行等の平成24年3月期決算の概要」 (平成24年6月8日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120608-4.html) ・ 監督局銀行第二課「地域銀行の平成24年3月期決算の概要」 (平成24年6月8日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120608-3.html) ・ 監督局総務課協同組織金融室「信用金庫及び信用組合の自己資本比率」 ・ 検査局総務課「金融検査評価結果の分布状況」
----------------------------------	---

担当課室名	検査局総務課	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	--------	----------	---------

23 年度実績評価書（別紙）

施策 I - 1 - (2)

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

1. 達成目標等

達成目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。 【根拠】銀行法第 25 条、中小企業金融円滑化法の期限の延長等について（22 年 12 月 14 日）等
測定指標 （目標値・達成時期）	・ オフサイト検査モニターのアンケート結果（4 段階評価）のうち「1（最も評価が高い）」または「2（次に評価が高い）」と回答された割合（前年度の水準を維持・23 年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査実施件数 ・ 検査指摘内容 ・ 各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・ 中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の状況 ・ 評価結果の分布状況

2. 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融機関に対する効果的・効率的な検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関のリスク特性を十分見極めた、実効的かつ効率的な金融検査を実現するためには、金融庁及び財務局において、オン・オフ体系的なモニタリングをさらに強化し、重要なリスクに焦点をあてた検査を徹底する必要がある。そのため、金融庁・財務局の検査部局によるオンサイトデータ集積・分析機能と、監督部局によるオフサイトモニタリングデータ集積・分析機能とを一体化し、オン・オフシームレスなモニタリングを強化することで、金融機関の負担軽減を図りつつ、一層メリハリのある金融検査を進める。 ・ 金融検査の実効性・効率性を向上させる観点から、検査結果の分析を強化し、そこから得られた分析結果を金融機関に還元して情報や問題意識の共有を図る。あわせて、このような分析結果を活用して、関係機関等に対する情報発信の強化を図る。 ・ 国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループの在日拠点に対する検査を効果的・効率的に行う観点から、証券取引等監視委員会や海外当局等との間で、情報や問題意識の共有を含め、連携をさらに強化する。また、

	<p>検査結果の分析を強化し、そこから得られた情報を活用して、海外当局等に対する情報発信を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査運営において、より一層のITの活用を図るため、検査会場内の無線LANの構築や電話会議の導入等、検査現場のIT環境の整備を行う。
②金融検査を取り巻く環境の変化に対応した、的確な金融検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等の業況や資金繰りは、改善しつつあるものの、依然として厳しい状況にあることを踏まえ、原則として全ての銀行、信金、信組に対し、23年9月頃までに、中小企業金融円滑化法の実施状況に関する検査を一巡させる。また、検査においては、引き続き、金融機関が、適切なリスク管理をベースとして、中小企業に対する適切なコンサルティング機能の発揮できる態勢が整備されているか重点的に検証する。 ・金融機関に対する国際的な規制の動向等に対応し、例えば、IFRSの導入や、先般の金融危機を踏まえた自己資本・流動性に係る新たな枠組みの導入等に的確に対応した検査態勢や検査マニュアルの整備を検討する。 ・ITの著しい進展に適切に対応した金融検査を行うため、例えば、デジタルフォレンジックを活用した検査態勢の整備やクラウド・コンピューティングの進展に対応した検査のあり方を検討する。
③ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施	<p>以下の検査マニュアル5原則に則った検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要なリスクに焦点をあてた検証 ・問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明 ・問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証 ・指摘や評価根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化 ・検査結果に対する真の理解（「納得感」）

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

欧州の債務問題など、国際的な金融・経済情勢等は、従前にも増して先行きの不透明感が增大しています。その影響等が、金融機関やその取引先等に広がり、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する」という目標達成に影響を与えた可能性があります。

4. 23年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融機関に対する効果的・効率的な検査の実施

ア. オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの強化

①取組内容

平成23事務年度（23年7月から24年6月まで）の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの強化に努めました。

具体的な取組みの例を挙げると、次のとおりです。

- ・ 主要行の検査を複数年担当する主任検査官（日本版EiC）や大手保険会社の検査を担当する主任検査官について、監督局に併任したうえで、監督局における様々なヒアリングなどに参加することにより、担当する金融機関の状況を適時適

切に把握することとしました。

- ・ また、検査局のシステム専門家を監督局のシステムモニタリング担当に併任し、検査局と監督局との横断的な組織を立ち上げ、当該組織を中心にオン・オフ体系的なモニタリングを一層強化することとしました。
- ・ さらに、主要行・地域銀行に加え、信用金庫・信用組合について、検査局のオンサイトデータ集積・分析機能と監督局のオフサイトモニタリングデータ集積・分析機能との一体化をさらに進化させることとしました。

このように、オン・オフ体系的なモニタリングの強化を通じて、検査実施前の事前分析を充実させ、検証分野の絞り込みや規模・特性等を勘案した検査班の編成を行ったことにより、金融機関の検査負担を軽減しつつ、限られた人員の下で、効果的・効率的な金融検査を実施することに努めました。

この結果、23 事務年度においては、銀行等（銀行持株会社を含む）については 78 件、協同組織金融機関については 184 件、保険会社（保険持株会社を含む）については 25 件、その他金融機関については 253 件の検査をそれぞれ実施しました。

【資料 1 23 事務年度の検査実施計画・実施件数】 (単位：件)

	検査計画件数 (注)	検査実施件数
銀行等 (銀行持株会社を含む)	80	78
協同組織金融機関	185	184
保険会社 (保険持株会社を含む)	25	25
その他金融機関	255	253

(注) 当該計画は、事務年度当初の見込みとして設定したものです。

(出所) 検査局総務課調

②評価

24 年 3 月期における預金取扱金融機関の自己資本比率をみると、主要行等で 17.9%と前年同期比 0.6%ポイントの上昇、地域銀行で 11.9%と同 0.3%ポイントの上昇となっている等、いずれの業態においても前年同期比で上昇しています。

さらに、同じく不良債権比率をみると、主要行等で 1.8%、地域銀行で 3.2%と、いずれも前年同期と比べ横ばいとなっており、全国銀行ベースにおいても 2.4%と前年同期と比べて横ばいとなっています。

オン・オフ体系的なモニタリングの強化を通じて、金融機関に対する効果的・効率的な検査に取り組んだこともあり、預金取扱金融機関の自己資本比率や不良債権比率は以上のような状況にあり、我が国金融機関の財務の健全性は維持されているものと考えています。

【資料2】自己資本比率

	22/3期	23/3期	24/3期
主要行等	15.8%	17.3%	17.9%
地域銀行	11.3%	11.6%	11.9%
信用金庫	12.3%	12.6%	12.8%
信用組合	10.9%	11.0%	11.1%

(出所) 金融庁監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室調

【資料3】不良債権比率(=金融再生法開示債権÷総与信額)

	22/3期	23/3期	24/3期
主要行等	1.9%	1.8%	1.8%
地域銀行	3.2%	3.2%	3.2%
信用金庫	5.8%	6.0%	6.3%
信用組合	8.2%	8.0%	8.5%
全国銀行	2.5%	2.4%	2.4%

(出所) 監督局総務課調

イ. 検査結果の分析・情報発信の強化

①取組内容

23事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、業態横断的に内在する共通のリスクや金融システム全体に影響を及ぼす可能性のある潜在的なリスクを早期に特定し把握するため、個別金融機関の金融検査で得られた情報を分析し、その分析結果を監督局等と共有するなどの取組みを行いました。

また、金融業界全体のリスク認識等を高める観点から、引き続き「金融検査結果事例集」の定期的(年2回)な公表を行いました。

さらに、このような分析結果や「事例集」など、金融機関の自主的な経営改善・経営判断にとって有益な情報については、業界団体との意見交換の場等において紹介するなど、当局と業界との対話を通じて情報や問題意識の共有に努めました。また、金融業界にとどまらず、弁護士会や金融情報システムセンター(FISC)などに対しても、意見交換や講演を通じて情報提供に努めました。

②評価

個別金融機関の金融検査で得られた情報を分析したことは、金融機関や金融システムが抱えるリスクを早期に特定し把握することに一定の成果があったと考えています。

また、このような分析結果や「金融検査結果事例集」など、金融機関の自主的な経営改善・経営判断にとって有益な情報について、業界団体との意見交換の場等でタイムリーに金融機関に紹介したことにより、金融機関が適切な管理態勢を構築する自

主的な取組みが行われることにつながり、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保」に一定の成果があったと考えています。

ウ. 証券取引等監視委員会や海外当局等との連携強化

①取組内容

国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループの在日拠点に対する検査を効果的・効率的に行う観点から、大手金融グループに対する「コングロマリット検査」において、グループ全体としての経営管理態勢、リスク管理態勢等に係る情報や問題意識を共有するなど、引き続き証券取引等監視委員会との連携強化に努め、必要に応じて同委員会との「合同検査」を実施しました。このほか、金融検査で認められた外部監査に係る問題等に関して、公認会計士・監査審査会との連携を強化しました。

また、在日大使館のフィナンシャル・アタッシェ等と意見交換を実施したほか、海外駐在検査官を米国、英国、シンガポールに派遣するとともに、検査局幹部が海外当局等を直接訪問し、情報や問題意識の共有を含め、海外当局等との連携を一層強化しました。

②評価

証券取引等監視委員会や海外当局等との連携を強化し、情報や問題意識の共有を行ったことは、国際的に活動する我が国金融機関グループ及び主要外国金融機関グループの在日拠点に対する効果的・効率的な金融検査の実施につながったと考えています。

エ. 検査事務におけるIT等の活用

①取組内容

セキュリティを施したモバイル通信端末を活用し、検査会場においても、検査官全員が金融庁内のサーバで管理している金融機関から提出された資料等を用いて作業ができるようにしました。

また、検査班と検査局バックオフィスの間で会議を行う場合には、電話会議の活用に努めました。

②評価

金融機関から提出された資料等について、金融庁内で厳格に情報管理を行いつつ、検査会場でも当該資料を用いて作業ができるようにしたことは、効率的な検査事務の実施につながったと考えています。

また、立入検査先と金融庁の間を往復することなく、検査班と検査局バックオフィスの間で電話会議を行ったことは、効率的な検査事務の実施につながったと考えています。

(2) 金融検査を取り巻く環境の変化に対応した、的確な金融検査の実施

ア. 金融円滑化の一層の推進

①取組内容

金融機関には、その業務の健全かつ適切な運営を確保しつつ、中小企業等に対して資金を円滑に供給するとともに、中小企業者等の経営を積極的にサポートすることが期待されています。

こうした中、23 事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、

- ・ 23 年 9 月までに、原則として全ての銀行、信用金庫及び信用組合に対して、中小企業金融円滑化法の実施状況に関する検査を実施するとともに、
- ・ 引き続き、金融機関がコンサルティング機能等を十分に果たしながら、適切なりスク管理をベースとして、円滑かつ積極的な金融仲介機能を発揮できる態勢が整備されているかを重点的に検証しました。

②評価

金融検査において検証を行った結果、次のように、評価できる事例や問題として指摘すべき事例が認められました。なお、改善が必要な金融機関については、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

(評価事例)

- ・ 債務超過に陥っている債務者に対し、過剰在庫の見直し等の経営改善計画の策定支援を行っている事例。
- ・ 他の取引金融機関等と連携し、抜本的な経営再建計画を策定するとともに、製品在庫担保融資（ABL）の実行による資金繰り支援を行った事例。
- ・ 自主廃業を予定している事業者向けに、「事業整理支援目的ローン」を新規に取り扱い、円滑な自主廃業が実現するための後押しを行っている事例。
- ・ 中小企業再生支援協議会等の活用により、伝統的な地場産業の再生に主導的に取り組み、業界再編を図るなど、業界の面的再生に取り組んでいる事例。

(指摘事例)

- ・ 融資部門が、営業店に対して、経営改善計画の的確な進捗管理に関する指導を十分に行っていない事例。
- ・ 審査部門が、条件変更の申込みがない債務者に対する経営支援の必要性を十分に検討していない事例。

なお、中小企業向け貸付及び住宅ローンについて、中小企業金融円滑化法の施行日（21 年 12 月 4 日）から 24 年 3 月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の実績は以下のとおりであり、全体として金融機関による条件変更等の取組みは着実に進められたと考えています。

【資料4 中小企業円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況】

(法の施行日(21年12月4日)～24年3月末:件数ベース)

	実行/(実行+謝絶)	実行/申込(注)
中小企業向け貸付・条件変更実行率	97.3%	92.3%
住宅ローン・条件変更実行率	91.8%	79.5%

(注) 審査中・取下げの案件を含む

(出所) 監督局総務課調

イ. 国際的規制等に的確に対応した金融検査態勢の整備

①取組内容

最近の世界的な金融危機を踏まえ、バーゼルⅢやG-SIBs(グローバルなシステム上重要な銀行)に対する自己資本の上乗せ措置など、新たな国際的規制等が順次導入される予定となっています。

こうした中、検査局では、局内にプロジェクト・チームを設置し、これらの国際的規制等が導入されることにより、金融検査マニュアルの改定など、金融検査において対応が必要となる項目について検討しました。

さらに、検査官に対して、バーゼルⅢなどの新たな国際的規制等の動向について、研修等を通じて周知しました。

②評価

検査局にプロジェクト・チームを設置し、新たな国際的規制等に適切に対応した金融検査のあり方について検討したことや、バーゼルⅢを踏まえた金融検査マニュアル等の改定の検討を行ったことは、国際的規制等に的確に対応した検査態勢の整備につながったと考えています。

ウ. ITの進展に適切に対応した金融検査態勢の整備

①取組内容

(i) 金融検査におけるITの活用

近年のIT技術の進展に伴って、金融機関では膨大な電子データを利用して業務運営が行われています。金融検査において、このような電子データを検証する際に、「デジタルフォレンジック技術」(注)を活用し、必要な電子データを的確に抽出し分析等を行うことは、金融検査の効率的・効果的な実施に資するものと考えられます。

このため、24年度において、まずは、電子メールの抽出・分析等を行う「デジタルフォレンジック技術」を金融検査に導入することとし、必要な予算を確保しました。

今後、同技術を導入するために必要な機材を購入し、金融検査の効率的・効果

的な実施に努めることとしています。

(注)「デジタルフォレンジック (Digital Forensics) 技術」とは、一般的には、大量の電子データの保全、解析、検索や、電子データの復元などの電子データの解析技術等を指しています。

(ii) 金融機関における I T 環境の変化への対応

近年、金融機関においては、クラウド・コンピューティング (注) という新たな形態のサービスを導入する動きがみられます。

こうした中、検査局では、局内にシステムの専門家等を含めたプロジェクト・チームを設置し、金融機関等に対するヒアリングを通じてクラウド・コンピューティングの利用実態を把握するとともに、それに対する金融検査のあり方について検討を行いました。

また、この検討を踏まえ、検査官に対し、クラウド・コンピューティングに関する検査の着眼点等について研修を実施しました。

さらに、金融機関におけるクラウド・コンピューティングの利用実態等については、F I S C 等と連携して金融機関やベンダー等向けに説明会を実施し、情報や問題意識の共有を図りました。

(注) コンピュータとネットワークの新しい利用形態。データやサービスがインターネット上のサーバ群 (「クラウド (雲)」と表現。) にあり、ユーザはそれらを利用することにより独自に情報システムを構築・管理する必要がないことが特徴。(出所：金融庁「平成 21 年度実績評価書」)

②評価

(i) 金融検査における I T の活用

24 年度において、電子メールの抽出・分析等を行う「デジタルフォレンジック技術」を金融検査に導入することとし必要な予算を確保したことは、I T の進展に適切に対応した金融検査態勢の整備につながったと考えています。

(ii) 金融機関における I T 環境の変化への対応

金融機関におけるクラウド・コンピューティングの利用実態を把握するとともに、それに対する金融検査のあり方についての検討を進め、検査官に検査の着眼点等について研修等を行ったことは、I T の進展に適切に対応した金融検査態勢の整備につながったと考えています。

また、金融検査において、クラウド・コンピューティングに係るシステムリスク管理態勢について検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘しました。なお、改善が必要な金融機関については、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

(指摘事例)

- ・ 経営会議が、クラウド・コンピューティングを導入するに際し、アウト

ソーシングに関する各種リスクや、サービスレベル・アグリーメント（SLA）の内容等について、検討を行っていない事例。

（3）ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施

ア. 検査マニュアル前文五原則の実践強化

①取組内容

23 事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、リスクに対する感応度を高めながら、問題を先取りするとともに、金融機関と深度ある双方向の議論を通じて課題を共有し、金融機関の自主的な経営改善につなげていくこととし、引き続き、ベター・レギュレーションを金融検査の運営指針として、その実践を進めました。

具体的には、金融検査マニュアルの前文に記載されている5原則（①重要なリスクに焦点をあてた検証、②問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明、③問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証、④指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化、⑤検証結果に対する真の理解（「納得感」）を基本に据え、双方向の議論を通じ、一層深度ある検証に努めました。

②評価

23 年度に検査を行った金融機関に対する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果をみると、検査実施に関する項目（「検査の検証の範囲」、「根拠等の提示」、「検証に当たっての双方向の議論」など）の合計で、「1（妥当）」、「2（概ね妥当）」との回答が98%を超えています。

このような結果を踏まえると、金融検査においては、双方向の議論等を通じて、検証結果に対する真の理解（「納得感」）を得る等、金融検査マニュアル前文5原則に基づく運営ができたと考えています。

【資料5 オフサイト検査モニター アンケート結果】

区分	アンケート項目	回答内容		回答率 (%)
検査運営	準備期間	1	妥当なものであった	65.2(68.9)
		2	概ね妥当なものであった	31.7(29.0)
		3	あまり妥当なものではなかった	3.1(2.1)
		4	妥当なものではなかった	—(—)
	検査期間	1	妥当なものであった	59.1(64.0)
		2	概ね妥当なものであった	38.2(32.9)
		3	あまり妥当なものではなかった	2.7(3.2)
		4	妥当なものではなかった	—(—)
	検査の検証の範囲	1	適当なものであった	75.1(79.9)
		2	概ね適当なものであった	24.4(20.1)
		3	あまり適当なものではなかった	0.4(—)

		4	適当なものでなかった	—(—)
資料の提出	資料の提出方法 (既存資料の活用等)	1	十分活用された	52.4(56.9)
		2	概ね活用された	46.2(41.3)
		3	一部で活用されなかった	1.3(1.8)
		4	活用されなかった	—(—)
	提出期限の設定に当たっての事務負担への配慮	1	十分配慮したものであった	46.2(49.5)
		2	概ね配慮したものであった	51.1(48.4)
		3	一部で配慮されなかった	2.7(2.1)
		4	配慮されなかった	—(—)
	資料の作成範囲	1	検査内容に応じたものであった	61.8(61.1)
		2	概ね検査内容に応じたものであった	37.8(37.8)
		3	一部で検査内容に応じたものではなかった	0.4(1.1)
		4	検査内容に応じたものではなかった	—(—)
検査の執行状況等	根拠等の提示	1	十分根拠等が示された	58.7(63.6)
		2	概ね根拠等が示された	39.1(36.4)
		3	一部で根拠等が示されないところもあった	2.2(—)
		4	根拠等は示されなかった	—(—)
	検査官の態度	1	常に穏健冷静な態度であった	66.7(77.0)
		2	概ね穏健冷静な態度であった	31.1(20.5)
		3	一部で穏健冷静な態度ではなかった	2.2(2.5)
		4	穏健冷静な態度ではなかった	—(—)
	検証にあたっての双方向の議論	1	十分議論が行われた	73.3(67.5)
		2	概ね議論が行われた	24.4(31.1)
		3	一部で議論が行われなかったところもあった	2.2(1.4)
		4	議論は行われなかった	—(—)
金融検査評価制度	評価結果及びそれに至る過程など全体的な印象について	1	十分納得のいくものであった	41.1(44.8)
		2	概ね納得のいくものであった	56.0(54.5)
		3	一部で納得のいかないところもあった	3.0(0.7)
		4	納得のいかないものであった	—(—)

		件数	割合(%)
合計	1	3,837	68.2
	2	1,684	29.9
	3	97	1.7
	4	5	0.1

※回答率における括弧書きは前年度の回答率を示す。また、金融検査評価制度に関するオフサイト検査モニターのアンケート結果においては、評価未実施先については含んでいない。

(出所) 検査局総務課調

(参考) 金融検査評価結果の分布状況について

金融検査を実施するに当たっては、「金融検査マニュアル前文5原則」を踏まえ、

重要なリスクに焦点をあてた深度ある検証を行ってきています。こうした中、22年7月1日以降に金融検査を開始し、24年6月30日までに検査結果通知を終了した金融機関のうち、金融検査評価を実施した325先に対する「金融検査評価結果の分布状況について」を公表しました。

その結果を見ると、「A評価」が0.4%、「B評価」が79.7%、「C評価以下」が19.9%となっています。ただし、この結果については、前回検査で高い評価を受け、その後も問題が認められない項目については、検証対象としないなどの選択的な行政対応を行っていること等に留意する必要があります。

なお、今回公表の対象金融機関のうち、今回検査と前回検査で、ともに評価が行われている項目について評価結果を比較し、その結果を参考として公表しています。その結果を見ると、評価結果が上がったものが19.4%、評価結果が下がったものが10.3%となっており、金融機関のリスク管理態勢等は、全体として改善傾向にあるものと考えています。

【資料6 金融検査評価結果の分布状況（各評価項目数/各業態の全評価項目数）】

	21年7月～22年6月	22年7月～24年6月
A評価	0.9%	0.4%
B評価	79.0%	79.7%
C評価以下	20.1%	19.9%

【資料7 今回公表の対象金融機関のうち、今回検査と前回検査で、ともに評価が行われている項目について、評価結果を比較したもの】

前回検査との比較		割合									
評価結果が上がったもの	<table border="0"> <tr> <td>B評価</td> <td>⇒</td> <td>A評価</td> </tr> <tr> <td>C評価以下</td> <td>⇒</td> <td>A評価</td> </tr> <tr> <td>C評価以下</td> <td>⇒</td> <td>B評価</td> </tr> </table>	B評価	⇒	A評価	C評価以下	⇒	A評価	C評価以下	⇒	B評価	19.4%
B評価	⇒	A評価									
C評価以下	⇒	A評価									
C評価以下	⇒	B評価									
評価結果が同じだったもの	<table border="0"> <tr> <td>A評価</td> <td>⇒</td> <td>A評価</td> </tr> <tr> <td>B評価</td> <td>⇒</td> <td>B評価</td> </tr> <tr> <td>C評価以下</td> <td>⇒</td> <td>C評価以下</td> </tr> </table>	A評価	⇒	A評価	B評価	⇒	B評価	C評価以下	⇒	C評価以下	70.3%
A評価	⇒	A評価									
B評価	⇒	B評価									
C評価以下	⇒	C評価以下									
評価結果が下がったもの	<table border="0"> <tr> <td>A評価</td> <td>⇒</td> <td>B評価</td> </tr> <tr> <td>A評価</td> <td>⇒</td> <td>C評価以下</td> </tr> <tr> <td>B評価</td> <td>⇒</td> <td>C評価以下</td> </tr> </table>	A評価	⇒	B評価	A評価	⇒	C評価以下	B評価	⇒	C評価以下	10.3%
A評価	⇒	B評価									
A評価	⇒	C評価以下									
B評価	⇒	C評価以下									

(出所) 検査局総務課調

(注) 前回公表は、21/7～22/6に金融検査を開始し、評価を実施した金融機関176先。

イ. 金融検査の質的向上に向けた取組み

①取組内容

(i) 保険会社に対する検査の質的向上

23年2月に保険検査マニュアルを改定し、統合的リスク管理態勢に係るチェック項目が新たに加わったことを踏まえ、23事務年度の保険会社の検査に当たって

は、統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けた取組みが進められているかについて、重点的に検証しました。

また、保険会社の自主的な経営改善に向けた取組みや、保険会社と検査官との双方向の議論を促すため、24年4月より、「保険検査評定制度」の「試行」を開始しました。

なお、23事務年度の保険会社に対する検査に当たっては、保険検査部門を前事務年度の4部門から1部門増やして、5部門とし、検査体制の強化を図りました。

(ii) 信託銀行に対する検査の質的向上

23事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針において、個別の信託勘定の特性に応じた検査を行うこととしたことを踏まえ、検査局内にプロジェクト・チームを設置し、年金信託や不動産信託など、個別の信託勘定について検査を行う際の具体的な着眼点を作成し、検査官に対して、研修等を通じて周知しました。

また、A I J投資顧問の問題が発覚して以降、特に年金信託について、公共性の高い業務であるとともに、一般的には受託財産の規模が大きいことを踏まえ、検査において、善管注意義務や忠実義務等の法令等遵守態勢を重点的に検証するとともに、業務運営の実態把握に努めました。

さらに、信託銀行に対する検査で収集した情報・資料等を分析し、検査における着眼点の見直しや新たな着眼点の作成等を行いました。

②評価

(i) 保険会社に対する検査の質的向上

23事務年度の保険会社（保険持株会社を含む）に対する検査の実績は25件となっており、東日本大震災の影響があった前事務年度の13件を大きく上回りました。

また、保険会社に対する検査において検証を行った結果、次のように、評価できる事例や問題として指摘すべき事例が認められました。なお、改善が必要な保険会社については、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

（評価事例）

- ・ 保険募集人に対する資質向上に関して、単に規程の改定や募集人教育にとどまらず、商品の統廃合・簡素化、顧客管理などのシステム導入など、効果的かつ実効性ある取組みを行っている事例。
- ・ 保険金等支払管理に関して、経営陣の十分な関与のほか、重層的な査定態勢の構築や、支払事由の簡素化を図った新商品の発売といった取組み等を行っている事例。
- ・ タイ洪水のリスク管理状況を踏まえ、早期に、海外自然災害リスクに係る集積管理の強化に取り組んでいる事例。

(指摘事例)

- ・ 統合的リスク管理部門が、組織横断的に内在するリスクの洗出しを行っていない事例。
- ・ 保険募集管理部門が、保険募集人の募集状況について懸念されるような問合せを受けているにもかかわらず、改善に取り組んでいない事例。
- ・ 経営会議が、ストレス・テストを実施しているものの、ストレス事象発生時の対応策等について具体的な協議を行っておらず、関連部署に対しても対応策等の検討指示を行っていない事例。
- ・ 経営会議が、主要な収益源となっている商品について、当該商品から生じるリスクの許容度を定め、販売量がコントロールできているかどうかを常時確認する管理態勢を構築できていない事例。

(ii) 信託銀行に対する検査体制の強化

信託銀行に対する検査において検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘しました。なお、改善が必要な信託銀行については、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

(指摘事例)

- ・ オルタナティブ商品の組入れ比率が高まっている顧客に対し、適切な資産配分の観点からの対応が営業店を中心としたものに止まっている事例。
- ・ コンプライアンス統括部門が、業務上の利害関係先との接待金額や頻度の適切性に係る具体的な考え方を示すことなく、事前承認の判断を各部長等の裁量に委ねている事例。
- ・ コンプライアンス統括部門が、有価証券の運用担当者が独自に入手したインサイダー情報に基づいて有価証券の売買を行っていないかを、事後的に検証する態勢を整備していない事例。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

① 信託銀行に対する検査体制の整備

16年以降の一連の信託業法及び信託法の改正において、受託できる財産の種類に関する制限が撤廃されたこと等により、信託の活用機会は、今後とも拡大していくと考えられます。

特に、年金信託業務は、公共性の高い業務であるとともに、一般的には受託財産の規模が大きいため、不適切な業務運営が放置された場合、A I J投資顧問の問題が示すとおり、国民に与える影響は非常に大きいものと考えられます。

このため、信託銀行に対する検査においては、引き続き、善管注意義務や忠実義務等の法令等遵守態勢について、重点的に検証を行っていく必要があります。

また、信託銀行は、「機関投資家」として資産運用（有価証券の売買等）を行っていることから、適切なインサイダー取引の防止態勢が整備されているかについても重点的に検証していく必要があります。

信託銀行に対しては、今後、こうした点に着眼して適時適切に検査を実施する体制を整備することが重要な課題であると考えています。

② バーゼルⅢなど、国際的規制等に対応するための体制整備

最近の世界的な金融危機を踏まえ、バーゼルⅢやG-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）に対する自己資本の上乗せ措置など、新たな国際的規制等が順次導入される予定となっています。

このため、金融機関がこれらの規制に対応できているか等について、適切に検査を実施する体制を整備することが重要な課題であると考えています。

③ 保険会社に対する検査体制の整備

保険会社を取り巻く環境をみると、少子高齢化や人口減少等の環境変化のほか、欧州債務問題による運用環境の悪化や、大規模自然災害による保険金支払の急増などの事象が生じています。

このような状況を踏まえ、保険会社における資産運用リスク管理態勢や保険引受リスク管理態勢等について、適切に検査を実施する体制を整備することが重要な課題であると考えています。

なお、先般（24年8月2日）公表された、国際通貨基金（IMF）が実施した我が国の金融部門評価プログラム（FSAP）において、保険会社に対する検査頻度を高めるよう、さらに人員（リソース）を増加させるべきであるとの提言がなされていることにも留意する必要があると考えています。

④ 検査におけるITの活用

近年のIT化の進展に伴って、金融機関においても電子媒体を利用した業務運営が行われており、金融検査に当たっても、電子媒体の検証が中心となっています。

24年度において、電子メールの抽出・分析等を行う「デジタルフォレンジック技術」を金融検査に導入するために必要な予算を確保しましたが、さらに、効果的・効率的な金融検査を実施するため、電子メール以外の電子媒体についても必要な情報を抽出・分析できる「デジタルフォレンジック」技術を導入することが重要な課題であると考えています。

⑤ 海外当局等との連携強化

国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループの在日拠点に対する検査を効果的・効率的に行う観点から、海外当局等との間で情報や問題意識の共有を含めた連携をさらに強化することは、引き続き、重要な課題であると

考えています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
金融機関等検査経費	①	予算 <継続>	325,045 千円
金融検査手法向上経費	①	予算 <継続>	2,871 千円
リスク計測参照モデル関係経費	①	予算 <継続>	21,617 千円
信託銀行に対する検査体制の強化を図るための体制整備	①	機構・定員	
保険会社の検査における問題点を解消するための体制の整備	①	機構・定員	

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策I-2-(1))

施策名	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止					
施策の概要	預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、預金保険制度周知のための広報活動、預金保険法第102条の適切なフォローアップ等、名寄せデータの制度の維持・向上等、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止の施策を実施していく。					
達成すべき目標	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	41	41	41	41
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	41	41	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
預金保険制度の周知及び適切な運用	アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度(「知っていた」と回答した世帯)	81.1%	22年度	前年度を維持	23年度	80.9%
事務事業	測定指標	目標		実績		
円滑な破綻処理のための態勢整備	名寄せデータの精度の維持・向上の状況	預金取扱金融機関への名寄せ検査を実施することにより、円滑な破綻処理のための態勢整備の充実を図る	23年度	預金取扱金融機関への名寄せ検査を実施することにより、円滑な破綻処理のための態勢整備の充実を図った。		

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 預金保険制度の周知が相当程度図られているほか、一般預金等の円滑な払戻しのための制度整備が行われる等、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止に向け成果が上がっているため、23年度の達成度を「A」としました。 他方、昨年11月のG20カンヌ・サミットで破綻処理制度の新たな国際基準が合意されたことを受け、諸外国の制度整備の進捗状況をにらみつつ、我が国の現行制度を改めて検証する必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
------------	--

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要があります。</p> <p>(2)効率性 預金保険制度について、財務局等と連携して、効率的に制度の周知及び情報提供に努めました。</p> <p>(3)有効性 各財務局等を通じて行った預金保険制度の周知及びその適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策は、システミックリスクの未然防止を図るとともに、円滑に破綻処理という達成目標を実現するための手段として有効であると考えています。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査「預金保険制度の認知度」」 (24年2月22日掲載 http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/yoron2011fut/index.html) ・監督局銀行第1課「りそなグループの経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書」 (23年7月1日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h230701/risona_hd.pdf) ・監督局銀行第1課「りそなグループの経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書」 (23年12月27日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h231227/risona_hd.pdf)
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策 I - 2 - (1)

預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミック
リスクの未然防止

1. 達成目標等

達成目標	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>先般の世界的な金融危機を踏まえ、危機の再発防止と強固な金融システムの構築が引き続き重要な課題となっている。金融機関は緊張感をもって経営基盤の強化に取り組み、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、その前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。</p> <p>【根拠】預金保険法第 1 条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成 17 年 4 月 1 日大臣発言）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度（前年度を維持・23 年度末） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・ 名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持・23 年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ リソナグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ・ 名寄せ検査の実施件数

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①預金保険制度の周知及び適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動を通じて、預金保険制度の周知を引き続き図っていく。 ・ 金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。
②円滑な破綻処理のための態勢整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関の破綻に迅速に対応できるようにするため、一般預金等の円滑な払戻しのための措置等、金融機関における平時の準備の充実を図るための所要の制度整備に取り組む。 ・ 預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。

③日本振興銀行の破綻処理	・平成 22 年 9 月 10 日に預金保険法第 74 条第 1 項に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行った日本振興銀行について、受皿金融機関への円滑な事業譲渡等が行われるよう、預金保険機構と連携を図る。
④預金保険機構及び整理回収機構の住専勘定閉鎖へ向けた取組み	・住専債権について、23 年 12 月を目途として回収等を完了するとされていることを踏まえ、預金保険機構及び整理回収機構の住専勘定の廃止へ向けた必要な準備を着実に進める。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 23 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 預金保険制度の周知及び適切な運用

①取組内容

ア. 預金保険制度の周知徹底のための広報活動

23 年度についても、万が一、預金取扱金融機関の破綻が生じた場合に、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさないという観点から、以下のとおり、引き続き国民への理解を深めるための広報活動を行いました。

(ア) 財務局等に対して預金保険制度に係る広報活動要領を通達し(23 年 8 月)、効果的な広報活動を行うよう周知しました。

(イ) 預金保険制度に係るパンフレットについて、前回作成時(20 年 12 月)以降、内容の充実を図り、刷新しました。刷新したパンフレットについては、全国の預金取扱金融機関のほか財務局等を通じて地方公共団体等へ配布(配布部数: 約 51 万部)し、制度の周知及び情報提供に努めました(23 年 11 月~24 年 3 月)。

イ. 預金保険法第 102 条の適切な運用

・預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループに対しては、早期健全化法第 5 条第 4 項及び預金保険法第 108 条第 2 項に基づき、23 年 3 月期及び同年 9 月期における「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。なお、その内容については、それぞれ 23 年 7 月及び 12 月に公表しました。

②評価

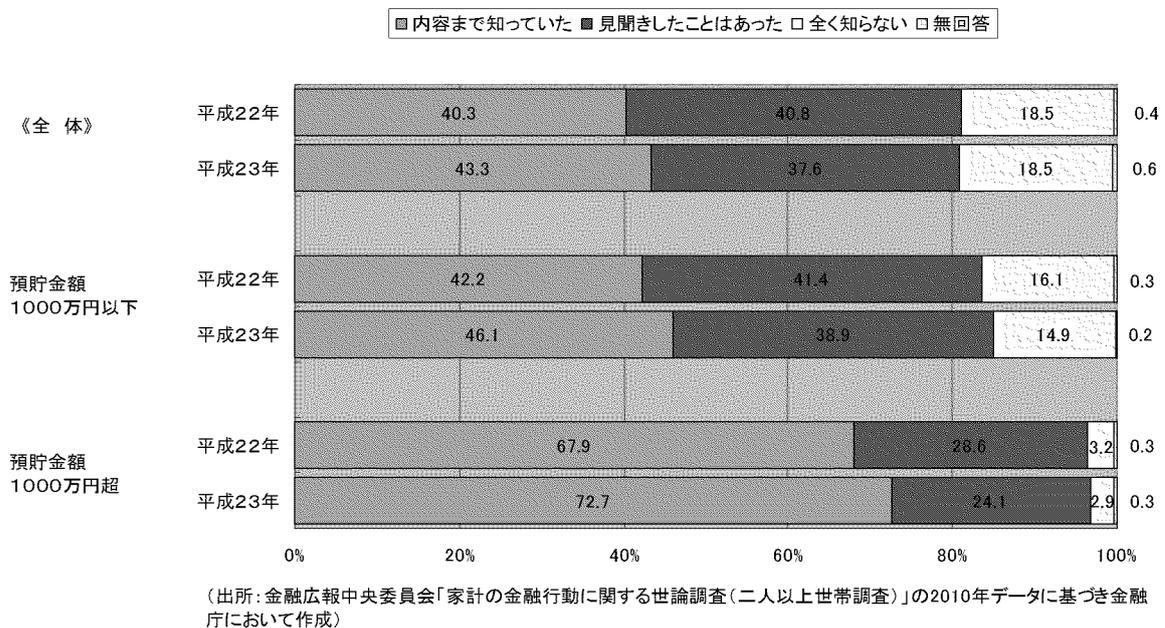
ア. 預金保険制度の周知徹底のための広報活動

預金保険制度に係る国民の認知度については、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査](23 年)によると、「知っていた」「内容まで知っていた」と「見聞きしたことはあった」の合計)と回答した世帯は 80.9% (前年 81.1%) と、引き続き高い水準を維持しています。

なお、金融機関が破綻した際に預金保険制度によって定額保護される保険基準額の範囲内にあたる1,000万円以下の預貯金額を保有する世帯の認知度については、85.0%（前年 83.6%）に留まっている一方、保険基準額の範囲外にあたる1,000万円超の預貯金額を保有する世帯の認知度については96.8%（前年 96.5%）と、引き続き高い水準を維持している点が注目されます。

アンケートの結果を踏まえれば、関係団体等と連携し広報活動に継続的に取り組んだ結果、制度の周知が相当程度図られてきているものと考えられます。

【資料1 預金保険制度の認知度】



イ. 預金保険法第102条の適切な運用

・預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループは策定した「経営健全化計画」に基づき、従来から取り組んできた差別化戦略（「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」、「サービス改革」）を徹底するとともに、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）と「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度 No. 1 への挑戦）を柱に、「真のリテールバンクの確立」へ向けた取組みを進めるなど、23年9月期において同計画の着実な進捗が図られているものと考えています。

（2）円滑な破綻処理のための態勢整備

①取組内容

ア. 一般預金等の円滑な払戻しのための措置等、金融機関における平時の準備

の充実を図るための所要の制度整備

23年度には、「預金保険法」の改正（23年5月13日成立、5月20日公布）が行われ、住専処理を終結させるための措置等に加えて、金融機関の破綻時に、決済用預金だけでなく、一般預金等も含めた預金の円滑な払戻し等を行えるよう規定が整備されました。また、これに係る内閣府令等の策定作業が進められ、23年8月29日から9月28日までの間、パブリックコメント手続に付した上で、当該内閣府令等を同年10月28日に公布しました（24年5月19日施行）。

さらに、当該内閣府令等が制定されたことを踏まえて、検査・監督上の着眼点等を更に整備・明確化するため、以下の監督指針等の改正に向けた作業を実施しました。

- ・ 主要行等向けの総合的な監督指針
- ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針
- ・ 金融検査マニュアル

イ. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの整備状況について、23年度においては、預金保険機構と連携し、98件の預金取扱金融機関の検査を行いました。

【資料2 名寄せ検査実施状況（24年3月末現在）】

年度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
19	20	0	0	0	12	97	49	4	49	29	13	8	81	126	62	12	281
20	12	0	0	0	25	64	37	1	17	59	35	5	54	123	72	6	255
21	12	0	0	0	14	33	19	0	6	45	41	0	32	78	60	0	170
22	20	0	1	0	0	1	1	0	3	27	21	0	23	28	23	0	74
23	18	0	0	1	2	10	11	0	9	42	5	0	29	52	16	1	98

（出所）検査局総務課調

（注1）信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

（注2）実施件数は検査着手ベース。

（注3）19～20年度は事務年度（7月～翌年6月）ベース、21～23年度は会計年度（4月～翌年3月）ベースの計数。

②評価

ア. 一般預金等の円滑な払戻しのための措置等、金融機関における平時の準備の充実を図るための所要の制度整備

内閣府令等の改正により、金融機関の破綻時に預金の円滑な払戻しを迅速に行うための所要の規定整備の内容が具体化されたものと考えています。

また、今後、パブリックコメント手続を経て、金融検査マニュアル及び監督指針の改正が実施され、検査・監督上の着眼点が明確化されるものと考えています。

これにより、金融機関の態勢整備が促進されるものと考えています。

イ. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し預金取扱金融機関の検査を行い、名寄せデータの整備状況を厳正に検証した結果、一部の預金取扱金融機関について、名寄せデータの整備にかかる営業店への指導が不十分な事例が認められました。

指摘を受けた預金取扱金融機関においては、改善に向けた取組みが行われ、また、当局においてもその取組みのフォローアップを行うことで、名寄せデータの精度の維持・向上が図られているものと考えています。

(3) 日本振興銀行の破綻処理

①取組内容

22年9月10日に破綻した日本振興銀行については、預金保険機構との緊密な連携により、23年4月25日に暫定的な受皿金融機関である第二日本承継銀行へ事業の一部が譲渡され、預金保険で保護される預金等が承継されました。また、同年12月26日には、最終受皿金融機関に選定されたイオン銀行に第二日本承継銀行の全株式が譲渡されました。

②評価

日本振興銀行については、預金保険法施行（昭和46年）以降、初めての預金等定額保護による破綻処理でしたが、預金保険機構との緊密な連携により、大きな混乱もなく、迅速かつ円滑な預金の払戻しが行われるとともに、金融機能を維持した上で最終受皿金融機関に円滑に事業を承継させることができました。

このように、預金等定額保護下における破綻処理が円滑に行われているのは、これまで預金保険機構と破綻処理に関する意見交換や協議を行ってきたことにより、同機構において、各種事務手続の整備・改良や、金融整理管財人業務のノウハウ・スキルの向上が図られるなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備が確実に行われている結果であると考えています。

(4) 預金保険機構及び整理回収機構の住専勘定廃止へ向けた取組み

①取組内容

整理回収機構による住専債権の回収等が23年12月を目途として完了するものとされていたことを踏まえ、住専処理を終結させるため、「預金保険法」の改正(23年5月13日成立、5月20日公布)が行われました。二次損失の政府負担分の処理については、この法改正等に基づき、同機構内の他勘定(以下「協定後勘定」という。)の利益を活用したほか、関係する資金を活用することにより、新たな財政措置を回避するとともに、住専勘定に残存する住専債権を協定後勘定に移管する措置が講じられました。

また、預金保険機構及び整理回収機構との緊密な連携の下、整理回収機構住専勘定における住専債権の回収業務を23年11月末に終了(これより住専二次損失額が1兆4,017億円に確定し、政府と民間金融機関のそれぞれの負担額は、2分の1ずつの7,009億円となった。)させるとともに、平成8年1月の閣議了解及び住専処理法、上記改正預保法に則した所要の手続きを着実に実施しています。

②評価

住専債権の回収等については、預金保険機構及び整理回収機構との緊密な連携により、住専処理法で定める住専債権の回収等の期限までに、整理回収機構住専勘定における回収業務を終了することができました。

また、確定した住専二次損失額1兆4,017億円(国・民間各々7,009億円)の処理に当たり、政府負担分に関しては、前述のとおり、新たな財政措置を回避することができました。

(5) その他(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立関連)

①取組内容

東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負いながら被災地域において事業再生を図ろうとする事業者を対象に、債権買取り等の業務を通じて債務の負担を軽減し、その再生を支援する「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」が23年11月21日に成立しました。

これを受け、同支援機構の業務の円滑な運営に資するための資金として、預金保険機構が行う同支援機構への出資に必要な経費を支出するため、金融庁において23年度東日本大震災復旧・復興予備費(186.8億円)を要求しました。

さらに、預金保険機構が、同法に基づき、同支援機構の発起人として、設立に関する業務を行うため、預金保険機構の定款変更、予算変更、業務方法書の作成及び同支援機構への出資等に係る認可を行いました。

②評価

上記の一連の認可等を適切かつ円滑に進めることで、同支援機構の早期設立・営業開始に寄与しました(設立:24年2月22日、営業開始:同年3月5日)。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①預金保険制度の周知及び適切な運用

ア. 預金保険制度の周知徹底のための広報活動

17年4月にペイオフ解禁が実施され、決済用預金を除く全ての一般預金等が定額保護に移行しました。これに伴い、万が一預金取扱金融機関の破綻が生じた場合に、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさないという観点から、関係団体と連携のうえ、国民の預金保険制度に対する理解を深めるためのポスターを更新するなど、広報活動を全国的規模で推進し、引き続き預金保険制度の認知度の維持・向上を図っていく必要があると考えています。

イ. 預金保険法第102条の適切な運用

・預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループについては、引き続き、経営健全化計画等が着実に履行されるよう、適切にフォローアップしていく必要があります。

②円滑な破綻処理のための態勢整備

ア. 一般預金等の円滑な払戻しのための措置等、金融機関における平時の準備の充実を図るための所要の制度整備

金融機関においては、法の施行日（平成24年5月19日）までに必要な措置について、マニュアルの整備等（システム対応を伴う場合は、合理的な期間でのシステム開発計画の策定）を行うことが義務付けられることなどから、当庁として、預金保険機構と連携しつつ、引き続き、金融機関における円滑な破綻処理のために必要な態勢整備を行うよう、促す必要があります。

また、昨年11月のG20カンヌ・サミットで破綻処理制度の新たな国際基準が合意されたことを受け、諸外国の制度整備の進捗状況をにらみつつ、我が国の現行制度を改めて検証する必要があります。

イ. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータのための預金者データは随時変動が生じることなどから、預金保険機構と連携しつつ、検査・監督を通じ、引き続き、名寄せデータの精度の維持・向上に取り組む必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
金融危機管理に係る経費	①	予算 <継続>	40,950 千円

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策I-2-(2))

施策名	国際的な金融監督のルール策定等への貢献					
施策の概要	金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが進展している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール策定等に積極的に参加し、主導的な役割を果たす。					
達成すべき目標	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資するとともに、持続的な経済成長に資すること。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本市場に係る制度整備について(平成22年1月21日) ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日)等 					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
国際的な金融監督のルール策定等への貢献	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p> <p>※参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定状況 ・各国際金融監督機関等の主催会議への出席状況 	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・FSB及び各基準設定主体を中心に国際的な金融規制改革が進められているところです。こうした中、金融庁は、国際的なルール策定等に積極的に貢献しており、金融規制改革の検討・実施に着実な進展が見られるほか、海外監督当局との連携も強化していることから、23年度の達成度は「A」としました。 他方、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、先般の犯罪収益移転防止法改正及びそれを受けた政省令の改正について国際的な理解を得るべく引き続き対応を行う必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>
		<p>(1)必要性 欧州債務問題の深刻化等を背景に金融資本市場で緊張が高まり、国際金融システムの先行き不透明感が増すなど、依然として金融セクターに課題が残っており、金融危機の再発防止のために金融システムを強化していく観点から、国際的な金融監督のルール策定等に積極的に参加していくことが必要であると考えています。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2)効率性 国際的な金融規制改革のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールの策定段階において、積極的に参加し発言していくことは、より効率的であると考えています。また、海外当局間の連携強化にあたっては、二国間の定期的協議を行うことにより、両国間の問題が早期に解決できるため、より効率的であると考えています。</p> <p>(3)有効性 国際的な金融規制改革のルール策定等の作業に積極的に参加することや、二国間定期協議等の枠組みによる海外当局との連携を強化すること等は、国際金融システムを安定・発展させるとともに、我が国の金融機関や我が国の国益にかなうルール策定に繋げていく上で、有効であると考えています。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>G20サミット(金融世界経済に関する首脳会合)首脳声明等(平成20年11月～平成23年11月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/index.html)</p>
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局総務課国際室、総務企画局市場課、監督局総務課、監督局総務課国際監督室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策 I - 2 - (2)

国際的な金融監督のルール策定等への貢献

1. 達成目標等

達成目標	<p>国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資するとともに、持続的な経済成長に資すること。</p>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>金融危機の再発防止の観点から、金融規制改革の動きが進展している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に戦略的見地から積極的に参加していく。</p> <p>その旨は、「金融・資本市場に係る制度整備について」、「新成長戦略」、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」「日本再生戦略」にも盛り込まれている。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日） ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日） 等
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定状況 ・各国際金融監督機関等の主催会議への出席状況

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
<p>①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先般の金融危機を受け開催されてきた G20 首脳会合における金融規制改革に関する合意について、各国当局等と協調しつつ着実な実施を図る。 ・国際的な金融規制改革については、中長期的に国際的な金融システムの強化に資するものとする一方、持続的な経済回復を可能とするよう十分配慮していく。 ・国際金融資本市場の安定化に向けて国際協調を推進するとともに、90 年代のバブル崩壊以降、金融安定化の問題に取り組んできた我が国の経験と教訓について、発信を引き続き行う。 ・また、国際的なルールが我が国の市場や金融機関の実情を十分踏まえたものとなるよう努める。 ・具体的には、G20 サミットの合意に基づき、金融安定理事会（FSB）等の場における、システム上重要な金融機関（SIFIs）に対する政策枠組み、シャドーバンキングへの規制・監視の強化、店頭デリバティブ市場改革等の議論に引き続き積極的に貢献していく。 ・バーゼル銀行監督委員会において公表された、国際的に活動する銀行に対する、自己資本・流動性の新たな枠組み、すなわち、バーゼルⅢに関し、2013 年からの実施に向けて議論が行われることに加え、監督上のモニタリング期間や観察期間が始まり、必要なデータ収集や分析を行う予定であり、こうした国際的な作業に積極的に貢献する。 ・証券監督者国際機構（IOSCO）において、国際的な金融監督基準やガイドライン等の策定等に積極的に貢献する。特に、G20 より求められている店頭デリバティブ市場改革やシャドーバンク規制、市場の健全性及び効率性の促進等に向けた国際的な議論に積極的に参加・貢献していく。 ・国際的な会計基準の議論に関しては、公正・透明かつ高品質な会計基準の策定を確保するために、IFRS 財団モニタリング・ボードを通じた基準設定主体の適正な監視に参加するとともに、基準設定主体においてガバナンスが適切に発揮されるよう、主体的に取り組む。 ・保険監督者国際機構（IAIS）において、金融危機からの教訓等を踏まえ、国際的に活動する保険グループの監督枠組みの策定に向けた議論等が行われており、こうした議論に積極的に参加・貢献していく。また、国内の連結ソルベンシー規制の見直し等の検討においては、IAIS における取組みも、必要に応じて参照していく。

②海外監督当局との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略及びアクションプラン等に従い、国際的な金融規制改革の議論等に関するアジア諸国をはじめとした各国との戦略的連携を一層強化する。 ・国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局と意見及び情報交換を実施し、連携を強化する。 ・監督カレッジや国際的な危機管理についても、適切に対応していく。
③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みへの貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的推進等を目的とした、政府間機関である金融活動作業部会（FATF）及びFATF型地域機関であるアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）の取組みに対し、積極的に参画していく。 ・23年に予定されているFATF対日相互審査第2回目のフォローアップ報告に際し、関係省庁との連携のもと適切な対応を行う。 ・FATF第4次相互審査基準の改訂作業において、我が国の実情を踏まえた実効性ある審査基準となることを主眼として国際交渉に参画していく。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

23年度は、欧州債務問題の深刻化等を背景に金融資本市場で緊張が高まり、国際金融システムの先行き不透明感が増すなど、依然として金融セクターに課題が残っております。

こうした内外の経済・市場の動向が与える影響については、金融庁としても高い関心を持って注視するとともに、金融システムを強化する観点から、これまでに合意された国際的な金融規制改革について、各国と協調しその着実な実施に向けて取り組んでおります。

4. 平成23年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 国際基準設定主体における国際的なルール策定等への積極的な貢献等

①取組内容

23年度は、22年度に引き続き、G20首脳の合意等を受けて、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（以下、バーゼル委員会という）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）等における国際基準設定主体における国際的なルール策定が進展する中で、金融庁は基準・指針の策定等に貢献しました。

G20カンヌ・サミット（23年11月）及びそこに至る国際交渉では、過去のG20サミットにおける合意に基づき、システム上重要な金融機関に関する政策枠組みやシャドーバンキングに対する規制・監視のあり方等についての議論に積極的に参加・貢献しました。

銀行分野においては、国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制（いわゆるバーゼルⅢ）については、25年から監督上のモニタリング期間や観察期間が始まることから、我が国もこれに備えて必要なデータ収集や分析活動に参画しました。

さらに、バーゼル委員会は、銀行監督に関する原則等の国際的な監督基準の設定を行

っておりますが、そこで合意された基準の具体的な実施のあり方について議論を行う重要な部会の一つである監督基準実施部会（S I G）の議長に、23年9月、国際担当参事官が就任し、メンバー国の議論を調整し取りまとめを行うなど、これまで以上の一層の貢献を果たしてきました。また、24年3月から、S I Gによって、日本、米国、EUに対してバーゼルⅢ実施状況のレビューが行われておりますが、当該レビュー作業にも積極的に協力しています。

また、システム上重要な金融機関（S I F I s）への対応について、我が国としては、①資本規制の強化のみに偏らず、破綻処理制度の整備や適正な監督の実施等の施策を包括的に進めるべきであること、②それぞれの金融機関のリスクの程度を反映したバランスの取れた規制内容とすべきこと、が重要と考えており、カンヌ・サミットに向けて、FSBやバーゼル委員会の議論の場において、こうした我が国の立場を主張してきました。

証券分野においては、IOSCOにおいて、店頭デリバティブ規制や市場の健全性・効率性についての議論など、国際的な証券規制に関する原則や基準の設定等に係る議論に積極的に参加・貢献しました。また、金融国際政策審議官が、23年4月に専門委員会の議長に就任し、24年2月にIOSCO専門委員会・理事会合同会合を東京で主催するなど、より深化した貢献を行ってきました。

保険分野では、保険監督に関する原則等の国際的な監督基準の設定主体であるIAISの最高意思決定機関である執行委員会において、22年10月から国際担当参事官が副議長に就任し、23年度においても引続き副議長として、国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み（コムフレーム）の策定作業やグローバルにシステム上重要な保険会社に関する議論等に大きく貢献しました。

このほか、国際会計基準（IFRS）財団 モニタリング・ボード（MB）について、22年10月以降、総括審議官（23年4月より金融国際政策審議官）がMB暫定議長を務めているなど、我が国はIFRSやIFRS財団、国際会計基準審議会（IASB）に関する議論に積極的に参加・貢献しました。また、22年7月にMBに設置されたIFRS財団ガバナンス改革のためのワーキング・グループにおいては、その設立時より同審議官が議長としてIFRS財団のガバナンスの向上に向けた議論を取りまとめ、24年2月のガバナンス改革に関する報告書の公表に大きく貢献しました。

②評価

23年11月に行われたG20カンヌ・サミットでは、グローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）について、中長期的に国際的な金融システムの強化に資するものとする一方、持続的な経済回復を可能とするよう十分配慮すべきといった我が国の主張が取り入れられる形で、破綻可能性を低下させるための自己資本の上乗せ規制、日々の監督の密度と実効性の向上、破綻処理制度の整備から構成される包括的な政策パッケージを実施していくことが合意されました。その内容に含まれているG-SIFIsの特定手法についても、「規模」だけでなく「相互関連性」「代替可能性」等、様々な観点からG-SIFIsのリスクの程度を評価しているなど、これも我が国の主張を反映した内容となっ

ています。この他、バーゼルⅢについて、合意されたスケジュールに沿った実施に向けた国際的な議論・作業に積極的に貢献してきました。

証券・保険などの分野においても国際的な金融規制改革の議論が進展しているところ、上記の通りIOSCO専門委員会の議長、IAIS執行委員会の副議長等を獲得する等、我が国として積極的に議論に参加しプレゼンスを高めるとともに、国際的な金融市場の安定性、信頼性、効率性の向上の取組みに大きく貢献することができたと評価しています。

国際的な会計基準を巡る取組みについては、国内関係者とも連携して積極的な意見発信を行うとともに、22年7月にIFRS財団モニタリング・ボードに設置された、IFRS財団ガバナンス改革のためのワーキング・グループの議長国として、IFRS財団と連携しつつ、ガバナンス改革に関する報告書の公表に向けて主体的に取組み、貢献するなど、国際会議等における積極的な活動を通じて、単一で高品質のグローバルな会計基準の実現やIFRS財団のガバナンスの強化に向けた貢献ができたと考えています。

(2) 海外監督当局との連携強化等

①取組内容

日本の金融業界からの要望を踏まえた上で、我が国の要望を主張する場として二国間金融協議を活用しています。具体的には、米国、EU、スイス、英国、仏国、中国等との間で、トップレベルでの金融監督当局間の対話を実施しました。アジア各国との連携強化については、23年4月に日インドEPAの署名を踏まえて、初めての金融協議を開催したほか、6月に韓国・中国との協議を開催しました。23年12月には日中韓3カ国による金融監督当局ハイレベル会合を開催し、国際的な金融規制改革等にかかる意見交換を行いました。また、23年12月の日中首脳会談及び日印首脳会談の際には、国際的金融情勢についての意見交換に加え、金融規制緩和の要望提起をハイレベルで行いました。

主要国の監督当局とは、日スイス財務金融協議（24年3月）を財務省と合同で実施したほか、日EU金融ハイレベル協議（24年1月）、日米証券市場対話（23年6月）を実施しました。さらに、大臣が欧州・米国に、副大臣が欧州に出張し金融当局関係者等との意見交換を行うなど、政務レベルでも協議を実施しました。

EPAの締結については、貿易や投資の自由化・円滑化による日本企業の海外進出のための環境整備などを通じて両国経済の活性化につながりうるものとして、特に金融サービス分野においては、日系金融機関の関心が高い市場開放・規制緩和を念頭にWTOを上回るレベルの自由化獲得を目指して交渉を行っています。アジア太平洋諸国とのEPA締結促進の観点からは、23年度中に日インドEPA・日ペルーEPAの発行という成果が得られました。

定期協議以外においては、24年2月に東京で開催したIOSCO専門委員会・理事会合同会合に併せ、アジア市場の統合等をテーマとする国際コンファレンスを主催しました。当日は、国内外の金融当局等政府関係者、中央銀行、金融機関、研究者、在京各国大使館関係者等、35ヶ国から545人にのぼる参加があり、好評を博しました。また、活

発な議論が展開された結果、アジア市場の統合と金融革新について、様々な角度からの知見を得ることができました。

この他、アジア各国の金融当局等からの要請による金融分野に関する意見交換の開催、JICA主催研修に係る研修生（金融当局職員）の受け入れ等を通じ、更なる海外監督当局との連携及び協力強化を行っています。

②評価

海外の金融監督当局等との協議等を通じて、各国の金融安定化に向けた取組みや我が国の対応状況等を情報交換し、金融セクターの状況や各国の主要な金融機関の動向、並びに、監督上の共通の重要事項等について、積極的な対話を行うとともに、国際的な金融規制改革等についても積極的に議論を行い、戦略的連携の一層の強化を図りました。また、日本の1990年代の金融危機の経験や教訓を海外当局者に説明するとともに、双方で検討している規制・制度枠組みについても情報交換を行うことができました。

アジア関連では、中国については、首脳会談での合意を踏まえた金融協力推進のための日中合同作業部会が立ち上げられるとともに、日本側が累次の機会に要望してきた外資系保険会社に対する自動車第三者賠償責任保険の開放(24年2月)や、適格外国機関投資家(QFII)制度の投資枠拡大(24年4月)を含む金融規制緩和に係る施策を発表するなど具体的な規制緩和・市場開放の成果が得られました。インドについても、首脳会談での合意を受け、インド政府内に金融規制緩和を検討する省庁間協議体が立ち上げられ、金融規制緩和の実現に向けた検討が進展しています。

また、監督カレッジを設置した金融機関について、米欧やアジアの海外監督当局と実践的かつ効果的な議論を行うことにより、監督上の対応等について連携を強化することができたと考えています。

(3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みへの貢献

①取組内容

FATF等の国際的政府間機関における以下の活動及びマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策上の国際的な取組みに参画するとともに、我が国の実情を考慮した幅広い視点から、バランスの取れた実効性あるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を推進しました。

- ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するFATF第4次相互審査国際基準（FATF勧告）の改訂
- ・FATF参加国・地域相互間におけるFATF勧告の遵守状況の監視（相互審査）
- ・国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の向上
- ・FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向の研究、調査協力

20年10月にFATF全体会合にて採択された第3次対日相互審査結果におけるFATF勧告履行上の指摘事項について、我が国の社会経済への影響を考慮しつつ、犯罪に

よる収益の移転防止に関する法律の改正等を行うなど、関係省庁と連携のもと適切な取組みを促進させ、それらのフォローアップ進捗状況の報告を、23年10月FATF全体会合で行いました。また、FATF第4次相互審査基準の改訂作業においては、各業界団体等との会合を行い、我が国の金融セクター・金融機関等の実情を踏まえた審査基準となることを主眼として、改訂基準の策定等の国際交渉に参画し、大きく貢献しました。

②評価

上記の活動により、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みに参画すると共に、我が国の金融セクター・金融機関等の実情を踏まえた改訂基準の策定に寄与したほか、警察庁や関係省庁との連携による、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の改正に取り組めました。これらの取組みは、我が国の社会経済への影響を考慮しつつ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一層の改善・促進に大きく寄与するものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①国際基準設定主体における国際的なルール策定等への積極的な貢献等

欧州債務問題の深刻化等を背景に金融資本市場で緊張が高まり、国際金融システムの先行き不透明感が増すなど、依然として金融セクターに課題が残っており、金融危機の再発防止のために金融システムを強化していく観点から、24年6月に開催予定のG20ロスカボス・サミット会合に向けて、過去の首脳会合での合意を各国と連携・協調しつつ着実に実施するとともに、引き続き、FSB、バーゼル委員会、IOSCO、IAIS、IFRS財団等における議論に積極的に参画していく必要があります。

②海外監督当局との連携強化等

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要であり、今後も個別案件ごとに連絡を取り合っていく他、定期的に金融監督当局等との協議を行い、金融セクターの動向等について意見交換を行う必要があります。

アジア各国の金融当局との連携については、引き続き積極的に取組み、各レベルでの更なる連携強化を図る必要があります。

また、監督カレッジにおいても、引き続き、海外監督当局と実践的かつ効果的な議論を行うことにより認識を共有し、監督上の対応等について連携を強化していく必要があります。

③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みへの貢献

FATF等の政府間における国際的な議論及び取組みに積極的に参加・貢献していく

と共に、関係省庁との密接な連携の上、今後も引き続き、金融機関等によるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組みが適切になされるよう対応していく必要があります。

また、F A T F 第3次対日相互審査において指摘されたF A T F 勧告履行における不合格項目については、状況をF A T F に対し継続的に報告する必要があることから（初回は22年10月、第2回目は23年10月に報告済み、第3回目は24年6月を予定）、我が国の社会経済への影響を考慮しつつ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一層の改善・促進を図るべく、関係省庁との緊密な連携の上、引き続き適切な取組みを進展させていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
総務企画局参事官（多国間国際会議等担当） の時限の撤廃（恒久化）	①②	機構・定員	
国際保険分野での国際的ルール形成及び実施 に係る体制整備	①②	機構・定員	
我が国企業によるアジア進出支援の推進のため の体制整備	①②	機構・定員	

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策I-2-(3))

施策名	アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援					
施策の概要	我が国経済の持続的な成長及び我が国のプレゼンス強化を図るため、国際機関等とも連携しつつ、我が国企業・金融機関の事業展開のニーズのあるアジア諸国の金融・資本市場の整備に協力するとともに、アジア諸国における金融分野の一層の開放・規制緩和の実現を通じて、我が国企業・金融機関の積極的な事業展開を支援する。					
達成すべき目標	アジア域内の金融・資本市場の整備を図るとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開を促進すること。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	126	119	154	133
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	126	119		
執行額(百万円)		95	90			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定) ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日) 					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・金融協議の開催状況 ・研修事業の実施実績	—	—	—	—	—

目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 金融協議等を通じて、アジア諸国に対し、金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた取組みを推進しており、その結果、アジア諸国の金融当局との連携が強化され、相手国の金融分野の開放・規制緩和に進捗が見られたため、23年度の達成度は「A」としました。 他方、アジア諸国に対する電子記録債権の日本型モデルの普及等について実施した実態調査を踏まえ、今後、アジア域内の金融・資本市場の整備を図るための具体的な取組みを更に充実していく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
施策に関する評価結果	<p>(1)必要性 アジア域内の金融・資本市場が世界経済に占めるウエイトは年々高まっており、我が国を含む内外の企業・投資家の活動フィールドとしてますます重要になっています。そのような状況において、金融協議、実態調査、研修等を通じ、アジア諸国の金融・資本市場の整備を推進するとともに、アジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び我が国金融機関の事業展開を支援する必要があります。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2) 効率性 金融協議、実態調査、研修等を通じたアジア等の金融監督当局と緊密な協力体制の構築および意見交換により、日本の制度や金融危機の経験の共有という形でアジア域内の金融・資本市場の整備に貢献するとともに、日系金融機関のアジア進出促進のための規制緩和要望を伝達するという効率的な対応を行っています。</p> <p>(3) 有効性 金融協議等を通じたアジア諸国の金融監督当局との協力体制の構築、及び各種セミナーによる金融監督当局の能力向上を図ることは、アジア諸国の金融・資本市場の整備及び日系金融機関のアジア進出促進に有効と考えられます。 なお、セミナーの成果として、アンケート調査結果によると、概ね「実際に役に立っている」「具体的に活用する方向で検討中」との回答を得ており、金融監督当局の能力向上に貢献することで、アジア地域の金融・資本市場の整備と、我が国金融機関のアジア地域における事業展開の促進を後押しすることが期待されます。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>該当なし</p>
----------------------------------	-------------

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局総務課国際室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--------------------	-----------------	----------------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策 I - 2 - (3)

アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援

1. 達成目標等

達成目標	アジア域内の金融・資本市場の整備を図るとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開を促進すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>「新成長戦略」を踏まえつつ、我が国経済の持続的な成長や切れ目のないアジア市場の創出を目指していく観点から、</p> <p>①国際機関等とも連携しつつ、我が国を含む内外の企業・投資家の活動フィールドである他のアジア諸国の金融・資本市場の制度・インフラの整備に協力していくこと、及び</p> <p>②アジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び金融機関自らのアジア諸国における積極的な事業展開を支援すること、</p> <p>が必要である。</p> <p>このため、新興市場国の金融行政担当者に対する研修の実施とともに、金融協議等を通じてアジア諸国の規制緩和や市場開放を呼びかけていくこと等を行なう。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定） ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・研修事業の実施実績 ・金融協議の開催状況

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査及びアジア新興市場国の金融行政担当者を対象とした	・新成長戦略及びアクション・プランを踏まえ、我が国の金融危機の経験に基づいた教訓や、各国の金融規制・監督モデルを今後のアジアの発展における参考に供し、さらに我

<p>研修事業の実施</p>	<p>が国の金融・資本市場に関する制度の普及を図るため、アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査等を実施するとともに、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施する。</p>
<p>②金融協議等を通じたアジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な金融規制改革の議論等に関するアジア諸国との戦略的連携を図り、我が国の主張を広めていくために、二国間の金融協議や国際会議・シンポジウム等を通じてアジア諸国の金融当局との対話の一層の強化を図る。 また、上記のアジア諸国との金融当局との対話の機会を活用して、規制緩和・市場開放の要望を積極的に伝えていくことにより、我が国金融機関のアジア進出支援に一層努めていく。 ・WTO及び経済連携協定（EPA）交渉における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。特に、WTOにおいては交渉の早期妥結を目指して関係省庁と連携して交渉に取り組むとともに、EPA交渉では既存の交渉の妥結に向けて進展を図っていく。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

23年度は、欧州債務問題の深刻化等を背景に金融資本市場で緊張が高まり、国際金融システムの先行きに不透明感が増す中であって、日系金融機関はアジア進出を加速しており、金融・資本市場整備への寄与を通じた日系金融機関のアジア展開支援の必要性は高まったと考えられます。

4. 平成23年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融協議等を通じたアジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進

○金融協議や国際会議・シンポジウム等を通じたアジア諸国の金融当局との対話

①取組内容

国際的な金融規制改革の議論等に関するアジア諸国との戦略的連携を図り、我が国の主張を広めるとともに日系金融機関からのヒアリングに基づいて、規制緩和・市場開放の要望を積極的に伝達する場として、アジア各国の金融当局との協議を開催するとともに、関係省庁と連携の上、首脳会談などのハイレベル会合の機会も積極的に活用しています。

23年度は、6月に韓国・中国との協議を開催し、12月には日中韓3カ国による金融監督当局ハイレベル会合を開催しました。また同月の日中首脳会談においては、拡大する日中経済関係を金融面から後押しするための金融規制緩和の要望提起を行い、円建て・人民元建て債券市場の発展等を含む日中金融協力が合意されました。この合意を踏まえて、日中金融市場発展のための合同作業部会が24年2月に立ち上げられ、当庁も積極的に参加しています。

インドとの間では、23年4月にEPAの署名を踏まえた日印金融協議を開催したほか、23年12月の日インド首脳会談において、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想を促進するための金融規制緩和の要望提起を行いました。

上記の協議以外でも、多国間の国際会議の機会等を捉えてアジア各国の金融当局と随時意見交換を開催したほか、24年2月に、アジア市場の統合等をテーマとする国際コンファレンスを主催するとともに、JICA主催研修の枠内でアジア各国の金融当局者を対象にして、我が国の金融監督行政等についての研修を実施し、海外監督当局との連携及び協力の強化に努めました。

(最近の主な金融協議等)

23年4月 日インド金融協議（ニューデリー）

23年6月 日韓金融協議（ソウル）

23年6月 日中金融協議（北京）

23年12月 日中韓金融監督当局ハイレベル会合・監督協力セミナー（海南島）

24年2月 第1回日中金融協力合同作業部会（東京）

②評価

上記のとおり金融協議等を通じ、アジア各国当局との連携強化を図るとともに、規制緩和・市場開放の要望を積極的に伝えていきます。

23年12月の日中韓3カ国による金融監督当局ハイレベル会合においては、国際的な金融規制改革等に関する意見交換を行い、日中韓3カ国の連携強化につながったと考えられます。

また23年12月の日インド首脳会談において、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想を促進するための金融規制緩和にかかるインド政府内の省庁間協議体の設置が合意されたほか、中国については、外資系保険会社に対する自動車第三者賠償責任保険の開放(24年2月)、適格外国機関投資家(QFII)制度の投資枠拡大(24年4月)を含む金融規制緩和に係る施策が発表されるなど具体的な成果が得られました。

さらに、24年2月に東京で開催したアジア諸国の統合等をテーマとする国際コンファレンスでは、国内外の金融当局等政府関係者を含む35ヶ国・545人が参加し、市場参加者及び規制当局間の協力強化に繋げることができました。

こうした取り組みは、達成目標であるアジア域内の金融・資本市場の整備、アジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供、我が国金融機関の事業展開に資するものと考えております。

○各国との経済連携協定（EPA）交渉

①取組内容

オーストラリアとのEPA交渉には金融庁も積極的に参加し、WTOでの約束を上回るレベルの自由化約束を獲得できるよう、交渉を行っています。

また日インドEPAについては、23年2月のEPA署名を踏まえて、同年4月にインド金融当局との金融協議を開催し、同年8月に発効に至りました。なお、日ペルーEPAについても23年5月に署名、24年3月に発効に至りました。

②評価

インドとのEPAでは、我が国銀行のインド国内における支店設置申請に対する特別な取り扱いを獲得しました。またペルーとのEPAでは運送貨物保険・再保険等の越境取引の自由化を獲得しました。これらはいずれも先のWTOでの約束レベルを超える自由化約束です。今後は、締結済の各EPAに基づく金融作業部会を着実に開催し、定期的な関係当局間同士の対話を行うよう努力していきます。上記の取り組みは、各国金融当局との連携強化・我が国金融機関の事業展開の支援に資するものと考えられます。

(2) アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査

①取組内容

23年度ではアジア諸国の金融・資本市場に関し以下の実態調査を実施しました。

ア. アジア諸国に対する電子記録債権の日本型モデルの普及に関する調査

アジア諸国へ進出した日本企業の資金繰り支援のための電子記録債権制度の日本型モデルの域内普及に向けて、パイロット普及国を選定するため、ベトナム、カンボジア、インドネシアを対象に現地調査を実施しました。

イ. 中国の開示制度等に関する委託調査

中国からの対日投資（または我が国からの対中投資）に係る適切な情報開示の確保に努めるため、中国の非上場企業の会計・監査制度や、中国の個人・法人に課されている中国内の対外投資規制等に関する実態調査を実施しました。

ウ. ベトナム資本市場の現状に関する実態調査

23年10月の日越財務大臣会合におけるベトナム財務省からの要請にもとづき、財政・金融分野における知的支援を検討するため、現地資本市場の実態を調査しました。

エ. 店頭デリバティブ市場の現状に関する実態調査（香港・シンガポール）

G20等でコミットされている店頭デリバティブ市場の規制強化に関して、アジア諸国・地域との協調のあり方を検討していくため、外資系金融機関のアジア拠点となっていることが多い香港・シンガポールの現状について、実態調査を実施しました。

②評価

金融行政に関わる分野について、専門性が高く行政実務にも有益な調査を実施するこ

とにより、今後の金融行政の参考となる分析結果を得ることができました。具体的には、電子記録債権については、調査の結果、対象4か国の「(1)産業特性及び企業特性、(2)企業の資金調達構造、(3)IT利用の状況」などについて分析が行われ、インドネシア及びベトナムにおいて電子記録債権制度の導入が期待できる（パイロット普及国の選定候補となり得る）との分析結果が得られました。今後、分析結果を踏まえて、パイロット普及国を選定し普及活動の推進を図っていくことを考えております。また、ベトナム資本市場改革に対する技術支援についても、今後、調査結果を踏まえ、日系企業の同国における活動拡大に資するような取組み対象や分野の特定、支援体制の整備などを図ってまいります。

(3) アジア新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業の実施

①取組内容

23年度は、保険監督者セミナー、証券監督者セミナー、銀行監督者セミナーを東京にて開催しました。

ア. 保険監督者セミナー（24年2月開催）

アジアの新興市場国7ヶ国の保険監督当局の職員7名を招き、「第8回保険監督者セミナー」を開催しました。このセミナーでは、保険会社の健全性規制やリスク管理等に関する日本の取組みを中心に、金融庁職員等より講義を行いました。

イ. 証券監督者セミナー（24年3月開催）

アジアの新興市場国14ヶ国の証券当局の職員23名を招き、「第14回東京セミナー（アジア新興市場国の証券当局者に対する国際研修）」を開催しました。このセミナーでは、最近の証券規制監督に係る課題について、金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、自主規制機関の職員等による講義等を行いました。

ウ. 銀行監督セミナー（24年3月開催）

アジアの新興市場国5ヶ国から金融監督当局の職員8名を招き、「銀行監督セミナー」を開催しました。このセミナーでは、我が国の銀行監督・検査制度、バーゼルⅡ・Ⅲの国内適用に係る取組みや、邦銀のアジアビジネス戦略などについて、金融庁職員等より講義を行いました。

②評価

各セミナー終了後、研修生に対してアンケート調査を実施しており、23年度のアンケート調査結果については、各セミナーとも回答者の概ね9割以上から「実際に役立っている」、「具体的に活用する方向で検討中」との回答を得ております。

従って、これらのセミナーは、アジア新興市場国の金融監督当局等に対する技術支援を通じた能力向上に資するものであり、アジア新興市場国との連携強化、ひいてはアジ

アにおける我が国金融機関の事業活動に資するものと考えております。

【資料 アンケート調査結果】（総務企画局総務課国際室調べ）

研修テーマについて「役に立つ」「具体的に活用する方向で検討中」と回答した割合

・保険監督者セミナー：100%

・証券監督者セミナー：89%

・銀行監督者セミナー：100%

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

緊密な経済関係を有するアジア域内において、我が国企業への適切な金融サービスの提供及び我が国金融機関の事業展開を支援するために、引き続き、アジア諸国の金融監督当局等の能力向上や連携強化を図り、金融・資本市場の整備に取り組むことが必要であるとと考えております。

（2）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調推進事業経費	①②	予算 <継続>	31,983千円
新興市場国を対象にした金融行政研修経費	①	予算 <継続>	17,035千円
国際開発金融機関協力経費	①	予算 <継続>	83,902千円
我が国企業によるアジア進出支援の推進のための体制整備	①②	機構・定員	

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-1-(1))

施策名	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底					
施策の概要	金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指しています。 このため、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む必要があります。					
達成すべき目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	10	12	10	10
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	10	12		
執行額(百万円)	11	12				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
振り込め詐欺への的確な対応	振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率	58.04%	平成22年度	基準年度より向上	—	74.38%

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 未公開株等の投資者被害を防止するための所要の制度整備(「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立(23年5月))を図ったほか、振り込め詐欺への対応(返金率の向上)を進めたこと等から、23年度の達成度は「A」としました。 他方、利用者保護の充実に向けた取組みを更に進める必要があることから、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 国民が幅広く金融サービスを利用し、そのメリットを享受するには、質が高く安心できる金融サービス利用の機会が国民に提供されることが必要です。そのためには、同時に、「金融商品取引法」、「貸金業法」、「保険業法」、「振り込め詐欺救済法」等の整備及び円滑な運用など、利用者保護の取組みを進めていく必要があります。</p> <p>(2)効率性 金融実態に即した利用者保護のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。 なお、「振り込め詐欺救済法」の運用においては、金融機関の取組みを促すことにより、効率的に施策効果を実現していると考えています。</p>

	<p>(3)有効性 「金融商品取引法」の改正や「貸金業法」の適切かつ円滑な施行が着実に進められているほか、金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等受付件数や振り込め詐欺の認知件数の減少等、利用者保護ルールについても適切な運用が行われているものと考えています。</p> <p>このような状況下、PIO-NETにおける金融関係の苦情・相談の受付件数を見ると、22年度167,202件から、23年度135,585件へ(前年度比 ▲18.9%)と推移し、23年度については減少しているほか、金融サービス利用者相談室における苦情・相談等についても、53,036件(22年度)から41,726件(23年度 前年度比▲21.3%)に減少しています(うち個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係る相談件数も、3,640件(22年度)から2,841件(23年度(対前年度比▲21.9%))に減少)。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題改善プログラム」 (19年4月20日公表、www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf) ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「改正貸金業法フォローアップチーム」の設置について (22年6月22日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100622-2.html) ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談強化キャンペーン2011の実施について」 (23年9月1日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/kinyu/20110901-2.html) ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談マニュアル」の改訂版の公表について (23年8月31日公表、http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/20110831-1.html) ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題の解決に資する取組みを通じ健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関」に対する大臣顕彰について (23年6月21日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110620-1.html) ・ 「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について(22年6月4日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100604-4.html) ・ 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)(24年3月30日改正、http://www.fsa.go.jp/common/law/kaiji/01.pdf)
---------------------------	---

担当課室名	総務企画局企画課、総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局保険課、監督局証券課	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	---	----------	---------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－１－（１）

金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

1. 達成目標等

達成目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年 12 月 20 日法律第 115 号）附則第 67 条 ・ 多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・ 振り込め詐欺救済法（平成 19 年 12 月 21 日法律第 133 号）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率(前年度より向上・23 年度末)
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・ 各業界団体における苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・ 金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等(苦情、相談・照会)の受付状況<内容・件数> ・ 財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況 ・ P I O - N E T における苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・ 各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況<受付件数等> ・ 指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等 ・ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<金額> ※預金保険機構公表資料 ・ 振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料 ・ 無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①投資家保護の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合に、その売買契約を原則として無効とするルールの創設、無登録業者による広告・勧誘行為の禁止、無登録業者に対する罰則の引上げなど、未公開株等の投資者被害を抑止するための所要の制度整備に取り組む。 ・無届募集を行う発行者への対応については、22年6月に開示ガイドラインを改正したところであるが、企業情報の適切な開示が確保されるよう、必要に応じ、警告書発出・行政処分等の適切な運用に取り組む。 ・投資助言・代理業について、法令遵守態勢を確保する観点から、その登録拒否事由に人的構成要件を追加するための所要の制度整備に取り組む。
②改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等	<ul style="list-style-type: none"> ・改正貸金業法（平成18年12月成立）の完全施行（22年6月18日）後の状況を注視し、適切に施策を推進する。 ・多重債務問題改善プログラム等に掲げられた施策の実施に引き続き取り組む。
③改正保険業法の円滑な施行	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行うことを可能とする改正保険業法（22年11月成立、23年5月13日施行）の円滑な施行に取り組む。
④金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を図ることにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を目的とする金融ADR（裁判外紛争解決）制度の確実な浸透に向けた広報等に積極的に取り組む。 また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用した運用状況のフォローアップを定期的実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行っていく。
⑤振り込め詐欺への的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺を未然に防止するため、金融機関による取組みを促す。また、振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促すなど振り込め詐欺救済法（平成20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 23 年度主な事務事業の取組内容と評価

（1）投資家保護の確保

①取組内容

ア. 未公開株等の投資者被害を抑止するための制度整備

近年、金融商品取引法上の登録を受けていない業者が、未公開株等について「上場間近で必ず儲かる」など虚偽の勧誘を行うことで、高齢者等に対し不当な高値で売り付ける事例が多発していることを踏まえ、

イ：無登録業者が非上場の株式等の売付け等を行った場合に、その売買契約を原則として無効とするルールの創設

ロ：無登録業者による広告・勧誘行為の禁止

ハ：無登録業者に対する罰則の引上げ

といった、投資者被害を抑止するための所要の制度整備を盛り込んだ「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、平成23年5月17日に成立し、5月25日に公布されました。

イ. 無届募集を行う発行者への対応

無届募集を行う発行者への対応については、企業情報の適切な開示が確保されるよう、開示ガイドラインに基づく対応を行いました。具体的には、金融庁に提供された情報などを基に、各財務局に対し発行者へのヒアリングを指示するなど、発行者による勧誘行為の実態把握に努め、無届募集等であることが判明した場合は、有価証券届出書の提出の催告や捜査当局への情報提供を行うなど、必要な措置を講じました。

ウ. 投資助言・代理業者の登録拒否事由に人的構成要件を追加するための制度整備

投資助言・代理業者について、法令遵守意識の欠如を原因とする悪質な違反行為により投資者被害が複数発生していることから、同法には、投資助言・代理業者の登録拒否事由に人的構成要件を追加する制度整備も盛り込まれています。

②評価

無登録業者による未公開株等の取引に関する対応や、投資助言・代理業の登録拒否事由の人的構成要件の追加により、今後、金融商品・サービスに関する利用者保護の更なる充実が図られると考えています。

また、無届募集を行う発行者への対応については、企業情報の適切な開示の確保に向けた施策であり、投資者保護の確保につながるものと考えています。

(2) 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等

①取組内容

多重債務問題を解決するため18年12月に成立した「貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（改正貸金業法）は、22年6月18日に完全施行されました。これに併せ、22年6月22日に金融庁、消費者庁及び法務省の副大臣・大臣政務官からなる「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置し、制度の周知徹底、実態把握、制度のフォローアップ・点検の三本を柱として取組みを推進してきました。具体的に

は、改正貸金業法の完全施行後の貸金業利用者の実態把握のための意識調査を実施した（23年4月）他、借り手・貸し手の完全施行後の状況についてヒアリングを行いました（23年6月）。また、相談窓口の認知度向上を図るため、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したポスターを都道府県別に作成し、自治体、財務局及び関係機関に約10万部配布しました（23年5月）。

さらに、全国の自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供するため、23年度も「多重債務者相談強化キャンペーン2011」（23年9月～12月）を実施し、新たに家計相談への対応、セーフティネット制度等の相談、ヤミ金やクレジットカードのショッピング枠の現金化・金貨金融等の利用防止に係る周知・広報等の取組みを取り入れました。このキャンペーンの実施と併せ、多重債務相談員等に活用して頂くための「多重債務者相談マニュアル」を大幅に改訂し、新たに「多重債務者相談の手引き」を金融庁・消費者庁において作成・公表するとともに（23年8月）、財務局等及び管内自治体の職員及び相談員を対象として、関東財務局、近畿財務局及び福岡財務支局（九州財務局と合同開催）において、この手引きに関する研修会を実施しました（23年12月～24年1月）。

その他、全国の銀行・信金等において消費者向け貸付けについて更に積極的な取組みが行われることを期待して、「多重債務問題の解決に資する取組みを通じ健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関」に対し、その優れた取組みを大臣から顕彰しました（23年6月）。

②評価

金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等受付件数は、29,843件（22年度）から21,495件（23年度（対前年度比▲28.0%））に減少し、また、22年6月の完全施行以降も、苦情等受付件数は一貫して減少しています。さらに、無担保無保証借入の残高のある者の1人当たり残高金額は67.1万円（22年度末）から59.0万円（23年度末（対前年度比▲12.0%））に減少するなど、改正貸金業法の適切かつ円滑な施行のための取組みは、借り手保護に対して相応の効果があったものと考えています。

また、多重債務相談窓口については、全ての都道府県で整備されています。市区町村においても、23年9月末の時点で1,653市区町村（約95%）に相談窓口が整備され、これは22年9月末時点（1,627市区町村（約92%））と比較して増加しており、多重債務者のための相談体制の整備が一段と進んでいます。なお、都道府県、市区町村、財務局等の相談窓口においては、23年度上半期合計で、約4万件の多重債務相談が寄せられました。

さらに、多重債務による自殺を防ぐため、財務局や都道府県・市区町村の多重債務相談窓口と自殺対策関係機関（自治体等の自殺関連相談窓口や医療機関等）との間における相互の連絡先の紹介が着実に進められ、連携体制の強化が図られています。24年3月末時点で、自殺対策関係機関への連絡先リストを作成している都道府県の多重

債務相談窓口数は、①自治体の自殺対策部局の相談窓口へ：47、②自治体以外の自殺関連の相談窓口（NPO法人等）へ：40、③医療機関へ：21 となっています。他方、多重債務相談窓口の連絡先リストを自殺対策関係機関へ配布している都道府県数は、①自治体の自殺対策部局へ：47、②自治体以外の自殺関連の相談窓口（NPO法人等）へ：26、③医療機関へ：18 となっています。

【資料1】金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）の受付件数

(単位:件)

区 分	平成22年度					平成23年度					
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計	
苦情等受付件数	8,738	7,847	6,760	6,498	29,843	5,611	5,609	4,755	5,520	21,495	
うち無登録業者に係るもの	1,859	1,871	1,748	1,661	7,139	1,731	1,778	1,564	1,933	7,006	
苦情の内容	取立て行為	145	114	106	89	454	101	107	80	97	385
	契約内容	57	57	35	34	183	40	67	31	40	178
	金利	71	64	29	26	190	33	39	32	27	131
	年金担保	3	1	1	1	6	0	5	1	3	9
	帳簿の開示	264	280	205	156	905	146	107	83	85	421
	過剰貸付け	2	5	3	2	12	5	1	4	5	15
	行政当局詐称、登録業者詐称	13	16	19	27	75	15	13	7	23	58
	保証契約	9	23	4	2	38	7	12	5	7	31
	広告・勧誘(詐称以外)	16	20	13	17	66	11	8	10	4	33
	その他	262	386	210	201	1,059	184	199	180	196	759
苦情計	842	966	625	555	2,988	542	558	433	487	2,020	
相談・照会の内容	債務整理等	619	602	473	544	2,238	452	463	420	444	1,779
	金利	223	204	112	135	674	75	68	61	74	278
	相談先	208	150	118	117	593	79	78	89	87	333
	登録確認(無登録の疑いあり)	2,541	2,512	2,391	2,055	9,499	2,005	2,081	1,790	2,162	8,038
	制度改正要望	29	39	34	13	115	8	7	13	30	58
	法令等解釈	564	522	427	400	1,913	393	344	320	354	1,411
	その他	3,712	2,852	2,580	2,679	11,823	2,057	2,010	1,629	1,882	7,578
相談・照会計	7,896	6,881	6,135	5,943	26,855	5,069	5,051	4,322	5,033	19,475	

(出典)金融庁「貸金業関係資料集」

(注)件数については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上。

【資料2】無担保無保証借入の残高がある者の借入れ件数毎登録状況

			22年度		23年度										
			3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
一人当たり無担保無保証借入の残高有り件数毎の人数	1件	万人	787	787	794	794	790	797	799	797	802	795	795	793	794
	2件		332	330	331	329	326	327	327	322	323	319	318	314	313
	3件		173	170	169	166	164	163	162	157	156	153	152	149	147
	4件		88	85	84	82	79	79	77	74	73	70	69	68	66
	5件以上		70	67	65	63	60	59	57	53	51	49	48	46	44
合計	人数	万人	1,449	1,439	1,442	1,434	1,419	1,423	1,422	1,403	1,405	1,385	1,382	1,370	1,363
	うち、延滞情報の登録がある者	万人	453	453	451	450	449	454	453	446	445	445	445	434	433
	残高金額	億円	97,147	95,408	94,280	92,550	90,414	89,811	88,857	86,502	85,926	83,875	83,250	81,526	80,409
	1人当たり残高金額	万円	67.1	66.3	65.4	64.6	63.7	63.1	62.5	61.6	61.2	60.5	60.2	59.5	59.0

(出典) 株式会社日本信用情報機構

(注1) 21年4月1日をもって、株式会社日本信用情報機構(旧社名株式会社テラネット)は、全国信用情報センター連合会(全情連)加盟33情報センターから信用情報事業を承継しており、21年6月以降、旧テラネットに登録されていた無担保無保証借入れにかかる情報を本統計に順次反映させたため、6月以降、人数合計、残高金額合計等の各種データが増加している。(移行作業は21年12月に完了。)

(注2) 指定信用情報機関制度の導入に伴い、22年4月以降のデータは、指定信用情報機関に指定された株式会社日本信用情報機構HPにおいて公表。(22年6月までのデータは金融庁HPにおいて公表。)

(参考) 表の見方

- (1) 「一人当たり無担保無保証借入の残高有り件数毎の人数」は、1件でも無担保無保証借入の残高がある者を、無担保無保証の借入件数毎に集計したものの。
- (2) 完了した債務や残高がゼロの契約や無担保無保証以外の債務は1件として数えない。
- (3) 債務者が破産や特定調停など法的整理を行った後に債権放棄されていないもの、貸金業者が過払金返還請求に応じた後に残高があるもの(20年1月以降)については1件として数える。
- (4) 「延滞」は、約定返済日(又は入金予定日)から3ヶ月以上何ら入金されないもの。
- (5) 「残高金額」は、当該債務者の残高のある全ての無担保無保証借入及び残高金額を集計したものの。無担保無保証以外(販売信用など)の件数や残高は含まない。

(3) 改正保険業法の円滑な施行

①取組内容

23年5月13日に、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(22年法律第51号。以下「22年改正法」といいます。)が関係政省令とともに施行され、17年の保険業法等の一部を改正する法律(17年法律第38号)の公布日(17年5月2日。以下「公布日」といいます。)に特定保険業を行っていた団体等のうち一定の要件に該当するものについては、行政庁の認可を受けることにより、当分の間、公布日に行っていた特定保険業の範囲内でその事業の継続が可能となりました。

22年改正法の円滑な施行に資するため、特定保険業を行っていた団体や関係省庁への説明会等の実施及び当庁ウェブサイトの活用を行いました。

②評価

金融庁における財務局保険担当官に対する会議や関係省庁等担当者向けの説明会の開催、各財務局等における都道府県担当者に対する説明会の実施、さらには、金融庁等に寄せられた認可特定保険業者に関する質問などを取りまとめた¹「認可特定保険業者に関するQ&A」を作成し、金融庁ウェブサイトに掲載して広く一般への周知を図ったことなどにより、22年改正法の円滑な施行に向けて適切な対応ができたと考えて

¹ <http://www.fsa.go.jp/news/22/hoken/20110513-2.html>

います。

(4) 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施

①取組内容

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）は、金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を図ることにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を目的とするものです。金融ADR制度は平成21年の改正金融商品取引法等において整備され、22年10月1日から各金融機関に対する行為規制が発効しました。

24年3月時点で、全国銀行協会等8団体を指定紛争解決機関（金融ADR機関）として指定し、各金融ADR機関において、紛争解決等業務を行っているところですが、こうした金融ADR機関の業務実施状況等を含む金融ADR制度の運用状況をフォローアップするため、23年12月1日に「第42回金融トラブル連絡調整協議会」を開催しました。同協議会においては、金融ADR制度導入後、各金融ADR機関の苦情・紛争受付件数が大幅に増加していることについて報告するとともに、利用者利便性向上に向けた各金融ADR機関の取組状況等について意見交換を行い、利用者アンケート等の結果を通じ、必要があれば更なる改善を図るよう、各金融ADR機関に促しました。

また、23年7月には、政府広報オンラインに「金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください」を掲載するなど、制度の周知に積極的に取り組みました。

②評価

24年3月末時点で、金融ADR機関として主要な8団体が指定されています。また、金融ADR8機関の平成23年度の業務実施状況をみると、苦情処理手続件数（期中受付）は、7,092件と前年同期比32%増加、約1.3倍、紛争解決手続件数（同）は、1,981件と同じく137%増加、約2.4倍と、両者とも大きく増加しております。これは、各金融ADR機関や金融機関等による周知活動等により、金融ADR制度の認知度が向上したことや、円高等に伴いデリバティブ等のリスク商品に関する事案が増加したことなどが要因として考えられますが、いずれにせよ、制度趣旨に沿った活用を促進すべく、引き続き対応して参ります。

また、各金融機関等においては、金融ADR機関が設立されている業態では当該金融ADR機関と契約締結をし、金融ADR機関が設立されていない業態では弁護士会と契約締結する等、金融ADR制度に対応する措置を講じております。このように金融ADR制度は円滑に施行されたものと考えています。

今後も、金融ADR制度の確実な浸透に向けた広報等に積極的に取り組むとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用した運用状況のフォローアップを定期的実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点等について検討を行ってまいります。

(5) 振り込め詐欺への的確な対応

①取組内容

ア. 振り込め詐欺の未然防止について

23年8月26日に策定・公表した「平成23事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成23事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の撲滅に向けた対策を、監督上の重点事項としました。

また、業界団体との意見交換会において、振り込め詐欺の未然防止に向け、積極的な取組みに努めるよう要請しました。

イ. 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等について

(ア) 返金率の向上について

「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の財産的被害の回復をより一層図る観点から、平成22年9月9日に設置した「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム（以下PT）」において、金融機関における被害者に対する返金率の向上を検討課題の一つとして掲げ、検討を行ってきました。

その結果、23年8月26日に公表されたPTの最終とりまとめ（「預保納付金の具体的使途について」）において、返金率の向上については、引き続き、振り込め詐欺救済法に定める返金制度の周知徹底を図ることとされました。このため、金融庁では、返金率の向上に関する取組みの一環として、23年9月に、実際に被害に遭われた方が返金の申請を迅速に行うことができるようリーフレットを作成し、金融機関、警察をはじめとする関係機関へ配布を行うとともに、昨年引き続き、業界団体との意見交換において、返金制度の周知や「被害が疑われる者」への積極的な連絡等の対応に努めるよう要請しました。

(イ) 預保納付金の具体的使途について

また、PTにおいては、振り込め詐欺救済法に基づいて、「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている「預保納付金」の具体的使途についても検討を行った結果、最終とりまとめでは、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業に活用することとしました。当該とりまとめの結果を受け、平成24年3月21日、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令」が公布されました。

さらに、上記に関連して、預保納付金を用いた事業の「担い手」についても、自ら担い手となることに関心のある団体を公募した上で、PTにおいて選定を行いました。当該担い手の選定については、犯罪被害者等に知見を有する有識者の方々のご意見を取り入れた上で慎重に決定することが望ましいとの観点から、第三者である当該有識者の方々にヒアリング・審査等を通じてご協力頂き、最終的には、かか

る有識者の方々の審査結果を踏まえて、PTにおいて、「公益財団法人 日本財団」を事業の担い手とすることに決定しました。

※ 預保納付金とは、振り込め詐欺救済法の被害者救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなされなかった等の理由により、被害者にお返しすることができなかった残金で、預金保険機構に納付されている金銭を指します。

②評価

ア. 振り込め詐欺の未然防止について

振り込め詐欺の認知件数・被害総額については、警察庁公表によると、22年が6,637件・82億円に対し、23年は6,233件・110億円に、また24年に入ってから、3月末までで1,234件・25億円（対前年比▲49件・+7億円）となっています。被害総額は増加しているものの件数は減少しており、警察による取締り強化に加え、金融機関による被害の未然防止活動の成果が現れているものと考えています。

イ. 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等について

「振り込め詐欺救済法」に基づく金融機関の取組みについては、法施行後約4年が経過し、被害者への返金率向上に向けた取組みの促進等、法の趣旨に沿った被害者救済に向けた対応が着実に進展してきていると考えています。また、当庁の取組みとしては、リーフレットの配布及び業界団体との意見交換を実施し、これらの施策が返金率の向上に一定程度寄与していると考えています。今後も引き続き、できるだけ多くの被害者に返金するため、返金制度の周知や「被害が疑われる者」への積極的な連絡等の対応に努めるよう、金融機関の取組みを促してまいります。

なお、「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者に対する返金率については、預金保険機構公表によると、22年度の58.0%から、23年度の74.3%へと大きく上昇しており、被害者救済はより一層進んでいるものと考えています。

また、預保納付金を用いた両事業につきましては、今後、担い手である「公益財団法人 日本財団」及び預金保険機構とともに詳細な制度設計を行い、平成24年度中の事業開始を目途に準備を進めてまいります。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」(24年3月9日国会提出)の早期審議、成立、円滑な施行など、利用者保護の更なる充実に向けた取組みを引き続き進める必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容
 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	②	予算 <継続>	9,200千円
金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費	④	予算 <継続>	452千円
振り込め詐欺救済法に係る業務に関する経費	⑤	予算 <新規>	

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-1-(2))

施策名	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実					
施策の概要	国民が金融商品・サービスを適切に利用するうえでは、各種金融商品・サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要です。このため、金融庁においては、副教材・ガイドブックの作成・配布や金融庁ウェブサイトを通じた情報提供など、金融経済教育の充実を図ることとしています。また、金融サービスの利用者からの相談等に適切に対応することも必要であると考えています。					
達成すべき目標	利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	37	23	41	26
		補正予算(b)	—	—	△2	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	37	23		
執行額(百万円)	13	17				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
金融経済教育の充実	国民の金融知識の状況(生活設計の有無) ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	37.3	22	37.3	23	37.6
事務事業	測定指標	目標		実績		
金融経済教育の充実	国民の金融知識の状況(金融商品の選択) ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	金融商品を選択するための金融知識の普及	23	金融商品を選択する際に必要となる金融知識を普及するため、ガイドブックの内容を充実・改訂し広く配布した		

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 金融の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を改訂・配布し、金融トラブルに巻き込まれないように注意喚起することをテーマとしたシンポジウムを開催するとともに、当局における相談体制の充実(相談時間の延長)を図るなど、国民に各種金融サービスの特性について理解度を高めてもらうための取組みを行ったものの、金融トラブルに巻き込まれない金融経済教育のほか、資産運用や資金調達をより適切に行っていけるような金融経済の知識の向上を図る必要があるため、23年度の達成度は「B」、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
------------	--

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 金融を取り巻く環境をみると、様々な金融トラブルが社会問題となり、また、金融商品・サービスの多様化・高度化が進んでいることから、多くの者がこうした金融商品・サービスをより良く活用できるようにするためには、金融経済教育を強化する必要があります。また、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図る上で必要不可欠です。</p> <p>(2)効率性 金融取引の基礎知識をまとめたガイドブックや、国民が直接アクセスできるウェブサイトなど、多様な手段を利用した情報提供を関係機関と連携して行うことにより、国民に効率的に金融知識の普及を図ることができたと考えています。また、金融サービス利用者相談室においては、金融サービス利用者からの相談等に対し一元的に対応しているほか、広報室においても、ウェブサイトの内容・構成を充実させたことによって、効率的に利用者の利便性の向上を図ることができたと考えています。</p> <p>(3)有効性 多重債務問題については、全ての都道府県に多重債務相談窓口が整備され、市区町村においても相談体制の整備が着実に進んでいます。多重債務を理由とする自殺者の数は23年度で998人となっており、昨年度(1,306人)と比較して減少していることに鑑みると、一定の効果があつたものと考えています。 また、金融サービス利用者相談室における相談等の内容を情報として活用することにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができたほか、地方公共団体等からの金融経済教育に関する各種ガイドブック等の配布要望に対し、必要とする部数全てを配布することにより各団体等の積極的な取組みを支援することができたと考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁総務企画局政策課『『おしえて金融庁』及び『一般のみなさんへ』アクセス件数』 ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等」(23年7月29日、23年10月31日、24年1月31日、24年4月27日) (23年7月29日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20110729.html) (23年10月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20111031.html) (24年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20120131.html) (24年4月27日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20120427.html) ・総務企画局政策課広報室「金融庁ウェブサイト全体のアクセス件数」 ・総務企画局政策課広報室「金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービス登録件数」
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局政策課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課信用制度参事官室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－１－（２）

利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実

1. 達成目標等

達成目標	<p>利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</p>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>多重債務問題は深刻な社会問題となっており、また、金融商品・サービスの多様化・高度化といった金融環境の変化の中で、金融商品の持つリスクに気付かなかつたり、騙されて損をしたりする事例も生じている。多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。</p> <p>こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定）
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・23 年度調査実施時点） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催実績 ・パンフレットの配布実績 ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融経済教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成 17 年 6 月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）や 19 年 4 月にとりまとめ・公表された「多重債務問題改善プログラム」等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シン

	ポジウムの開催、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。
②当局における相談体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、相談体制等の充実を図る。 ・平成 21 年 6 月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に盛り込まれた附帯決議の内容を踏まえ、利用者満足度調査を実施し、その結果等を基に、金融サービス利用者相談室の役割の拡充のために所要の見直しを行う。
③金融行政に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。 ・金融庁ウェブサイトの内容の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。
④多重債務者のための相談体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口整備の主要な実施主体である自治体の主体的な取組みを促すとともに、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供するための取組みを実施する。 ・財務局等の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を受け付けるほか、各局管内の都道府県、市区町村における取組みをバックアップする。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 23 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融経済教育の充実

①取組内容

ア. ガイドブック等の作成・配布

金融の基礎知識をまとめたガイドブック「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、全国の高校・大学・地方公共団体等へ広く配布しました（33 万部）。

また、未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を地方公共団体等へ広く配布しました（19 万部）。

イ. シンポジウムの開催

地域住民等を対象に、金融トラブルに巻き込まれないように注意喚起することをテーマとしたシンポジウムを名古屋市、那覇市、広島市、大阪市の計 4 箇所で開催しました。

ウ. 金融庁ウェブサイト金融経済教育コーナーによる情報提供

学生及び新社会人を対象に金融の仕組みについて分かりやすく解説する「おしえて金融庁」、及び一般社会人を対象に金融取引に係る注意喚起情報等を掲載する「一般のみなさんへ」のコーナーにより、分かりやすい情報提供、タイムリーな情報提供に努めています。23年度は、改訂したガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を「一般のみなさんへ」に掲載するなどしました。

②評価

ア. ガイドブックの配布部数の推移

23年度に改訂したガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」は、全国の高校、大学、地方公共団体等へ33万部配布し、配布先へのアンケートによると、講演・授業での使用や住民・学生への配布など有効に活用されています。

また、22年度に作成したガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」は、全国の地方公共団体からの追加配布要望に応じ19万部配布しており、配布先へのアンケートによると、講座での使用や住民への配布など有効に活用されています。これらのことから、金融経済教育の推進に資することができたと考えています。

イ. シンポジウムの開催

19年度より「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」として開催していましたが、23年度についてはテーマ・内容等の見直しを行い、近年社会問題となっている金融トラブルについて注意喚起を行うため「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」として名古屋市、那覇市、広島市、大阪市の計4箇所で開催しました。シンポジウム参加者へのアンケートによると、本シンポジウムについて「有意義であった」「概ね有意義であった」とする意見や金融知識習得の必要性を「感じた」「どちらかといえば感じた」とする意見がともに96%を占めており、金融知識の普及の一助として活用されているものと考えています。

ウ. 金融庁ウェブサイト（「おしえて金融庁」等）へのアクセス状況

金融庁ウェブサイト上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」へのアクセス件数は18年度に行ったウェブサイト改訂の効果が薄れたため、年々減少していましたが、22年度は、新規に作成したガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を、23年度は、改訂を行ったガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を「一般のみなさんへ」に掲載したこと等の効果もあり、アクセス件数は徐々に増加しており、利用者のニーズに応じた取組みができたと考えています。

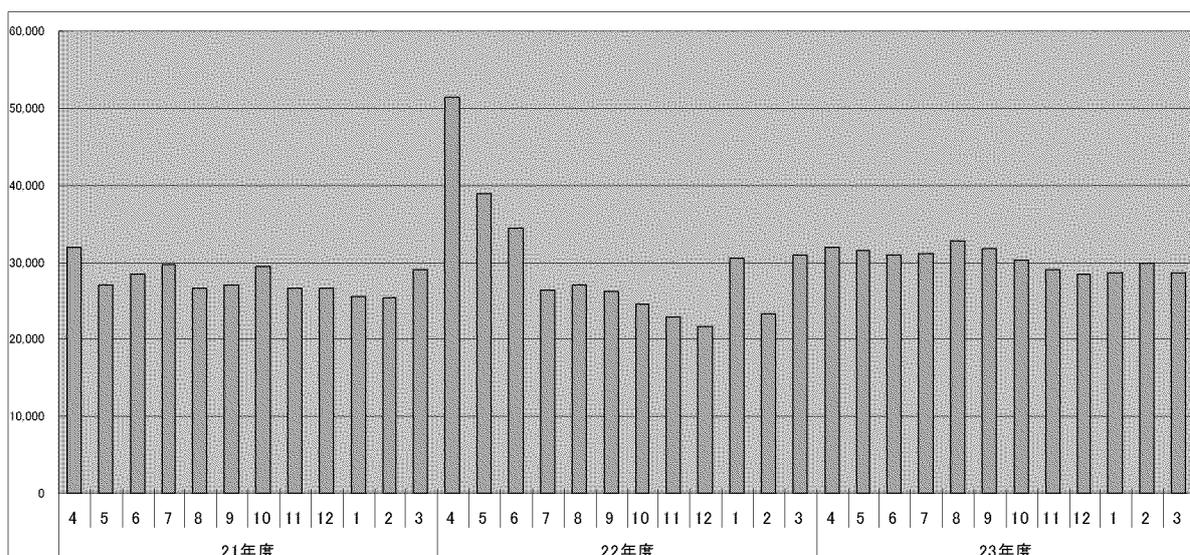
【資料1 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数の推移】

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	506,276件	415,623件	333,894件	358,445件	365,298件
月間平均件数	42,190件	34,635件	27,824件	29,870件	30,441件

(出所) 総務企画局政策課調

【資料2 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数】

(単位：件)

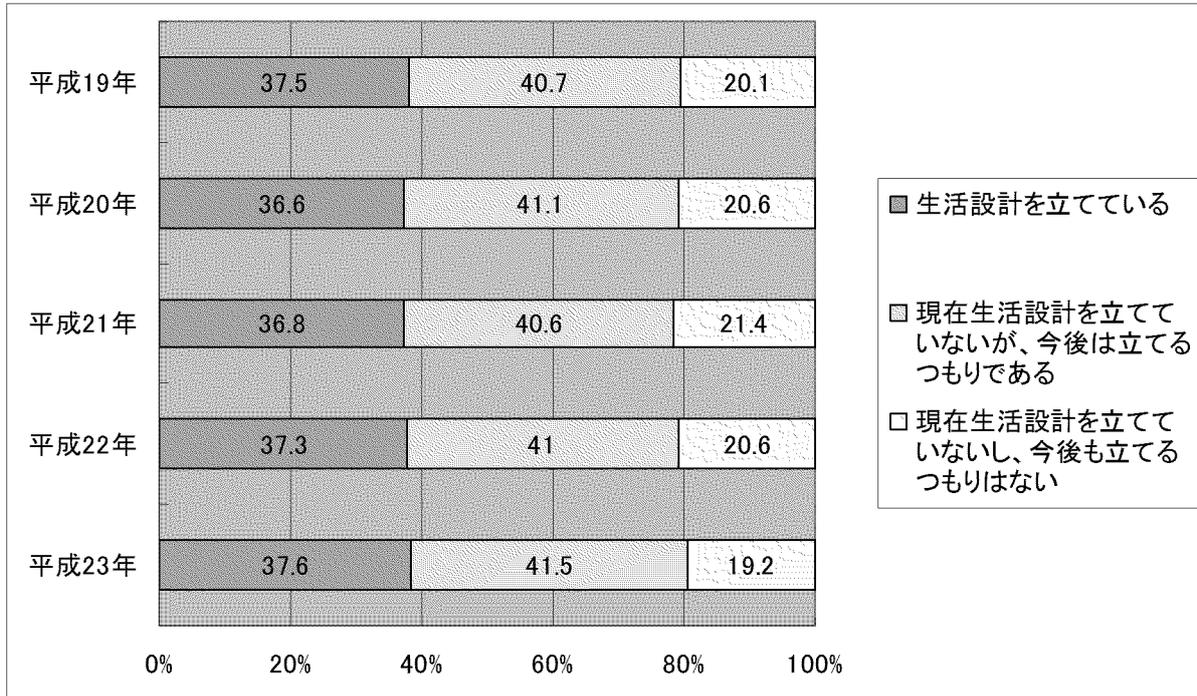


(出所) 総務企画局政策課調

エ. 金融広報中央委員会が実施した家計の金融行動に関する世論調査（家計の金融行動に関する世論調査）

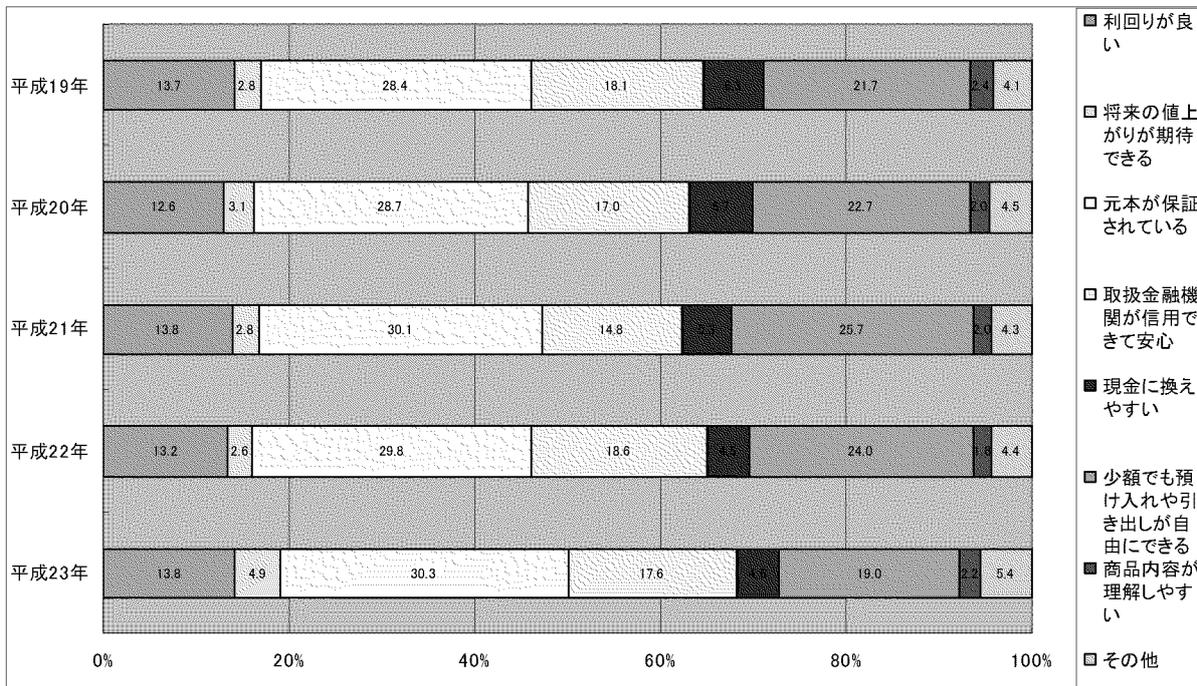
23年は「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が37.6%であり、前年からほぼ横ばいになっています。

【資料3 生活設計設定の有無】



(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

【資料4 金融商品の選択】



(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

これらの調査結果等をみると、生活設計を立てていると回答した世帯の比率は、最近5年間ほぼ横ばいであり、生活設計を立てる予定がない世帯も2割程度見られます。(資

料3)

また、金融商品の選択に当たって、「元本が保証されていること」及び「取扱金融機関が信用できて安心」という要素を重視している家計が多い状況についても、大きな変化は見られません。(資料4)

これらの状況を踏まえれば、利用者が、適切な金融知識を得て、それぞれのニーズに応じた金融商品を選択できるよう、引き続き金融経済教育の充実を図ることが重要です。

(2) 当局における相談体制の整備・充実

①取組内容

ア. 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等の公表

金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところです。金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数や主な相談事例のポイント等を四半期毎に公表しました(23年4月、23年7月、23年10月、24年1月)。

寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しています。直近においては、日本に拠点のない外国の銀行への預金口座開設の代行に関する事案を追加して82事例としました。

イ. 「第三者によるモニタリング調査(相談業務における対応評価分析)」等の実施

21年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に対する附帯決議(金融サービス利用者相談室の在り方について検証を行い、役割の拡充を図ること)を受け、「第三者によるモニタリング調査(相談業務における対応評価分析)」及び「利用者相談室満足度調査」を実施しました。

②評価

ア. 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等の公表

23年度の相談等の受付件数は41,726件となっており、22年度(53,036件)と比べて減少しています。

分野別では、預金・融資等が12,188件(29%)、保険商品等が9,327件(22%)、投資商品等が14,891件(36%)、貸金等が3,820件(9%)、金融行政一般・その他が1,500件(4%)となっています。

各分野の特徴は以下のとおりです。

- a. 預金・融資等については、中小企業金融円滑化法の再延長に関する相談のほか、融資の実行・返済に関する相談や一般的な照会・質問等が寄せられています。なお、受付件数は22年度に比べて減少しています。
- b. 保険商品等については、保険金の支払認定や保険会社の顧客対応に関する相談等が寄せられています。なお、受付件数は22年度に比べて減少しています。
- c. 投資商品等については、無登録業者に関する相談等のほか、未公開株や社債等に

関する相談等が寄せられています。なお、受付件数は22年度に比べてほぼ同水準となっています。

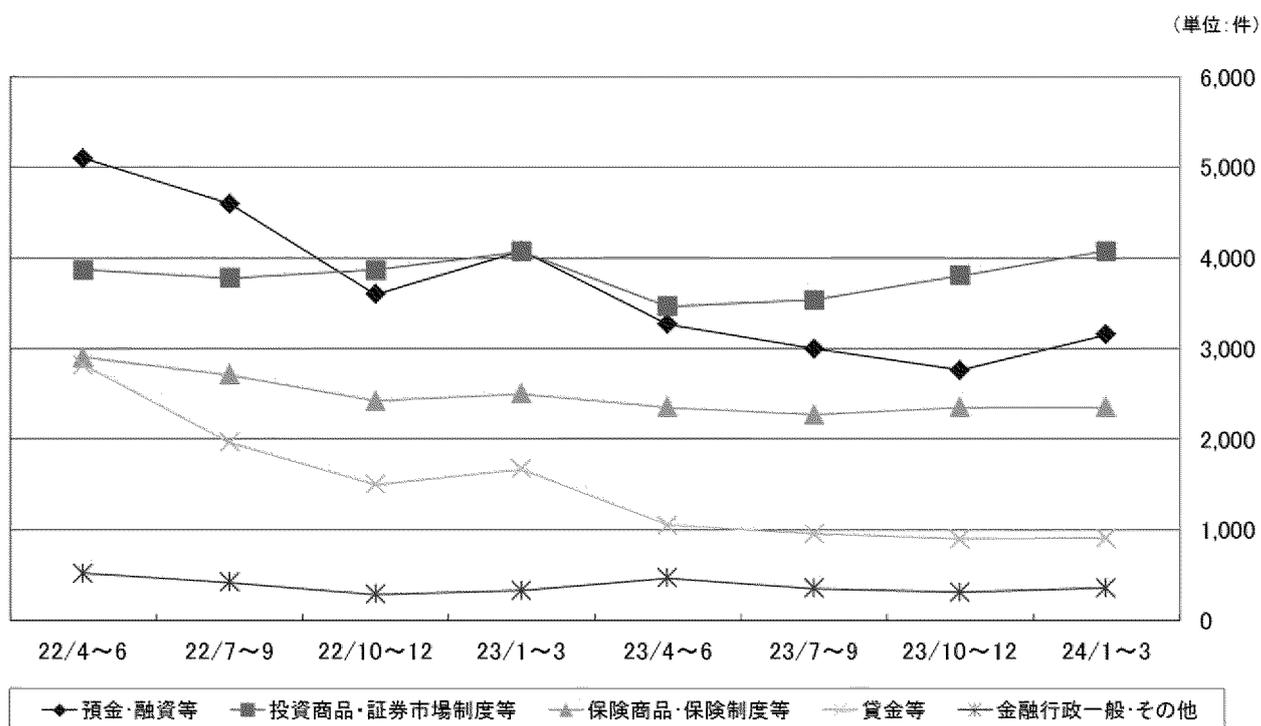
d. 貸金等については、過払い金返還請求に関する相談のほか、一般的な照会・質問や個別取引・契約の結果に関する相談等が寄せられています。なお、受付件数は22年度に比べて減少しています。

受け付けた相談等の情報は、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。また、このうち、貸し渋り・貸し剥がし等に関する情報で、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、金融機関に対し、事実確認等のヒアリングを実施しています。

また、寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しています。

さらに、23年度においては、相談受付終了時間を16時から17時に延長しました。これらにより、利用者の保護や利便性の向上に資することができたと考えています。

【資料5 相談等の分野別受付件数】



(出所) 総務企画局政策課金融サービス利用者相談室調 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

- イ. 「第三者によるモニタリング調査（相談業務における対応評価分析）」等の実施
「第三者によるモニタリング調査（相談業務における対応評価分析）」の結果を踏ま

え、電話応対に関するスキルアップ研修等を実施し、金融サービス相談員の対応能力の向上等に努め、相談体制の充実を図りました。

また、23年2月から5月末までの間、「利用者相談室満足度調査」を実施するとともに、当該調査結果を踏まえ、金融ADR機関が円滑に紛争解決業務を遂行できるよう、金融サービス利用者相談室に利用者から寄せられた相談の傾向等について、当該機関との意見交換の場において情報提供することを、23年12月から定期的にも実施し、金融サービス利用者相談室の役割の拡充を図りました。

(3) 金融行政に関する広報の充実

①取組内容

当庁では、閣議後（毎週2回）の大臣記者会見、重要な報道発表時に実施している副大臣・大臣政務官会見（計4回）や事務方による記者ブリーフ（計85回）に、記者クラブに加えて雑誌・専門誌・フリーのジャーナリスト等の参加を前年度より認めており、本年度も引き続き積極的に会見等の開催を案内し、当庁の施策・考え方を発信・説明する機会の充実に取組みました。

また、毎月の報道発表の中から関心が高いと思われる施策については、金融庁ウェブサイト上で公表している日本語版月刊広報誌「アクセスFSA」及び英語版月刊広報誌「FSA Newsletter」を活用し、担当課室が作成した分かりやすいオリジナルの原稿を用いて周知に努めました。

特に、国民にとって重要と考えられる施策（「中小企業金融の円滑化」、「商品券（プリカ）の払戻し」、「ヤミ金業者にご注意」等）については、ラジオ（計2回）、インターネットテレビ（計5回）、携帯端末（計4回）の政府広報枠を活用し、簡明な表現での広報活動に努めました。

日本に未曾有の被害をもたらした東日本大震災に関する情報発信については、政府全体の取組みと平仄を合わせて、被災者の方々が迅速に必要な情報にアクセスできるよう、「預金者」、「借り手」等の金融サービス利用者の特質に応じて情報を整理した特設ウェブページ（「東日本大震災 関連情報」）を開設しました。

特に、当初従来の報道機関等では被災者への情報伝達に限界があったこと等から、情報発信手段を多様化するために、携帯電話向けの「金融庁モバイルサイト」や「金融庁twitter」も立ち上げました。

さらに、財務局等と連携して、きめの細かい配布活動にも取組み、個々の避難所にもポスターや壁新聞が掲示されるよう、多角的な情報発信を行いました。

金融庁ウェブサイトの利用者利便の向上については、23年10月には、ウェブサイト内の経路分析等、より詳細なアクセス解析を行う為の新たなツールを導入しました。また、24年3月、トップページのレイアウトの見直しを実施しました。具体的には、冒頭部の帯状の主要項目をより使い勝手が良くなるように工夫を行うとともに、トッ

ページのインデックスやリンクを整理・集約しました。

②評価

記者会見をはじめとする情報発信については、記者クラブと共に専門紙や雑誌などの記者が定例の閣議後大臣会見等に参加することは、既に定着しており、多様な立場からの取材を許容することで、金融行政の一層の透明性を確保し、より多くの記者の参加を得ることで、金融行政に対する関心・注目度を高める効果がありました。

また、多様な政府広報の手段を積極的に活用したことで、様々な金融サービス利用者の手元に情報提供を行いました。

東日本大震災への対応については、必要な情報を特設ウェブページ「東日本大震災関連情報」上に集約して掲載し、利用者の方々にワンストップで利用できる環境を提供し続け、23年4月の1ヶ月間だけで約4万件のアクセスを得るなど、多くの方々に活用頂くことができたと考えています。

本年度より新たに立ち上げた「金融庁モバイルサイト」についても、携帯電話の主要事業者からの評価を得て、事業者の震災特設サイトのトップページで紹介されました。同サイトには、23年4月の1ヶ月間で約20万件のアクセスがあり、多くの方々に利用して頂けたと考えています。

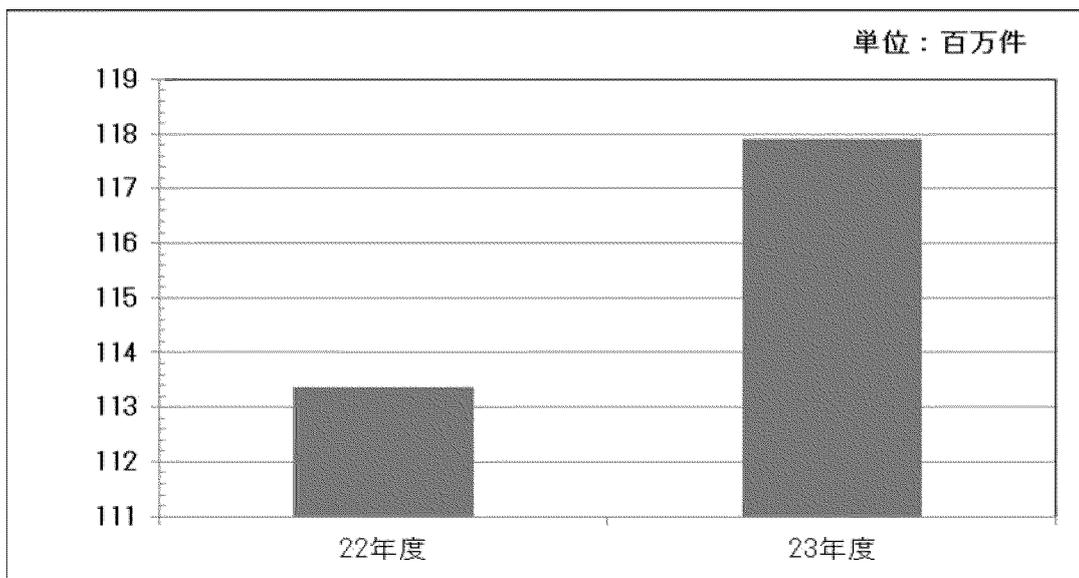
「金融庁 twitter」については、当初は震災関連の情報を中心に発信していましたが、情報発信の対象を金融庁の施策全般に広げたことにより、24年3月末時点で4,600人の登録・利用を頂いています。

金融庁ウェブサイトについては、トップページの見直しを実施したことにより、情報の整理・集約を通じて利便性の向上を図ることができたと考えています。

ア. 金融庁ウェブサイトへのアクセスの状況

当庁ウェブサイト全体のアクセス件数（23年度：1億1,790万件）は対前年度比で4%増加しています。他方で、金融庁ウェブサイトのトップページへのアクセス件数についてみると、23年度は800万件にとどまり、前年度（1,006万件）と比べて減少しています。

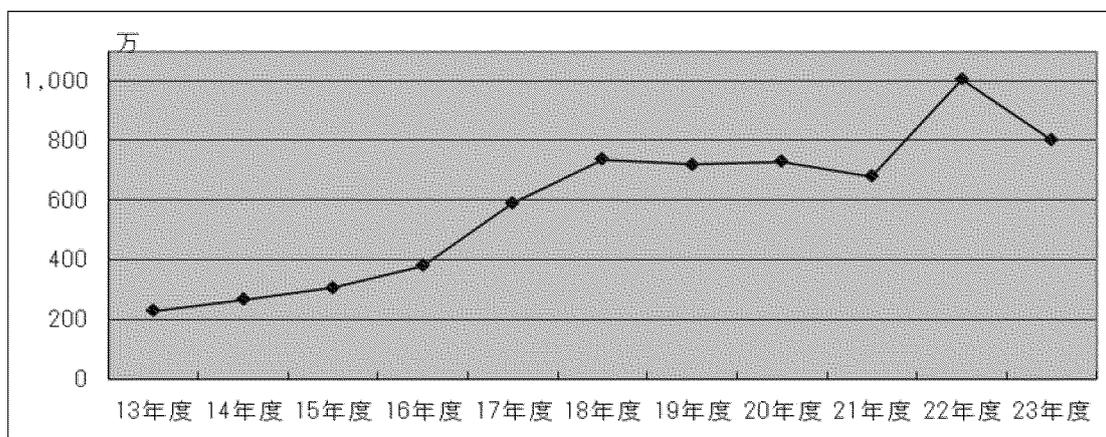
【資料6 金融庁ウェブサイト全体のアクセス件数】



(出所) 総務企画局政策課広報室調

【(参考) 金融庁ウェブサイトトップページへのアクセス件数】

(単位：万件)



(出所) 総務企画局政策課広報室調

(参考)

トップページのアクセス件数が減少した要因としては、前年度は東日本大震災によりトップページへのアクセス件数が急増したことや、本年度から「金融庁 twitter」を開設したことにより、トップページを経由せずに必要な情報にアクセスする機会が増えたことなどが推測されます。

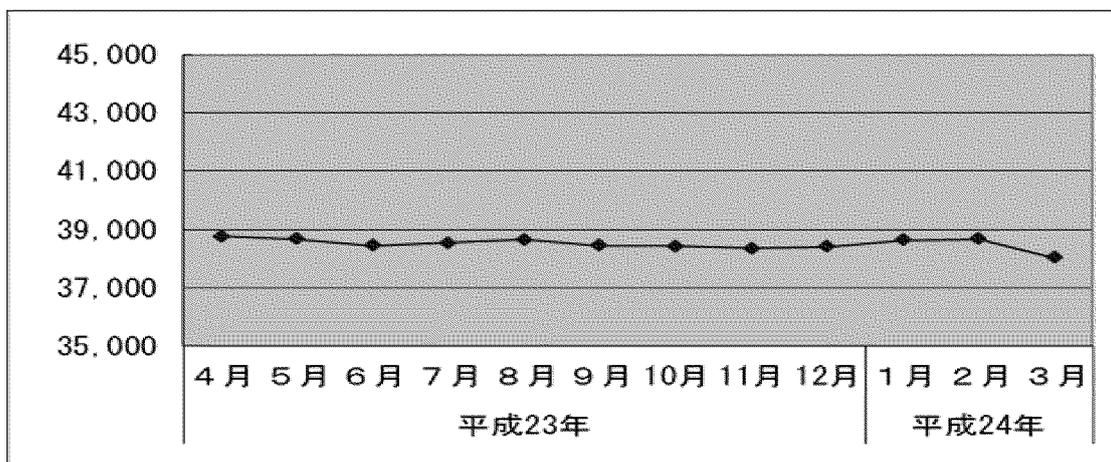
イ. 金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービスへの登録状況

利用者が予めメールアドレスを登録すると、更新情報を日々電子メールで案内す

る「新着情報メール配信サービス」を提供しています。23年度は、概ね3万8千件程度で推移しています。

【資料7 金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービス登録件数】

(単位：件)



(出所) 総務企画局政策課広報室調

(4) 多重債務者のための相談体制等の整備

①取組内容

全国の自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供するため、23年度も「多重債務者相談強化キャンペーン2011」(23年9月～12月)を実施し、新たに家計相談への対応、セーフティネット制度等の相談、ヤミ金やクレジットカードのショッピング枠の現金化・金貨金融等の利用防止に係る周知・広報等の取組みを取り入れました。本キャンペーンの期間中には、全国で延べ851回の無料相談会が開催され、1,956件の相談が寄せられました。また、本キャンペーンの実施と併せ、多重債務相談員等に活用して頂くため、既存の「多重債務者相談マニュアル」を大幅に改訂した「多重債務者相談の手引き」を新たに金融庁・消費者庁において作成・配布するとともに(23年8月)、自治体の職員及び相談員等を対象として、関東財務局、近畿財務局及び福岡財務支局(九州財務局と合同開催)において、この手引きに関する研修会を実施しました(23年12月～24年1月)。

23年度における多重債務者対策の広報活動としては、相談窓口の認知度向上を図るため、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したポスターを都道府県別に作成し、自治体、財務局及び関係機関・団体に約10万部配布しました(23年5月)。また、「多重債務者相談強化キャンペーン2011」のポスターを作成し、都道府県、市区町村、銀行等の金融機関、ハローワーク等に約8万部配布しています(23年10月)。その他、音声広報CDやモバイル携帯端末による広報等、様々な媒体を活用し、相談窓口の周知・広報を行うとともにヤミ金の利用防止を呼びかけています。

②評価

多重債務相談窓口については、全ての都道府県で整備されています。市区町村においても、23年9月末の時点で1,653市区町村（約95%）に相談窓口が整備され、これは22年9月末時点（1,627市区町村（約92%））と比較して増加しており、多重債務者のための相談体制の整備が一段と進んでいます。なお、都道府県、市区町村、財務局等の相談窓口においては、23年度上半期合計で約4万件の多重債務相談が寄せられており、これは22年度上半期合計（約6万件）と比較して減少しています。

さらに、多重債務による自殺を防ぐため、財務局や都道府県・市区町村の多重債務相談窓口と自殺対策関係機関（自治体等の自殺関連相談窓口や医療機関等）との間における相互の連絡先の紹介が着実に進められ、連携体制の強化が図られています。24年3月末時点で、自殺対策関係機関への連絡先リストを作成している都道府県の多重債務相談窓口数は、①自治体の自殺対策部局の相談窓口へ：47、②自治体以外の自殺関連の相談窓口（NPO法人等）へ：40、③医療機関へ：21となっています。他方、多重債務相談窓口の連絡先リストを自殺対策関係機関へ配布している都道府県数は、①自治体の自殺対策部局へ：47、②自治体以外の自殺関連の相談窓口（NPO法人等）へ：26、③医療機関へ：18となっています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

①金融経済教育の充実

ア. 金融経済教育にかかる当庁のこれまでの取組みは、金融トラブルに巻き込まれないとの観点に重点を置いて進められてきたが、今後は、これと併せて、国民が金融サービスを有効に活用し、資産運用や資金調達をより適切に行い、生活や事業活動に役立てていけるようにとの観点からの金融経済教育にも力を入れていくことが重要です。

イ. 金融経済教育の推進にあたっては、引き続き、金融庁のみならず、文部科学省等の関係省庁や、金融広報中央委員会等の金融関係団体との連携を図り、諸施策を効率的かつ横断的に進めていくことが重要です。また、活動に地域的な広がりをもたせるためにも、財務局・財務事務所を通じた金融経済教育の充実に努める必要があります。

②当局における相談体制の整備・充実

金融サービス利用者相談室では、利用者からの相談等に対し、問題の解決に繋がるアドバイスや業界団体が開設している紛争解決機関の紹介等を行っています。

今後とも適切な対応に努めるとともに、利用者の利便性の向上を図るため、相談体制の更なる充実に向けた検討を行う必要があります。

③金融行政に関する海外広報の充実

金融の国際的性格を踏まえ、英語での情報発信などの海外広報の充実を図る等、更なる取組みを進める必要があります。

④多重債務者のための相談体制等の整備

多重債務相談窓口の整備が全国的に進んでいる一方で、改正貸金業法の完全施行以降、相談件数が減少している状況を踏まえ、相談窓口へのアクセスを拡充できるよう、広報媒体の多様化（例：インターネット広告やスマートフォン等を含むモバイル広告の活用）や集中的な広報活動の実施（例：自殺対策強化月間や多重債務者相談強化キャンペーン期間における広報活動の強化）等、多重債務相談窓口の広報を一層充実していく必要があります。併せて、引き続き多重債務者相談強化キャンペーン期間における無料相談会の開催等を通じた相談者の掘り起こしに努めていく必要があります。

また、多重債務者の心のケアや生活再建等の新たな問題に対応するためには、相談員のレベルアップや関係部門や関係機関等との連携を促進することが重要であるため、相談員に対する情報提供や「多重債務者相談の手引き」に係る研修会の更なる充実（例：開催回数の増加、開催地域の拡大）等を図る必要があります。

（２）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
学校における金融知識等普及施策推進実施経費	①	予算 <継続>	8,396千円
一般社会人向けパンフレット等作成経費	①	予算 <継続>	6,279千円
金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	①	予算 <継続>	2,229千円
金融知識普及施策奨励経費	①	予算 <継続>	202千円
貸金業者情報検索サービス運用経費	②	予算 <継続>	7,678千円
資金決済法に基づく払戻手続周知に必要な経費	③	予算 <継続>	888千円

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-1-(3))

施策名	金融機関等の法令等遵守態勢の確立					
施策の概要	預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、金融機関等がその業務の公共性を十分に認識した上で、法令等遵守態勢を確立することが重要です。金融庁としては、金融機関等に法令等遵守態勢の確立を促していくとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととしています。					
達成すべき目標	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	6	10	7	18
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	6	10		
執行額(百万円)	1	7				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度		目標年度		
	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。					

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 これまで金融機関等の法令等遵守態勢が確立されるよう、行政対応を行ってきたところですが、今般、投資一任業者において、虚偽の運用報告の事例が発生しました。当該事案については、問題を把握した後、迅速な行政対応を行ったものの、一連の対応まで、情報の収集・分析及びリスク感度に係る問題等から、検査・監督として不正の端緒を掴むことができなかったことも踏まえ、23年度の達成度は「B」としました。 今後こうした問題に対し、金融実務を踏まえ、実効性のある再発防止策を幅広く検討する必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融取引が高度化・複雑化する中で、預金者、保険契約者及び投資家等の保護の必要性や取引の信頼性の確保等、金融機関等による法令等遵守態勢の確立は重要性を増しています。金融機関等の自主的な取組みを促すほか、法令違反の事実があれば厳正かつ適切な行政処分を行うことは、金融機関等の法令等遵守態勢の確立に必要不可欠であると考えています。</p> <p>(2)効率性 行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られると考えています。 また、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化や行政処分事例の公表は、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資するものと考えています。</p> <p>(3)有効性 行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置は、法令違反の再発の防止や、金融機関等やその利用者への情報提供の観点から有用であり、金融機関等の法令等遵守態勢の確立や利用者保護のために効果があったと考えています。</p>

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>		
<p>政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報</p>	<p>・ 監督局総務課「行政処分事例集」の更新について (平成24年7月4日公表 http://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html)</p>		
<p>担当課室名</p>	<p>監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社 室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督 局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局企画課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－１－（３）

金融機関等の法令等遵守態勢の確立

1. 達成目標等

達成目標	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。 【根拠】各業法の目的規定、各監督指針等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・P I O－N E Tにおける苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・規制の新設・強化に係る政令・内閣府令や監督指針等の公布・公表後、施行までの日数（金融機関等における対応準備のための期間）

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反の事実や情報セキュリティ管理上の問題等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。 ・預金取扱金融機関については、20年12月より、排出権の現物取引等や銀行による外国銀行の業務の代理・媒介など、業務範囲が一部拡大（銀行法が改正）され、また21年6月より利益相反管理体制の整備が義務付けされたことを踏まえて、引き続き各金融機関が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社等については、保険契約者等の保護の観点から 20 年 6 月に公布された保険法が、22 年 4 月に施行されたことを踏まえて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・金融商品取引業者等については、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、金融商品取引法等の遵守状況を注視する。特に、顧客目線に立った営業、監視機能の適切な発揮が行われているか、その運営状況を検証することを通じて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・貸金業者については、22 年 6 月に完全施行された貸金業法を踏まえ、貸金業者に対する適切な監督を行うほか、貸金業者の実態把握に努める。 <p>なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払式支払手段発行者と資金移動業者については、22 年 4 月に施行された資金決済に関する法律を踏まえ、より一層の利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者と資金移動業者に対する適切な監督を行う。 ・電子債権記録機関についても、適正かつ確実に業務が遂行されるよう引き続き適切な監督を行う。 ・金融 ADR（裁判外紛争解決）制度が 22 年 10 月から本格施行されたことを踏まえ、各金融機関が、利用者からの相談・苦情・紛争に対し適切に対処し得る態勢整備を行うよう、引き続き指導・監督していく。
--	--

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし

4. 平成 23 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応

①取組内容

ア. 明確なルールに基づく厳正かつ迅速な行政処分

法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融機関等に対し、平成 23 年 4 月から 24 年 3 月の間に 71 件の行政処分を行い、経営の健全化を求めるとともに、業務の改善状況についてフォローアップするなど、金融機関等における経営管理の質の改善に向けた取組みの実施を担保しています。

また、行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、公表しています（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのある場合を除く）。

24年2月24日、AIJ投資顧問株式会社に対して、金融商品取引法第52条第1項及び第51条の規定に基づく行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行いました。また、同年3月23日、同社に対して、同法同条の規定に基づく行政処分（登録取消し及び業務改善命令）を、アイティーエム証券株式会社に対して、同法同条の規定に基づく行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行いました。

さらに、法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分の実施状況を「行政処分事例集」として取りまとめ、公表・更新しています。

イ. 監督指針等の整備

以下のとおり監督指針等の改正を行い、法令等遵守に係る監督上の着眼点等を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っています。

- ・ 主要行等向けの総合的な監督指針（23年4月、7月、9月、11月、24年3月改正）
- ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（23年4月、5月、7月、9月、11月、24年3月改正）
- ・ 保険会社向けの総合的な監督指針（23年6月、9月、11月、24年3月改正）
- ・ 少額短期保険会社向けの監督指針（23年5月、6月、9月、24年3月改正）
- ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（23年9月、24年2月、3月改正）
- ・ 信託会社等に関する総合的な監督指針（23年9月）
- ・ 貸金業者向けの総合的な監督指針（23年7月、24年3月改正）
- ・ 事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（23年6月、7月、11月改正）

ウ. 業界団体との情報交換

業界団体との意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するとともに、情報交換を行いました。

全国銀行協会、信託協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、日本証券業協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本貸金業協会等との間で23年4月から24年3月の間に69回の意見交換会を開催しました。

②評価

- ア. 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されるよう、行政対応を行ってきたところですが、今般、発生した投資一任業者による虚偽の運用報告については、問題を把握した後、迅速な行政対応を行ったものの、一連の対応まで、情報の収集・分析及びリスク感度に係る問題等から、検査・監督として不正の端緒を掴むことができませんでした。今後、こうした問題に対し、金融実務を踏まえ、実効性のある再発防止策を幅広く検討する必要があると考えています。
- イ. 金融サービス利用者相談室に寄せられた金融機関等の不適正な行為に関する相

談・苦情等（23年度は1,849件）についても適宜監督行政へのフィードバックを行っており、定量的な評価は困難であるものの、金融機関の法令等遵守態勢の構築に一定の貢献をしているものと考えています。

なお、P I O - N E Tにおける苦情・相談の受付件数をみると、「預貯金・証券等」「ファンド型投資商品」に関連した件数は29,728件（22年度）から42,731件（23年度（対前年度比144%））に増加しましたが、その他の件数については、132,282件（22年度）から93,124件（23年度（対前年度比70%））に減少しています。

ウ. 業界団体との意見交換について、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するなど対話の充実に努めたことは、金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであったと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっています。従って、今後とも、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融機関等の業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。

さらに、引き続き、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって、法令違反の再発防止に努めるとともに、金融機関等やその利用者への情報提供を図っていく必要があります。

（2）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
貸金業務取扱主任者登録に必要な経費	①	予算 <継続>	17,903千円
投資一任業者に対する監督業務に係る体制整備	①	機構・定員	
(年金受託) 信託銀行に対する監督業務に係る体制整備	①	機構・定員	

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-1-(4))

施策名	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応					
施策の概要	<p>利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、金融機関が顧客からの被害届出の受付体制の整備等、迅速かつ適切な対応を図る必要があります。</p> <p>金融機関は、上記のような観点を踏まえて、預貯金口座の不正利用の防止に向けた対策及び偽造キャッシュカード等による被害の防止に向けた対策を講じる必要があります。</p> <p>このため、金融機関に対し、各種の情報提供や業界団体を通じた要請により、迅速かつ適切な取組みを促すこととしていきます。</p>					
達成すべき目標	金融機関の預貯金口座に関連する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
振り込み詐欺への的確な対応	振り込み詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率	58.0%	平成22年度	前年度より向上	平成23年度	74.3%
偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ	金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率(ICキャッシュカード対応ATMの割合)	83.7%	平成22年度	前年度より向上	平成23年度	86.4%
	金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率(生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMの割合)	46.2%	平成22年度	前年度より向上	平成23年度	48.0%

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 金融機関に対し、口座の不正利用や偽造キャッシュカード犯罪等に関する情報提供を行うなど、被害者保護に向けた取組みが進んでいるため、23年度の達成度は「A」としました。このように、施策の達成に向けて成果が上がっており、引き続き取組みを進めるため、端的な結論は「I」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融機関に対する各種の情報提供及び金融機関における迅速かつ適切な取組みを促すことは、預貯金口座の不正利用の防止、また偽造キャッシュカード等による被害防止のため必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 当局より、金融機関等に対し各種の情報提供を行うとともに、業界団体を通じて傘下金融機関に対する要請を行うことにより、金融機関において、効率的に預貯金口座の利用停止等の措置、また、振り込み詐欺救済法、預貯金者保護法への対応が行われているものと考えています。</p> <p>(3)有効性 金融機関に対する各種の情報提供により、金融機関において、預貯金口座の不正利用の防止、偽造キャッシュカード等による犯罪に関する適切な現状分析が可能となるものと考えています。 また、業界団体を通じて、預貯金口座の不正利用の問題、偽造キャッシュカード等の問題への取組みに関する要請を行うことにより、これらの問題について、認識の共通化が図られるものと考えています。 これらの施策は、預貯金口座の不正利用による被害発生防止、偽造キャッシュカード等による被害の防止に向けた金融機関の取組みを促すことになり、有効であると考えています。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」 (24年4月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120427-3.html) ・ 全国銀行協会「盗難通帳、盗難・偽造キャッシュカード、インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額等に関するアンケート結果、口座不正利用に関するアンケート結果について(別紙5)」 (24年6月28日掲載 http://www.zenginkyo.or.jp/news/2012/06/28130000.html) ・ 警察庁「振り込め詐欺被害発生状況・被害額」 (24年5月22日更新 http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm) ・ 預金保険機構「振り込め詐欺救済法に基づいて平成23年度中に実施した公告について」 (23年5月1日掲載 http://www.dic.go.jp/katsudo/furikome/jisshijokyo/h23.html) ・ 監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(24年3月末)」について」 (24年7月5日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120705-1.html) ・ 監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」 (24年8月10日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120810-1.html) 		
担当課室名	監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、 監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、総務企画局企画課	政策評価実施時期	平成24年9月

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－１－（４）

金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

1. 達成目標等

達成目標	金融機関の預貯金口座に関連する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。</p> <p>また、偽造キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、主要行等向けの総合的な監督指針 等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率（前年度より向上・23年度末） ・ 振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率（前年度より向上・23年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ※全国銀行協会公表資料 ・ 金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<金額> ※預金保険機構公表資料 ・ 振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料 ・ 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額>

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①不正口座利用に関する金融機関等への情報提供	・ 預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施し、金融機関において必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応が迅速かつ適切に行われるよう取り組む。

②振り込め詐欺への的確な対応（再掲）	・振り込め詐欺を未然に防止するため、金融機関による取組みを促す。また、振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、振り込め詐欺救済法（平成20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。
③偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ	・金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

金融機関の預貯金口座に関する犯罪発生件数や未然防止策は当庁や金融機関の取組みのほか、その時々々の経済・社会状況や警察当局の取組み等により、影響を受ける可能性があります。

4. 平成23年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供

①取組内容

23年4月～24年3月までの間に、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は4,508件となっており、これを受け金融機関において、2,595件の利用停止、1,380件の強制解約等が行われました。また、15年9月以降の累計では、24年3月末時点で、37,484件の情報提供に対して20,636件の利用停止、13,232件の強制解約等が行われています。

このような預金口座の不正利用に係る情報提供件数等については、注意喚起を促す観点から、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表し、また、適宜金融機関と預金口座の不正利用防止について意見交換を実施しました。

【資料1 預金口座の不正利用に係る情報提供等件数】

時 期	情報提供件数	うち	
		利用停止	強制解約等
23年4月～6月	1,087 (34,063)	599 (18,640)	347 (12,199)
23年7月～9月	1,445 (35,508)	885 (19,525)	439 (12,638)
23年10月～12月	1,030 (36,538)	538 (20,063)	322 (12,960)
24年1月～3月	946 (37,484)	573 (20,636)	272 (13,232)

(出所) 金融庁監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室調

(注) 当該期間内の件数。() 書きは15年9月以降の累計件数。

②評価

上記のとおり当局からの情報提供をもとに行ったものを含め、金融機関においては

23年4月から24年3月までの間に、38,311件の利用停止、31,213件の強制解約等の措置を行っており、預金口座の不正利用防止に一定の効果があったものと考えています。

【資料2 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況】

(単位：件)

時 期	利用停止	強制解約等
23年4月～6月	9,967	7,491 (6,947)
23年7月～9月	9,975	8,301 (7,720)
23年10月～12月	9,343	7,862 (7,262)
24年1月～3月	9,026	7,559 (6,956)

(出所) 全国銀行協会

(注) 強制解約等の件数の()書きは当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座について、その後、強制解約等に至った件数。

(2) 振り込め詐欺への的確な対応

①取組内容

ア. 振り込め詐欺の未然防止について

23年8月26日に策定・公表した「平成23事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成23事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の撲滅に向けた対策を、監督上の重点事項としました。

また、業界団体との意見交換会において、振り込め詐欺の未然防止に向け、積極的な取組みに努めるよう要請しました。

イ. 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等について

(ア) 返金率の向上について

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(以下振り込め詐欺救済法)」に基づく被害者の財産的被害の回復をより一層図る観点から、平成22年9月9日に設置した「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム(以下PT)」において、金融機関における被害者に対する返金率の向上を検討課題の一つとして掲げ、検討を行ってきました。

その結果、23年8月26日に公表されたPTの最終とりまとめ(「預保納付金の具体的使途について」)において、返金率の向上については、引き続き、振り込め詐欺救済法に定める返金制度の周知徹底を図ることとされました。このため、金融庁で

は、返金率の向上に関する取組みの一環として、23年9月に、実際に被害に遭われた方が返金の申請を迅速に行うことができるようリーフレットを作成し、金融機関、警察をはじめとする関係機関へ配布を行うとともに、昨年を引き続き、業界団体との意見交換において、返金制度の周知や「被害が疑われる者」への積極的な連絡等の対応に努めるよう要請しました。

(イ) 預保納付金の具体的使途について

また、PTにおいては、振り込め詐欺救済法に基づいて、「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている「預保納付金」の具体的使途についても検討を行った結果、最終とりまとめでは、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業に活用することとしました。当該とりまとめの結果を受け、平成24年3月21日、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令」が公布されました。

さらに、上記に関連して、預保納付金を用いた事業の「担い手」についても、自ら担い手となることに関心のある団体を公募した上で、PTにおいて選定を行いました。当該担い手の選定については、犯罪被害者等に知見を有する有識者の方々のご意見を取り入れた上で慎重に決定することが望ましいとの観点から、第三者である当該有識者の方々にヒアリング・審査等を通じてご協力頂き、最終的には、かかる有識者の方々の審査結果を踏まえて、PTにおいて、「公益財団法人 日本財団」を事業の担い手とすることに決定しました。

※ 預保納付金とは、振り込め詐欺救済法の被害者救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなされなかった等の理由により、被害者にお返しすることができなかった残金で、預金保険機構に納付されている金銭を指します。

②評価

ア. 振り込め詐欺の未然防止について

振り込め詐欺の認知件数・被害総額については、警察庁公表によると、22年が6,637件・約82億円に対し、23年は6,233件・約110億円で、また24年に入ってから、3月末までで1,234件・約25億円（対前年比▲49件・+約7億円）となっています。被害総額は増加しているものの件数は減少しており、警察による取締り強化に加え、金融機関による被害の未然防止活動の成果が現れているものと考えています。

イ. 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等について

「振り込め詐欺救済法」に基づく金融機関の取組みについては、法施行後約4年が経過し、被害者への返金率向上に向けた取組みの促進等、法の趣旨に沿った被害

者救済に向けた対応が着実に進展してきていると考えています。また、当庁の取組みとしては、リーフレットの配布及び業界団体との意見交換を実施し、これらの施策が返金率の向上に一定程度寄与していると考えています。今後も引き続き、できるだけ多くの被害者に返金するため、返金制度の周知や「被害が疑われる者」への積極的な連絡等の対応に努めるよう、金融機関の取組みを促してまいります。

なお、「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者に対する返金率については、預金保険機構公表によると、22年度の58.0%から、23年度の74.3%へと大きく上昇しており、被害者救済はより一層進んでいるものと考えています。

また、預保納付金を用いた両事業につきましては、今後、担い手である「公益財団法人 日本財団」及び預金保険機構とともに詳細な制度設計を行い、平成24年度中の事業開始を目途に準備を進めてまいります。

(3) 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ

①取組内容

- ア. 23年8月26日に策定・公表した「平成23事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成23事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、前年に引き続き、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた不正な預金の払出しを防止する対策や「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預貯金者保護法）」・銀行業界内の申合せに沿った被害者に対する補償への的確な対応を監督上の重点事項としました。
- イ. 金融機関に対し、偽造キャッシュカード等による犯罪等に関する情報提供を実施し、注意喚起を行いました。
- ウ. 業界団体に対して、「預貯金者保護法」等の趣旨を踏まえた適切な対応に努めるようを要請しました。
- エ. 各預金取扱金融機関の24年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計しました（概要を24年7月に公表）。
- オ. 「預貯金者保護法」の施行状況等を把握するため、金融機関から犯罪発生報告を受け、必要に応じてフォローアップを行っています。また、偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況については、とりまとめを行い、四半期ごとに公表しました。
- カ. インターネットバンキング被害の増加を踏まえ、業界団体に対策の検討を要請するとともに、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を実施しました。

②評価

ア. 24年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート調査によると、以下のとおりであり、この結果、金融機関の情報セキュリティ向上に向けた取組みは着実に進められているものと考えています。

(ア) ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合については、23年3月末時点で83.7%（129,628台）であったのに対し、24年3月末時点では86.4%（137,333台）へと増加し、さらに生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合についても、23年3月末時点で46.2%（71,569台）であったのに対し、24年3月末時点では48.0%（76,300台）へと増加しています。

(イ) ICキャッシュカードについては、23年3月末時点で84.1%の金融機関（1,241金融機関）が導入済みであったのに対し、24年3月末時点では86.2%（1,278金融機関）へと増加しています。また、生体認証機能付ICキャッシュカードについては、23年3月末時点で19.9%の金融機関（293金融機関）が導入済みであったのに対し、24年3月末時点では19.8%（294金融機関）と概ね横這いとなっています。

(ウ) 個人向けインターネットバンキングにおける本人認証方式のうち、パスワード生成機や乱数表といったいわゆる可変パスワードについては23年3月末時点で21.0%の金融機関（295金融機関）が導入済みであったのに対し、24年3月末時点では37.4%（523金融機関）へと大きく増加しています。

イ. 23年度に発生した偽造キャッシュカード等による被害件数・被害額について、とりまとめ結果によると、偽造キャッシュカード被害件数は439件（対前年度比+167件）・被害金額227百万円（同+28百万円）、盗難キャッシュカード被害件数は4,998件（同▲1,567件）・被害金額2,734百万円（同▲1,163百万円）、盗難通帳被害件数は152件（同▲87件）・被害金額184百万円（同▲38百万円）、インターネットバンキング被害件数は158件（同+81件）・355百万円（同+267百万円）となっており、偽造キャッシュカード被害とインターネットバンキング被害は増加し、盗難キャッシュカード被害と盗難通帳は減少しています。

特にインターネットバンキング被害については、22年度に引き続き23年度においても被害件数・被害額ともに前年度比で増加しています。これは、金融機関を装い、フィッシングメール等により、顧客ID、パスワード等を盗取するという事案が急増していることが要因と考えられます。こうしたことから、可変式PWや電子証明書といった、固定式のID、PWにのみ頼らない認証方式の導入を図る等の取組が重要であると考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

- ア. 預貯金口座の不正利用問題については、振り込め詐欺の被害が依然多く発生している状況等も踏まえ、引き続き、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、預金口座の不正利用問題に対する適切な対応について取組みを進めていく必要があります。
- イ. 振り込め詐欺を未然に防止するため、引き続き、金融機関に対して未然防止に向けた積極的な取組みを促す必要があります。また、振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、引き続き金融機関による返金に係る取組みを促すなど振り込め詐欺救済法の円滑な運用が行われるようフォローアップしていく必要があります。
- ウ. 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、引き続き、金融機関における情報セキュリティ対策等の向上に向けた取組みや被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるようフォローアップしていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-2-(1))

施策名	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視					
施策の概要	情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、行政処分等の勧告、犯則事件としての告発、裁判所への禁止命令等の申立てを行うことにより厳正に対処する					
達成すべき目標	市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	252	271	264	230
		補正予算(b)	△25	△54	△17	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	227	217		
執行額(百万円)	89	126				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画(22年3月30日) ・新成長戦略(22年6月18日閣議決定) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(22年12月24日) 					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
—	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p> <p>※参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報受付状況<内容・件数> ・取引審査実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る通知の実施状況<内容・件数> ・無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て状況<内容・件数> ・課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・証券監督者国際機構(IOSCO)の多国間情報交換枠組み(MMOU)への署名当局<件数> ・建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・各種広報媒体への寄稿<内容・件数> 	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 証券取引等監視委員会においては、金融商品及び取引を取り巻く市場環境の変化等に対し、持ちうる手段を戦略的に活用して、必要に応じて海外当局とも連携し、日本市場で行われたクロスボーダーでの不公正取引も含め、監視の目を光らせてきました。その結果、市場の公正を損なうような法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や刑事告発等を行うことにより厳正な対応を行うなど、施策の目標の達成に向けて一定の成果が上がっています。しかしながら、今般、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者の問題が明らかになったことから、今後の検査・調査において、より一層、情報収集能力・分析能力やリスク感度を高める取組みが必要であるため、23年度の達成度は「B」としました。また、施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
------------	---

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、金融・資本市場に関する情報の収集・分析、金融商品取引業者等に対する検査、不正取引に対する調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立てのほか、建議等を通じたルール整備への貢献などにより、機動性・戦略性の高い市場監視や市場規律の強化に向けた働きかけを実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 限られた人員及び予算の中において、検査対象先の拡大・多様化といった環境変化に対応すべく、金融庁監督部局との連携強化の下、リスク・ベースでの検査計画の策定等に努めるとともに、検査対象先に関する情報を事前に分析の上、その着眼事項の設定等に努めたことは、効率的な業務の実施につながったものと考えています。また、証券監視委による市場監視のみではなく、自主規制機関との緊密な連携等を通じた市場規律機能の強化に取り組んだことは、より効率的な市場監視につながるものと考えています。</p> <p>(3)有効性 証券監視委の持つ権能を機動的・戦略的に組み合わせた市場監視活動を行い、市場の公正性・透明性を損なう法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や犯則事件として告発を行うほか、裁判所に対して禁止命令等の申立てを行うなど、それぞれの事案に応じ、厳正に対処しました。また、調査・検査等の市場監視活動の過程で得られた問題意識については、建議を通じたルール整備を働きかけました。これらの諸活動が、検査・調査対象業者の業務態勢の改善・是正や金融庁における所要の法令改正のほか、一般投資家等に対する注意喚起へとつながったことは、市場の公正性・透明性の確保に加え、投資者の保護及び不正な取引等の未然防止に一定の効果があったものと考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証券監視委「第7期証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて)」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110118-1.pdf) ・証券監視委市場分析審査課「取引審査の実施状況」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/torihiki.pdf) ・証券監視委市場分析審査課「情報受付件数」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm) ・IOSCO(証券監督者国際機構)「多国間MOU署名国一覧」 (http://www.iosco.org/library/index.cfm?section=mou_siglist) ・証券監視委総務課「市場参加者・投資者への講演会等の開催状況について」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/kouen/kouen23.htm) ・証券監視委総務課「刊行物等への掲載」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai23.htm) ・証券監視委証券検査課「証券会社等に対する行政処分等に関する勧告」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm) ・証券監視委取引調査課及び開示検査課「課徴金納付命令に関する勧告」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm) ・金融庁総務企画局総務課審判手続室「課徴金納付命令等一覧」 (http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/23.html) ・証券監視委総務課「建議の実施状況」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kengi_01.htm) ・証券監視委特別調査課「告発の実施状況」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/koku_joukyou.htm)
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局企業開示課、総務企画局市場課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－２－（１）

取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視

1. 達成目標等

達成目標	<p>市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること</p>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>市場監視を適正に行うことにより、金融商品取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に寄与するものとする。</p> <p>このため、機動性・戦略性の高い市場監視の実現や市場規律の強化に向けた働きかけのほか、市場のグローバル化への対応を基本的な考え方として、業務運営に取り組んでいく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法第 194 条の 7 第 2 項及び第 3 項、第 210 条等 ・ 消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日） ・ 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） ・ 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）
測定指標 （目標値・達成時期）	<p>—</p> <p>（注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報受付状況<内容・件数> ・ 取引審査実施状況<内容・件数> ・ 証券検査実施状況<内容・件数> ・ 証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・ 証券検査に係る通知の実施状況<内容・件数> ・ 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て状況<内容・件数> ・ 課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・ 開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・ 課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・ 証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間情報交換枠組み（MOU）への署名当局<件数> ・ 建議の実施状況<内容・件数> ・ 市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・ 各種広報媒体への寄稿<内容・件数>

2. 平成23年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視	<ul style="list-style-type: none"> ・市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していく。 ・幅広い情報収集と個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。 ・クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等の活用を通じ、海外当局と連携し、不公正取引の監視を実施していく。また、国際的な法務・会計・証券取引等の専門家の育成・登用や海外当局への職員派遣の推進等、クロスボーダー取引に対する監視体制の強化に取り組む。 ・災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底し、違反行為には厳正に対処するなど、市場の厳格な監視を行う。
②市場規律の強化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> 以下の取組みを進めつつ、市場規律の強化に向けた情報発信や市場監視の連携を進めていく。 ・自主規制機関や市場の公正性に重要な役割を持つ諸団体等に対し、意見交換会の実施や講演会への講師派遣のほか、当該団体等の機関紙への寄稿等を通じ、当委員会の問題意識の共有や情報提供を行う。 ・勧告・告発事案等の当委員会の活動状況の公表にあたっては、当該個別事案の内容に加え、市場や社会一般に関わる問題点やその特色についても、ホームページやメールマガジン等を通じ、その情報発信に取り組む。
③金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引業者等に対しては、年度当初に公表する証券検査基本方針及び基本計画に基づき、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、必要に応じ金融庁に対し勧告を行う。その際、以下の取組みを進め、検査体制のより一層の充実・強化を図る。 ・監督部局等との連携の下、金融商品取引業者等に関する幅広い情報の収集及び共有に努めるほか、検査対象先の拡大を踏まえた効率的で実効性ある検査を実施するため、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組む。 ・効果的な検査実施の観点から、個別の法令等違反行為の有無の検証については、その発生原因となった内部管理態勢との関わりを分析し、当該業者の管理態勢に内在する問題点の検証に繋げる。 ・グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していく。 ・新たに検査対象となった信用格付業者について、適切に検査を実施していく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な金融商品取引業者等について情報を入手した場合は、迅速に検査を実施するなど厳正に対処するとともに、無登録業者等については、金融商品取引法第 187 条に基づく調査を実施し、必要に応じて同法第 192 条の申立てを行う。
<p>④不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施</p>	<p>不公正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を发出するよう金融庁に対し勧告を行う。その際、以下の取組みを進め、課徴金調査体制のより一層の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TOB等に関連するインサイダー取引及び第一次情報受領者によるインサイダー取引の増加など、不公正取引の傾向の変化に適切に対応し、調査手法の開発・工夫に努める。 ・株価操縦等の違法行為についても、その傾向の変化に適切に対応していく。 ・不公正取引を未然に防止する観点から、これまでの事例の分析を行い、情報発信の素材として活用することにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけに努める。
<p>⑤ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p>	<p>有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を发出するよう金融庁に対し勧告を行う。その際、以下の取組みを進め、開示検査体制のより一層の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場内外の様々な情報を収集・分析し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努める。 ・任意適用が始まった国際会計基準（IFRS）の下においても、端緒の把握や開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の検討を行う。 ・自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示検査を通じて開示企業に働きかける。 ・市場関連部局との連携を進めるとともに、公認会計士協会、監査法人との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の提供等により、連携を強化する。 ・株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金融商品取引法第 192 条）の活用も含め、適切に対応する。
<p>⑥犯則事件に対する厳正な調査の実施</p>	<p>以下の取組みを進めつつ、金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対する徹底摘発のため、犯則調査体制のより一層の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不公正ファイナンスをはじめ、相場操縦、内部者取引、偽計等の犯則行為を含む悪質な事案について、積極的に取り組み、必要に応じて警察当局とも連携し、厳正に対処する。 ・証券取引の高度化及びインターネット取引化の進展に伴い、例えば、株券等発注状況を秒単位で再現・解析する独自開発システムの活用を図るほか、電子機器及び電磁的記録に対する解析等が犯罪立証に必要な不可欠であることを踏まえ、専門的知識を有する人員の配置、所要のデジタルフォレンジック用機材の更なる環境整備の強化、専門的技術・知識の共

有化を行っていく。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

23年3月の東日本大震災の発生を受け、証券監視委は、金融庁及び金融商品取引所との緊密な連携の下、不自然な価格形成や大量の空売り等に対する監視を強化しました。

また、証券検査においては、証券会社の検査負担にも配慮し、証券会社に対する検査を中止するなど検査計画の見直し・変更を行いました。

4. 平成23年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視

①取組内容

ア. 日常的な市場監視においては、市場の公正性を害すると疑われる取引について審査を行うほか、そのような取引に関与していた金融商品取引業者による行為規制違反等の問題のある行為の有無についても審査を行いました。

23年度においては、こうした取組みにより、913件の取引審査を実施し、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において、一層の究明が行われました。

また、一般投資家等から寄せられる情報については、電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で受け付けており、23年度における情報受付件数は6,179件となりました。

【資料1 取引審査実施件数】

(単位：件)

区 分	21年度	22年度	23年度
価格形成	94	54	73
インサイダー取引	649	613	819
その他	6	24	21
合 計	749	691	913

(出所) 証券監視委市場分析審査課調

【資料2 情報受付件数】

(単位：件)

区 分	21年度	22年度	23年度
インターネット	4,293	4,040	3,543
電 話	1,917	2,219	2,033
文 書	380	393	385

来 訪	60	45	54
財務局等から回付	468	230	164
合 計	7,118	6,927	6,179

(出所) 証券監視委市場分析審査課調

イ. 財務局等、証券取引所の上場管理・審査部門や売買審査部門と連携を図りつつ、発行市場と流通市場の双方を見渡した情報収集・分析を行い、不公正ファイナンスの監視・未然防止に努め、こうした取り組みの結果、23年度において、3件の不公正ファイナンス事案の告発につながりました。

ウ. 金融・資本市場のクロスボーダー取引が日常化している中、証券規制当局においても、国際的な連携は不可欠なものとなっていることから、個別事案に関し、必要に応じて海外規制当局との間で情報を収集・提供するなどの取り組みを行っています。こうした取り組みにより、23年度においては、日本市場におけるクロスボーダーでの不公正取引について、香港証券先物委員会（SFC）による摘発に至りました。また、IOSCO（証券監督者国際機構）等における国際的議論への参画や海外当局等との情報交換等により、不公正取引等の監視に関する国際的な連携の強化に努めているほか、人材育成の一環として、証券監視委の事務局職員の海外規制当局への派遣にも取り組みました。

【資料3 IOSCOの多国間情報交換枠組み（MMOU）への署名当局】

(単位：件)

	2010年5月	2011年5月	2012年5月
署名当局数	66	80	86

(出所) 証券監視委総務課調

エ. 機動的な市場監視に役立てるため、金融・資本市場において、取引規模やその重要性が近年増してきている取引形態や市場動向の背景にある問題等の分析に努めました。23年度においては、事業再生ADR手続きに見られる第三者割当増資について、割当先の実態把握や内部者情報管理等、従来の不公正取引と同様の観点からの監視が必要であることから、事業再生ADR手続きの利用実態等について情報収集・分析を行うとともに、市場関係者と意見交換を行いました。また、近年、上場企業において、監査法人等との会計処理方針の相違等による監査法人等の異動・解任が疑われる事例が見受けられることから、公表資料をもとに、その理由等について、情報収集・分析を行うとともに、市場関係者と意見交換を行いました。このほかにも、高頻度取引（HFT）、金融商品取引所における夜間取引や株価指数先物取引の状況等についての実態把握を行いました。

オ. 東日本大震災後の対応として、金融商品取引所の売買審査部門との間で連携を密にする体制（不公正取引の監視に係るホットライン）を設置し、その後、金融庁、金融商品取引所との緊密な連携の下、関係者間で情報交換等を行い、相場操縦等の不正行為に係る厳格な市場監視に努めました。

②評価

ア. 引き続き、市場全体の動向等を踏まえた幅広い情報の収集・分析を行ったほか、自主規制機関と連携し、機動的かつ迅速に取引審査を行ったことにより、実効性のある効率的な市場監視につながったと考えています。

また、一般投資家等から寄せられた情報については、市場における生の声であり、証券監視委が審査・検査・調査等を行うに際しての有用な端緒として役立っているものと考えています。

イ. 不公正ファイナンス事案について3件の告発につながったことは、証券監視委が発行市場と流通市場の双方を見渡した監視活動に取り組んでいることを市場に対して示すことができたものと考えています。

ウ. IOSCO等における国際的議論への参画や海外当局との情報交換等を通じた国際的な連携を図りつつ、個別事案に関し、必要に応じて海外規制当局との間で情報の収集・提供に取り組んだ結果、香港証券先物委員会（SFC）による日本市場での不公正取引の摘発へとつながりました。当該取組みは、クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する監視の強化に寄与するもので、市場監視の空白を作らないための重要な取組みであると考えています。また、海外当局への職員派遣を通じて、海外当局との緊密な関係構築のために必要な人材の育成を推進することは、海外当局の審査・検査等の手法の習得及び海外当局との一層の連携強化につながっているものと考えています。

エ. 金融・資本市場において、取引規模やその重要性が近年増してきている取引形態や市場動向の背景にある問題等の分析に取り組み、それらを踏まえた分析結果を証券監視委内や財務局等の証券取引等監視官部門と共有するとともに、金融庁や自主規制機関とも情報交換を行ったことは、金融・資本市場に対する包括的かつ機動的な市場監視の実現に寄与したものと考えています。

オ. 東日本大震災後において、金融庁、金融商品取引所との緊密な連携の下、関係者間で情報交換等を行い、厳格な市場監視に努めたことは、災害の発生に乗じた不公正取引を牽制し、その防止につながったものと考えています。

(2) 市場規律の強化に向けた取組み

①取組内容

ア. 日常的な市場監視活動は、自主規制機関においても行われており、売買審査や上場管理又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適正性のチェックなどの重要な機能を有しています。証券監視委は、これら自主規制機関の市場監視部門に対し、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題や検査の手法等について、積極的に議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有に努めているほか、証券監視委及び自主規制機関の職員を対象とする研修において、相互に研修に参加するなど、緊密な連携に取り組んでいます。

イ. 不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められたため、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課することができるようにする必要がある旨の建議を行いました。

これを受け、金融庁は、平成 24 年 3 月 9 日、上記建議内容を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出しました。

【資料 4 建議の実施件数】

(単位：件)

	21 年度	22 年度	23 年度
件数	4	2	1

(出所) 証券監視委総務課調

ウ. 証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、事案に応じて公表の時期や内容等を検討した上で、記者への説明等を通じた公表を行っています。また、その際には、個別事案の説明に加え、市場や社会一般に関わる問題点についても説明を行うように努めています。

エ. 23 年 6 月に、4 回目の更新となる「金融商品取引法における課徴金事例集」の公表を行いました。本事例集においては、前回に引き続き、事案の内容が理解しやすくなるよう適宜概要図を挿入した他、事案に見られる特徴的な事象についても可能な限り解説を加えました。また、課徴金制度導入以降の事案を通観した傾向分析を行いました。「金融商品取引法における課徴金事例集」に掲載している事例については、各種の講演資料等にも引用するなど、その活用にも努めています。

オ. 市場規律の強化に向けた取組みとして、全国各証券取引所主催のコンプライアンスフォーラムにおける講演を通じて、上場会社等の内部管理態勢のあり方等を発信

したほか、自主規制機関等、日本公認会計士協会、日本弁護士連合会、日本不動産鑑定士協会連合会等、市場の公正性の確保に重要な役割を持つ諸団体に対する幅広い情報発信に取り組みました。また、各種広報媒体への寄稿や証券監視委のメールマガジンの発行を継続的に行い、証券監視委の活動状況や問題意識等について適時の発信を行いました。

【資料5 講演会等の実施件数】

(単位：件)

対 象	21 年度	22 年度	23 年度
市場参加者	56	57	46
自主規制機関等	39	63	52
日本公認会計士協会、日税連等	24	10	10
日本弁護士連合会、弁護士等	11	3	3
大学・法科大学院等	20	12	7
合 計	150	145	118

(出所) 証券監視委総務課調

【資料6 寄稿の実施件数】

(単位：件)

広報媒体	22 年度	23 年度
自主規制機関等の刊行物及びホームページ等	63	55
各種専門誌及びホームページ等	63	28
合 計	126	83

(出所) 証券監視委総務課調

②評価

ア. 市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、証券監視委と自主規制機関との間で認識の共有を図ることは、効率的・効果的な市場監視の観点から有効なものであり、また、研修の相互参加は、市場監視に関する双方のノウハウ等の習熟及び共有化を図ることができるなど、これらの取組みにより、証券監視委と自主規制機関による市場監視機能の相乗効果が高まることになると考えています。

イ. 調査において確認された事例に基づき、違反行為抑止の観点から建議を行ない、金融庁が施策を講じたことは、市場の公正性確保につながるものと考えています。

ウ. 告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合に、個別事案の説明に加え、市場や社会一般に関わる問題点についても説明を行うことは、当該事案の正確な報道につながるだけでなく、当該事案が持つ意義付けやその社会的背景についても情報発信を行うこととなるため、市場参加者等に対し、証券監視委の活動に対する理解と関心をより深めてもらうことや、市場規律の強化につながるものであると考えています。

エ. これまでの課徴金勧告の事例を分析の上、「金融商品取引法における課徴金事例集」として個別の事案を取りまとめ、証券監視委のウェブサイト掲載や証券監視委幹部による関係団体での講演等において引用を行ったことは、市場監視行政の透明性の向上や市場参加者の自主的な規律付けの促進のほか、証券市場における不公正取引の未然防止等につながるものであるとと考えています。

オ. 市場の公正性の確保に重要な役割を持つ諸団体との意見交換や講演を通じたアプローチ、また、各種広報媒体への寄稿やメールマガジンの発行といった情報発信を通じ、市場参加者との間で問題意識の共有に取り組んだことは、不公正取引の未然防止などによる市場規律の強化につながるものであるとと考えています。

(3) 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施

①取組内容

ア. 23年4月に公表した「平成23年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」において掲げた、効率的・効果的な検査を実施する観点から、東日本大震災等による影響に配慮しつつ、リスク・ベースでの検査計画の策定、監督部局のモニタリングとの連携などに努めました。

これに基づき、23年度においては、新たに検査対象となった信用格付業者を含め、202件（着手件数ベース）の検査を実施し、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者について、投資一任契約の勧誘において虚偽の事実を告知したり、虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する等していた事例等、重大な法令違反等が認められた16件について、行政処分等を求める勧告を行いました。

また、検査対象先の選定に当たっては、金融庁の監督部局から幅広く情報を収集し、その分析を行うとともに、個別業者の市場における位置付けや、その抱えている問題点などを総合的に勘案し、事前に重点的に検証すべき事項の特定に取り組みました。

【資料7 証券検査実施件数】

(単位：件)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度
第一種金融商品取引業者	90	91	85
第二種金融商品取引業者	23	6	14
投資助言・代理業者	45	36	40
投資運用業者	18	15	9
登録金融機関	24	28	32
適格機関投資家等特例業務届出者	1	2	6
金融商品仲介業者	1	1	9
信用格付業者	—	0	4
自主規制機関	5	1	0
投資法人	9	6	2
その他	0	0	1
合 計	216	186	202

(出所) 証券監視委証券検査課調

【資料8 問題点が認められたとして通知を行った件数及び勧告件数】

(単位：件)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度
問題点が認められたとして通知を行った業者等	123	101	85
勧 告	21	18	16

(出所) 証券監視委証券検査課調

イ. 証券検査の実施に当たっては、個別の法令違反行為等の指摘にとどまらず、業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢やリスク管理態勢の検証を行い、問題点の把握に努めました。

また、23年4月から証券会社の連結規制・監督が導入されたことを踏まえ、グローバルに活動する大手証券会社への検査においては、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワード・ルッキングな観点から、グループ全体の財務の健全性や内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証に取り組みました。

ウ. 無登録業者等による未公開株等の販売に対する裁判所への禁止命令等の申立て（金商法第 192 条）については、金融庁・財務局や捜査当局等と連携の下、引き続き、無登録業者等に関する情報収集・分析を進め、23 年度において、3 件の申立てを行い、いずれも申立ての内容どおり、裁判所から禁止命令が発令されました。

【資料 9 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て状況】

(単位：件)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度
無登録業者等	0	1	3
無届募集	0	1	0

(出所) 証券監視委証券検査課調

②評価

ア. 検査対象業者数の拡大・多様化に対応すべく、リスクに基づいた検査計画を策定し、新たに検査対象先となった信用格付業者に対しては、業務管理態勢の整備状況等の検証に努め、グローバルに活動する大手証券会社については、内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を実施するなど、増加し続ける検査対象先について、効率的・効果的な検査が実施できたと考えています。

イ. 証券検査において、法令違反行為等の指摘にとどまらず、その背後にある内部管理態勢やリスク管理態勢の検証を行い、態勢面の問題点の指摘を行ったことは、検査対象先の自主的な改善努力に資するものであり、効果的な検査が実施できたものと考えています。

また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループへの検査において、グループ全体の財務の健全性や内部管理態勢等の検証の充実に努めたことは、先般の世界的な金融危機の経験を踏まえた大手証券会社グループの業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けた国際的な取組みや、我が国における証券会社の連結財務規制等の導入へ対応した適切な取組みであると考えています。

ウ. 無登録業者による未公開株等の販売について、金融庁・財務局や捜査当局等と連携の下、裁判所への禁止命令等の申立てを行い、裁判所から禁止命令が発令されたことは、投資者の被害の拡大を防ぐための迅速かつ実効性のある対応ができたものであり、また、同様の違法行為の未然防止に対して一定の効果があつたと考えています。

(4) 不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査[※]の実施

①取組内容

インサイダー取引や相場操縦事案等の不公正取引については、迅速・効率的な調査を実施し、違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令の勧告を行いました。

23年度においては、18件の不公正取引に係る課徴金納付命令の発出を求める勧告を行い、金融庁長官は、ただちに上記18件について審判手続開始の決定を行いました。また、金融庁長官は、審判官による審判手続を経て、合計18件の課徴金納付命令の決定を行いました。

23年度における不公正取引事案のうち、インサイダー取引に係る勧告事案については、第一次情報受領者によるインサイダー取引事案の勧告件数が、会社関係者・公開買付者等関係者による事案の件数を上回ったほか、重要事実別に見ると、公開買付け、新株等発行、業務提携等、多岐にわたるものとなっています。

また、大型公募増資を巡るインサイダー取引に対しては、必要に応じて海外規制当局とも連携しながら、内外プロ投資家による不公正取引の実態解明に積極的に取り組みました。23年度の勧告事案の中には、増資の公表前に、その主幹事証券会社の社員から重要事実の伝達を受けた信託銀行の社員が、運用するファンドの計算において行ったインサイダー取引に対する課徴金納付命令の勧告もありました。

相場操縦事案については、インターネット取引により複数口座を用いた事案など、3件の勧告を行いました。

【資料10 取引調査に係る勧告の実施状況】

(単位：件)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	勧告	命令	勧告	命令	勧告	命令
インサイダー取引	38	34	20	23	15	14
相場操縦	5	5	6	5	3	4
合 計	43	39	26	28	18	18

(出所) 証券監視委取引調査課、総務企画局総務課審判手続室調

②評価

第一次情報受領者によるインサイダー取引の増加や、複数口座を用いたインターネット取引など、不公正取引事案の傾向の変化に対応し、調査手法の工夫等によって、迅速かつ効率的な取引調査が実施できたと考えています。

また、大型公募増資を巡るインサイダー取引といった我が国市場の信頼を損なうような事案の実態解明に積極的に取り組んだことは、我が国市場の透明性・公正性

[※] 23年7月の金融庁組織規則の改正により、不公正取引に対する課徴金調査は「取引調査」とされた。以下「取引調査」と記載。

の向上につながるものであると考えています。

(5) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

①取組内容

ア. 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるよう迅速・効率的な開示検査に努めるとともに、開示書類の重要な事項に係る虚偽記載等の開示義務違反が認められた場合には、課徴金納付命令の勧告を行いました。

23年度においては、架空売上の計上や売上の前倒し計上等による有価証券報告書等の虚偽記載のほか、初めての勧告事例となる有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行う、いわゆる無届募集を含む11件の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行い、金融庁長官は、ただちに上記11件について審判手続開始の決定を行いました。また、金融庁長官は、審判官による審判手続を経て、合計15件の課徴金納付命令の決定を行いました。

また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合についても、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しました。

【資料11 開示検査に係る勧告の実施状況】

(単位：件)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	勧告	命令	勧告	命令	勧告	命令
課徴金納付命令	10	9	19	22	11	15
訂正報告書等提出命令	0	0	0	0	0	0
合 計	10	9	19	22	11	15

(出所) 証券監視委開示検査課、総務企画局総務課審判手続室調

(※1) 課徴金納付命令については、勧告に基づかず金融庁の調査により審判手続開始決定を行った件数を含む(22年度：4件、23年度：3件)。

(※2) 21年度に勧告を行った事案のうち1件については、審判手続の結果、違反事実がない旨の決定が22年度に行われた。

(※3) 23年度に勧告を行った事案のうち1件については、審判手続において2件に分離し、23年度中に1件の命令が行われた(残り1件は審判手続中)。

(※4) 開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行うが、自発的に訂正した場合には行わない。

イ. 市場内外の様々な情報の収集・分析態勢を強化し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するため、市場関連部局や自主規制機関から情報提供を受けるなど、その連携を図りました。

また、金融商品取引所や公認会計士協会等との間においては、近時の虚偽記載事案の紹介を踏まえた意見交換等を行い、証券監視委の持つ問題意識や関連情報の共有を図りました。

ウ. 任意適用が始まった国際会計基準（I F R S）の下で開示検査を的確に行うため、その情報の収集に努めました。

エ. 株式等の無届募集に対する裁判所への禁止命令の申立て（金商法第 192 条）については、引き続き、金融庁・財務局や捜査当局等と連携し、無届募集を行う者に関する情報収集・分析を精力的に進めました。

②評価

ア. ディスクローチャー違反の態様には、架空売上の計上や売上の前倒し計上、資産の過大計上や負債の過小計上等による虚偽記載のほか、いわゆる無届募集等がありますが、こうした多岐にわたる違反事案について課徴金納付命令の勧告を行ったことにより、違反行為の未然防止のための注意喚起を行うことができたと考えています。

また、開示検査の実施により、対象企業においては、必要に応じて第三者委員会等を設置し、自ら開示書類の訂正を行った事例があるほか、重要な事項について虚偽記載等が認められなかった場合でも、証券監視委の懲憑を受け自発的に訂正を行う事例があるなど、自律的な取組みが促され、対象企業による正確な企業情報の市場への提供や、市場規律の強化につながるものと考えています。

イ. 市場関連部局や自主規制機関との連携を図ることにより得られた情報を開示検査事案の端緒情報として有効に活用することにより、迅速・効率的な開示検査の実施が図られているものと考えています。

また、開示企業と日常的に関わりのある金融商品取引所や公認会計士協会等との間において、証券監視委の持つ問題意識や関連情報の共有を図ったことは、市場参加者の自主的な規律付けを促進するものと考えています。

ウ. 任意適用が始まった国際会計基準（I F R S）について、その情報の収集に努めたことは、国際会計制度の動向の適切な把握につながるものと考えています。

エ. 株式等の無届募集について、金融庁・財務局や捜査当局等と連携し、無届募集を行う者に関する情報収集・分析を進めたことは、投資者の被害の拡大を防ぐための迅速かつ実効性のある対応につながるものと考えています。

(6) 犯則事件に対する厳正な調査の実施

①取組内容

ア. 市場の公正性を害する犯則行為である、インサイダー取引、相場操縦、偽計、風説の流布、虚偽有価証券報告書の提出等の悪質な事案に対して、必要に応じて捜査当局や財務局と連携しつつ、厳正な調査を行いました。

こうした調査の結果、23年度においては、複雑・悪質な複合事案として、不動産の現物出資制度を悪用した事件や、架空増資を通じ外国企業が「裏口上場」を企図した事件を含め、不正な資金調達である不公正ファイナンスに係る事件3件の告発を行いました。また、国際的にも大きな関心を集めた大規模上場企業による長期・多額の粉飾決算に係る虚偽有価証券報告書提出事件について、東京地検及び警視庁と合同で調査を進め、迅速に告発を行ったほか、インターネット掲示板を悪用した風説の流布及び偽計事件や地方のデイトレーダーによる見せ玉を用いた相場操縦事件の告発など、発行市場・流通市場全体に目を向け、幅広く悪質な犯罪行為の摘発を行いました。

【資料12 犯則事件の告発の実施状況】

(単位：件、人)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
インサイダー取引	7	13	4	5	6	11
相場操縦	3	13	1	1	1	1
風説の流布・偽計	3	10	1	3	4	16
虚偽の有価証券報告書提出等	4	10	2	6	4	18
合 計	17	46	8	15	15	46

(出所) 証券監視委特別調査課調

(※) 人数には、法人を含む。

イ. 我が国市場においてクロスボーダー取引や海外資本の参入が広く見られるようになっているなか、インサイダー取引等の不公正取引に加え、粉飾や不公正ファイナンスにおいても、海外に開設された証券口座や銀行口座が利用される事案が目立つようになっています。

このようなクロスボーダーでの不正行為を摘発するためには、各国の市場監視当局間の連携が不可欠であり、証券監視委は、MMOUなどの国際的な情報交換ネットワークを積極的に活用し、調査に有用な情報の入手に努めました。

ウ. IT化が進展する中で、犯則事件の調査において、電磁的記録の保全・復元・解

析等の作業（デジタルフォレンジック）が必要不可欠になり、更にその充実、高度化が求められる中、23年度においては、大企業の経理データ等の膨大な情報を効率的に分析するためのソフトウェアの導入等、デジタルフォレンジック環境の充実と、研修を通じた人材育成を行いました。

②評価

ア. 3件の不公正ファイナンスに係る告発事案においては、それぞれ上場企業による第三者割当増資に関し、現物出資制度の悪用、反社会的勢力の関与の疑い、あるいは海外資本による「裏口上場」の企図といった問題が認められ、その形態や関与者が拡がりを見せていることが明らかになりましたが、これらを厳正に摘発することにより、証券監視委が、発行市場・流通市場全体に目を向けた、包括的かつ機動的な市場監視を行っていることを市場に対して示すことができたものと考えています。また、国際的にも大きな関心を集めた大規模上場企業による虚偽有価証券報告書提出事件について、東京地検及び警察庁との合同調査を経て迅速に告発を行ったことは、我が国市場の信頼の保持につながるものと考えています。

イ. 国際的な情報交換ネットワークを積極的に活用することにより、クロスボーダーでの不正行為の実態解明が図られ、実効性のある監視が可能になったと考えています。

ウ. デジタルフォレンジック環境の充実及び人材の育成に取り組んだことにより、高度化・急増する電磁的記録の復元・解析等の作業を効率的に行うことが可能となり、犯則調査の効率化につながるものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視

市場監視の空白を作らないよう、引き続き発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、市場のグローバル化への対応として、内外プロ投資家等によるクロスボーダー取引への監視を強化していきます。

また、見かけ上は法令違反とは言えないような取引についても、これまでと同様に、日頃から注意を払うとともに、今後とも、幅広く情報収集を行い、市場監視の強化に結びつけることが重要であると考えています。

②市場規律の強化に向けた取組み

これまで行ってきた自主規制機関などとの連携に加え、昨今の第一次情報受領者によるインサイダー取引の増加や詐欺的な投資勧誘の増加などを踏まえ、投資家が不公正取引に手を染めることや、未公開株詐欺などに巻き込まれることのないよう、投資家への

情報発信・提供を強化充実していきます。

また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、過去の課徴金事例等に係る積極的な情報発信を行っていきます。

さらに、市場監視活動の過程で把握された制度上の論点についても、これを積極的に金融庁や自主規制機関に伝えていくことなどを通じ、市場ルールの改善に向けた貢献を行っていきたいと考えています。

③金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施

金融商品取引業者等に対する検査については、検査対象先が大きく増大するとともに、その多様性も拡大しています。

このような検査を取り巻く状況の変化を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、これまで以上に検査対象先の特性に応じたメリハリの利いた検査を行っていきます。特に、グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社については、内部管理態勢やリスク管理態勢の検証や連結財務規制等の導入に対応した検査を実施していきます。

23年度の検査において、企業年金の資金運用を受託し、投資一任業を行っていた投資運用業者が、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠蔽しながら営業を続けた問題が明らかになったことを受けて、投資一任業を行っている者について、その業態や顧客等の特性に鑑み、業務の実態や法令等遵守状況を検証する必要があると認められることから、金融庁による一斉調査の結果等を踏まえ、集中的な検査を行います。

また、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することとし、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口（年金運用ホットライン）を開設し、年金運用の専門化を配置して、積極的かつ質の高い分析を行い、検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点に反映させます。

さらに、無登録業者による未公開株取引等については、被害の防止・回復の迅速化等に向け、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て及びそのための調査の活用等により、適切に取り組みます。

④不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施

不公正取引事案の傾向の変化に適切に対応し、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、取引調査の一層の迅速化・効率化を図ります。

また、課徴金事例等について様々なチャネルを通じて積極的に情報発信を行い、市場参加者の自主的な規律付けや上場企業による内部管理体制の構築を促すなど、市場規律の強化に向けた働きかけを行います。

⑤ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

上場企業等における適正なディスクロージャーの重要性に鑑み、ディスクロージャー違反に対し、引き続き迅速・効率的な検査・調査を実施していきます。

また、企業等が虚偽記載等を行った場合に設置される第三者委員会が担う役割の重要性を踏まえ、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の適切な取組みを促すとともに、関係者への働きかけについても強化していきます。

さらに、昨今問題となっている株式等の無届募集については、課徴金納付命令勧告や告発といった対応に加え、金商法第 192 条による裁判所への禁止命令の申立ても含めた適切な対応が必要であると考えています。

⑥犯則事件に対する厳正な調査の実施

インサイダー取引、相場操縦、不正ファイナンスに係る偽計、虚偽記載などの悪質な犯則事案に対しては、引き続き厳正に調査を行い、犯則の心証を得たときは、刑事告発を行うことにより、市場規律の強化に努めます。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 24 年度予算額
証券取引等監視委員会一般事務費	①③④ ⑤⑥	予算 <継続>	33,064 千円
検査等一般事務費	③	予算 <継続>	26,861 千円
証券取引等監視経費(犯則調査経費)	①⑥	予算 <継続>	127,800 千円
証券取引等監視経費(課徴金調査等経費)	①④⑤	予算 <継続>	38,402 千円
課徴金制度関係経費	④⑤	予算 <継続>	3,360 千円
証券取引等監視経費(証券取引審査経費)	①	予算 <継続>	359 千円
市場分析審査体制の整備	①	機構・定員	
証券検査体制の整備	③	機構・定員	
取引調査体制の整備	④	機構・定員	
開示検査体制の整備	⑤	機構・定員	
犯則調査体制の整備	⑥	機構・定員	

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-2-(2))

施策名	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進					
施策の概要	我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要があります。我が国金融・資本市場においては経済全体の重要なインフラの一つである金融商品市場の公正性・透明性を確保するためには、規制当局による取組みのみならず、金融商品取引業協会等の持つ自主規制機能が適正に発揮されることが必要です。					
達成すべき目標	市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・関係者との意見交換会の開催実績	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 市場の公正性・透明性を確保するため、日本証券業協会等の自主規制機関と緊密な連携を図るとともに、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に対し、金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会としての認定を行い、自主規制規則等の制定等の取組みを支援しました。 また、最近の市場を巡る様々な事案を踏まえ、各自主規制機関が自主規制規則の見直し等を必要に応じて検討することを表明しており、今後も市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの充実・改善を自主規制機関と連携して行う必要があると考えられることから、23年度の達成度を「B」としました。 また、今後も、市場の公正性・透明性の確保に向け、自主規制機関との連携のあり方について改善を図る必要があるため、端的な結論を「Ⅱ」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要があります。そのためには、規制当局による取組みのみならず、市場開設者や市場仲介者など、市場の関係者全体で取組みを進める必要があります。このため、金融商品取引業協会等が持つ自主規制機能や金融商品取引業者の市場仲介者としての機能等が適正に発揮されるよう、関係者の取組みが強化されることが必要と考えています。</p>

	<p>(2) 効率性 市場関係者の自主的な取組みを強化するという事務事業であるため、特段の予算支出を必要とするものではなく、効率的に実施できていると考えています。</p> <p>(3) 有効性 「社債市場の活性化に関する懇談会」においては、報告書(「社債市場の活性化に向けて」)に基づく取組みが行われ、市場関係者においても「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」に掲げられた各種取組みが円滑に進みました。 こうした取組みは、市場における公正性・透明性の確保につながるものと考えています。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督局証券課「認定投資者保護団体一覧」 (http://www.fsa.go.jp/koueki/koueki10c.html) ・ 総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 (平成24年4月27日公表、http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20120427.html) ・ 日本証券業協会「あっせん・苦情・相談の処理状況について(年度毎)」 (http://www.jsda.or.jp/sonaeru/kujyou/jyoukyou.html) ・ 日本証券業協会「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」 (http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/shinko_kyoudi/index.html) ・ 日本証券業協会「社債市場の活性化に向けて」 (平成22年6月22日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/shasai_kon/files/100622_r1.pdf)
---------------------------	---

担当課室名	総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	----------------------------	----------	---------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－２－（２）

市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進

1. 達成目標等

達成目標	市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法第 1 条 ・ 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） ・ 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・ 関係者との意見交換会の開催実績

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 自主規制機関との適切な連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主規制機関における市場の公正性・透明性の確保に向けた取組み（例えば、自主規制規則の制定・改正）との適切な連携を図るため、日常的な情報交換等に努める。 ・ 金融商品取引業における「自主規制の隙間」を解消すべく第二種金融商品取引業協会が平成 22 年 11 月に設立されたことから、今後、金融商品取引法上の認定を取得したうえで、速やかに自主規制機能が発揮されるよう連携を図る。 ・ 日本証券業協会等の自主規制機関が連携して、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを幅広く行う機関が設立されたことを踏まえ、認定投資者保護団体制度等の一層の周知等を図る。 ・ 市場関係者により自主的に進められている社債市場の活性化に向けた取組みを積極的に支援する。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成23年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 自主規制機関との適切な連携等

①取組内容

日本証券業協会等の自主規制機関と自主規制規則の制定等に関する日常的な情報交換を行っており、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に対しては、23年6月30日に金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会としての認定を行い、自主規制機能を早期に発揮できるよう自主規制規則等の制定や会員規模拡大に向けた周知活動等の取組みを支援しました。

また、市場関係者(証券取引所、証券業協会、公認会計士協会、証券会社等)と共にアクションプランを踏まえた「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」を設立し、新興市場の活性化等に向け取り組むべき諸課題について検討(計4回開催)を行い、「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」を23年6月にとりまとめ、公表しました。

現在、市場関係者が当該工程表に掲げられた各種取組(新興市場の位置づけの明確化に伴う上場基準の見直し、リスク情報を含めた経済的な情報発信・開示の促進等)を実施しているところであり、金融庁としても、その実施状況を継続的・積極的にフォローアップすることで、より実効性の高い取組みを促すこととしています。

さらに、認定投資者保護団体制度については、金融庁HPにおいて制度の概要や認定を受けた法人の連絡先を掲載するなど、継続的な周知を行っています。

社債市場の活性化の観点からは、日本証券業協会が主催する「社債市場の活性化に関する懇談会」において、「社債の価格情報インフラの整備」等の社債市場の活性化に向けた検討・取組みを行っており、中間報告「社債市場の活性化に向けた取組み」(24年4月4日公表)に向けた議論のとりまとめを行いました。金融庁としても、こうした市場関係者による検討・取組みを、積極的に支援しているところです。

②評価

一般社団法人第二種金融商品取引業協会が金融商品取引法上の認定を取得したことは、第二種金融商品取引業の健全な発展及び投資者保護に資するものとして評価できると考えています。

また、金融サービス利用者相談室及び業界団体等における相談等受付件数については、金融サービス利用者相談室における相談等受付件数が前年度に比べて減少(投資商品等に関する相談等件数14,891件、対前年度比▲701件)した一方で、日本証券業協会から委託を受けた証券・金融商品あっせん相談センターにおける同協会に係る苦情・相談受付件数が増加(5,563件、対前年度比+464件)しており、認定投資者保護団体制度に関する周知活動の効果が現れているものと考えています。

さらに、市場関係者による「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」に基づく各種取組の実施や、「社債市場の活性化に関する懇談会」における検討・取組みは、市場の公正性や透明性の向上を通じ、投資者保護にも資するものとして評価できると考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

最近の市場を巡る様々な事案を踏まえ、各自主規制機関が自主規制規則の見直しなどを必要に応じて検討することを表明しており、市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの充実・改善を自主規制機関と連携して行う必要があります。

また、市場関係者により行われている新興市場及び社債市場の活性化等に向けた検討・取組みを、引き続き、積極的に支援していく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-2-(3))

施策名	市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着					
施策の概要	<p>金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められています。</p> <p>こうした中、金融庁は、企業会計基準委員会(ASBJ)による国際的な会計基準の高品質化に向けた作業等を支援するとともに、海外当局との連携を強化し、国際会計基準(IFRS)の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与しています。</p> <p>我が国におけるIFRSの適用に関しては、国際的な財務・事業活動を行う上場企業について22年3月期以降、連結財務諸表にIFRSの任意適用が認められており、24年3月期については5社が任意適用を行っています。</p> <p>我が国におけるIFRSの適用のあり方については、企業会計審議会による「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」(平成21年6月)の公表以降の国内外の様々な状況変化を踏まえ、23年6月より、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論が再開されています。24年7月には、約1年間の議論を整理し、今後の議論に資するため、「中間的論点整理」を作成・公表しました。我が国におけるIFRSの適用のあり方については、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等も参考にしつつ、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等についても十分に検討し、様々な角度から深みのある議論を行っていくこととなります。</p> <p>上場企業等のコーポレート・ガバナンスに関しては、上場企業による不適切な事案等を受け、24年3月、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、社外取締役等に関する開示内容の明確化を図りました。また、既存株主の公平な取扱いに配慮した増資手法となりうるライツ・オファリングに関する所要の制度整備について、24年4月から適用が開始される予定です。更に、会社法改正の議論を行っている法務省法制審議会会社法制部会において、市場関係者・有識者等の意見も踏まえつつ、議論に参加しているところです。</p>					
達成すべき目標	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	53	53	47	43
		補正予算(b)	△2	△0	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	51	52	-	-
執行額(百万円)	40	50	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定) ・G20トロント・サミット宣言(22年6月26日～27日) ・G20ソウル・サミット首脳宣言(22年11月12日) ・大臣談話「IFRS適用に関する検討について」(23年6月21日) 					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	-	-	-	-	-

目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】</p> <p>我が国におけるIFRSの適用のあり方については、諸外国の動向等のほか、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等について十分に勘案し、各界各層からの意見も踏まえ、様々な角度から議論を深めてきたところである。ただし、結論が得られた訳ではなく、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等も踏まえつつ、わが国の制度や経済状況などに最もふさわしい対応について、さらに慎重に検討していく必要があることから、23年度の達成度を「B」とした。</p> <p>また、上場会社による不適切な事案等をうけ、社外取締役等に関する開示内容の明確化を図ったが、この定着状況を十分注視しつつ、更なる環境整備に取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「II」とした。</p>
---------	---

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、国際的に高品質なものである必要があり、20年11月G20ワシントン・サミット以降のG20首脳会議においても、単一で質の高いグローバルな会計基準の設定・適用に向けた取組みの強化が求められております(23年11月G20カンヌ・サミットでも、単一で質の高いグローバルな会計基準の実現との目標が再確認されております)。また、単一で高品質のグローバルな会計基準の実現には、基準設定主体のガバナンス向上が不可欠であり、市場規制当局として、海外当局とも連携し、IFRS財団のガバナンス強化に努めていく必要があります。</p> <p>上場企業等のコーポレート・ガバナンスについて国内外の投資家等の関心は非常に高く、その情報は投資者が投資判断を行う際の重要な情報でもあると考えられることから、関係当局等と連携し、上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討を不断に行い、我が国金融・資本市場の公正性・透明性を向上させる必要があります。</p> <p>(2)効率性 金融庁として積極的に施策に取り組むだけでなく、国内・海外関係者とも連携して取り組むことで、施策効果の実現に向けた業務を行っており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大限かつ効率的に活用していると考えています。</p> <p>(3)有効性 会計基準のコンバージェンスへの継続した対応により、日本の会計基準が国際的に高品質に保たれるとともに、EUによる会計基準の同等性評価の決定が維持されていること、IFRS財団モニタリング・ボードを初めとする国際会議等における積極的な活動により、IFRSの品質及びその設定主体のガバナンスが強化されていること等から、企業財務報告の品質の向上等を通じて、我が国金融・資本市場の公正性・透明性の確保の向上に向けて一定の成果が上がっていると考えています。</p> <p>上場企業等のコーポレート・ガバナンスに関連する制度整備や、議論への参加等の取組みにより、我が国金融・資本市場の公正性・透明性の確保の向上に向けて一定の成果が上がっていると考えています。</p>
-------------------	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

・企業会計基準委員会「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する「東京合意」を公表」(19年8月8日)
https://www.asb.or.jp/asb/asbj/press_release/overseas/pressrelease_20070808.jsp
 ・総務企画局企業開示課「会計基準の同等性評価に係る欧州委員会の決定について」(20年12月15日)
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20081215.html>
 ・企業会計基準委員会「東京合意に掲げた短期コンバージェンス項目の終了にあたって」(20年12月26日)
https://www.asb.or.jp/asb/asbj/press_release/overseas/pressrelease_20081226.pdf
 ・総務企画局企業開示課「国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボードによるIFRS財団のガバナンス見直しに関する声明」(22年7月7日)<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20100707.html>
 ・総務企画局企業開示課「国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボード ガバナンス改革ワーキング・グループの作業状況に関するプレスリリースについて」(22年12月27日)<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20101227.html>
 ・総務企画局企業開示課「国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボード ガバナンス改革に関する市中協議文書の公表について」(23年2月8日)<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20110208-1.html>
 ・企業会計審議会事務局「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」の公表について」(21年6月30日)<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090630-4.html>
 ・「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(22年6月18日公表)
<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/>
 ・「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)等」に対するパブリックコメントの結果等について(23年4月6日)
 ・総務企画局企業開示課「自見金融担当大臣談話－IFRS適用に関する検討について－」(23年6月21日)
<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>
 ・SEC “SEC Approves Statement on Global Accounting Standards” (22年2月)
<http://sec.gov/news/press/2010/2010-27.htm>
 ・IFRS “IASB and FASB report substantial progress towards completion of convergence programme” (23年4月)
<http://www.ifrs.org/News/Press+Releases/progress+report+2011.htm>
 ・財務会計基準機構「「単体財務諸表に関する検討会議」報告書」(23年4月28日)
https://www.asb.or.jp/asb/asbj/non-consolidated_financial_statements/
 ・産業界「我が国のIFRS対応に関する要望」(23年5月25日)
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/20110630/07.pdf
 ・SEC “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers” (23年5月26日)
<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-052611.pdf>
 ・連合「2012年度重点政策」(23年6月)
<http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/seisaku/jyutenseisaku2012.pdf#search=連合%2012年度重点施策>
 ・日本経団連「国際会計基準(IFRS)の適用に関する早期検討を求める」(23年6月29日)
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2011/069.html>
 ・金融庁企業開示課「企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議」(23年6月30日)
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/hatsugen/soukai/20110630.html
 ・「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」(23年8月31日)<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20110831-2.html>
 ・「「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について～「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用策について～」(24年3月27日)<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120327-2.html>
 ・総務企画局市場課「金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告の公表について」(21年6月17日公表)http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090617-1.html
 ・法務省「法制審議会－会社法制部会」<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500005.html>
 ・「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」(23年5月17日成立、24年4月1日施行)<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>
 ・「金融庁・開示制度ワーキング・グループ 法制専門研究会報告 ～ライツ・オフリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について～」(23年9月16日公表)
<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20110916-4.html>
 ・「平成23年金融商品取引法等改正(1年以内施行)に係る政令・内閣府令案等」(24年2月10日公布、24年4月1日施行)<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120210-2.html>
 ・「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等に対するパブリックコメントの結果等について(24年3月30日公表)<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120330-13.html>
 ・「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」の公表について(24年7月2日公表)<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120702-1.html>

担当課室名	総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、証券取引等監視委員会事務局	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----------------------------------	----------	---------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－２－（３）

市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着

1. 達成目標等

達成目標	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>米国やEU等とともに、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みを積極的に推進するとともに、上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方について、制度等の定着状況を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）（平成 21 年 6 月 30 日） ・G20 サミット首脳声明（21 年 9 月 24 日、25 日） ・大臣談話「IFRS 適用に関する検討について」（23 年 6 月 21 日）等
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適切な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・企業会計審議会等における議論の展開状況 等

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進	<p>・金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20 首脳等から求められている。</p> <p>金融庁は、国際的に質の高い会計基準の設定に適切に対応するため、海外当局との連携を強化し、国際会計基準（IFRS）の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していく。</p> <p>また、わが国におけるIFRSの適用に関しては、21 年 6 月 30 日に企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が示されたが、その後国内外で様々な状況変化が生じている。こうした「中間報告」以降の変化や 22 年 3 月期から任意適用が開始されている事実、EUによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえ、23 年 6 月より、様々な立場からの委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において、わが</p>

	<p>国における I F R S の適用に関する議論を開始している。</p> <p>この議論においては、会計基準が国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な議論が展開されるよう努める。</p>
②上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討	<p>上場企業等のコーポレート・ガバナンスに係る法令や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じ、適切な対応に努める。</p>

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし

4. 平成 23 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進

①取組内容

ア. I F R S の適用に関する議論

我が国における I F R S の適用に関しては、21 年 6 月、企業会計審議会が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」を踏まえ、国際的な財務・事業活動を行う上場企業について 22 年 3 月期以後の連結財務諸表に I F R S の任意適用が認められ、24 年 3 月期時点で 5 社が任意適用しています。

我が国における I F R S の適用のあり方については、「中間報告」以降の様々な状況変化を受け、23 年 6 月より、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を再開しており、24 年 7 月には約 1 年間の議論を整理し、今後の議論に資するため、「中間的論点整理」を作成・公表しました。I F R S の適用のあり方については、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等も参考にしつつ、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等についても十分に検討し、様々な角度から深みのある議論を行っていくこととなります。

なお、I F R S の適用のあり方に関しては、少なくとも 27 年 3 月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から 5－7 年程度の十分な準備期間の設定を行うこととしています。また、2016 年 3 月期で使用終了とされていた米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能となっています。

イ. 中小企業向けの会計基準の策定

日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、非上場会社への影響を回避又は最小限にとどめる必要があるなどの意見を踏まえ、22 年 8 月に、民間団体が中心となった「非上場会社の会計基準に関する懇談会」より報告書が公表されました。同懇談会には、金融庁もオブザーバーとして参加しました。

また、中小企業庁において設置された「中小企業の会計に関する研究会」より、22年9月30日に、中間報告書が公表されました。同研究会には、金融庁もオブザーバーとして参加しました。

これらの報告書の内容を踏まえ、新たに中小企業の会計処理のあり方、その普及方法、活用策等の具体的な内容について検討を行うため、金融庁、中小企業庁が共同事務局となって、「中小企業の会計に関する検討会」及び「同ワーキンググループ」が設置され、検討を重ねた結果、24年2月1日に「検討会」より、「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、「中小会計要領」）が公表されました。また、24年3月27日には、中小会計要領の普及・活用策を含めた最終報告書が公表されました。

ウ. 国際基準設定主体のガバナンスへの関与

国際会計基準審議会（IASB）における基準設定及びIASBの母体であるIFRS財団のガバナンスに関しては、IFRS財団のガバナンス強化の一環として設立されたIFRS財団モニタリング・ボードや証券市場における会計・監査・開示等の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議へのメンバーとして参加するとともに（モニタリング・ボードに関しては、22年10月から暫定議長国としてとりまとめを実施）、22年7月にIFRS財団モニタリング・ボードに設置された、IFRS財団ガバナンス改革のためのワーキング・グループの議長国を務めている。24年2月には、IFRS財団による戦略見直しと連携し、議長国及び事務局としてガバナンス改革に関する報告書を取りまとめた上で、公表したほか、関係者との意見交換のためにIASBやIFRS財団が開催した円卓会議への参加等を通じて、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも連携した積極的な意見発信を行っております。

②評価

我が国企業のIFRS任意適用については、24年3月期時点で5社が任意適用を行っています。また、我が国におけるIFRSの適用のあり方については、「中間報告」以降の様々な状況変化を受け、23年6月より、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を再開しており、24年7月には約1年間の議論を整理し、今後の議論に資するため、「中間的論点整理」を作成・公表しました。IFRSの適用のあり方については、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等も参考にしつつ、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等についても十分に検討し、様々な角度から深みのある議論を行っていくこととなります。

中小企業向けの会計基準の策定については、中小会計要領が策定され、これを使用することにより、中小企業の経営者自身が会計の重要性を認識するとともに、中小会計要領に則って作成した財務情報に基づいて経営判断を行うことにより、企業の経営力の強化等に繋がるものと考えています。

I A S Bによる基準設定及びI F R S財団のガバナンスに関しては、国内関係者とも連携して積極的な意見発信を行うとともに、22年7月にI F R S財団モニタリング・ボードに設置された、I F R S財団ガバナンス改革のためのワーキング・グループの議長国を務め、I F R S財団と連携した上で、ガバナンス改革に関する報告書の公表に向けて主体的に取り組み貢献するなど、国際会議等における積極的な活動を通じて、単一で高品質のグローバルな会計基準の実現、I F R S財団のガバナンスの強化への貢献ができたと考えています。

(2) 上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討

①取組内容

ア. 上場企業等のコーポレート・ガバナンスに関する開示制度の整備

上場企業等のコーポレート・ガバナンスに関しては、上場企業による不適切な事案等を受け、24年3月、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、社外取締役等に関する開示内容の明確化を図りました。

イ. ライツ・オファリングに関する制度整備

既存株主の公平な取扱いに配慮した増資手法となりうるとの指摘がなされているライツ・オファリングについて、目論見書の交付方法の弾力化、「有価証券の引受け」の範囲の見直し、インサイダー取引の重要事実の明確化等、所要の制度整備が盛り込まれた「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」等が24年4月に施行される予定です。また、ライツ・オファリングにおいて、特定の外国に居住する株主による新株予約権の行使を制限することが株主平等原則（及びその趣旨）に抵触するものではないと解釈するための考慮要素について整理をし、23年9月に報告書を公表しました。

ウ. 法務省法制審議会会社法制部会の議論への参加

会社法改正の議論を行っている法務省法制審議会会社法制部会において、市場関係者・有識者等の意見も踏まえた上で、議論に参加しています。

②評価

上場企業等のコーポレート・ガバナンスに関する情報開示については、今般の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正により、コーポレート・ガバナンスに関連する開示内容の明確化が図られたものと考えています。また、ライツ・オファリングに関する制度整備が進み、既存株主の公平な取扱いに配慮した資金調達制度整備が行われたものと考えています。更に、法務省法制審議会会社法制部会において、市場関係者・有識者等の意見も踏まえた上で議論に参加する等、法令整備の議論に貢献してきていると考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

我が国におけるIFRSの適用のあり方については、企業会計審議会による「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」（平成21年6月）の公表以降の国内外の様々な状況変化を踏まえ、23年6月より、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論が再開され、24年7月には、約1年間の議論を整理し、今後の議論に資するため、「中間的論点整理」を作成・公表しました。IFRSの適用のあり方については、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等も参考にしつつ、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等についても十分に検討し、様々な角度から深みのある議論を行っていくこととなります。また、ガバナンス改革に関する報告書等で示された提言を実行するため、モニタリング・ボード内での検討やIOSCOやIFRS財団など関係者との連携が更に必要となってくると考えています。

上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方については、これまでに行った一連の改正の定着状況を十分に注視しつつ、当該改正に基づく開示を契機として、企業と投資家との間における建設的な対話が進められていくよう、必要な環境整備に不断に取り組んでいく必要があると考えています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
企業財務諸制度調査等経費	①	予算 <継続>	42,627千円

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-2-(4))

施策名	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保					
施策の概要	<p>金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な金融・資本市場の維持と幅広い投資家の保護のためには必要不可欠のものです。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備及びその内容・運用の明確化を図ることとしています。</p> <p>また、ディスクロージャー制度のインフラを整備し、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示することを目的として、有価証券報告書等の提出から公衆縦覧に至るまでの一連の手続を電子化した「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)」の開発・運用を行うこととしています。</p>					
達成すべき目標	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,531	1,337	1,185	1,983
		補正予算(b)	1,705	△200	23	-
		繰越し等(c)	△1,464	1,464		
		合計(a+b+c)	1,773	2,601		
執行額(百万円)	1,039	2,439				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
—	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p> <p>※参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子開示システム(EDINET)の稼働率 (注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 EDINETサイトへのアクセス件数 有価証券報告書、臨時報告書の提出件数 大量保有報告書の提出件数 	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 企業等の開示書類における違反行為に係る課徴金制度を適切に運用するとともに、法令改正事項を中心に有価証券報告書等の重点審査を実施したほか、内部統制報告制度がその見直し後も適切に運用されるように周知を行いました。また、EDINETの稼働率についても高水準を確保する等、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するための取組みが着実に進展していること等から、23年度の達成度は「A」としました。 他方で、内部統制報告制度の適切な運用等に引き続き取り組む必要があること等から、端的な結論は「II」としました。</p>
	<p>(1)必要性 公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のために、企業の財務情報などの投資判断に必要な情報を正確、公平かつ適時に開示するためのディスクロージャー制度の不断の整備、制度の円滑な導入は必要不可欠です。 開示される情報の信頼性を高め、また、開示された情報の利便性を高めその利用を促進することは、証券市場を通じた投資の効率性や発行体企業の資金調達効率性の向上により証券市場を活性化させ、国民経済の発展に資することが期待されます。 ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されていることから、EDINETを利用したディスクロージャーの推進が必要と考えています。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2) 効率性 開示書類の虚偽記載及び不提出の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用や有価証券報告書に対する重点審査の実施は、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するという施策効果を効率的に実現するものであると考えています。 実際に内部統制報告制度を実施した上場企業等からの要望・意見等の分析等を踏まえた内部統制の基準・実施基準の更なる簡素化・明確化等の実施などは、投資者の判断に対する必要な情報の適切な提供という施策効果を効率的に実現するものであると考えています。 EDINETについて、企業情報等への容易・迅速なアクセスを実現するためのシステム開発や運用は、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するという施策効果を効率的に実現するものであると考えています。</p> <p>(3) 有効性 開示書類の虚偽記載及び不提出の違反行為については、証券取引等監視委員会及び財務局等と連携をとりながら、対象が拡大された課徴金制度を適切に運用することで抑止力として有効に機能しているものと考えています。 内部統制の基準・実施基準の見直し、「内部統制報告制度に関するQ&A」の改訂、「内部統制報告制度に関する事例集」の公表、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の一部改正は、制度の趣旨の明確化等を通じて、財務情報等の透明性・信頼性の向上のために有効な施策であると考えています。 EDINETの安定した運用は、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図るという目的に十分寄与しているものと考えています。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企業開示課開示業務室「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項及び重点審査について（平成23年3月期版）」 http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110624-4.html ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項（平成24年3月期版）と有価証券報告書レビューの実施について http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120330-15.html ・総務企画局企業開示課「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に関する意見書」の公表について（平成23年3月30日公表） http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/tosin/20110330.html ・総務企画局企業開示課「内部統制報告制度に関するQ&A」の改訂について（平成23年3月31日公表） http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110331-11.html ・金融庁行政情報化推進委員会「有価証券報告書等に関する業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日決定、平成23年3月31日改定） http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/03_0.pdf
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企業開示課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	-------------------	-----------------	----------------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－２－（４）

金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保

1. 達成目標等

達成目標	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</p> <p>【根拠】金融商品取引法第 1 条・第 2 条の 2 等、金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・電子開示システム（E D I N E T）の稼働率 (注) システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 ・E D I N E T サイトへのアクセス件数 ・有価証券報告書、臨時報告書の提出件数 ・大量保有報告書の提出件数

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・E D I N E T の整備	<p>・行政対応の透明性・予測可能性の向上を図る観点から、平成 22 年度に「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」の拡充等を行い、これを公表したところ。引き続き、必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。</p> <p>・20 年度から導入された内部統制報告制度については、22 年 5 月より、企業会計審議会内部統制部会において、「内部統制報告制度の運用の見直し」の検討を行っている。「企業の創意工夫を活かした監査人の対応の確保」、「中堅・中小上場企業向けの効率的な内部統制報告実務の「事例集」の作成」、「内部統制報告制度の効率的な運用手法を確立するための見直し」、「「重要な欠陥」の用語の見直し」等を主な内容とした、内部統制基準等の改正等を 23 年 3 月に行ったところである。</p> <p>今後、見直し後の内部統制報告制度が、適切に運用されるように、引き続き周知や明確化を図っていく。</p>

	<p>また、内部統制に重要な欠陥等がある会社については、是正状況を適時フォローアップするとともに、開示書類の虚偽記載、不提出の違反行為については、課徴金制度を適切に運用することで抑止に努める。</p> <p>・EDINETについては、国際水準を踏まえたXBRL（財務情報を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピューター言語）の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために、必要なシステム開発等を行う。</p>
--	--

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし

4. 平成23年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行

①取組内容

ア. 有価証券報告書等に対する審査の実施・課徴金制度の適切な運用

開示書類の虚偽記載、不提出の違反行為については、20年12月から「金融商品取引法」上の課徴金制度の対象が拡大され、新たに発行開示・継続開示書類の不提出及び公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出についても課徴金制度の対象となったことを踏まえ、違反事実については、証券取引等監視委員会及び財務局等と連携をとりながら課徴金制度を適切に運用しています。

また、法令改正等に伴う会計処理方法等の変更や財務諸表に重大な影響を与えるおそれのある事項について、サンプル調査の方法により、重点審査を行いました。

イ. 内部統制報告制度の運用の見直し

企業会計審議会は、内部統制部会での審議等を踏まえ、23年3月30日に、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」を公表しました。

さらに、23年3月31日に、「内部統制報告制度に関するQ&A」を改訂するとともに、「内部統制報告制度に関する事例集」を公表しました。

また、内部統制報告書の提出状況を検証しました。23年3月期決算会社（23年6月中提出分）のうち、内部統制の評価結果において「重要な欠陥」があると記載した会社は8社、全体の0.3%となり、前年の0.8%よりも低い比率となっています。

②評価

開示書類の虚偽記載及び不提出の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用や有価証券報告書に対する重点審査の実施は開示の適切性の確保に向けた施策であり、投資家に対して投資判断に必要な情報の提供につながるものと考えられます。

内部統制の基準・実施基準の見直し、「内部統制報告制度に関するQ & A」の改訂、「内部統制報告制度に関する事例集」の公表は、制度の趣旨等の明確化や、より実効性のある制度の実現に向けた施策であり、また、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の一部改正は、ディスクロージャー制度の法令適用に係る留意事項の明確化や、より実効性のある制度に向けた施策であり、企業又は監査人等並びに投資家の制度理解に資するものと考えられます。

23年3月期決算会社の内部統制報告書の提出状況の報告については、重要な欠陥が発生した要因等を踏まえた、内部統制と企業の属性との因果関係の分析等に有益な資料となると考えられます。

これらの取組みの結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護が概ね図られているものと考えられます。

（2）EDINETの整備・運用

①取組内容

EDINETの運用については、定期的な保守を行い、システムの安定運用に努めました。

また、利用者の利便性の向上等を図ることを目的として、次世代EDINETを開発中であり、25年度中の稼働開始に向けて、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等の開発を行いました。

なお、EDINETの広報のため、情報ベンダーとの意見交換を行いました。

②評価

EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）は、資料1のとおり、24年3月末は約5,000社となっています。

また、EDINETによる開示書類等の提出件数については、資料2のとおり、有価証券報告書は、ほぼ同数の提出があり、大量保有報告書及び変更報告書は、それぞれ約1割減少しています。

インターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス件数については、開示書類等蓄積データの増加等に伴い、資料3のとおり、年々増加傾向にあり、前年度に比して約15%増加しています。

このような中、システムの安定運用に努めた結果、EDINETの稼働率は99.99%となり高水準を達成しました。

このような状況は、ディスクロージャーの電子化の推進とEDINETの安定運用に努めた結果として、EDINETによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供が適切に行われていることを表しているものと考えています。

【資料1 EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）の推移】

（単位：社）

13年6月末	21年6月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末
約500	約5,800	約5,800	約5,800	約5,000

（出所）総務企画局企業開示課開示業務室調

【資料2 EDINETへの開示書類等の提出件数の推移】

（単位：件）

提出書類	21年度	22年度	23年度
有価証券報告書	9,491	9,479	9,510
訂正有価証券報告書	1,599	1,287	1,149
臨時報告書	7,968	11,100	11,422
訂正臨時報告書	574	540	506
大量保有報告書	1,680	1,390	1,526
（同）変更報告書	8,327	7,951	6,936
（同）訂正報告書	3,117	2,433	2,007

（出所）総務企画局企業開示課開示業務室調

【資料3 EDINET情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）の推移】

（単位：件）

21年度	22年度	23年度
約5,928,000	約15,532,000	約18,032,000

（出所）総務企画局企業開示課開示業務室調

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

内部統制報告制度の運用の見直しとして、内部統制の基準・実施基準の見直し、「内部統制報告制度に関するQ&A」の改訂、「内部統制報告制度に関する事例集」の公表を実施しました。今後も、制度の趣旨等の一層の明確化や、より実効性のある制度の実現に向け、企業又は監査人等並びに投資者の制度理解に資する対応を行っていく必要があります。

EDINETについては、更に投資家の利便性の向上等を図るため、21年度及び22年度で、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等の試験的な開発を行い、23年度においては、21年度及び22年度に開発したシステムの機能を現行EDINETに統合するための開発を開始したところです。今後は、25年度中の稼働開始に向けて、次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の開発を着実に進めていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容
 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
有価証券報告書等電子開示システム整備経費	①	予算 <継続>	1,151,990千円
業務・システム最適化計画に基づく次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の開発に必要な経費	①	予算 <継続>	806,000千円
制度改正等へ対応するための経費	①	予算 <継続>	13,500千円

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅱ-2-(5))

施策名	公認会計士監査の充実・強化					
施策の概要	我が国の金融・資本市場が、その機能を十分に発揮していくためには、企業財務情報が適正に開示されることが必要不可欠です。公認会計士・監査法人による監査は、この企業財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであり、このような観点から、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。					
達成すべき目標	厳正な会計監査の確保を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	115	119	113	112
		補正予算(b)	0	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	115	119	-	-
執行額(百万円)		92	93	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当になし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度		目標年度		
-	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査(品質管理レビュー)に係る審査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する立入検査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数> ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・海外監査監督当局との意見交換実績(国際会議への参加を含む) ・公認会計士試験の受験者数 ・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数 	-	-	-	-	-

	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的なの判断理由】 国際的な動向を踏まえて中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書を取りまとめ公表しました。また、公認会計士・監査法人に対し厳正な処分を行うなど、監査法人等に対する適切な監督に努めたほか、品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査を的確に実施しました。さらに、国際的な会合や情報交換枠組みの構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化しました。 公認会計士試験については、東日本大震災の発生を踏まえ、必要な措置を講じるなど、試験の円滑な実施に努めたほか、関係団体と連携しながら試験合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを行いました。また、公認会計士資格を取得するために必要な実務経験の範囲を拡大するため、公認会計士法施行令及び関連規則を改正しました。</p>
目標の達成状況	

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>これらの取組みを通じて、厳正な会計監査の確保に向けた一定の成果が上がっていると考えられる一方、国際的な議論の動向等も踏まえつつ、我が国の監査をより実効性のあるものとするとの観点から、会計不正等に対応した監査手続等の検討を行う必要があることから、23年度の評価は「B」としました。</p> <p>施策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、会計不正の発生や監査に関する国際的動向のほか、公認会計士試験合格者等の活動領域の拡大の状況といった環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国の資本市場の活性化、国際的競争力の向上に貢献するものと考えています。公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実行することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。</p> <p>(2)効率性 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査及び監査法人に対する検査を実施し、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた自主的な取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保という施策効果を効率的に実現するものであったと考えています。</p> <p>(3)有効性 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に一定の効果が上がっていると考えています。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の拡大に向けて」(平成21年9月公表、平成22年5月・8月・23年8月・24年4月更新 http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku.html) ・ 総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会当面的アクションプランの改訂について」(平成23年11月2日公表 http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20111102-1.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「監査の品質管理に関する検査指摘事例集の改訂について」(平成23年7月6日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20110706.html) ・ 総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(平成21年9月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20090914.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」(平成22年1月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20100114.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「国際関係」 http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/index2.html ・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「平成23年公認会計士試験合格者調」(平成23年11月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_23.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数」
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－２－（５）

公認会計士監査の充実・強化

1. 達成目標等

達成目標	厳正な会計監査の確保を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第1条、第1条の2等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査（品質管理レビュー）に係る審査の実施状況＜件数＞ ・ 監査法人等に対する立入検査の実施状況＜件数＞ ・ 監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況＜件数＞ ・ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞ ・ 海外監査監督当局との意見交換実績（国際会議への参加を含む） ・ 公認会計士試験の受験者数 ・ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①監査基準等の整備に係る対応	・ 企業会計審議会等において、監査基準等を巡る国際的な動向等に留意しつつ、必要に応じて監査基準等の整備に係る対応を行う。
②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	・ 虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施する。
③品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適正に行い、必要に応じて監査法人等に対する検査等を的確に実施する。また、検査等の結果に基づき、必要に応じ金融庁に処分等の勧告を行う。 ・ 外国監査法人等に対する検査等について適切な対応を行う。

④海外監査監督当局との協力・連携	・監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）を中心とした監査監督に係る国際的な会合に積極的に参画するとともに、各国の外国監査法人等に対する監視体制の動向を踏まえた上で、海外監査監督当局との協力・連携を図る。
⑤公認会計士試験の円滑な実施等	・公認会計士試験（平成 23 年試験等）を円滑に実施していくほか、企業の会計実務の充実等の観点から、公認会計士等の活動領域の拡大等に係る取組みを進めるとともに、公認会計士試験・資格制度について所要の制度整備に取り組む。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 23 年度主な事務事業の取組内容と評価

（1）監査基準等の整備に係る対応

①取組内容

企業会計審議会では、国際監査基準（I S A）における明瞭性（クラリティ）プロジェクト¹による基準改正を踏まえ、平成 22 年 3 月 26 日にとりまとめた「監査基準の改訂に関する意見書」と同様、23 年 6 月 30 日「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」をとりまとめ公表しました。

②評価

I S A の改正を踏まえ、中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂を行うことにより、監査基準の国際的な整合性がより高まり、公認会計士監査の質の向上に寄与するものと考えられます。

（2）公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

①取組内容

金融庁では、財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、監査法人等に対する適切な監督に努めています。23 年度は、以下の件数の行政処分を行いました。

また、日本公認会計士協会等との意見交換会を開催するなど、関係団体との対話の充実に努めました。

¹ 監査において必ず実施すべき手続（要求事項）と、そうでないものとを明確にすること等を目的とするプロジェクト。2004 年から開始され、2009 年 3 月に完了。これにより、37 本の監査の基準が改正された。（金融庁ウェブサイト）

【資料1 公認会計士法に基づく行政処分】

区 分	22 年度	23 年度
監査法人に対する処分	2 法人	2 法人
公認会計士に対する懲戒処分	5 名	4 名

(出所) 総務企画局企業開示課開示業務室調

②評価

監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、適切な監督を実施したことは、各監査法人等に質の高い監査の実施を促し、ひいては企業の財務情報の信頼性の向上に資するものと考えています。

また、日本公認会計士協会等との意見交換会を開催し対話の充実に努めたことは、行政対応の予測可能性の向上に資するものと考えています。

(3) 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査等

①取組内容

ア. 審査会は、品質管理レビューの審査結果等に基づき、監査法人等に対し報告徴収を行い、品質管理レビューの改善勧告に関する改善計画の実施状況等について検証しました。

また、審査結果を踏まえて、必要かつ適当であると認められた監査法人に対して検査を実施し、検査結果を通知して問題点を指摘するとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査法人については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行いました。

なお、検査に当たっては、個別監査業務が抱えるリスクに着目することで検証項目を絞り込むなどのリスクベース・アプローチに基づく検査を実施し、職業的懐疑心の保持に関する品質管理の徹底等、監査法人の本質的な問題点を把握・指摘し、検査の実効性を向上させる取組みを行うとともに、現状の限られたリソースの下、検査実施対象とならなかった監査法人等に対しては、報告徴収により、品質管理態勢に関する実態把握を行ったところです。

また、検査結果を分析し、監査人の交代を巡る制度・実務慣行上の問題や監査役と会計監査人とのコミュニケーションの問題等、業界横断的な問題点等を抽出し、日本公認会計士協会や証券取引所等の関係機関との意見交換会や上場企業向けの講演会等において紹介するなど、積極的な情報発信を行いました。

さらに、監査法人等による監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促すことなどを目的として22年6月に公表した「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」について、利用者の確実な理解を図るため、公表後の検査で確認された事例を追加するとともに、会計基準等の改訂等を踏まえて古い基準に係る指摘事例を削除するなどの見直しを行い、23年7月に公表しました。公表後は、日本公認会計士協会等の関係機関との連携を図り、同協会の各地域会等において、指摘事例集

に係る講演会を行うなどして問題点の周知徹底を行いました。

【資料2 審査及び検査状況】

区 分	22 年度	23 年度
前年度の品質管理レビューの結果 に対する審査	83 件	99 件
監査法人に対する検査	9 法人	9 法人
金融庁長官に対する勧告	1 法人	2 法人
監査事務所に対する報告徴収	32 事務所	31 事務所
当年度の品質管理レビューの報告 受理	81 件	65 件

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室調

イ. 金融庁・審査会は、22年1月に策定、公表した「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」において、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施しないこととしています（相互依拠の考え方）。

こうした中、金融庁・審査会は、上記基本指針等を踏まえ、諸外国の監査監督当局との間で、情報交換の取極めの締結等に向けた協議を行いました。その結果、金融庁・審査会は、23年10月6日に米国公開会社会計監督委員会（PCAOB）と、24年3月23日にカナダ公共会計責任委員会（CPAB）との間で、監査監督上の協力に関する書簡を交換しました。当該書簡の交換により、両国の当局間における監査監督上の情報交換を円滑に行うことが可能となりました。また、PCAOBが実施する検査に関して、双方の検査官で意見交換を行いました。

一方、審査会は、報告徴収の対象となることが見込まれる外国監査法人等が所在する国の監査監督当局に対しては、報告徴収の実施に関する事前レターを24年3月に発出し、今後の外国監査法人等に対する報告徴収の実施に向けた具体的な検討を開始しました。

②評価

品質管理レビューを審査し、その結果等に基づき、監査法人に対してリスクベース・アプローチでの深度ある検査を実施し、品質管理態勢に関するより本質的な問題点を指摘したこと、また、これらの検査結果等を踏まえて指摘事例を追加・削除したほか、引き続き根拠規定等を明記して利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の見直しを行ったこと、さらには、関係機関との連携の強化を図り、指摘事例集の講

演会等を実施し、関係者に問題点の周知徹底を行ったことは、監査法人等の監査の品質管理の向上を促し、我が国の監査の品質の向上に資するものと考えています。

これらのほか、外国監査法人等に対する検査等における情報交換のあり方等について諸外国の監督当局と交渉を進めたことは、外国監査法人等の品質管理の状況を事前に入手し、効率的な検査等の実施につながり、ひいては、我が国の資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものと考えています。

(4) 海外監査監督当局との協力・連携

①取組内容

上述4.(3)①イ.のとおり、諸外国の監査監督当局との間で、情報交換の枠組み構築に向けた二国間での協議を行い、金融庁・審査会は、米国とカナダの監査監督当局との間で、監査監督上の協力に関する書簡を交換しました。

また、多国間での取組みにおいては、23年4月(第9回ベルリン)及び9月(第10回バンコク)に開催された監査監督機関国際フォーラム(IFIAAR)²に参加し、監査品質の向上のための国際的な監査ネットワークや投資家との対話、各国の検査に関する状況について意見交換等を行ったほか、同フォーラムの検査ワークショップ³(24年3月アブダビ)に参加し、欧州債務問題を含めた金融危機後のマクロ経済情勢を踏まえた監査の課題や、グループ監査及び審査担当者の役割に係る検査上の問題等をテーマに、我が国の検査指摘事例や検査上の取扱い等について紹介するなど、我が国の検査における経験を踏まえた積極的な意見交換を行い、当会合での議論に貢献しました。

②評価

情報交換枠組みの構築に向けた二国間協議の実施や、国際的な会合における議論への積極的な貢献等を通じて、諸外国の監査監督当局との連携を強化できたことは、我が国の資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものと考えています。

(5) 公認会計士試験の円滑な実施等

①取組内容

審査会では、公認会計士試験を公平かつ円滑に実施するため、各試験実施に当たっては、様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組みました。

こうした中、23年5月29日実施の23年第Ⅱ回短答式試験においては、東日本大震災の発生を踏まえ、被災地の受験者(東北財務局出願者、東北6県及び茨城県に住所のある受験者)に対し、受験票を普通郵便ではなく簡易書留にて送付したほか、被災地の受験者に対して可能な限り受験の機会を提供する観点から、以下について、23

² 各国の監査監督当局の長が集まり、各国の動向について情報交換等を行っている。24年3月末時点で41カ国・地域が加盟。(公認会計士・監査審査会ウェブサイト)

³ 各国の監査監督当局の監査検査の技術と経験を共有することを目的に設立。(公認会計士・監査審査会ウェブサイト)

年4月14日付で審査会ウェブサイト公表し、対応を行いました。

ア. 受験票の受取りができなかった受験者についても、本人確認の上、受験を認めることとしました。

イ. 震災の影響を受けた受験者については、本試験の受験に関し、受験地の変更等、個別の相談に応じることとしました。

また、審査会では、全国の各財務局と連携し、自然災害等の際の危機対応マニュアル等を整備したほか、試験日前日及び当日は審査会事務局幹部及び各試験場責任者に緊急連絡用の衛星携帯電話を配備するなど、危機管理体制を強化しました。

さらに、多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促す観点から、公認会計士の使命や市場経済における会計・監査の意義等をテーマとした講演を、23年度においては、全国の12大学で実施しました。

一方、金融庁は、23年11月、「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会中間取りまとめ」（21年7月）に併せて公表した「当面のアクションプラン」を再改訂（改訂は22年11月）し、これに基づき、合格者等の意識改革や経済界における周知活動など、関係団体と連携しながら合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを引き続き行いました。

また、上記アクションプランに基づき、公認会計士資格を取得するために必要な実務経験の範囲を拡充するため、公認会計士法施行令の一部を改正する政令等を24年3月に公布しました（24年4月1日施行）。

②評価

公認会計士試験の実施に関し、東日本大震災の発生を踏まえた措置を講じるなど試験の公平かつ円滑な実施に努めたことは、公認会計士試験の信頼性を維持することに寄与したものと考えています。

また、関係団体との連携及び関係政令等の改正により試験合格者が経済界で活躍しやすくなるような環境整備に向けた取組み等を行ったことは、試験合格者等の活動領域の拡大を図るに当たり、一定の効果があったものと考えています。

【資料3 18年以降の公認会計士試験出願者数の推移】

18年	19年	20年	21年	22年	23年
16,311人	18,220人	19,736人	20,443人	25,147人	22,773人

（出所）公認会計士・監査審査会事務局総務試験室調

（注1）旧2次試験合格者は除く。

（注2）22年、23年の出願者数は、第I回短答式、第II回短答式のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計。

なお、上記（3）から（5）までの取組みについては審査会ウェブサイト公表していま

す。直近のトップページへのアクセス件数は増減して推移しており、その変動要因の特定は困難ですが、公認会計士試験関係へのアクセス件数をみると、東日本大震災の発生により、試験における震災関連に係る情報を発信したことなどから、増加傾向で推移しています。

今後とも、こうしたアクセス件数の動向に留意しつつ、ウェブサイトの更なる充実について検討していく必要があると考えています。

【資料4 審査会ウェブサイトアクセス件数の推移】

	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数 (審査会トップページ)	766,290件	936,425件	710,406件	661,830件
年間件数 (公認会計士試験関係)	45,340件	89,755件	118,538件	130,398件
月間平均件数 (審査会トップページ)	65,858件	78,035件	59,201件	55,153件
月間平均件数 (公認会計士試験関係)	3,778件	7,480件	9,878件	10,867件

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室調

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

① 監査基準等の整備に係る対応

今後も、国際的な議論の動向等も踏まえつつ、我が国の監査をより実効性のあるものとする観点から、会計不正等に対応した監査手続等の検討を行い、公認会計士の行う監査の規範である監査基準等について所要の見直しを行う必要があります。

② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

非違事例等に対しては法令に基づき厳正な処分を行うなど、引き続き、法令等に則り、適切な監督等を行っていく必要があります。

③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査

今後も、監査法人等における監査の品質の一層の向上を図っていくため、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査を的確に実施する必要がありますが、その際には、関係機関との連携を強化し、監査を巡る現状や資本市場における役割等に十分留意して対応していくとともに、監査法人等や上場会社に係る情報を幅広く入手し、これらを的確に分析、蓄積し、審査、検査等に適時に活用できるような体制（人材、ITシステム等のインフラ）を構築していく必要があります。こうした取組みを通じ、監査法人等の規模や特性、リスク等に応じた検査計画の立案や、リスクベース・アプローチの検査を徹底することにより、監査法人等の業務運営上の本質的な問題を

検証できるような検査を実施することが重要であると考えています。

また、現状、約250先となっている品質管理レビュー対象監査事務所数を考慮すると、年間の検査件数(23年度9件)を増加させるような効率的な検査に努めつつ、検査体制の更なる充実、強化が必要であると考えたとともに、立入検査の対象とならない監査法人等に対しては、報告徴収を積極的に活用することが有益と考えます。

さらに、監査法人等による自主的な取組みを促すなどの観点から、検査指摘事例集についても、検査における指摘の状況や会計監査の基準の改正状況等を踏まえ、今後とも見直しを行うとともに、検査結果等の分析から抽出された業界横断的な問題点等について、日本公認会計士協会等の関係機関に対して、意見交換等を通じ、積極的に情報発信等を行う必要があるものと考えています。

外国監査法人等に対する検査等については、諸外国の監査監督当局との協力・連携の状況にも留意しつつ、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」等を踏まえ、引き続き適切な対応を行っていく必要があります。

④ 海外監査監督当局との協力・連携

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していることなどを踏まえ、国境を越えた監査の品質の確保が課題となっています。また、世界的な経済・金融情勢が監査品質に与える影響についても留意していく必要があります。

このような観点から、国際的な監査品質を確保する上で、各国当局との連携強化がますます重要となっており、引き続きIFIAARの活動に積極的に参画していくほか、二国間ベースで、監査監督当局間の情報交換の枠組みを構築するなど、更なる連携強化を図っていくことが重要な課題と考えています。また、監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について、審査会業務との関係に焦点を当てつつ、情報収集及び分析を行う必要があります。

⑤ 公認会計士試験の適切な実施と公認会計士等の活動領域拡大に向けた環境整備

ア. 東日本大震災の発生による直接的な影響は低下したものの、一部地域での計画停電等による影響や自然災害のリスク等を踏まえ、引き続き、公認会計士試験を円滑かつ適切に実施していくための施策を講じることが重要です。そのためには、試験実施に関する手続き、マニュアル、危機管理体制を、新たなリスクに対応して、見直し整備することが必要です。

また受験者が安心して試験に望めるような試験会場の環境確保やそれに関連する受験者等への的確な周知・広報が必要です。

イ. 試験実施に当たっての試験官について、派遣労働者を一部活用してきましたが、「労働者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等

の一部を改正する法律」が平成 24 年 10 月から施行されることに伴い、新たに業務委託による試験実施を行う必要があることから、全国の各財務局とも十分に連携しつつ、万全に取り組んでいく必要があります。

また、「公共サービス改革基本方針」（平成 23 年 7 月改定）に基づいて、現在、関東財務局において実施する公認会計士試験事業について民間競争入札を実施しているところですが、今後、その実施状況を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討を行う必要があります。

ウ. 23 年度における受験者数の減少といった状況も踏まえると、より幅広く多数の人々が受験するよう、公認会計士の使命や市場経済における会計・監査の意義等について、引き続き、全国の大学等を中心とした講演、説明会を実施するなど広報の強化に努める必要があります。

さらに、公認会計士試験の合格者の活動領域の拡大についても、引き続き、日本公認会計士協会や経団連等の関係団体と連携し、試験合格者の就職促進のための取り組みを進めていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 24 年度予算額
懲戒処分経費（参考人等旅費）	②	予算 <継続>	177 千円
課徴金制度関係経費	②	予算 <継続>	1,521 千円
監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る経費	③	予算 <継続>	32,306 千円
公認会計士試験の実施に係る経費	⑤	予算 <継続>	77,948 千円
公認会計士・監査審査会の事務局機能の充実・強化	③④⑤	機構・定員	/
中小規模監査事務所に対する機動的な検査体制の整備	③	機構・定員	

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅲ-1-(1))

施策名	多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備					
施策の概要	<p>「新成長戦略」において、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられています。金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するための環境を整備するため、</p> <p>①中小企業、新興企業等それぞれのニーズに応じた、多様で円滑な資金供給を実現するための取組み ②様々な主体に対して適切な投資機会を提供するため、それぞれの資産規模や知識に応じ、金融資産を安心して有効に活用し、適切なリスクを取り、リターンを得るための取組みを行っています。</p>					
達成すべき目標	多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・企業会計基準委員会(ASBJ)による会計基準設定状況<AS BJプロジェクト計画表の進捗状況> ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・預金取扱金融機関、保険会社、第一種金融商品取引業者(うち有価証券関連業を行う者)の店舗数 ・銀行代理業等の許可件数 ・金融商品仲介業の登録件数 ・信託業の免許・登録件数 ・銀行における投資信託の窓販の販売額	—	—	—	—	—

目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 機動的な資金調達に資する制度整備として、ライツ・オファリングの円滑かつ適切な実施のための開示手続きを弾力化する法令を整備したこと、国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備として、資産流動化スキームに係る規制の弾力化、プロ等に限定した投資運用業の規制緩和を含む法令を整備したこと、また、中小企業等に対するきめ細やかで円滑な資金供給に資するため、コミットメント法の適用対象の拡大を図っているほか、新興企業等に対し、23年6月に公表した「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」に基づき、市場関係者が各種取組みを実施したものの、更なる多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に取り組んでいく必要があること等から、23年度の達成度は「B」としました。 また、上記のほか、投資信託・投資法人法制の見直し等、多様な資金調達手段及び適切な投資機会の提供に向けた環境整備のための取組みを行う必要があることから、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
---------	---

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1) 必要性 少子高齢化が進展し、経済の低成長が続く中、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を提供することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしつかりと支えることが必要であり、国際会計基準について、米国をはじめとする諸外国の動向も参考にしつつ、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等についても十分に検討し、様々な角度から深みのある議論を行っていただく必要があるものと考えています。また、ガバナンス改革に関する報告書等で示された提言を実行するため、モニタリング・ボード内での検討やIOSCOやIFRS財団など関係者との連携が更に必要となってくると考えます。さらに、投資信託・投資法人法制の見直しについての検討や、総合的な取引所(証券・金融・商品)創設の推進など、多様な資金調達手段及び適切な投資機会の提供に向けた環境整備のための取組みを引き続き進める必要があります。</p> <p>(2) 有効性 「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」及びこれに伴う所要の関係政府令の整備等が着実に行われているなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大は一定程度進捗していると考えています。</p> <p>(3) 効率性 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計に係る事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。なお、金融商品・サービスの販売チャネル拡大等の効果は、銀行等による保険販売の全面解禁などの制度的枠組みの整備に取り組んできたことにより、金融機関等の自主的な取組みを通じて一定程度進捗しており、効率的に施策効果を実現していると考えています。</p> <p>さらに、金融庁として積極的に施策に取り組むだけでなく、国内・海外関係者とも連携して取り組むことで、施策効果の実現に向けた業務を行っており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大限かつ効率的に活用していると考えています。</p>
-------------------	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企画課信用制度参事官室「平成23年金融商品取引法等改正(1年以内施行)に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」(24年2月10日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120210-2.html) ・「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)等」に対するパブリックコメントの結果等について(23年4月6日、http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110406-2.html) ・総務企画局企業開示課「自見金融担当大臣談話-IFRS適用に関する検討について-」(23年6月21日、http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html) ・IFRS “IASB and FASB report substantial progress towards completion of convergence programme” (23年4月、http://www.ifrs.org/News/Press+Releases/progress+report+2011.htm) ・財務会計基準機構「「単体財務諸表に関する検討会議」報告書」(23年4月28日、https://www.asb.or.jp/asb/asbj/non-consolidated_financial_statements/) ・SEC “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers” (23年5月26日、http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-052611.pdf) ・金融庁企業開示課「企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議」(23年6月30日、http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/hatsugen/soukai/20110630.html) ・「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」(23年8月31日、http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20110831-2.html) ・「「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について～「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用策について～」(24年3月27日、http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120327-2.html) ・「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」の公表について(24年7月2日公表、http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120702-1.html)
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局証券課、監督局保険課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－１－（１）

多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備

1. 達成目標等

達成目標	多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>「新成長戦略」においては、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられている。金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するための環境を整備するため、次のような取組みを行う必要がある。</p> <p>① 中小企業、新興企業等それぞれのニーズに応じた、多様で円滑な資金供給を実現するための取組み</p> <p>② 様々な主体に対して適切な投資機会を提供するため、それぞれの資産規模や知識に応じ、金融資産を安心して有効に活用し、適切なリスクを取り、リターンを得るための取組み</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）（平成21年6月30日） ・G20 サミット首脳声明（平成21年9月24日、25日） ・新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成22年12月24日） 等
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況＜ASBJプロジェクト計画表の進捗状況＞ ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・預金取扱金融機関、保険会社、第一種金融商品取引業者（うち有価証券関連業を行う者）の店舗数 ・銀行代理業等の許可件数 ・金融商品仲介業の登録件数

		<ul style="list-style-type: none"> ・信託業の免許・登録件数 ・銀行における投資信託の窓販の販売額
--	--	--

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①中小企業等に対するきめ細やかで円滑な資金供給に資する制度整備	<ul style="list-style-type: none"> ・コミットメントライン法の適用対象の拡大 中小企業等の資金調達手段を拡大する観点から、コミットメントライン契約の適用対象法人を、例えば、純資産額 10 億円超の株式会社、資産の流動化のために使われる合同会社等まで拡大するなど、所要の制度整備に取り組む。 〔 R I A 〕 ・ファイナンス・リースの活用 中小企業等の借り手にとっての資金調達の利便性を向上させる観点や、銀行・保険会社等の金融機関グループの組織形態の多様化を許容するという観点にも鑑み、銀行・保険会社等の金融機関本体がファイナンス・リース取引及びファイナンス・リース取引の代理・媒介を行うことを認めることとする所要の制度整備に取り組む。 〔 R I A 〕
②新興企業等に対する適切な成長資金供給に資する方策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新興市場等の信頼性回復・活性化 アクションプランにおいて、新興市場等の信頼性回復・活性化のために取り組むべき諸課題を 4 つの観点から整理し、実施すべき 9 つの事項を抽出した。各事項の内容の具体化につき、市場関係者も主体となって検討を行い、具体的な取組の実施期限を明確にした工程表を、平成 23 年前半を目途に作成・公表することを求める。金融庁としても、市場関係者による検討が全体として望ましい方向に進むよう調整を行う。
③機動的な資金供給に資する制度整備	<ul style="list-style-type: none"> ・発行登録追補目論見書交付義務等の見直し 市場のニーズ及び投資家保護の観点を踏まえつつ、企業の過度な負担を軽減する観点から、発行登録における追補目論見書交付義務等の開示制度について見直しを行うなど、所要の制度整備に取り組む。 ・ライツ・オフリングの円滑かつ適切な実施のための開示手続きの弾力化 増資の一手段として、ライツ・オフリングが円滑かつ適切な形で実施されるよう開示手続きの弾力化を行うなど、所要の制度整備に取り組む。 〔 R I A 〕 ・保険会社のグループ内における業務の代理・事務代行の届出制への移行

	<p>経営資源の有効活用や、顧客サービスの向上を図る観点から、保険会社のグループ内における他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理・事務の代行について、認可制から届出制に緩和するため、所要の制度整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p>
<p>④国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産流動化スキームに係る規制の弾力化 我が国不動産市場の活性化を促進するため、投資者保護に留意しつつ、資産流動化法上の資産流動化計画の変更手続等の簡素化、資産の取得やファイナンスに関する規制の弾力化を行うなど、所要の制度整備に取り組む。 <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p> ・ 投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討 近年の投資信託商品の多様化及び REIT を巡る諸問題を踏まえた様々な論点について、投資信託・投資法人法制にかかる実態及び課題等の把握を進め、有識者等の意見も踏まえつつ、幅広い観点から見直しの検討を行い、平成 25 年度までに制度整備の実施を行う。 ・ プロ等に限定した投資運用業の規制緩和 国民の様々な資産運用ニーズに応える投資運用ファンドの立ち上げを促進するため、行為規制については一般の投資運用業と同じ規制を適用することを前提に、投資運用業の登録要件について、顧客がプロ等に限定される場合には一部緩和する等の特例を設けるなど、所要の制度整備に取り組む。 <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p> ・ 保険会社における資産運用比率規制の撤廃 保険会社の経営の健全性を確保しつつ、機動的な資産運用を可能とするため、関連内閣府令の改正を行う。
<p>⑤内外の利用者の資金運用・調達機会の拡大に資する金融サービスの向上等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進 証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。 ・ 外国企業の我が国市場での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大 投資家保護を図りつつ、現在継続開示書類に限られている英文開示の対象書類を発行開示書類に拡大する等、外国企業のニーズを踏まえた英文開示制度について見直しを行うなど、所要の制度整備に取り組む。 <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p>

<p>⑥国際会計基準の任意適用の円滑な実施等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な財務・事業活動を行う上場企業の平成 22 年 3 月期以後の連結財務諸表に国際会計基準（IFRS）の任意適用が開始されたことを踏まえ、民間関係者との必要な協力を行いつつ、IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。 ・企業会計基準委員会（ASBJ）によるコンバージェンスに向けた取組みを支援するとともに、海外当局との連携を強化し、IFRS 設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与する。 ・非上場企業に適用される会計基準のあり方については、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」より、会社法上の大会社以外の会社について「中小企業の会計に関する指針」とは別に、新たな会計指針を作成することなどを内容とする報告書が取りまとめられた。 <p>このことにより、非上場会社の実態を踏まえた実用的で高品質な会計基準の検討が進められるように引き続き促していく。</p>
<p>⑦金融商品・サービスの販売チャネルの拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 12 月に全面解禁を実施した銀行等による保険販売規制について、必要に応じ、所要の制度整備を行う。 ・利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供を図るため、業規制の横断化・一本化、行為規制の機能別の整理、規制体系の柔構造化等を内容とする金融商品取引法制を適切かつ円滑に運用する。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 23 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 中小企業等に対するきめ細やかで円滑な資金供給に資する制度整備

①取組内容

ア. コミットメントライン法の適用対象の拡大

コミットメントライン（特定融資枠契約）とは、貸主が融資枠を設定するとともに、借主がそれに対し手数料を支払う契約をいい、借主の範囲はコミットメントライン法で限定されています。

借り手及び貸し手双方からヒアリングを実施し、検討した結果、コミットメントラインの借主の範囲を次のとおり拡大することとしました。

- ・ 会社法上の大会社 → 同左
- ・ 資本金 3 億円超の株式会社 → 同左
- ・ (新設) → 純資産 10 億円超の株式会社
- ・ (新設) → 大会社の子会社 等

イ. ファイナンス・リースの活用

銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁については、銀行法の他業禁止の趣旨等を踏まえた検討を行い、銀行本体の業務として解禁することとしました。

同施策を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立・公布（平成 23 年 5 月 17 日成立、25 日公布）を受け、以下の具体的な内容を規定した関係政令・内閣府令等を 24 年 2 月 15 日に公布しました（24 年 4 月 1 日施行予定）

（ア）ファイナンス・リース取引の要件

- a. 中途解約禁止に準ずるものとして、中途解約をする際に、未経過期間に係るリース料相当額をおおむね全額支払う場合を定める。
- b. 付随費用として、法律で定める保険料、固定資産税のほか、利子・手数料（リース物件の維持・管理費用等）を追加で定める。

（イ）大口信用供与等規制

銀行・保険会社等金融機関本体にファイナンス・リース取引を解禁することに伴い、銀行・保険会社等金融機関本体及び子会社等が行うファイナンス・リース取引を大口信用供与等規制の対象とする。

②評価

ア. コミットメントライン法の適用対象の拡大

コミットメントライン法の適用対象の拡大を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が 24 年 4 月 1 日に施行されることにより、資本金の額が 3 億円以下であっても、純資産の多い中堅企業や大企業の子会社等については、借主となることができるようになることから、これらの企業の機動的な資金調達手段として、コミットメントラインが利用されることが期待されています。

一方、交渉力のない中堅企業が金融機関により、当座貸越等から手数料のかかるコミットメントラインへの切り替えを強要されることがないよう、必要な検査・監督等を適切に行っていきます。

イ. ファイナンス・リースの活用

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が 24 年 4 月 1 日に施行されることにより、今後、銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁については、

- （ア）中小企業等が金融機関本体で融資やリースのサービスを一括して享受できること、
 - （イ）金融機関本体による中小企業等の潜在的な設備投資ニーズの掘り起こし、
 - （ウ）金融機関本体の収益機会の多様化、
- が期待されています。

今後、計数面も含め活用状況の把握に努め、ボトルネックとなる課題等があれば、適切に対応します。

(2) 新興企業等に対する適切な成長資金供給に資する方策の実施

①取組内容

金融庁及び市場関係者(証券取引所、証券業協会、公認会計士協会、証券会社等)においては、アクションプランを踏まえ、「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」を設けて、新興市場の活性化等に向け取り組むべき諸課題について検討し、「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」を23年6月にとりまとめ、公表しました。

現在、市場関係者が当該工程表に掲げられた各種取組を実施しているところであり、金融庁としても、その実施状況を継続的・積極的にフォローアップすることで、より実効性の高い取組を促すこととしています。

②評価

市場関係者が「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」に掲げられた各種取組を実施しており、当該取組が、新規上場企業数の増加、新興市場等の売買高、売買代金の増加につながることによって、新興企業に対する適切な成長資金の供給に資するものとして評価できると考えています。

(3) 機動的な資金供給に資する制度整備

①取組内容

ア. 発行登録追補目論見書交付義務等の見直し

金融商品取引法及び関係する内閣府令を改正し、発行登録制度を利用する場合において、発行登録書、その訂正発行登録書及びその発行登録追補書類に記載すべき事項であって発行価格等以外の事項、発行価格等を公表する旨並びに発行価格等の公表方法を記載した書類をあらかじめ投資家に交付し、かつ当該書類に記載された方法により当該発行価格等が公表された場合には、当該書類を発行登録追補目論見書とみなし、当該発行価格等の公表を発行登録追補目論見書の交付とみなすこととしました。

イ. ライツ・オフリングの円滑かつ適切な実施のための開示手続きの弾力化

ライツ・オフリングが円滑に行われるための開示制度等の整備について、法改正が必要な事項について盛り込まれた「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が23年5月17日に成立しました。同法の成立を受け、関連する政令・内閣府令等が24年2月10日に改正され、同法及び関連する政令・内閣府令等は、24年4月1日に施行される予定です。

ウ. 保険会社のグループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（23 年法律第 49 号）における保険業法（7 年法律第 105 号）の一部改正により、保険会社が行う他の保険会社等の業務の代理・事務の代行について、従来の認可制から届出制に緩和されるグループの範囲は内閣府令に規定されることとなりました。これを受け、保険業法施行規則（8 年大蔵省令第 5 号）の一部改正において、グループの範囲として、当該保険会社の子法人等、議決権の 50%超を保有する主要株主又は兄弟会社等に該当する者として規定すること等を規定することとし、これを盛り込んだ資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（23 年内閣府令第 61 号）が、パブリック・コメント手続を経て、23 年 11 月 16 日に公布され、同年 11 月 24 日から施行されました。¹

②評価

ア. 発行登録追補目論見書交付義務等の見直し

当該改正により、一定の要件を満たすときには発行価格等を記載した発行登録追補目論見書の交付義務が免除されることとなり、市場のニーズ及び投資家保護の観点から踏まえつつ、企業の過度な負担を軽減することにつながるものと考えています。

イ. ライツ・オファリングの円滑かつ適切な実施のための開示手続きの弾力化

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」及び同法に係る政令・内閣府令等が 24 年 4 月 1 日に施行されることにより、ライツ・オファリングが円滑かつ適切に実施されるための開示手続き等について所要の制度整備がなされるものと考えています。

ウ. 保険会社のグループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行

保険会社において、経営資源の有効活用とともに円滑かつ機動的なグループ経営が可能になるものと考えられます。

（4）国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

①取組内容

ア. 資産流動化スキームに係る規制の弾力化及びプロ等に限定した投資運用業の規制緩和

資産流動化スキームに係る規制の弾力化、プロ等に限定した投資運用業の規制緩和を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、23 年 5 月 17 日に成立し、同月 25 日に公布されました。当該法改正

¹ <http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111111-1.html>

に伴い、所要の関係政府令等の整備を実施しています（資産流動化スキームに係る規制の弾力化については、23年11月16日公布・同月24日施行。プロ等に限定した投資運用業の規制緩和については、24年2月15日公布・同年4月1日施行予定）。

イ. 投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討

投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討については、24年1月27日、金融担当大臣より金融審議会に対して投資信託・投資法人法制の見直しについて検討を求める旨の諮問がなされました。これを受け、同年3月7日、金融審議会に「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」が設置され、本格的に同法制見直しの検討が開始されています。

ウ. 保険会社における資産運用比率規制の撤廃

保険会社の資産運用に関して、保有する資産の種類ごとに総資産額に一定の比率（国内株式30%、外貨建資産30%、不動産20%など）を乗じた額を上限とする資産運用比率規制の撤廃等を盛り込んだ保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案につき、パブリック・コメントを行いました。²

②評価

ア. 資産流動化スキームに係る規制の弾力化及びプロ等に限定した投資運用業の規制緩和

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち標記にかかるもの及びこれに伴う所要の関係政府令等の整備は、国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供に関する我が国資本市場及び金融業の基盤強化のために不可欠な措置を講じるものであり、各般の制度整備により、適切な対応が図られるものと考えています。

イ. 投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討

金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」における同法制見直しの本格的検討の開始により、国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備に向けたプロセスを着実に推進しています。

ウ. 保険会社における資産運用比率規制の撤廃

保険会社においては、ソルベンシー・マージン比率の精緻化・厳格化に係る規制が24年3月期の決算から適用されること等により経営の健全性が確保されつつ、資産運用比率規制の撤廃に伴い、機動的な資産運用が可能となるものと考えています。

² <http://www.fsa.go.jp/news/23/hoken/20120229-5.html>

(5) 内外の利用者の資金運用・調達機会の拡大に資する金融サービスの向上等

①取組内容

ア. 総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進

金融庁・農林水産省・経済産業省の副大臣、大臣政務官で構成する「総合的な取引所検討チーム」において検討を進め、24年2月に「総合的な取引所検討チーム取りまとめ」を公表しました。

その内容を踏まえ、証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合的な取引所」の実現のための施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を、24年3月9日に国会に提出しました。

イ. 外国企業の我が国市場での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大

金融商品取引法及び関係する内閣府令等を改正し、外国企業等の提出する開示書類の英語による提出が可能な範囲について、有価証券報告書等の継続開示書類から有価証券届出書等の発行開示書類に拡大するとともに、日本語による翻訳文が必要な事項等の見直しを行いました。

②評価

ア. 総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進

上記「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の成立、施行により、総合的な取引所実現のための環境が整備されるものと考えられます。

イ. 外国企業の我が国市場での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大

投資家保護に十分配慮しつつ、外国企業等の開示負担の軽減の途が開かれることとなったと考えています。

(6) 国際会計基準の任意適用の円滑な実施等

①取組内容

ア. IFRSの日本企業による任意適用等

我が国におけるIFRSの適用に関しては、21年6月、企業会計審議会が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」を踏まえ、国際的な財務・事業活動を行う上場企業について22年3月期以後の連結財務諸表にIFRSの任意適用が認められ、24年3月期時点で5社が任意適用しています。

我が国におけるIFRSの適用のあり方については、「中間報告」以降の様々な状況変化を受け、23年6月より、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を再開しており、24年7月には約1年間の議論を整理し、今後の議論に資

するため、「中間的論点整理」を作成・公表しました。IFRSの適用のあり方については、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等も参考にしつつ、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等についても十分に検討し、様々な角度から深みのある議論を行っていくこととなります。

イ. 中小企業向けの会計基準の策定

日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、非上場会社への影響を回避又は最小限にとどめる必要があるなどの意見を踏まえ、22年8月に、民間団体が中心となった「非上場会社の会計基準に関する懇談会」より報告書が公表されました。同懇談会には、金融庁もオブザーバーとして参加しました。

また、中小企業庁において設置された「中小企業の会計に関する研究会」より、22年9月30日に、中間報告書が公表されました。同研究会には、金融庁もオブザーバーとして参加しました。

これらの報告書の内容を踏まえ、新たに中小企業の会計処理のあり方、その普及方法、活用策等の具体的な内容について検討を行うため、金融庁、中小企業庁が共同事務局となって、「中小企業の会計に関する検討会」及び「同ワーキンググループ」が設置され、検討を重ねた結果、24年2月1日に「検討会」より、「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、「中小会計要領」）が公表されました。また、24年3月27日には、中小会計要領の普及・活用策を含めた最終報告書が公表されました。

ウ. 国際基準設定主体のガバナンスへの関与

国際会計基準審議会（IASB）における基準設定及びIASBの母体であるIFRS財団のガバナンスに関しては、IFRS財団のガバナンス強化の一環として設立されたIFRS財団モニタリング・ボードや証券市場における会計・監査・開示等の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議へのメンバーとしての参加するとともに（モニタリング・ボードに関しては、22年10月から暫定議長国としてとりまとめを実施）、22年7月にIFRS財団モニタリング・ボードに設置された、IFRS財団ガバナンス改革のためのワーキング・グループの議長国を務めている。24年2月には、IFRS財団による戦略見直しと連携し、議長国及び事務局としてガバナンス改革に関する報告書を取りまとめた上で、公表したほか、関係者との意見交換のためにIASBやIFRS財団が開催した円卓会議への参加等を通じて、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも連携した積極的な意見発信を行っております。

②評価

我が国企業のIFRS任意適用については、24年3月期時点で5社が任意適用を行っています。また、我が国におけるIFRSの適用のあり方については、「中間報告」以降の様々な状況変化を受け、23年6月より、企業会計審議会総会・企画調整部会合

同会議における議論を再開しており、24年7月には約1年間の議論を整理し、今後の議論に資するため、「中間的論点整理」を作成・公表しました。IFRSの適用のあり方については、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等も参考にしつつ、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等についても十分に検討し、様々な角度から深みのある議論を行っていくこととなります。

中小企業向けの会計基準の策定については、中小会計要領が策定され、これを使用することにより、中小企業の経営者自身が会計の重要性を認識するとともに、中小会計要領に則って作成した財務情報に基づいて経営判断を行うことにより、企業の経営力等に繋がるものと考えています。

IASBによる基準設定及びIFRS財団のガバナンスに関しては、国内関係者とも連携して積極的な意見発信を行うとともに、22年7月にIFRS財団モニタリング・ボードに設置された、IFRS財団ガバナンス改革のためのワーキング・グループの議長国を務め、IFRS財団と連携した上で、ガバナンス改革に関する報告書の公表に向けて主体的に取り組み貢献するなど、国際会議等における積極的な活動を通じて、単一で高品質のグローバルな会計基準の実現、IFRS財団のガバナンスの強化への貢献ができたと考えています。

(7) 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大

①取組内容

ア. 銀行等による保険募集規制に係る弊害防止措置

銀行等による保険募集規制に係る弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、見直しを行い、

- ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、
- ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる

こと等を内容とする「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」等を24年4月1日に施行する予定です。

また、24年3月28日に改正内容等に関する法令の解釈について、「銀行窓販に関する保険法令解釈事例集」を公表³しています。

イ. 金融商品取引法制の適切かつ円滑な運用

金融商品取引法においては、利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの適切な提供を図るため、従来、各業法毎に分かれていた「販売・勧誘」、「資産運用・助言」、「資産管理」に対する規制を「金融商品取引業」として統合・簡素化するなど、規制の柔軟化を図っています。金融庁としては、これらの措置を講じている金融商品取引法の適切かつ円滑な運用に努めているところであり、金融商品・サービスの販売チャネル等の現状は以下のとおりとなっています。

³ <http://www.fsa.go.jp/common/law/jireishu/ins/index.html>

(ア) 預金取扱金融機関等の店舗数等

預金取扱金融機関の店舗数は、22,799店舗(22年度末)から22,759店舗(23年度末(対前年度比▲40店舗))に減少しています。

第一種金融商品取引業者(うち有価証券関連業を行う者)の営業所数は、2,219箇所(22年度末)から2,191箇所(23年度末(対前年度比▲28箇所))に減少しています。

生命保険会社の登録営業職員数は、240,952人(22年度末)から236,572人(23年度末(対前年度比▲4,380人))に減少しています。

損害保険会社の代理店数は、202,098店(22年度末)から197,005店(23年度末(対前年度比▲5,093店))に減少しています。

【資料1】預金取扱金融機関の店舗数等

	21年度末	22年度末	23年度末
預金取扱金融機関 (店舗数)	22,866店舗	22,799店舗	22,759店舗
第一種金融商品取引業者 (営業所数)	2,242箇所	2,219箇所	2,191箇所
保険会社 (登録営業職員数)	250,601人	240,952人	236,572人
損害保険会社 (代理店数)	207,903店	202,098店	197,005店

(出所) 金融庁監督局総務課・保険課・証券課調

(イ) 銀行代理業等の許可件数

銀行代理業の許可件数は、3,985件(22年度末)から4,003件(23年度末(対前年度比+18件))に増加しています。

【資料2】銀行代理業等の許可件数

	21年度末	22年度末	23年度末
銀行代理業	3,920件	3,985件	4,003件
信用金庫代理業	14件	13件	14件
労働金庫代理業	1件	1件	1件

(出所) 金融庁監督局総務課協同組織金融室・郵便貯金・保険監督参事官室・銀行第一課調

(ウ) 金融商品仲介業の登録件数

金融商品仲介業者の登録件数は、652者(22年度末)から705者(23年度末(対前年度比+53者))に増加しています。

【資料3】金融商品仲介業の登録件数

	21年度末	22年度末	23年度末
金融商品仲介業	577者	652者	705者

(出所) 金融庁監督局証券課調

(エ) 信託業の免許・登録件数

23年度中の信託会社等の免許・登録状況は、運用型信託会社の免許件数が6件であるほか、管理型信託会社8件、信託契約代理業169件が登録されています。また、特定信託業者についても、届出件数は24件となっています。

【資料4】信託業の免許・登録・届出件数

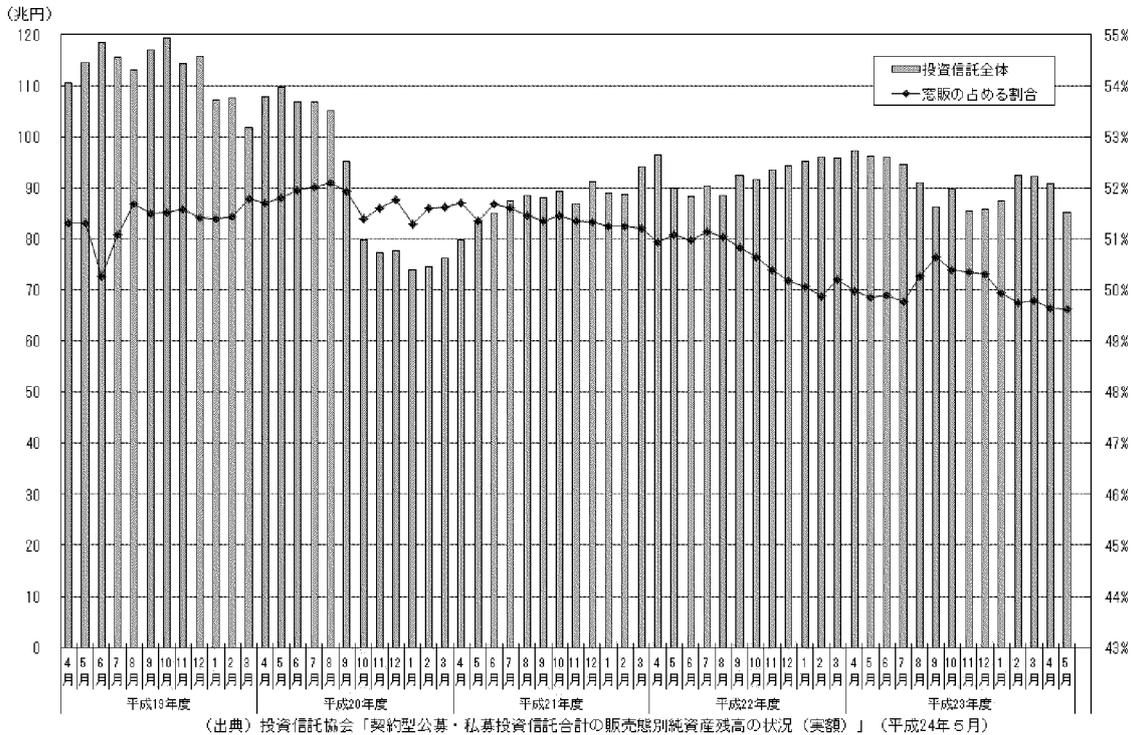
	21年度末	22年度末	23年度末
運用型信託会社	6件	6件	6件
管理型信託会社	8件	7件	8件
信託契約代理業	177件	170件	169件
特定信託業者	22件	23件	24件

(出所) 金融庁監督局銀行第一課調

(オ) 銀行における投資信託の窓販の状況

投資信託全体に占める銀行における窓販の比率は50.2% (22年度末) から49.8% (23年度末 (対前年度比99.2%)) へと減少しています。

【資料5】銀行における投資信託の窓販の状況



②評価

ア. 銀行等による保険募集規制に係る弊害防止措置

これらにより、保険契約者等の保護の充実と、利便性の向上が期待されます。なお、銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努めることとしています。

イ. 金融商品取引法制の適切かつ円滑な運用

第一種金融商品取引業者（うち有価証券関連業を行う者）の店舗数や投資信託全体に占める銀行における窓販の比率が減少しているものの、銀行代理業の許可や信託業の免許・登録等も引き続き行われており、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大は一定程度進捗していると考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

我が国におけるIFRSの適用に関しては、21年6月、企業会計審議会が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」において方向性が示され、国際的な財務・事業活動を行う上場企業について、22年3月期以後の連結財務

諸表に I F R S の任意適用が認められましたが、中間報告以降、国内外で様々な状況変化が生じており、「中間報告」以降の様々な状況変化を踏まえて、追加的に委員を加え、23年6月より、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において議論を開始しています。

検討に当たっては、米国をはじめとする諸外国の動向も参考にしつつ、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等についても十分に検討し、様々な角度から深みのある議論を行っていただく必要があるものと考えています。

また、ガバナンス改革に関する報告書等で示された提言を実行するため、モニタリング・ボード内での検討や I O S C O や I F R S 財団など関係者との連携が更に必要となってくると考えています。

さらに、投資信託・投資法人法制の見直しについての検討や、総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進など、多様な資金調達手段及び適切な投資機会の提供に向けた環境整備のための取組みを引き続き進める必要があります。

（2）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅲ-1-(2))

施策名	決済システム等の整備・定着					
施策の概要	決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築することが課題となっています。					
達成すべき目標	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2	-	-	72
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	2	-		
執行額(百万円)	1	-				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況 ・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況 ・国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況 ・金融機関の情報セキュリティ対策の実施状況	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況 (1)23年度の達成度 A (2)端的な結論 Ⅱ 【達成度及び端的な結論の判断理由】 店頭デリバティブ取引の清算機関及び電子取引基盤の利用義務付け等に関するルールの整備が進展し、我が国清算機関においても、一部の店頭デリバティブ取引に係る清算業務が開始されました。 加えて、市場関係者による国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に向けた取組みが進められており、一定の成果が上がっていることから、23年度の達成度は「A」としました。 このような目標達成に向けた取組みにより、一定の成果が上がっていますが、店頭デリバティブ取引の清算機関の利用義務付け等に係る内閣府令の施行に向けた作業や、清算機関による清算業務の対象取引の拡大に向けた対応、国債取引・貸株取引等の決済リスク削減への取組み、清算機関等に対する適正な監督、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み等を引き続き進めていく必要があり、端的な結論は「Ⅱ」としました。
	(1)必要性 決済システムは金融・資本市場を支える重要な社会的基盤であり、我が国金融・資本市場における国際競争力強化の観点から、安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築することが必要です。 また、決済リスク削減の観点から、21年9月のG20ピッツバーグ・サミット首脳声明において、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用や、取引情報の保存・報告等を24年末までに実施することが求められているところです。

	施策の総括的評価	<p>(2) 効率性 「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者に対して決済リスクの削減に向けた検討を促す等、制度整備に加えて市場関係者の実務面での取組みも推進することで、より大きな効果が得られるように努めています。</p> <p>(3) 有効性 店頭デリバティブ取引における清算機関の利用を義務付けること、国債取引・貸株取引の決済リスク削減に向けた取組みを進めること、清算機関等への適切な監督を行うこと、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組みを進めること等により、決済システム等の安定性が確保され、金融危機時においても危機の伝播を抑止するなどの効果が期待できるものと考えています。</p>
--	----------	--

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省「G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明」 (平成21年9月24・25日開催、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html) ・ 金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」 (平成22年1月21日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html) ・ 金融庁「国債取引の決済リスク削減に向けた工程表について」 (平成22年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100629-1.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成22年12月22日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101222-2.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成23年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20110629-1.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成23年12月19日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111219-1.html) ・ 金融庁「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ (平成23年12月26日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111226-3.html) ・ 金融庁「国会提出法案(第180回国会)金融商品取引法等の一部を改正する法律案」 (平成24年3月9日提出、http://www.fsa.go.jp/common/diet/180/04/riyuu.pdf) ・ 金融庁「金融機関におけるシステムリスクの総点検について」 (平成23年7月8日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20110708-4.html) ・ 金融庁「金融機関におけるシステムリスクの総点検の結果について」 (平成24年1月20日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120120-1.html) ・ 金融情報システムセンター「金融機関におけるクラウドコンピューティングのセキュリティ確保と外部委託管理」 (『金融情報システム』平成24年冬号)
---------------------------	--

担当課室名	総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局政策課	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------------------------------------	----------	---------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－１－（２）

決済システム等の整備・定着

1. 達成目標等

達成目標	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>決済システムは、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要なインフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今後の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」（平成 21 年 12 月 9 日） ・金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況 ・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取り組み状況 ・国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況 ・金融機関の情報セキュリティ対策の実施状況

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取り組み	<p>・我が国決済システムの強靱化により、我が国における危機の伝播を抑止する観点から、一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付けるとともに、取引情報保存・報告制度の創設に向けた制度整備に取り組む。</p> <p>また、上記制度整備を進めるとともに、民間ベースで進められている我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取り組みをサポートするほか、関係する国際的な議論の枠組みに積極的に参画し、海外監督当局との国際的協調に努める。</p>

②国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国国債取引の決済の安定性確保の観点から、リーマン危機時(平成 20 年 9 月)にも確認された国債清算機関のリスク削減機能の更なる活用を図るため、同機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポートする。 ・貸株取引についても、決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みをサポートする。
③国際的な動向を踏まえた清算機関等への適切な監督対応	<ul style="list-style-type: none"> ・今時の金融危機を受け、国際的には、決済システムの運営者である清算機関等のリスク管理の高度化等が議論されている。このような状況を適格に把握し、国内の清算機関等に対し必要な態勢整備を求めるなど、適切な監督を行う。
④金融機関における情報セキュリティ対策向上の取組みのための情報提供の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ・政府における情報セキュリティ対策に係る計画等に基づき、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上の取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を図る。 ・（財）金融情報システムセンター（FISC）と共同調査を実施し、金融分野に係るIT等についての情報提供を行う。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 23 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取組み

①取組内容

23 年 11 月に、金融機関、清算・振替機関、有識者等をメンバーとする「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」を設置し、G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明などの国際的な要請等を踏まえた、我が国における店頭デリバティブ取引の清算機関の利用義務付け等に係る制度の具体化・内閣府令のあり方や電子取引基盤（電子取引システム）の利用義務のあり方を議論し、23 年 12 月に当該検討会における議論を取りまとめ、公表しました。

当該検討会における清算機関の利用義務付け等に係る意見等を踏まえ、「金融・資本市場に係る制度整備について」（22 年 1 月 21 日公表）を受けて、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（22 年 5 月 12 日成立、5 月 19 日公布）における清算機関の利用義務付け等に係る政令・内閣府令等の策定作業を進めました。（施行日政令：24 年 5 月 16 日公布、11 月 1 日施行。内閣府令：24 年 4 月 27 日から 5 月 28 日までパブリックコメント手続きを実施。）

また、当該検討会における電子取引基盤の利用義務付けに係る意見等を踏まえ、一定の店頭デリバティブ取引について電子取引基盤の利用を義務付ける規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を、24 年 3 月に国会に提出し、約定から決済までの一連の事務を電子化する S T P（Straight Through Processing）化の促

進等を図り、決済システム全般の効率化・安定化に資する取組みを進めました。

さらに、店頭デリバティブ取引の決済リスク削減に向けた国際的な議論に積極的に参加し国際協調に努めつつ、我が国清算機関において、23年7月に業務を開始した店頭デリバティブ取引のうちのCDS¹取引に係る清算業務、および24年10月に業務を開始する予定である店頭デリバティブ取引のうちの円金利スワップ取引に係る清算業務の検討・取組みをサポートしました。

②評価

清算機関の利用義務付け等に係る制度を整備することにより、我が国決済システムの強靱化が図られるところであり、上記「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（22年5月12日成立、5月19日公布）の施行日となる24年11月に向けて、着実に取組みが進められたものと考えています。

（2）国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み

①取組内容

「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月21日公表）を踏まえ、市場関係者において、22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、国債取引の決済期間のT+2（約定日の2日後に決済）への移行に向けた準備が進められた（24年4月移行開始）ほか、国債清算機関の利用拡大に向けた同機関の態勢強化が図られました。また、22年12月に公表された「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」に基づき、26年1月の貸株取引のDVP決済²の導入に向けて、関係機関によりシステム対応等の検討が進められています。

金融庁では、こうした検討に積極的に参加したほか、公表以降半年毎に更新されている工程表について、金融庁ウェブサイトにおいても公表し広く周知を行うなど、市場関係者の取組みをサポートしました。

②評価

国債取引における決済期間の短縮化や清算機関の利用拡大、貸株取引におけるDVP決済の導入に向けて、着実に取組みが進められており、当該取組みの推進に寄与したものと考えています。

（3）国際的な動向を踏まえた清算機関等への適切な監督対応

①取組内容

清算機関等のリスク管理の高度化を目的とした、支払・決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）による「金融市場インフラのための原則」の確定に向けた（24年4月確定・公表）国際的な議論を踏まえ、清算機関等に対し、

¹ CDS（Credit default swap）とは、クレジット・デリバティブの一種で、企業の債務不履行にともなうリスクを対象にした金融派生商品。

² DVP（Delivery versus Payment）決済とは、証券と資金の受渡しを同時に条件付けて行うこと。

定期及び随時のヒアリング等を通じ、リスク管理態勢等の把握を行いました。また、同原則に沿うようなリスク管理態勢の強化等に向けて、説明会や意見交換会等を行うなど、適切な監督を行いました。

また、英国 F S A が主催する LCH Swap Clear³や ICE Clear Europe⁴の協調監督の枠組みに、我が国も参加するための取組みを進めました。

②評価

清算機関等との意見交換を通じ、同原則における各清算機関等の課題について、早期に把握することができ、また、清算機関等においても、改善に向けた取組みが行われており、効果的な清算機関等の監督が行われたものと考えています。

(4) 金融機関における情報セキュリティ対策向上の取組みのための情報提供の充実等

①取組内容

23年7月8日、主要行の一つで発生したシステム障害への対応で得た教訓を他の金融機関においても活かし、顧客サービスや決済システムに重大な影響を及ぼすようなシステム障害を未然に防止するとともに、迅速かつ的確な復旧対応ができるようにすることを目的に、当局から預金取扱金融機関等に対し、その使用するシステムについて、システムリスクの総点検（以下「総点検」という。）を要請しました。23年8月に、預金取扱金融機関 698 先及び協同組織金融機関のシステム委託先 8 先から総点検結果の報告を受け、当局において、総点検への取組状況や要請したリスク点検項目の状況を精査・分析するとともに、預金取扱金融機関等に対して、必要に応じてヒアリングを実施し、その結果を取りまとめ、24年1月20日に公表しました。その後、システムリスク管理態勢について、各預金取扱金融機関等に更なる自主的な改善を促すために、総点検の結果を業界団体との意見交換の場等において紹介するなど、情報提供を行いました。

また、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」（21年2月3日情報セキュリティ政策会議）において、情報セキュリティ対策に資する情報の官民における共有と、共有する情報の内容の充実が定められたことに基づき、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、ソフトウェアの不具合や情報セキュリティ関係団体による取組み等の情報セキュリティに関する情報を金融関係事業者団体に提供（27件）し、NISCに対しては、金融機関のシステム障害に係る情報の連絡（4件）を行いました。

この他に、金融分野における新しい技術であるクラウドコンピューティング⁵につい

³ 英国 F S A の監督下にある金利デリバティブ取引の主要清算機関である LCH.Clearnet Ltd 社の金利デリバティブ清算業務部門。

⁴ 英国 F S A の監督下にある C D S 取引の主要清算機関。

⁵ コンピュータとネットワークの利用形態の一つ。データやサービスがインターネット上のサーバ群（「クラウド（雲）」と表現）にあり、ユーザはそれらを利用することにより、自前で情報システムを

ての導入事例の紹介と情報セキュリティ上の留意事項について情報提供を行うため、公益財団法人 金融情報システムセンター（FISC）と共同調査を行い、「金融機関におけるクラウドコンピューティングのセキュリティ確保と外部委託管理」と題するレポートを作成しました（FISC機関誌に掲載）。同レポートは、近年導入が進みつつあるクラウドコンピューティングについて、金融機関における導入事例から情報セキュリティ対策上の留意点等を紹介する内容であり、当該レポートを掲載した機関誌は、会員 644 機関に配布され参考に供されています。

②評価

総点検については、各預金取扱金融機関における総点検の作業を通じて、預金取扱金融機関等自らがシステムリスク管理上の課題をあらためて認識した上で、改善に向けた取組みが見られるなど、一定程度の効果があったと考えられています。

また、金融関係事業者団体及び金融機関への情報セキュリティに関する情報の提供は着実に行われていますが、FISCによる安全対策基準実施状況調査によると、情報セキュリティの対策の実施については、暗号化対策など実施率が9割と高いものがある一方、ソフトウェア等の脆弱性情報の入手の実施率は7割にあるなど、更なる向上の取組みが必要なものもあります。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取組み

今後も、店頭デリバティブ取引の清算機関及び電子取引基盤の利用義務付け等に係る具体的な制度整備を進めるとともに、義務の履行等に向けた市場関係者の取組みを推進していく必要があります。

②国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み

国債取引・貸株取引の決済リスク削減に向けた取組みが工程表に基づいて進められており、今後さらに国債取引の決済期間の更なる短縮化（T+1化）や国債清算機関の利用拡大などに係る検討等が進められていく予定です。このため、今後も適宜、協力等が必要と考えられます。

③国際的な動向を踏まえた清算機関等への適切な監督対応

清算機関等が、「金融市場インフラのための原則」に基づき適正な業務運営ができるよう、必要に応じた適切な監督を実施していく必要があると考えられます。

④金融機関における情報セキュリティ対策向上の取組みのための情報提供の充実等

今回の総点検の結果やヒアリングを通じて得られた業界共通的な課題・問題について

構築・管理する必要がないことが特徴。

は、着眼点として、監督指針及び検査マニュアルに取り込み、検査・監督を通じて、金融機関における強固なシステムリスク管理態勢の構築を促していく必要があります。

金融機関への情報セキュリティに関する情報提供に関しては、引き続きNISCと連携し、ソフトウェア等の不具合や脆弱性情報等の提供を行い、金融機関への浸透を図る必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
店頭デリバティブ取引情報の報告・蓄積システム（仮称）関係経費	①	予算 <新規>	72,000千円

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅲ-1-(3))

施策名	専門性の高い人材の育成等					
施策の概要	<p>少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,400兆円の家計金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくことが求められています。</p> <p>また、国際的な市場間競争が一層激化する中で、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。</p> <p>こうした市場の優位性や競争力を決定する要因として、専門性の高い人材の確保等の重要性が指摘されており、我が国市場の競争力を強化していくためには、市場をめぐる周辺環境の整備の一環として、専門性の高い人材の育成等についても、幅広く取り組んでいく必要があります。</p>					
達成すべき目標	金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	—	—	—	—
執行額(百万円)	—	—	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・大学院における金融経済教育(連携講座)の実施状況<講義回数> ・公認会計士試験の受験者数	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 我が国金融・資本市場において、専門性の高い人材を育成するため、金融行政に関する大学院との連携講座を継続することにより、金融規制・監督等についての理解を深める取組みを続けていますが、我が国金融界全体で専門性の高い人材が十分育成されているとは言えないことから、23年度の達成度は「B」としました。 このように、我が国市場の競争力を強化していくためには、市場をめぐる周辺環境の整備の一環として、専門性が高い人材育成について中長期的に取り組む必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融・資本市場の競争力を規定する最も基本的かつ重要な要素は、諸外国の国際金融センターの例を見るまでもなく、専門性の高い人材です。我が国金融・資本市場において、多様かつ質の高い金融商品・サービスが提供される環境を整備していくためには、金融サービス業や法律、会計等の周辺専門サービスに従事する専門性の高い人材を育成・強化し、その厚みを増していく必要があります。</p> <p>(2)効率性 金融面に通じた専門性の高い人材の育成等のために取り組む事務事業は、大学院での連携強化や、公認会計士試験の実施に係るものであり、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではありません。</p> <p>(3)有効性 高度かつ実践的な金融教育の充実、金融専門人材の育成については、金融庁が単独でできることには限界があることから、人材育成に関する他の機関との連携や環境整備が中心となりますが、公認会計士試験の実施の改善を含め、金融面に通じた専門性の高い人材の育成に向けた取組み・議論が進みつつあると考えています。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「平成23年公認会計士試験合格者調」(平成23年11月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaao/kouninkaikeshi-shiken/ronbungoukaku_23.html)		
担当課室名	総務企画局政策課、総務企画局総務課、公認会計士・監査審査会事務局	政策評価実施時期	平成24年9月

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－１－（３）

専門性の高い人材の育成等

1. 達成目標等

達成目標	金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融・資本市場の競争力を強化するためには、金融・資本市場の制度そのものの整備のみならず、市場をとりまく環境整備として、金融面に通じた専門性の高い人材を育成していくことが重要である。 【根拠】金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・ 大学院における金融経済教育（連携講座）の実施状況＜講義回数＞ ・ 公認会計士試験の受験者数

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①高度かつ実践的な金融教育の充実	・ 我が国金融・資本市場において、専門性の高い優秀な金融人材を確保するため、関係省庁や業界団体等の協力を得て、大学・大学院における高度かつ実践的な金融経済教育の充実・強化に努めていく。
②公認会計士試験の円滑な実施等（再掲）	・ 公認会計士試験（平成 23 年試験等）を円滑に実施していくほか、企業の会計実務の充実等の観点から、公認会計士等の活動領域の拡大等に係る取組みを進めるとともに、公認会計士試験・資格制度について所要の制度整備に取り組む

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 23 年度主な事務事業の取組内容と評価

（１）高度かつ実践的な金融教育の充実

①取組内容

広島大学大学院、中央大学大学院において金融行政に関する連携講座を継続して設置している。

広島大学大学院においては金融制度の基礎および金融理論の基礎を履修し、金融実

務に関心がある者を対象に、金融監督・検査を中心に金融行政の制度及び運用に関する基本的な枠組み・考え方、最近の国際的な金融規制改革の動向などについて講義を行いました。

中央大学大学院においては、金融機関関係者に対しては、金融規制・監督の考え方を、企業財務の担当者に対しては、企業開示や資金調達面での法務・実務のあり方を学ぶ機会を提供することを目的とし、講義を行いました。

②評価

広島大学大学院・中央大学大学院との連携講座の実施を通じて、金融実務に関心がある者に対し金融規制・監督等についての理解を深めることに寄与しているものと考えています。

(2) 公認会計士試験の円滑な実施等

①取組内容

審査会では、公認会計士試験を公平かつ円滑に実施するため、各試験実施に当たっては、様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組みました。

こうした中、23年5月29日実施の23年第Ⅱ回短答式試験においては、東日本大震災の発生を踏まえ、被災地の受験者（東北財務局出願者、東北6県及び茨城県に住所のある受験者）に対し、受験票を普通郵便ではなく簡易書留にて送付したほか、被災地の受験者に対して可能な限り受験の機会を提供する観点から、以下について、23年4月14日付で審査会ウェブサイト公表し、対応を行いました。

- ① 受験票の受取りができなかった受験者についても、本人確認の上、受験を認めることとしました。
- ② 震災の影響を受けた受験者については、本試験の受験に関し、受験地の変更等、個別の相談に応じることとしました。

また、多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促す観点から、公認会計士の使命や市場経済における会計・監査の意義等をテーマとした講演を、23年度においては、全国の12大学で実施しました。

一方、金融庁は、23年11月、「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会中間取りまとめ」（21年7月）に併せて公表した「当面のアクションプラン」を再改訂（改訂は22年11月）し、これに基づき、合格者等の意識改革や経済界における周知活動など、関係団体と連携しながら合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを引き続き行いました。

さらに、上記アクションプランに基づき、公認会計士資格を取得するために必要な実務経験の範囲を拡充するため、公認会計士法施行令の一部を改正する政令等を24年3月に公布しました（24年4月1日施行）。

②評価

公認会計士試験の実施に関し、東日本大震災の発生を踏まえた措置を講じるなど試験の公平かつ円滑な実施に努めたことは、公認会計士試験の信頼性を維持することに寄与したものと考えています。

また、関係団体との連携及び関係政令等の改正により試験合格者が経済界で活躍しやすくなるような環境整備に向けた取組み等を行ったことは、試験合格者等の活動領域の拡大を図るに当たり、一定の効果があったものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

高度かつ実践的な金融教育の充実や金融専門人材の育成については、引き続き地道な取組みを行っていく必要があります。

また、多様な人々が受験するよう、公認会計士試験に関して、引き続き広報の強化に努める必要があります。

さらに、公認会計士試験の合格者の活動領域の拡大についても、引き続き、日本公認会計士協会や経団連等の関係団体と連携し、試験合格者の就職促進のための取組みを進めていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅲ-1-(4))

施策名	個人投資家の参加拡大					
施策の概要	<p>少子高齢化が進展し、経済の低成長が続く中、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を提供することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしっかりと支えることが求められています。このため、家計部門に適切な投資機会を提供するためには、個人投資家の金融・資本市場への参加の拡大は引き続き重要です。また、個人投資家自身による直接的な金融・資本市場への参加だけでなく、保険や年金基金などの機関投資家を通じた間接的な参加についても、個人投資家の金融資産の運用の多様化の観点から重要です。</p>					
達成すべき目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	8	7	7	7
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	8	7	-	-
執行額(百万円)	8	6	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>日本再生の基本戦略(平成23年12月24日閣議決定)(抜粋)</p> <p>我が国の資金循環構造の問題点やマクロ経済と国際収支構造の将来像等の分析を深め、広く家計による投資の促進につながる環境・制度の整備や、新たな資金調達のための環境整備、産業活性化の観点も踏まえた金融機関・市場の機能強化を図る。</p>					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値								
		基準年度	22年度末	目標年度	23年度									
個人投資家の参加拡大のための制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 個人金融資産に占める株式・投資信託の割合 個人の株式売買比率 個人の株式保有比率 個人株主数の推移 特定口座数の推移 	8.4%	22.6%	20.3%	4592万人	960万人	22年度末	基準年度より向上	-	8.1%	21.8%	20.4%	4592万人	923万人
金融経済教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 国民の金融知識の状況(生活設計の有無) ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	37.3												37.6
事務事業	測定指標	目標		実績										
		目標年度												
金融経済教育の充実	国民の金融知識の状況(金融商品の選択) ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	金融商品を選択するための金融知識の普及	23	金融商品を選択する際に必要となる金融知識を普及するため、ガイドブックの内容を充実・改訂し広く配布した。										

目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応や「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備など個人投資家が安心して投資できる環境の整備を図る等、一定の成果が得られたものの、欧州債務危機等の外部要因もあり、個人投資家の参加拡大に向けた確実な動きが見られなかったため、23年度の達成度は「B」としました。 また、利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の円滑な運用や制度の整備等に取り組んでいるものの、個人の金融資産の半分は依然として現金・預金であり、諸外国に比べて高い比率であることなどから、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等に一層取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
---------	---

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 少子高齢化が進展し、経済の低成長が続中、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を提供することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしっかり支えることが求められています。このため、家計部門に適切な投資機会を提供するためには、個人投資家の金融・資本市場への参加の拡大は引き続き重要です。</p> <p>(2)効率性 金融取引の基礎知識をまとめたガイドブックや、国民が直接アクセスできるウェブサイトなど、多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図ることができたと考えています。</p> <p>(3)有効性 欧州債務危機等の影響など外部要因もあつたものの、投資主体別で見た個人の株式保有比率が上昇するなど、金融・資本市場の公正性・透明性の確保などに向けた取組みは、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があつたものと考えられます。他方、個人の金融資産に占める株式・投資信託の割合は諸外国と比べると依然低い水準であり、今後も更なる取組みが必要と考えています。</p>
-------------------	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本銀行「資金循環統計」 (http://www.boj.or.jp/statistics/sj/index.htm/) ・ Federal Reserve Board「Flow of Funds Accounts」 (http://www.federalreserve.gov/releases/z1/) ・ Deutsche Bundesbank「Financial accounts」 (http://www.bundesbank.de/statistik/statistik_zeitreihen.en.php?open=wirtschaftsdaten) ・ 東京証券取引所「投資部門別売買状況」 (http://www.tse.or.jp/market/data/sector/index.html) ・ 東京証券取引所「株式分布状況調査」 (http://www.tse.or.jp/market/data/examination/distribute/index.html) ・ 日本証券業協会調「特定口座数の推移」 ・ 金融庁総務企画局政策課「『おしえて金融庁』及び『一般のみなさんへ』アクセス件数」 ・ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・ 第42回金融トラブル連絡調整協議会「金融ADR機関の紛争解決等業務実施状況(平成22年10月1日～平成23年9月30日)」 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryou/20111201.html) ・ 第43回金融トラブル連絡調整協議会「金融ADR機関の紛争解決等業務実施状況(平成23年度)」 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryou/20120607.html) ・ 政府広報オンライン「金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください」 (http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201107/2.html)
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局市場課、総務企画局企画課、総務企画局政策課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－１－（４）

個人投資家の参加拡大

1. 達成目標等

達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今後の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」（平成 21 年 12 月 9 日） ・金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日） ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人金融資産に占める株式・投資信託の割合（前年度より増加・23 年度末） ・個人の株式売買比率及び株式保有比率（前年度より増加・23 年度末） ・個人株主数の推移（前年度より増加・23 年度末） ・特定口座数の推移（前年度より増加・23 年度末） ・国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・23 年度調査実施時点） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続きの実施状況<受付件数等> ・指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等 ・シンポジウムの開催実績 ・パンフレットの配布実績

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①個人投資家の参加拡大のための制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・個人投資家の参加拡大の観点から、利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、また、金融・資本市場への適切な投資機会が提供されるよう、同法の円滑な運用や制度等の整備に向けて取り

	組む。
②金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施（再掲）	・金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を図ることにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を目的とする金融ADR（裁判外紛争解決）制度の確実な浸透に向けた広報等に積極的に取り組む。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用した運用状況のフォローアップを定期的実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行っていく。
③金融経済教育の充実（再掲）	・利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成17年6月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）や19年4月にとりまとめ・公表された「多重債務問題改善プログラム」等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

我が国経済は、20年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等による影響を克服しつつありましたが、ギリシャの財政問題から端を発した欧州債務危機等により、株価等の大幅な変動や实体经济の悪化が生じています。他方、我が国の景気は、東日本大震災の復興需要等への期待感から、徐々に持ち直しの動きが見られつつあります。

4. 平成23年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 個人投資家の参加拡大のための制度等の整備

①取組内容

資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（5月17日成立、5月25日公布）に係る関係政令・内閣府令等（23年11月24日、24年4月1日施行）を整備しました。この中では、無登録業者による未公開株等の取引に関する対応や投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充等を盛り込みました。

また、我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が24年3月9日に国会へ提出されました。この中では、「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備や課徴金制度の見直し等を盛り込みました。

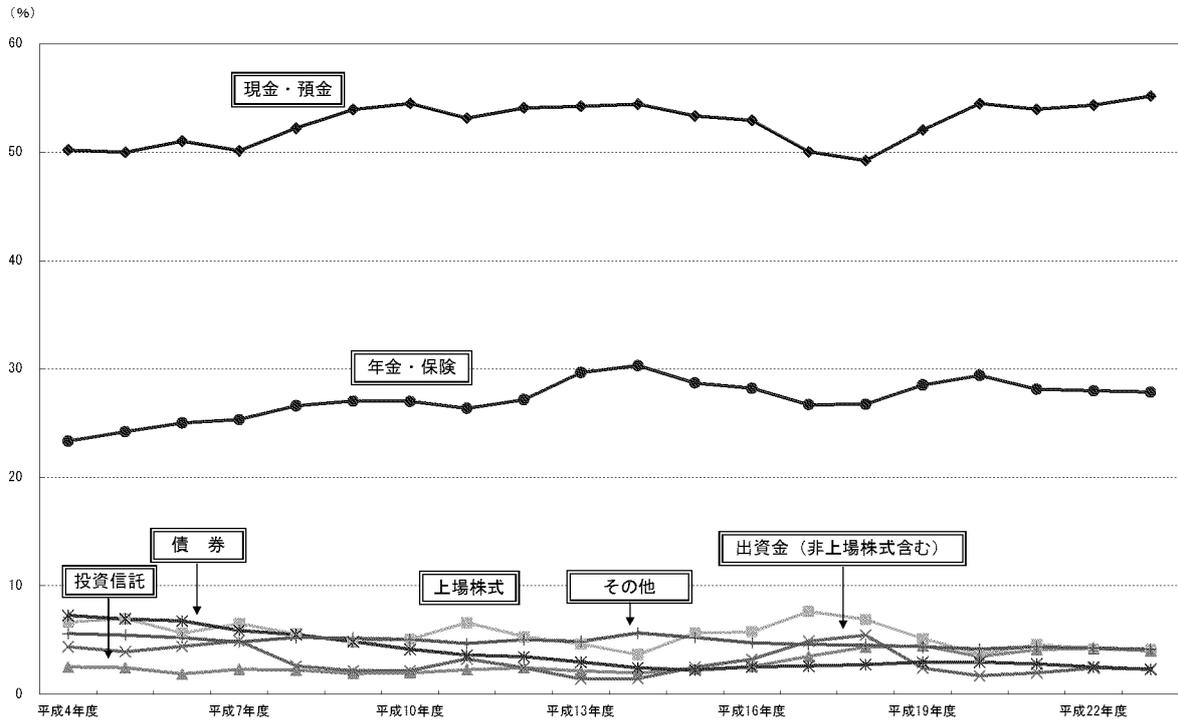
これらの措置により、個人投資家が安心して投資できる環境の整備が進み、我が国金融・資本市場の信頼が高まることにより、個人投資家の参加拡大につながるものと考えています。

②評価

23年度末の個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は、欧州債務危機等による株価等の大幅な変動等もあり、8.1%（対前年度末比▲0.3%ポイント）となりました。

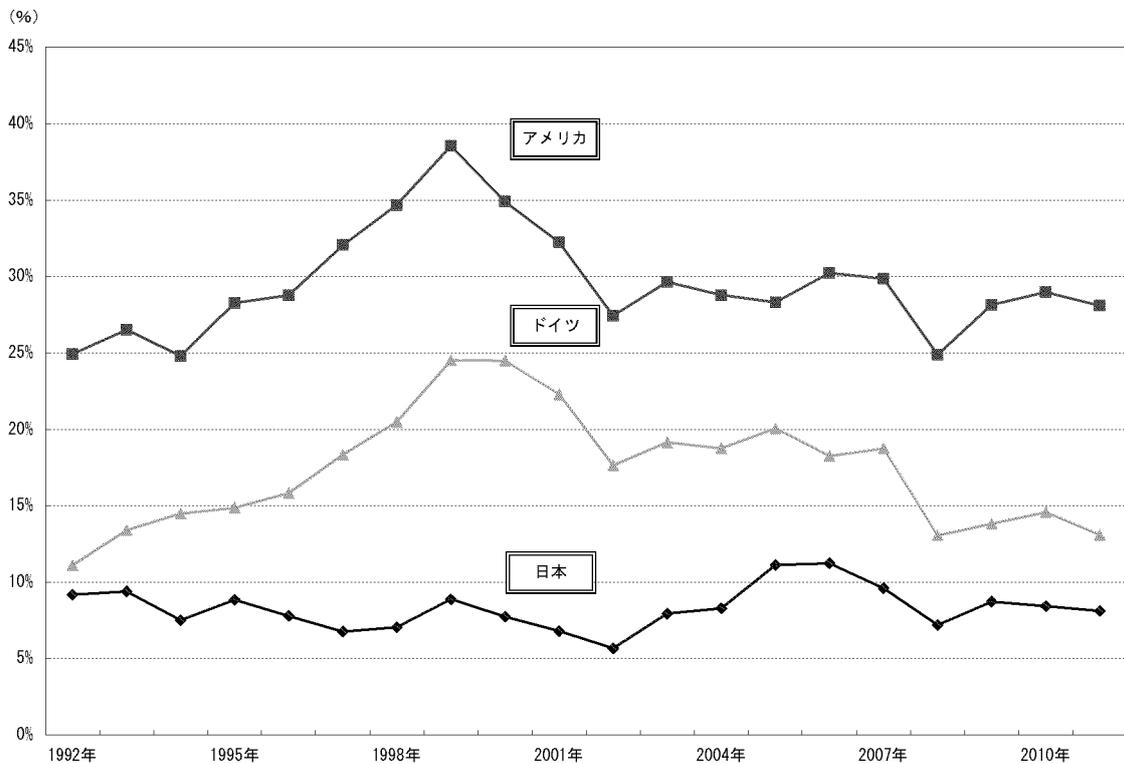
当該割合は、諸外国と比べ依然低い水準となっており、個人投資家の参加拡大に向けた確実な動きは見られない状況です。他方、個人株主の数は、4592万人（対前年度末比 0.0%）となり、過去最高を更新した前年度と同水準で推移するなど、安心して投資できる環境の整備の取組み等が金融・資本市場の公正性・透明性の一層の確保につながり、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があったものと考えています。

【資料1 個人金融資産の推移】



(出所) 日本銀行「資金循環統計」

【資料2 個人金融資産に占める株式・投資信託の割合】



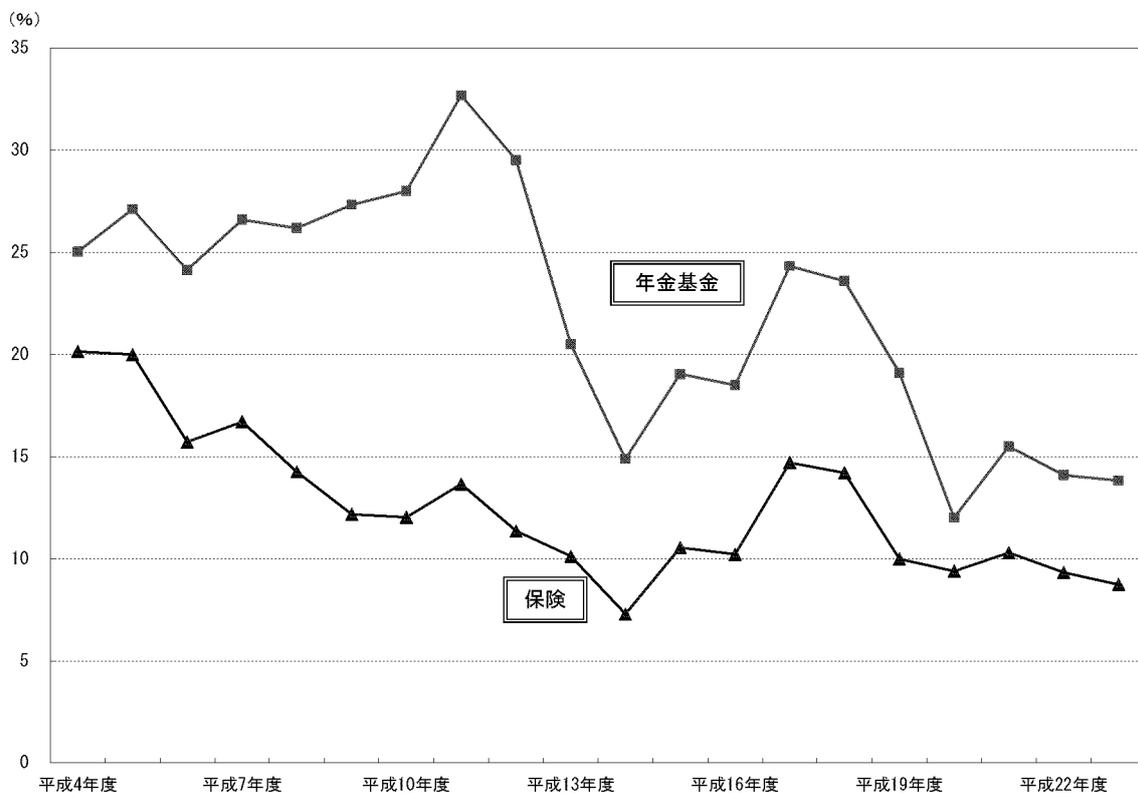
(出所) 日本銀行「資金循環統計」、Federal Reserve Board「Flow of Funds Accounts」、Deutsche Bundesbank「Financial

accounts]

(注1) 日本は家計、米国及びドイツは家計と対家計民間非営利団体の合計値。

(注2) 日本は年度末時点、米国及びドイツは年末時点の数値。

【資料3 保険・年金基金の金融資産における株式・投資信託の割合】

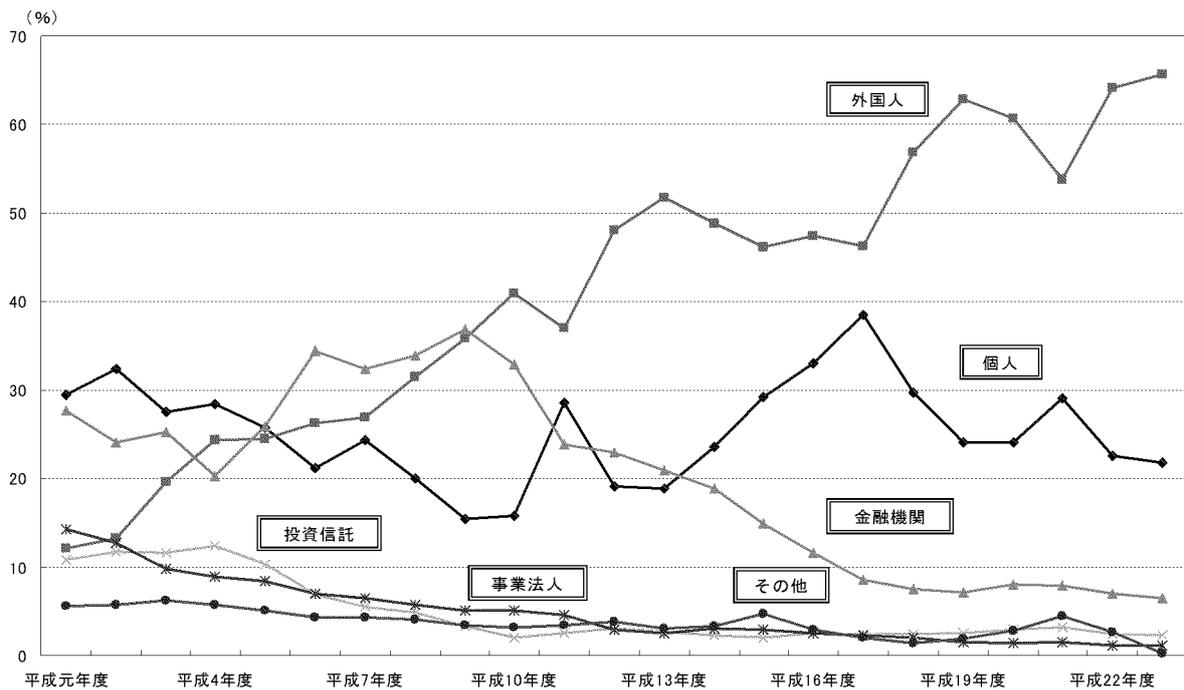


(出所) 日本銀行「資金循環統計」。

(注1) 保険には、生命保険会社、損害保険会社等が含まれる。

(注2) 年金基金には、企業年金、国民年金基金等が含まれる。

【資料4 我が国の投資主体別株式売買比率の推移（委託売買代金）】



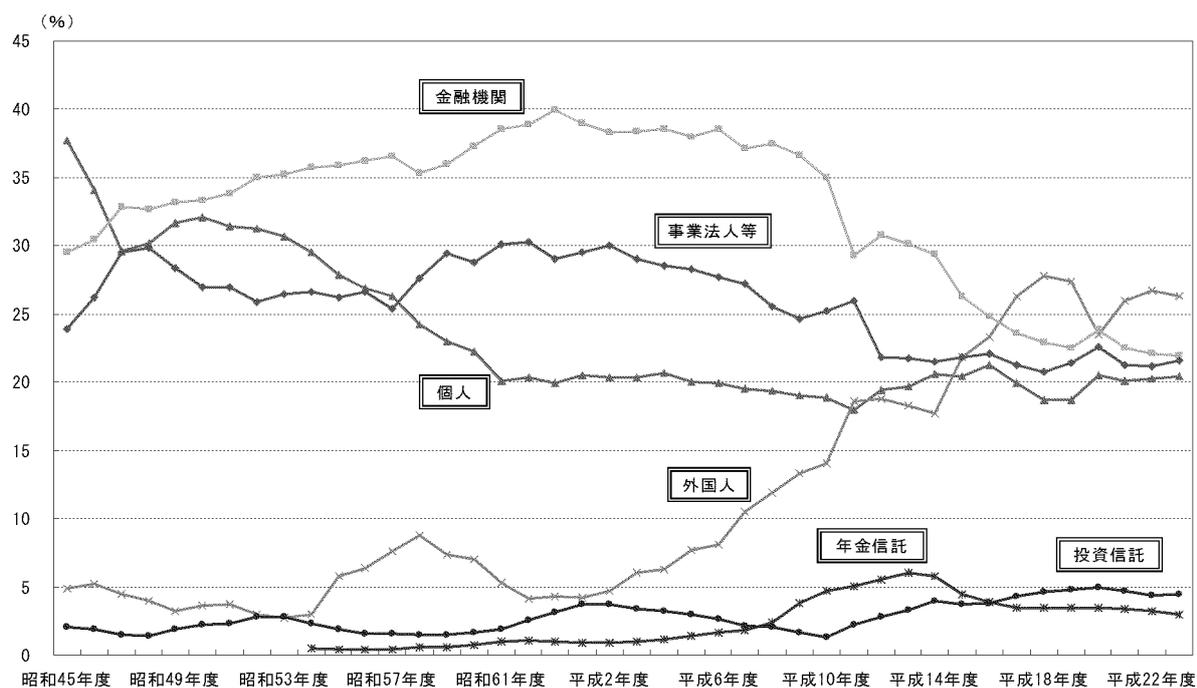
(出所) 東京証券取引所「投資部門別売買状況」

(注1) 「金融機関」は「生保・損保」「都銀・地銀等」「信託銀行」の合計。

(注2) 調査対象は、資本金30億円以上の取引参加者で、三市場（東京・大阪・名古屋）の集計値。

(注3) 年間における各主体の売買シェア。

【資料5 我が国の投資主体別株式保有比率の推移】



(出所) 東京・大阪・名古屋・福岡・札幌証券取引所「株式分布状況調査」

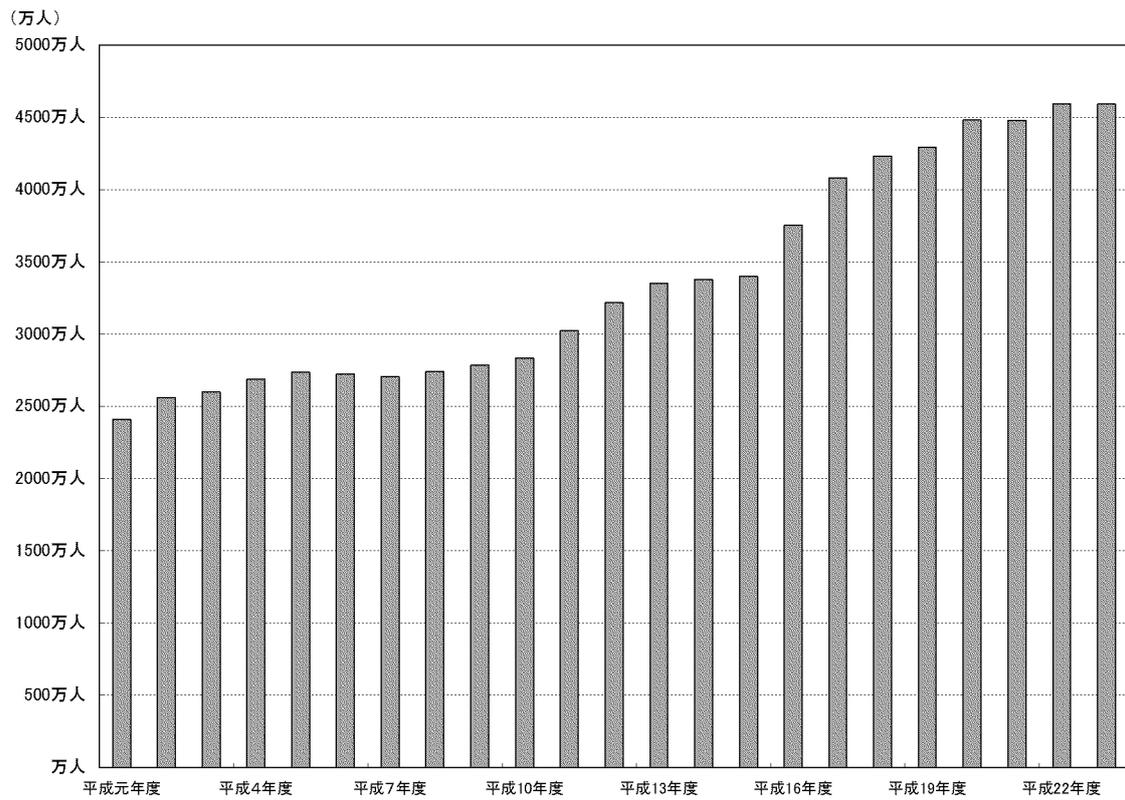
(注1) 金融機関は、投資信託、年金信託を除く。ただし、1978年度以前については、年金信託を含む。

(注2) 事業法人等とは、金融機関及び証券会社以外の法人格を有するすべての国内法人をいう。

(注3) 年金信託とは、企業年金等のうち、信託業務を営む銀行を名義人(受託者)とするものであり、公的年金の運用分については含まれていない。

(注4) 調査対象は、平成23年3月末現在において東京、大阪、名古屋、福岡、札幌の各取引所に上場している内国上場会社のうち、平成22年度中に到来した最終決算期末日現在の上場普通株式が対象。

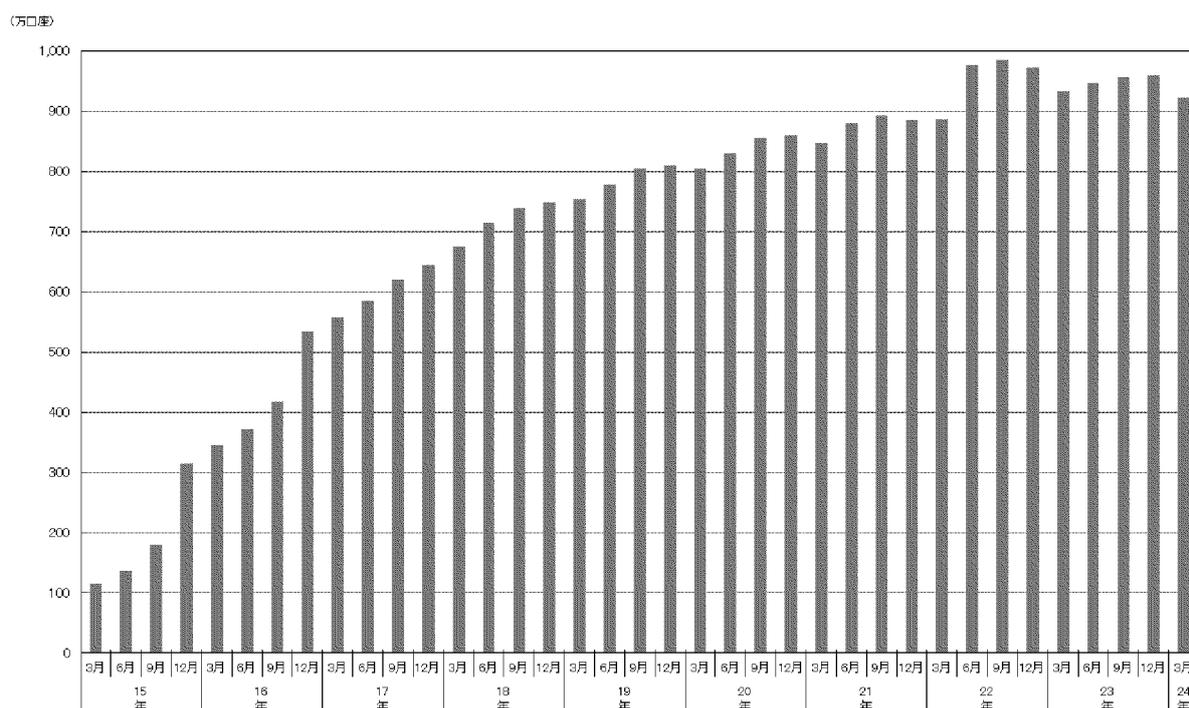
【資料6 個人株主数の推移】



(出所) 東京・大阪・名古屋・福岡・札幌証券取引所等「株式分布状況調査」

(注) 平成13年度より、単位数ベースから単元株ベースへと変更。

【資料 7 特定口座数の推移】



(出所) 日本証券業協会調「特定口座数の推移」

(注) 証券会社 16 社における特定口座

(2) 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施

①取組内容

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）は、金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を図ることにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を目的とするものです。金融ADR制度は平成21年の改正金融商品取引法等において整備され、22年10月1日から各金融機関に対する行為規制が発効しました。

24年3月時点で、全国銀行協会等8団体を指定紛争解決機関（金融ADR機関）として指定し、各金融ADR機関において、紛争解決等業務を行っているところですが、こうした金融ADR機関の業務実施状況等を含む金融ADR制度の運用状況をフォローアップするため、23年12月1日に「第42回金融トラブル連絡調整協議会」を開催しました。同協議会においては、金融ADR制度導入後、各金融ADR機関の苦情・紛争受付件数が大幅に増加していることについて報告するとともに、利用者利便性向上に向けた各金融ADR機関の取組状況等について意見交換を行い、利用者アンケート等の結果を通じ、必要があれば更なる改善を図るよう、各金融ADR機関に促しました。

また、23年7月には、政府広報オンラインに「金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください」を掲載するなど、制度の周知に積極的に取り組みました。

②評価

24年3月末時点で、金融ADR機関として主要な8団体が指定されています。また、金融ADR8機関の平成23年度の業務実施状況をみると、苦情処理手続件数(期中受付)は、7,092件と前年同期比32%増加、約1.3倍、紛争解決手続件数(同)は、1,981件と同じく137%増加、約2.4倍と、両者とも大きく増加しております。これは、各金融ADR機関や金融機関等による周知活動等により、金融ADR制度の認知度が向上したことや、円高等に伴いデリバティブ等のリスク商品に関する事案が増加したことなどが要因として考えられますが、いずれにせよ、制度趣旨に沿った活用を促進すべく、引き続き対応して参ります。

また、各金融機関等においては、金融ADR機関が設立されている業態では当該金融ADR機関と契約締結をし、金融ADR機関が設立されていない業態では弁護士会と契約締結する等、金融ADR制度に対応する措置を講じております。このように金融ADR制度は円滑に施行されたものと考えています。

今後も、金融ADR制度の確実な浸透に向けた広報等に積極的に取り組むとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用した運用状況のフォローアップを定期的実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点等について検討を行ってまいります。

(3) 金融経済教育の充実

① 取組内容

ア. ガイドブック等の作成・配布

金融の基礎知識をまとめたガイドブック「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、全国の高校・大学・地方公共団体等へ広く配布しました(33万部)。

また、未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を地方公共団体等へ広く配布しました(19万部)。

イ. シンポジウムの開催

地域住民等を対象に、金融トラブルに巻き込まれないように注意喚起することをテーマとしたシンポジウムを名古屋市、那覇市、広島市、大阪市の計4箇所で開催しました。

ウ. 金融庁ウェブサイト金融経済教育コーナーによる情報提供

学生及び新社会人を対象に金融の仕組みについて分かりやすく解説する「おしえて金融庁」、及び一般社会人を対象に金融取引に係る注意喚起情報等を掲載する「一般のみなさんへ」のコーナーにより、分かりやすい情報提供、タイムリーな情報提供に努

めています。23年度は、改訂したガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を「一般のみなさんへ」に掲載するなどしました。

②評価

ア. ガイドブックの配布部数の推移

23年度に改訂したガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」は、全国の高校、大学、地方公共団体等へ33万部配布し、配布先へのアンケートによると、講演・授業での使用や住民・学生への配布など有効に活用されています。

また、22年度に作成したガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」は、全国の地方公共団体からの追加配布要望に応じ19万部配布しており、配布先へのアンケートによると、講座での使用や住民への配布など有効に活用されています。これらのことから、金融経済教育の推進に資することができたと考えています。

イ. シンポジウムの開催

19年度より「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」として開催していましたが、23年度についてはテーマ・内容等の見直しを行い、近年社会問題となっている金融トラブルについて注意喚起を行うため「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」として名古屋市、那覇市、広島市、大阪市の計4箇所で開催しました。シンポジウム参加者へのアンケートによると、本シンポジウムについて「有意義であった」「概ね有意義であった」とする意見や金融知識習得の必要性を「感じた」「どちらかといえば感じた」とする意見がともに96%を占めており、金融知識の普及の一助として活用されているものと考えています。

ウ. 金融庁ウェブサイト（「おしえて金融庁」等）へのアクセス状況

金融庁ウェブサイト上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」へのアクセス件数は18年度に行ったウェブサイト改訂の効果が薄れたため、年々減少していましたが、22年度は、新規に作成したガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を、23年度は、改訂したガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を「一般のみなさんへ」に掲載したこと等の効果もあり、アクセス件数は徐々に増加しており、利用者のニーズに応じた取組みができたと考えています。

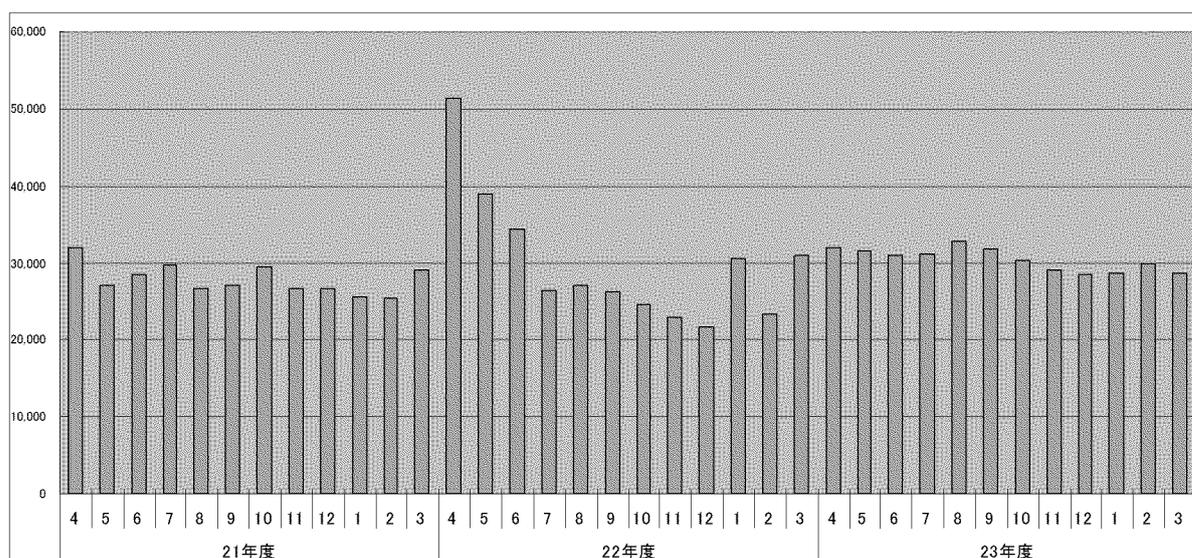
【資料1 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数の推移】

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	506,276件	415,623件	333,894件	358,445件	365,298件
月間平均件数	42,190件	34,635件	27,824件	29,870件	30,441件

（出所）総務企画局政策課調

【資料2 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数】

(単位：件)

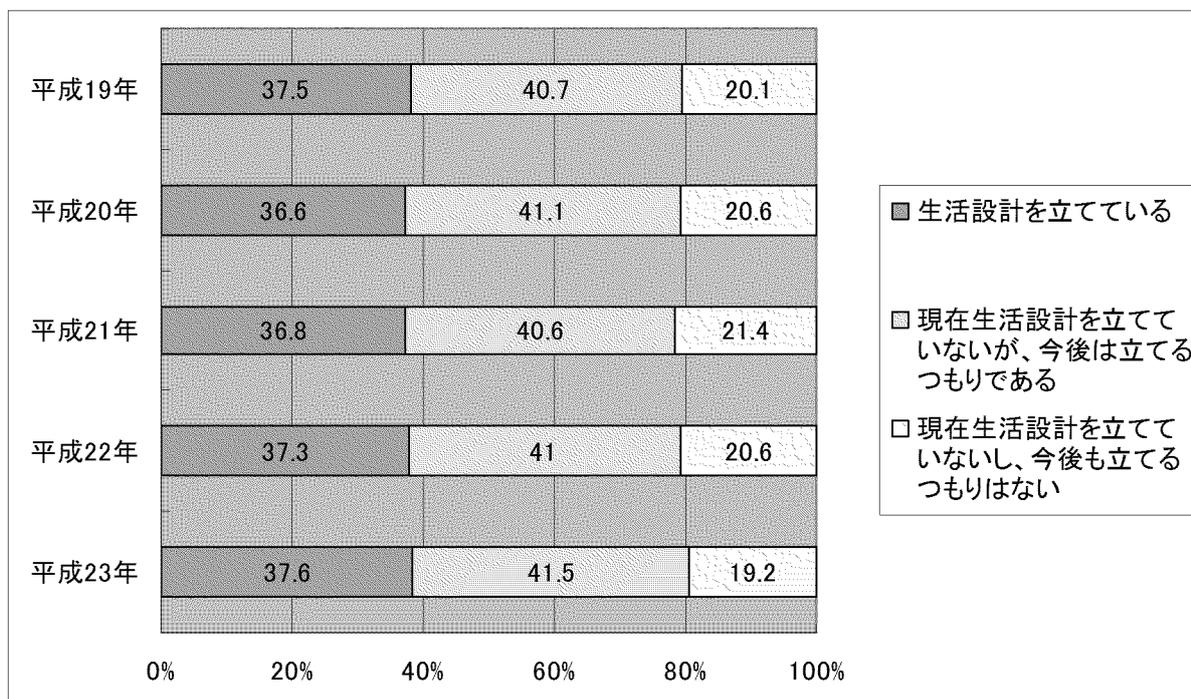


(出所) 総務企画局政策課調

エ. 金融広報中央委員会が実施した家計の金融行動に関する世論調査 (家計の金融行動に関する世論調査)

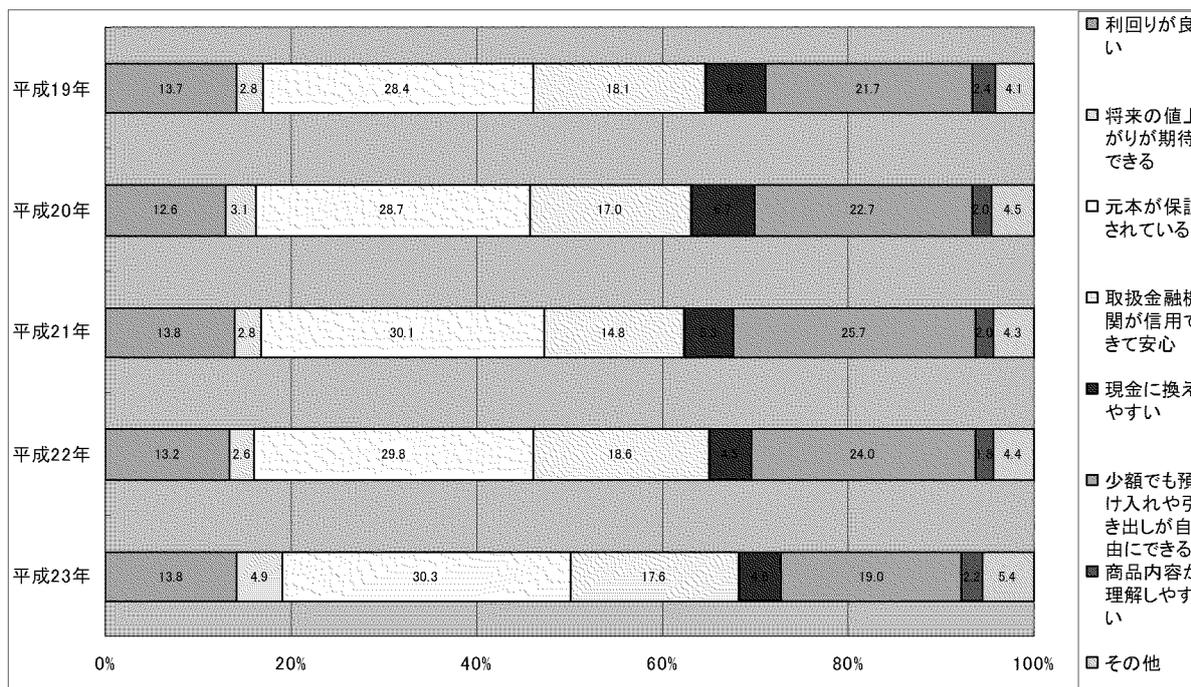
23年は「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が37.6%であり、前年からほぼ横ばいになっています。

【資料3 生活設計設定の有無】



(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

【資料4 金融商品の選択】



(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

これらの調査結果等をみると、生活設計を立てていると回答した世帯の比率は、最近5年間ほぼ横ばいであり、生活設計を立てる予定がない世帯も2割程度見られます。(資料3)

また、金融商品の選択に当たって、「元本が保証されていること」及び「取扱金融機関が信用できて安心」という要素を重視している家計が多い状況についても、大きな変化は見られません。（資料4）

これらの状況を踏まえれば、利用者が、適切な金融知識を得て、それぞれのニーズに応じた金融商品を選択できるよう、引き続き金融経済教育の充実を図ることが重要です。

ガイドブックの内容を充実させるとともに、配布方法を工夫するなどの取組みを進めることが必要であると考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

① 個人投資家の参加拡大のための制度等の整備

金融商品取引法の施行状況等を注視し、必要に応じてルールの更なる周知・明確化等を図っていく必要があるとともに、我が国市場の利用者利便の向上等を図るため、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（24年3月9日国会提出）の円滑かつ適切な施行に向けて、関係政令・内閣府令を整備する必要があります。

個人投資家の参加拡大の観点から、我が国市場への適切な投資機会を提供できるよう、簡素で分かりやすく、投資しやすい税制面での環境整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

② 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施

22年10月1日から金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）が本格施行されたことを踏まえ、制度の利用者への幅広い周知や金融トラブル連絡調整協議会の枠組み等を活用し、指定紛争解決機関相互の連携を促すこと等により、利用者保護の充実・利用者利便の向上に取り組んでいく必要があります。

③ 金融経済教育の充実

ア. 金融経済教育の推進にあたっては、引き続き、文部科学省等の関係省庁や、金融広報中央委員会等の金融関係団体との連携を図り、諸施策を効率的かつ横断的に進めていくことが重要です。また、活動に地域的な広がりをもたせるためにも、財務局・財務事務所を通じた金融経済教育の充実に努める必要があります。

イ. 学校教育において金融経済教育を充実・強化するためには、金融商品等を取り扱った教材等を、文部科学省等の関係省庁や金融広報中央委員会等の金融関係団体との連携を図り普及していく必要があります。

ウ. 一般社会人向けの金融経済教育を充実するためには、金融商品・サービスの多様化や多重債務問題をはじめとする金融サービス利用者を取り巻く環境の変化に対応

した教材の更なる充実・普及に努めるほか、金融広報中央委員会等の金融関係団体との連携を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
金融税制調査等経費	①	予算 <継続>	7,000千円

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅲ-2-(1))

施策名	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備					
施策の概要	<p>「新成長戦略」においては、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられています。金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するための環境を整備するため、</p> <p>① 日本市場の魅力向上させ、公正性・透明性を確保するとともに、内外利用者にとっても信頼できる利便性の高い金融資本市場の実現を図るための取組み</p> <p>② 我が国の金融機関が、アジア各国で活動する際の障壁を除去するための取組みを行っています。</p> <p>また、内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みの整備や、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境の整備等に向けて検討を行っています。</p>					
達成すべき目標	内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	1
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(百万円)		—	—			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
—	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p> <p>※参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・英文開示を行った外国企業等の数 	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度の判断理由】 「新成長戦略」において、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられています。 金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するための環境を整備するため、総合的な取引所創設の推進や、保険会社のグループ経営に関する規制の在り方等について検討を行う等、環境整備を着実に進めているものの、内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すとの観点から、更なる取組みが必要であることから、23年度の達成度は「B」としました。 上記のほか、金融サービスの利用者に対して、より質の高いサービスを提供する環境整備に今後も引き続き取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
	<p>(1)必要性 我が国は、1,400兆円を超える家計部門の金融資産、高度な人材・技術、安定した司法制度等を有し、成長著しいアジア経済圏に隣接している中で、こうした好条件を活かし、我が国の金融業が成長産業として発展し、付加価値を高めていくような制度的枠組みを検討・整備していく必要があります。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2) 効率性 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。また、各般の制度的枠組みの整備等を行うにあたっては、金融庁ウェブサイトを積極的に活用するなど、低コストな手法の活用に努めています。</p> <p>(3) 有効性 「資本市場及び金融業の基盤強化のための・・・」改正及びこれに伴う所要の関係政府令の整備や、金融審議会における審議・取り纏め等が着実に行われたほか、金融機関と日本貿易振興機構、国際協力銀行との連携強化を通じて、中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化が図られているものと考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)</p>
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局開示課、監督局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－２－（１）

金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備

1. 達成目標等

達成目標	内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと
目標設定の考え方及びその根拠	<p>「新成長戦略」においては、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられている。金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するための環境を整備するため、次のような取組みを行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本市場の魅力向上させ、公正性・透明性を確保するとともに、内外利用者にとっても信頼できる利便性の高い金融資本市場の実現を図るための取組み ② 我が国の金融機関が、アジア各国で活動する際の障壁を除去するための取組み <p>また、内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みの整備や、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境の整備等に向けて検討を行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今後の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」(平成 21 年 12 月 9 日) ・新成長戦略（基本方針）(平成 21 年 12 月 30 日閣議決定) ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日)
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・英文開示を行った外国企業等の数

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
<p>①内外の利用者の資金運用・調達機会の拡大に資する金融サービスの向上等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進 証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。（再掲） ・外国企業の我が国市場での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大 投資家保護を図りつつ、現在継続開示書類に限られている英文開示の対象書類を発行開示書類に拡大する等、外国企業のニーズを踏まえた英文開示制度について見直しを行うなど、所要の制度整備に取り組む。（再掲） <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式等のブロックトレードの円滑化（市場の流通性向上のための取引の促進等） ブロックトレードに関する、証券会社による5%以上の株式売却の仲介行為は、インサイダー取引規制の適用対象となる「買集め行為」に形式的には該当するが、当該仲介行為は、会社に対する支配等を目的とするものではないと考えられることから、このような行為を「買集め行為」から適用除外する。 ・公募増資時の不公正取引に対する規制 我が国市場の公正性や透明性、我が国市場に対する内外投資者の信頼性を確保するため、増資公表後、新株の発行価格決定までの間に空売りを行った上で新株を取得する取引を禁止することとし、平成 23 年度上半期を目途に金融商品取引法の関連政府令の改正を行う。 <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p>
<p>②金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関等が、中堅・中小企業の期待やニーズを把握し、関係機関とも連携を図りながら、中堅・中小企業のアジア地域等への進出を支援するため、財務省、経済産業省及び関係機関との連携のうえ、情報提供・相談面及び資金供給面の支援体制の強化に向けた環境整備への取組みを実現していく。
<p>③我が国金融業の中長期的な在り方についての検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国金融機関の国際競争力の強化、地域経済における金融機能の向上、更には両者があいまって我が国経済・金融業の一層の発展を図るための課題等、我が国金融業の中長期的な在り方についての検討を行う。
<p>④保険会社のグループ経営に関する規制の在り方等についての検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社の子会社の業務範囲規制等の保険会社のグループ経営に関する規制等について、保険業のあり方全体をも視野に入れつつ、検討を行う。
<p>⑤インサイダー取引規制における純粋持株会社の取扱い等についての検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インサイダー取引規制に係る合併等の重要事実に係る軽微基準及び決算情報変更に係る重要事実について、上場会社等が純粋持株会社である場合には連結ベースの決算値を基準とするような特例を設けること等について検討を行う。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 23 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 内外の利用者の資金運用・調達機会の拡大に資する金融サービスの向上等

①取組内容

ア. 総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進

金融庁・農林水産省・経済産業省の副大臣、大臣政務官で構成する「総合的な取引所検討チーム」において検討を進め、24年2月に「総合的な取引所検討チーム取りまとめ」を公表しました。

その内容を踏まえ、証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合的な取引所」の実現のための施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を24年3月9日に国会に提出しました。

イ. 外国企業の我が国市場での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大

金融商品取引法及び関係する内閣府令等を改正し、外国企業等の提出する開示書類の英語による提出が可能な範囲について、有価証券報告書等の継続開示書類から有価証券届出書等の発行開示書類に拡大するとともに、日本語による翻訳文が必要な事項等の見直しを行いました。

ウ. ブロックトレードの円滑化のための対応

「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(22年12月24日公表)を受け、証券会社による仲介のための買付けをインサイダー取引規制の適用対象から除外することを盛り込んだ「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」の策定作業が進められ、23年11月4日から同年12月5日までパブリックコメント手続に付した上で、当該内閣府令を24年2月15日に公布しました(24年4月1日施行予定)。

エ. 公募増資時の不公正取引に対する規制

「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(22年12月24日公表)を受け、増資公表後、新株の発行価格決定までの間に空売りを行った場合には、当該増資に応じて取得した新株によって空売りに係る借入れポジションの解消を行うことを禁止することを盛り込んだ「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」等の策定作業が進められ、23年6月24日から同年7月25日までパブリックコメント手続に付した上で、当該政令等を同年8月30日に公布しました(同年12月1日施行)。

②評価

ア. 総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進

上記「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の成立、施行により、総合的な取引所実現のための環境が整備されるものと考えられます。

イ. 外国企業の我が国市場での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大

投資家保護に十分配慮しつつ、外国企業等の開示負担の軽減の途が開かれることとなったと考えています。

ウ. ブロックトレードの円滑化のための対応

証券会社による仲介のための買付けをインサイダー取引規制の適用対象から除外することにより、ブロックトレードの円滑化が図られるものと考えています。

エ. 公募増資時の不公正取引に対する規制

公募増資に関連した不公正な取引を禁止することにより、我が国市場に対する内外投資家の信頼の回復が図られるものと考えています。

(2) 金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化

①取組内容

22年12月21日に公表した「本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化」に基づいた、

①日本貿易振興機構による本邦金融機関職員の受入れ

②国際協力銀行を介した海外現地金融機関と本邦金融機関の連携

といった取組みを推進しました。

②評価

本邦金融機関と日本貿易振興機構、国際協力銀行との連携強化を通じて、海外進出前及び進出後の中堅・中小企業に対する情報面・資金面での支援体制の整備が図られるものと考えています。

(3) 我が国金融業の中長期的な在り方についての検討

①取組内容

23年3月の金融審議会総会における諮問事項「我が国金融業の中長期的な在り方についての検討」を受け、金融分科会に「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」を設置し、同ワーキング・グループにおいて、23年6月から、
・国際競争力の強化

- ・ 地域経済に置ける金融機能の向上
- ・ 国民のニーズに合った金融サービス

の3つの観点に基づいて、我が国金融業の中長期的な在り方に係る諸課題について、それぞれ有識者などからのヒアリングや、委員による審議・検討が行われ、3月には事務局より報告書の一部の素案を提示しました。

②評価

同ワーキング・グループにおいて、我が国金融業の中長期的な在り方について、様々な観点から、幅広い議論が展開され、着実に検討が進んでいると考えています。

(4) 保険会社のグループ経営に関する規制の在り方等についての検討

①取組内容

23年3月の金融審議会総会における諮問事項「保険会社による外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直しを含む保険会社のグループ経営の向上に資するような規制の在り方等についての検討」を受け、「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」(WG)において、23年6月から、

- ・ 外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制
- ・ 保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制
- ・ 保険募集の再委託
- ・ 保険契約の移転に係る規制の在り方
- ・ 保険契約の移転に係る販売停止規定

について審議が行われました。そして、その結果を取りまとめた報告書「保険会社のグループ経営に関する規制の見直しについて」が23年12月2日に公表され、24年1月の金融審議会総会において、同審議会の報告とすることが了承されました。¹

このうち、法律改正事項ではない「保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制」以外の項目における検討結果等を踏まえた、保険業法の一部を改正する法律案が、24年1月27日に閣議決定、国会提出されました。さらにその後の国会審議を経て、3月30日に成立し、同月31日に公布されました(24年法律第23号)²。

②評価

保険業法等の一部を改正する法律により、保険会社におけるグループ経営の向上、経営基盤強化及び経営の効率の向上を図ることが可能になると考えられます。

¹ http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20120127/01.pdf

(5) インサイダー取引規制における純粋持株会社の取扱い等についての検討

①取組内容

23年3月の金融審議会総会における諮問事項「インサイダー取引規制における純粋持株会社の取扱い等についての検討」を受け、金融分科会に「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」が設置され、同ワーキング・グループにおいて、23年7月から、

- ・純粋持株会社等に係る重要事実
- ・企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の適用関係
- ・発行者以外の者が行う公開買付けに関する公表措置

について審議が行われました。そして、その結果を取りまとめた報告書「企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直しについて」が23年12月15日に公表され、24年1月27日に金融審議会総会・金融分科会合同会合において同会議の報告とすることが了承されました。

このうち、企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の適用関係について盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を24年3月9日に国会に提出しました。

②評価

インサイダー取引規制における純粋持株会社の取扱い等についての検討が着実に進んでおります。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

「保険業法等の一部を改正する法律」(24年1月27日国会提出、3月30日成立、同31日公布)の円滑な施行のほか、わが国金融業の中長期的な在り方についての検討・取りまとめや本邦金融機関と日本貿易振興機構、国際協力銀行との連携強化等を通じて、金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備に向けた取組みを今後も引き続き行っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅲ-2-(2))

施策名	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進					
施策の概要	①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化 ②地域密着型金融の促進 ③金融機能強化法の適切な運用等					
達成すべき目標	①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること ②地域密着型金融の推進が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2	3	3	1,071
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	2	3	3	-
執行額(百万円)	2	3	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について(平成23年12月27日)、平成23年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)、中小企業金融円滑化法の期限の延長等について(平成22年12月14日)、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日)、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)等					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化	貸出態度判断D. I. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」	0	23年3月	前年同期に比べプラス判断	24年3月	2
地域密着型金融の促進	金融庁「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」	47.9	22年度末	積極的評価の割合が前年度に比べ上昇	23年度末	48.7

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1) 23年度の達成度 A</p> <p>(2) 端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 中小企業金融円滑化法を適切に運用するとともに、その期限を1年間再延長する等、積極的な施策の展開に努めたことにより、全体として金融機関による条件変更等の取組みは着実に行われました。また、地域密着型金融に関する会議(シンポジウム)や顕彰の実施等の充実を図るための取組みを実施したこと等から、23年度の達成度は「A」としました。 他方、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援(「出口戦略」)を強力に押し進めていくための環境整備を行っていく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1) 必要性 中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いています。このような中、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が引き続き重要となっており、中小企業等への円滑な金融に向けた取組みを継続していく必要があります。 また、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要があります。</p> <p>(2) 有効性 中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関による条件変更等の取組みは進展しており、また、各種指標は概ね改善の動きが継続しているところから、このことから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果をあげていると考えています。</p> <p>(3) 効率性 上記のとおり、関係省庁とも連携しつつ、金融庁・財務局のリソースを有効に活用して包括的な施策に取り組んでおり、効率的な施策展開が図られていると考えています。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 http://www.boj.or.jp/statistics/tk/index.htm/ ・金融庁「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120731-2.html 		
担当課室名	監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課	政策評価実施時期	平成24年9月

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－２－（２）

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進

1. 達成目標等

<p>達成目標</p>	<p>①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること ②地域密着型金融の推進が図られること</p>
<p>目標設定の考え方 及びその根拠</p>	<p>中小企業をはじめとした借手企業を巡る経営環境は、東日本大震災の影響もあり、依然として厳しく、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の十全なる発揮が引き続き強く期待される。特に、金融機関が、コンサルティング機能（経営相談・指導等、事業再生等）を十分に発揮することで、中小企業者の経営改善が着実に図られ、中小企業者の返済能力の改善と将来の健全な資金需要につながる、という流れを定着させる必要がある。</p> <p>地域金融機関は、地域金融の中心的な担い手として、中小企業に対する金融の円滑化、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要がある。</p> <p>【根拠】中小企業金融円滑化法を最終延長するための改正法（平成 24 年 3 月 31 日公布・施行）、中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について（平成 23 年 12 月 27 日）、中小企業金融円滑化法を延長するための改正法（平成 23 年 3 月 31 日公布・施行）、平成 23 年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（平成 23 年 1 月 24 日閣議決定）、中小企業金融円滑化法の期限の延長等について（平成 22 年 12 月 14 日）、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）、経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）等</p>
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<p>①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化 ・貸出態度判断 D. I.（前年同期に比べプラス判断・24 年 3 月） ※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）</p> <p>②地域密着型金融の推進 ・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（積極的評価の割合が前年度に比べ上昇・23 年度末） ※ 金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査</p>
<p>参考指標</p>	<p>・中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の実施状況 ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況＜内容・件数＞</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人向け規模別貸出残高（日本銀行「貸出先別貸出金」） ・ 業況判断D. I.、資金繰り判断D. I.（日銀短観） ・ 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） ・ 金融円滑化に関する検査実施件数 ・ 金融検査指摘事例集「金融円滑化編」の公表実績 ・ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績 <p>※ 施策I-1-(1)における各指標について、必要に応じて参照する。</p>
--	--	---

2. 平成23年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化	<p>23年3月末、中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長し、24年3月末までとするとともに、運用面の改善として、①金融機関によるコンサルティング機能の発揮を促すための監督指針の策定、②開示・報告様式の大幅な簡素化を図るための内閣府令等の改正を行った。また、東日本大震災の発生以降、金融機関に対し、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえた対応を行うよう繰り返し要請を行うとともに、貸付条件の変更等に、より注力出来るよう、被災地域等にある金融機関における開示報告義務の弾力化も行った。</p> <p>引き続き、中小企業金融円滑化法の枠組みの下で、東日本大震災の影響を直接・間接に受けている中小企業等の実情も踏まえつつ、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条件変更後の継続的なモニタリング、経営相談・指導、経営再建計画の策定支援、本格的な事業再生等に対し、金融機関が積極的に取り組むよう、金融機関の果たすべき役割を具体化した監督指針を踏まえ、金融機関による適切なコンサルティング機能の発揮を促す観点から、金融機関による経営再建計画の策定見込みの判断、経営再建計画の策定・実施状況等について、検査・監督で重点的に検証する。 ・ 23年9月頃までに、中小企業金融円滑化法の実施状況に関する検査を一巡させる。その後は、金融検査マニュアル「金融円滑化編」に基づき、通常の検査の中で金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施する。 ・ 中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努めるほか、金融機関に対し、年末・年度末等の金融円滑化の要請を行う。 ・ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について中小企業向け説明会を全国で開催するとともに、中小企業金融円滑化法の延長等について、必要な広報等を通じた周知徹底を図る。 ・ 東日本大震災の被災地域等にある金融機関が、適切な金融仲介機能を発揮することができるような環境整備に、引き

	続き取組む。
②地域密着型金融の促進	<p>・地域金融機関は、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による顧客企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組を組織全体として継続的に推進し、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>このような地域金融機関の自主的な取組を一層促進するため、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(22年12月公表)を踏まえて改正する「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき適切なフォローアップを行うとともに、動機付け・環境整備のための施策(シンポジウム、顕彰等)について充実を図る。</p>
③金融機能強化法の適切な運用等(再掲)	<p>・金融機能強化法の活用の検討促進を図る。</p> <p>・金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。</p> <p>・国の資本参加を実施した金融機関に対しては、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。</p> <p>・なお、東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、被災地域における金融機能を面的に維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを予め確保するため、国の資本参加の申請期限を5年間延長するとともに、震災の特例を設けるなど金融機能強化法を改正した。</p>

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

我が国経済は、特に2008年秋のリーマン・ブラザーズの破綻以降、急激な景気後退を経験しました。景気は、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつあるものの、金融資本市場の変動や海外景気の下振れ等によって、下押しされるリスクが存在する。

【GDP成長率(四半期、実質、季節調整済前期比、年率換算)の推移】

(単位：%)

22/4-6	22/7-9	22/10-12	23/1-3	23/4-6	23/7-9	23/10-12	24/1-3
4.8	3.1	▲0.1	▲7.7	▲1.7	7.8	0.1	4.7

(出所) 内閣府「四半期別GDP速報」

4. 平成23年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

①取組内容

ア. 中小企業金融円滑化法の期限の延長を踏まえた監督上の措置

法の期限を23年3月末から24年3月末まで1年間延長する改正中小企業金融円滑化法の成立・施行(23年3月31日)を踏まえ、金融機関によるコンサルティング機能の発揮を一層定着させるため、貸付けの条件の変更等に関する相談または申込みを行った中小企業者に対して金融機関が果たすべき役割を具体化するよう、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針(コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割)」を策定(公表)いたしました。(23年4月4日)

イ. 中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査の実施

中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査を22年2月より開始し、23年度は123件(22年2月より通算して536件)の検査を実施しました。

ウ. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

(ア) 中小企業者等へのヒアリング・アンケート調査

23年9月に、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、中小企業・団体等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行いました。

また、23年5月、8月、11月、24年2月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施しました。

(イ) 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付け

金融サービス利用者相談室、及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用しています。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施しています。

エ. 金融機関に対する要請

(ア) 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会等に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請しました。具体的には、23年12月9日及び24年2月28日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行いました。

(イ) 文書による要請

23年12月9日及び24年2月28日に、金融関係団体に対し、コンサルティング機能を十分に発揮し、中小企業をはじめとした企業金融等の金融の円滑化に一層努

めるよう要請する文書を発出しました。

このほか、「中小企業金融円滑化法の期限の延長等について」（23年4月1日付）、「中小企業をはじめとした企業金融等に関する金融の円滑化について」（23年5月9日付）、「円高への総合的対応策の先行実施について」（23年9月27日付）、「資本性借入金」の積極的活用について」（23年11月22日付）をそれぞれ発出しました。

（ウ）その他

全ての都道府県において、23年11月から12月にかけて、金融関係団体、中小企業団体、政府系金融機関等の参加する「地域融資動向に関する情報交換会」を財務局、経済産業局、都道府県で共催しました。

オ．中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等

23年3月末に中小企業金融円滑化法の期限を24年3月末まで1年間延長した後、金融庁としては、金融経済情勢や中小企業者等の資金繰り、金融機関の金融の円滑化への対応状況について、イヤウで上述したように、検査やヒアリング・アンケート調査を通じて、各種データを分析するとともに、中小企業者や金融機関と意見交換を行いつつ、同法の施行状況や効果・影響等を注視してきたところです。

金融機関の中小企業金融円滑化法への対応状況は、貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準となっているなど、基本的には、その取組みは定着してきていると考えられます。

一方で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されない中小企業者も存在しているなどの問題を指摘する声もあります。

このような点を勘案すると、金融規律の確保（健全性の確保・モラルハザード防止）のための施策を講じる一方、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に押し進めていく（「出口戦略」）必要があります。

このためには、外部機関や関係者の協力も得つつ、検査・監督上の対応も含め、総合的な出口戦略を講じることにより、中小企業者等の事業再生等に向けた支援に軸足を移していかなければなりません。一方で、そうした移行は円滑に進めていく（「ソフトランディング」）必要があることから、現行の中小企業金融円滑化法を今回に限り25年3月末まで再延長することとし、以下のような施策に集中的に取り組む方針を決定・公表しました。

（ア）金融の円滑化にかかる取組み

- a. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- b. 新規融資の促進を図るための、資本性借入金等の活用及び動産担保融資（ABL）等の開発・普及等
- c. 金融機関の事務負担の軽減を図るための開示・報告資料の更なる簡素化等

(イ) 金融規律の確保にかかる取組み

- a. 実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定・進捗状況の適切なフォローアップ
- b. 対象企業の実態に応じた適切な債務者区分・引当ての実施
- c. 金融機能強化法の活用

(ウ) 中小企業等に対する支援措置にかかる取組み

- a. 企業診断、最適な解決策の提示・支援を図るためのコンサルティング機能の発揮等、地域密着型金融の深化を徹底
- b. 中小企業再生支援協議会との連携強化
- c. 産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等との連携強化
- d. 事業再生等の支援を図るための、様々な制度・仕組みの活用

この方針に基づき、24年3月末までとされていた中小企業金融円滑化法の期限を1年間再延長し、25年3月までとする、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案」を、24年1月27日、第180回通常国会に提出しました。

その後、同法案は、国会審議を経て、同年3月30日に可決・成立し、31日に公布・施行されています。

また、24年4月20日には、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮や、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化等を内容とした「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を公表しております。

カ. 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界、学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が取りまとめられました。これを踏まえ、8月1日にガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、8月22日よりガイドラインの適用が開始されました。

同年10月26日には、ガイドライン運営委員会において仮設住宅等に入居している個人債務者の債務免除を進めるべく、ガイドラインの運用の見直しが決定されました。

さらに、平成24年1月25日には、仙台地裁の破産手続に関する事例を踏まえ、

ガイドライン運営委員会が、ガイドライン上の自由財産たる現預金の範囲を法定の99万円から500万円を目安に拡張する旨を公表しました。

金融庁においては、このような民間の取組を支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っております。

②評価

ア. 貸付けの条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日（21年12月4日）から24年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の実績は以下のとおりとなっています。【詳細は資料1-1】

（件数ベース）

	実行/(実行+謝絶)	実行/申込（注）
中小企業向け貸付け・条件変更実行率	97.3%	92.3%
住宅ローン・条件変更実行率	91.8%	79.5%

（注）審査中・取下げの案件を含む。

イ. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断D. I.」（D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）をみると、21年3月期に▲14となった後、22年3月期▲8、23年3月期±0、24年3月期+2となっています。【資料1-2】

また、当庁が実施している「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」では、中小企業の業況D. I. は、21年2月調査に▲97となった後、23年8月調査では▲76、11月調査では▲64、24年2月調査では▲62と、資金繰りD. I. も、21年2月調査に▲88となった後、23年8月調査では▲64、11月調査では▲55、24年2月調査では▲51と推移しており、いずれもマイナス幅が縮小傾向にあるものの依然として厳しい状況が続いています。【資料1-3】

さらに、当庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、23年第1四半期（1～3月期）には37件でしたが、24年第1四半期（1～3月期）には21件と減少しています。【資料1-4】

ウ. 融資残高等

24年3月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比▲1.5%の減少、中堅・大企業向けが同1.6%の増加となっています。【資料1-5】

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取

組みとして、引き続き動産・債権譲渡担保融資、ＡＢＬ等を推進しています。【資料１－６】

エ. まとめ

以上のとおり、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関による条件変更等の取組みは着実に行われており、また、各種指標は概ね改善の動きが継続しています。このことから、政策の達成に向けて効果が上がっていると考えています。

一方、東日本大震災の影響もあり、中小企業の業況や資金繰りについては、引き続き注視が必要と考えています。

【資料１－１ 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について】
【債務者が中小企業者である場合】 上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率 ① ※1	実行率 ② ※2
主要行等 (11)	413,421 (214,119)	376,602 (198,380)	10,685 (5,367)	15,385 (6,538)	10,749 (3,832)	97.2%	91.1%
地域銀行 (107)	1,412,272 (397,897)	1,301,618 (371,414)	36,447 (9,337)	32,031 (8,947)	42,176 (8,197)	97.3%	92.2%
その他の銀行 (29)	26,945 (3,784)	21,793 (2,658)	2,539 (918)	943 (77)	1,670 (129)	89.6%	80.9%
信用金庫 (272)	1,060,822 (196,861)	986,292 (183,522)	24,768 (4,483)	20,711 (4,091)	29,051 (4,759)	97.6%	93.0%
信用組合 (159)	166,642 (33,571)	156,374 (31,391)	3,198 (797)	2,525 (604)	4,545 (776)	98.0%	93.8%
労働金庫 (14)	4 (5)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	100.0%	100.0%
信農連・信 漁連(67)	7,100 (5,606)	6,838 (5,377)	77 (70)	63 (53)	122 (104)	98.9%	96.3%
合計(659)	3,087,206 (851,843)	2,849,521 (792,747)	77,714 (20,972)	71,658 (20,310)	88,313 (17,797)	97.3%	92.3%

(出所) 監督局総務課調

(注1) 実行率①＝実行件数／(実行件数＋謝絶件数)。以下同じ。

(注2) 実行率②＝実行件数／申込み件数。以下同じ。

(注3) 左端の欄中の括弧内は、24年3月末時点の金融機関数。以下同じ。

(注4) 件数は、貸付債権ベース。以下同じ。

【債務者が住宅資金借入者である場合】

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率 ①	実行率 ②
主要行等(11)	53,342 (9,818)	44,746 (8,264)	3,027 (580)	1,793 (322)	3,776 (649)	93.7%	83.9%
地域銀行 (107)	120,236 (17,890)	91,072 (13,651)	9,734 (1,423)	3,640 (558)	15,790 (2,255)	90.3%	75.7%
その他の銀行 (29)	3,377 (440)	2,851 (337)	236 (52)	122 (20)	168 (29)	92.4%	84.4%
信用金庫 (272)	55,148 (7,905)	45,360 (6,572)	3,365 (471)	1,273 (185)	5,150 (672)	93.1%	82.3%
信用組合 (159)	9,273 (1,325)	7,761 (1,128)	590 (78)	194 (30)	728 (87)	92.9%	83.7%
労働金庫(14)	9,981 (1,343)	8,035 (1,079)	946 (131)	268 (35)	732 (97)	89.5%	80.5%
信農連・信漁 連(67)	183 (22)	165 (20)	3 (0)	1 (0)	14 (0)	98.2%	90.2%
合計(659)	251,540 (38,743)	199,990 (31,051)	17,901 (2,735)	7,291 (1,150)	26,358 (3,789)	91.8%	79.5%

(出所) 監督局総務課調

【資料 1-2 日銀短観の推移（中小企業）】

(四半期ベース)

	22/6	22/9	22/12	23/3	23/6	23/9	23/12	24/3
貸出態度判断 D. I.	▲6	▲4	▲2	0	0	1	2	2
業況判断 D. I.	▲23	▲18	▲18	▲15	▲24	▲16	▲12	▲10
資金繰り判断 D. I.	▲11	▲10	▲9	▲8	▲9	▲7	▲6	▲6

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注1) 業況判断 D. I. = 「良い」と回答した社数構成比 - 「悪い」と回答した社数構成比

(注2) 資金繰り判断 D. I. = 「楽である」と回答した社数構成比 - 「苦しい」と回答した社数構成比

(注3) 貸出態度判断 D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比

(注4) 22/3 より調査対象企業の見直しを行い、調査対象社数が増加している。

【資料 1-3 「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」の推移】

	22/5	22/8	22/11	23/2	23/5	23/8	23/11	24/2
中小企業の業況 D. I.	▲82	▲80	▲78	▲71	▲83	▲76	▲64	▲62
中小企業の資金繰り D. I.	▲68	▲66	▲62	▲58	▲67	▲64	▲55	▲51

(出所) 監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室調

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比－「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 全国の財務局等において、各都道府県の商工会議所 47 先に対し聴き取り調査を実施。

【資料 1－4 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報や金融円滑化ホットラインによる情報の受付状況】

(単位：件)

区分	貸し渋り・貸し剥がしに関する情報			金融円滑化ホットライン情報			合計		
	22年	23年	24年	22年	23年	24年	22年	23年	24年
第1四半期	50	27	16	29	10	5	79	37	21
第2四半期	28	22		12	7		40	29	
第3四半期	41	17		15	7		56	24	
第4四半期	32	25		8	7		40	32	

(出所) 総務企画局政策課・金融庁監督局総務課調

(※1) 「貸し渋り・貸し剥がし」に関する情報については、当初、14年10月25日（各財務（支）局等は14年11月1日）に開設した「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」として受け付け、その後、17年7月19日に情報受付窓口を「金融サービス利用者相談室」に一元化している。

(※2) 「金融円滑化ホットライン」は、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を聞く情報等の受付窓口として、20年4月30日に開設。

【資料 1－5 企業規模別貸出残高（対前年同月比）】

(単位：兆円、%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業 向け		中堅・大 企業向け	
			前年同月比	前年同月比		
23/4	268.1	▲ 1.7	171.5	▲ 1.6	96.7	▲ 2.0
23/5	265.7	▲ 2.0	169.0	▲ 2.1	96.7	▲ 1.7
23/6	267.4	▲ 1.8	170.6	▲ 1.9	96.7	▲ 1.7
23/7	266.8	▲ 1.6	169.3	▲ 2.4	97.5	▲ 0.2
23/8	265.0	▲ 1.6	167.4	▲ 2.6	97.6	0.2
23/9	270.2	▲ 0.7	171.7	▲ 1.9	98.5	1.5
23/10	266.0	▲ 0.8	168.4	▲ 2.1	97.6	1.7
23/11	266.3	▲ 0.4	168.4	▲ 1.7	97.9	1.9
23/12	270.0	▲ 0.0	171.8	▲ 1.4	98.2	2.5

24/1	266.8	▲ 0.0	168.6	▲ 1.4	98.2	2.4
24/2	266.8	0.1	168.7	▲ 1.1	98.1	2.3
24/3	271.5	▲ 0.4	172.9	▲ 1.5	98.6	1.6

(出所) 日本銀行「貸出先別貸出金」

【資料 1－6 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組み状況】

(単位：億円)

	主要行			地域金融機関		
	21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度
動産・債権譲渡担保融資	8,734	8,629	6,987	1,749	1,948	2,497
うち動産担保融資	4,509	5,275	3,502	617	669	1,205
うち債権譲渡担保融資	4,226	3,354	3,485	1,132	1,279	1,292
財務制限条項を活用した融資	188,793	160,504	204,055	50,385	49,006	50,424

(出所) 監督局銀行第一課・金融庁監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室調

(2) 地域密着型金融の推進

①取組内容

地域金融機関は、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮や地域の面的再生への積極的な参画、地域や利用者に対する積極的な情報発信といった地域密着型金融の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要です。このような地域金融機関の自主的な取組みを一層促進するため、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(22年12月公表)も踏まえ、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正しました(23年5月16日公表)。

各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図るとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、各財務(支)局(沖縄総合事務局含む)において、地域密着型金融に関する会議(シンポジウム)を開催(24年2月から3月)するとともに、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対し顕彰を実施(24年2月以降)しました。

上記のシンポジウムにおいては、一部の地域金融機関の経営者の方々に、「地域密着型金融の推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局等が開催するシンポジウムにご参加いただき、自金融機関における地域密着型金融の取組みを発表いただくなど、広域での知見・ノウハウの共有化やシンポジウムの充実を図るための取組みを実施しました。

このほか、24年5月から6月にかけて、全国の財務局等を通じて各都道府県も中小

企業者や消費者等の利用者、商工会議所の経営相談員等を対象に、地域金融機関の地域密着型金融の取組みに対する利用者等の評価に関するアンケートを実施し、その結果を24年7月に公表しました。

②評価

監督指針については、地域密着型金融の取組みを利用者と地域金融機関の双方にとってより実効的な内容とする観点から、これまで実施してきた「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」における利用者の評価、金融機関の経営者や実務者、有識者からの意見などを踏まえた改正を行いました。

シンポジウム及び顕彰については、各財務（支）局（沖縄総合事務局含む）の全国11箇所で開催しており、当該シンポジウムには、地域金融機関をはじめ、商工団体、事業者、消費者、地方自治体、学識者等の多数の関係者にご参加いただきました。また、シンポジウム及び顕彰の結果については、金融庁と各財務局等のウェブページで公表を実施しております。こうした取組みを通じて、各地域金融機関における地域密着型金融の取組みについて、広く知見・ノウハウの共有化等を図ることができたと考えています。

また、地域金融機関の地域密着型金融の取組みに対する利用者等の評価に関するアンケート調査の結果によると、地域密着型金融の取組み姿勢についての積極的評価は、前年度に比べ僅かながら上昇しています。

（3）金融機能強化法の適切な運用

①取組内容

- ア. 平成20年12月に改正された金融機能強化法の本則に基づき、資本参加を行った北洋銀行、福邦銀行及び南日本銀行の新しい経営強化計画について、23年8月に承認しました。
- イ. 23年6月に改正された金融機能強化法の震災特例に基づき、以下の通り、10金融機関に対して資本参加を実施しました。
 - 23年9月実施：仙台銀行、筑波銀行
 - 23年12月実施：七十七銀行
 - 24年1月実施：相双信用組合、いわき信用組合
 - 24年2月実施：宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫、あぶくま信用金庫
 - 24年3月実施：那須信用組合
- ウ. 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況の報告がなされ、23年3月期（13金融機関）については同年8月に、23年9月期（15金融機関）については翌年2月にその内容を公表しました。

②評価

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画の履行状況については、法令上、半期毎に当局に報告がなされ、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとされています。

なお、23年に改正された同法の震災特例においては、東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、震災の影響を受けた金融機関等による積極的な活用を促す観点から、経営強化計画の策定において、経営責任の明確化や収益性・効率性等に関する目標設定を求めない等の弾力化が図られています。

このような枠組みの下、資本参加を行った金融機関の金融仲介機能が一層強化され、中小企業等に対する円滑な資金供給や震災からの復興に向けた多方面にわたる支援に結びつくことにより、地域経済の活性化や被災地域の復興に貢献していくものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いており、民間金融機関が自らの責任と判断により適切かつ積極的にリスクテイクを行うとともに、それにふさわしい適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、十全なる金融仲介機能を積極的に発揮していくことが重要であるとの基本的考え方に沿って、引き続き、きめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮の促進に向けて施策の展開を図る必要があります。

また、地域金融機関は、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮や地域の面的再生への積極的な参画、地域や利用者に対する積極的な情報発信といった地域密着型金融の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要であると考えています。当局としては、各種ヒアリング等を通じて、地域密着型金融を推進するための態勢整備をはじめ、地域金融機関の取組みの状況を引き続きフォローアップしていく必要があります。また、各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図るとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）の開催や、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対する顕彰の実施を引き続き行っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
関係機関等との連携強化に必要な経費	①②	予算 <継続>	3,077 千円
個人債務者私的整理支援事業費補助金	①	予算 <継続>	633,083 千円
被災者支援施策に係る周知広報等に必要な経費	①	予算 <継続>	43,598 千円
円滑化法の期限到来を踏まえた中小企業等への支援に関する経費	①	予算 <新規>	—
参事官（事業再生支援担当）の設置	①	機構・定員	
中小企業の事業支援の担い手の多様化・活性化に係る体制整備	①	機構・定員	
中小企業の経営改善・事業再生を円滑に推進させるための体制整備	①	機構・定員	

平成23年度実績評価書

金融庁23(施策Ⅲ-3-(1))

施策名	金融行政の透明性・予測可能性の向上					
施策の概要	金融庁では、金融規制のさらなる質的向上(ベター・レギュレーション)を目指し、職員の心構えや今後の監督手法の進化の方向性の柱を示しています。その柱の1つである「行政対応の透明性・予測可能性の向上」は、金融機関における業務運営の安定性を確保する等の点で重要です。情報発信の強化などを通じて、行政対応について金融機関の側から見た予測可能性をさらに向上させることなどを目指します。					
達成すべき目標	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
法令外国語訳の推進	法令外国語訳の公表数	6	22年度	前年度より増加	23年度	4

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 以下の成果に基づき、行政の透明性・予測可能性の向上を図ることができたため、23年度の達成度を「A」としました。 ・金融庁及び財務局等が行った行政処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ四半期ごとに公表 ・検査マニュアルや監督指針等を整備し、検査・監督上の重点項目・着眼点を一層明確化等 金融行政に関する広報について、金融の国際的品格を踏まえ、英語での情報発信など海外広報の充実を図る等、従来通りの取組みを進める必要があることから、端的な結論は「I」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 国内のみならず対外的に我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信していくことは、我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために有効であると考えます。また、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政のために、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るためには、行政処分の公表、ノーアクションレター制度等の適切な運用、金融検査に関する情報、監督指針等の公表に努めることが必要です。</p> <p>(2)効率性 検査・監督に関する基準の設定や、実施した検査や行政処分の事例等を金融庁ウェブサイトを通じて公表することを主な手段としており、必要最小限のコストで効率的に施策を実施することができたと考えています。 行政処分の公表は、同様事案の発生の抑制に資するものと考えられ、またノーアクションレター制度等の適切な運用、金融検査に関する情報・監督指針等の公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資すると考えられるなど、効率的な手法により、金融機関等に情報提供を行いました。</p> <p>(3)有効性 金融検査や行政処分に関する情報、監督指針、幹部講演等の公表は金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであり、実務者レベルでの対話の充実、情報発信の機会の拡充についても、相応の進捗が見られました。これらのことから、これらの業務は施策の達成に効果を発揮しているものと考えています。</p>

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>		
<p>政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務企画局政策課広報室「金融庁ウェブサイトへのアクセス件数」 ・ 総務企画局政策課広報室「金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービス登録件数」 		
<p>担当課室名</p>	<p>監督局総務課、総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局政策課広報室、検査局総務課、総務企画局企画課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>

平成 23 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－３－（１）

金融行政の透明性・予測可能性の向上

1. 達成目標等

達成目標	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること
目標設定の考え方及びその根拠	我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の取組みを進める必要がある。 【根拠】金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）
測定指標 （目標値・達成時期）	・法令外国語訳の公表数（前年度より増加、23 年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・実施した行政処分公表実績＜内容・件数＞ ・金融検査指摘事例集の公表実績 ・監督指針等の改正実績及び検査マニュアル等の改定実績 ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・和英両文による報道発表等件数 ・法令等遵守調査室に寄せられた情報件数（うち受付対象件数及び受付対象外の件数）、調査着手件数

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・検査・監督上の着眼点、重点項目を明確化すべく、検査マニュアルや監督指針等の整備を進める。 ・また、今回の東日本大震災の影響により、金融機関による債務者の実態把握が困難な場合等を踏まえ、金融検査マニュアル・監督指針の特例措置を定めた。今後も、東日本大震災の被害の実態等を踏まえ、検査マニュアルの運用明確化等、適切かつ迅速に対応していく。
②行政処分についての透明性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁及び財務局等が行った法令違反等に対する不利益処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ速やかに公表することにより、金融行政の透明性の確保を図るとともに、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生の抑制を図る。

③検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実	・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえ重点的な検証課題に関する事例を盛り込んだ指摘事例集を作成・公表する。
④ノーアクションレター制度等の適切な運用	・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。
⑤金融機関等との対話の充実	・金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上及び当局における市場や金融セクターの動向の的確な把握のため、金融機関等とのヒアリングや意見交換会等を利用した対話の一層の充実に努める。
⑥法令外国語訳の推進	・規制・監督の透明性・予見可能性の向上の観点から、引き続き、金融庁所管のニーズの高い法令の外国語訳を行い、金融庁ウェブサイトにおいて公表を行う。
⑦金融行政に関する広報の充実（再掲）	・様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。 ・金融庁ウェブサイトの内容の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。 ・海外向け情報発信の充実・強化を図るため、記者会見・講演、重要な政策の説明をはじめ、主に外資系金融機関・海外に拠点を持つ金融機関に関する報道発表等について、和英両文による報道発表を推進するほか、海外プレス・ブリーフィングを実施する。
⑧金融庁法令等遵守調査室の積極的活用	・信頼される金融行政の確立に資するよう、今後とも法令等遵守調査室を活用していく。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし

4. 平成23年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化

①取組内容

金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化している状況を踏まえて、以下のとおり監督指針等の改正等を行い、検査・監督上の着眼点等を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な検査・監督を行いました。

- ・主要行等向けの総合的な監督指針（23年4月、7月、9月、11月、24年3月改正）
- ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（23年4月、5月、7月、9月、11月、24年3月改正）
- ・保険会社向けの総合的な監督指針（23年6月、9月、11月、24年3月改正）
- ・少額短期保険会社向けの監督指針（23年5月、6月、9月、24年3月改正）

- ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（23年9月、24年2月、3月改正）
- ・信託会社等に関する総合的な監督指針（23年9月）
- ・貸金業者向けの総合的な監督指針（23年7月、24年3月改正）
- ・事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（23年6月、7月、11月改正）
- ・平成23事務年度主要行等向け監督方針（23年8月制定）
- ・平成23事務年度中小・地域金融機関向け監督方針（23年8月制定）
- ・平成23事務年度保険会社等向け監督方針（23年8月制定）
- ・平成23事務年度金融商品取引業者等向け監督方針（23年8月制定）
- ・平成23事務年度検査基本方針（23年8月制定）
- ・金融検査マニュアル（23年7月、11月、24年1月改定）
- ・金融検査マニュアル別冊（24年1月改定）
- ・保険検査マニュアル（24年1月改定）

②評価

金融検査マニュアル・監督指針等の公表により、検査・監督上の重点項目が明確化されたことで、金融行政の透明性・予測可能性が向上したものと考えています。

（2）行政処分についての透明性の向上

①取組内容

行政処分を行った場合には、他の金融機関における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、公表しています（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関の経営改善に支障が生ずるおそれのある場合を除く）。

また、法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分の実施状況を「行政処分事例集」として取りまとめ、公表・更新しています。

②評価

金融庁及び財務局等が実施した法令違反等に対する不利益処分を公表することで、金融行政の透明性の確保が図られるとともに、他の金融機関における予測可能性が高まり、同様の事案の発生が図られたものと考えています。

（3）検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実

①取組内容

金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるなどの観点から、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となるような事例をとりまとめ、「金融検査結果事例集」として毎年公表してきています。23年7月に公表した事例集は、304事例（評定事例25事例、指摘事例279事例）を掲載しました。このほか、「別冊」として、「新たな形態の銀行」（115事例）、「システムリスク管理態勢」（22事例）、「信託業務」（44

事例)、について事例集を作成しています。これらは、近時、金融機関のビジネスモデルの多様化等が進む中、他の金融機関にとって参考となる事例が蓄積されたことから、公表したものです。

また、24年2月に公表した事例集は、135事例（評定事例8事例、指摘事例127事例）を掲載しています。

近年の検査では、金融機関における問題点を指摘することに終始するのではなく、優れた点があれば積極的に評価することとしています。本事例集では、「金融円滑化編」において、金融機関のコンサルティング機能の発揮が中小企業等の業況改善に繋がったとして評価できる事例を多く掲載しています。

なお、公表した事例集について、金融機関へのフィードバックの強化の充実の観点から、各業界団体に対して説明会の実施等（11件）を行っています。

②評価

上記のように内容を充実させた金融検査結果事例集等の公表・説明会の実施等により、検査結果に関する情報が金融機関に還元されたことで、金融行政の透明性・予測可能性が向上したものと考えています。

（4）ノーアクションレター制度等の適切な運用

①取組内容

ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために金融庁ウェブサイト等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図っています。なお、23年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績は5件で、制度創設からの累計は44件に、また、一般法令照会制度に関する回答実績は0件で、制度創設からの累計は2件となっています。

②評価

ノーアクションレター制度等については、制度創設以降全ての照会内容及び回答内容を公表するなど適切な運用をすることで、金融行政の透明性・予測可能性の向上につながったものと考えています。

（5）金融機関等との対話の充実

①取組内容

金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上及び当局における市場や金融セクターの動向の的確な把握のため、各業界団体や金融機関とのヒアリングや意見交換会等を行い、対話の一層の充実に努めました。なお、23年度における各業界団体との意見交換会の開催実績は69件となっています。

②評価

金融機関等と当局との間で積極的な意見交換を行い、対話の充実に努めたことは、金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであったと考えています。

(6) 法令外国語訳の推進

①取組内容

海外当局・外国金融機関とのコミュニケーションの円滑化等を図るため、銀行法、金融商品取引法及び保険業法等の主要法律を中心に法令外国語訳を推進してきたところです。23年度においても、主要法律に加え、外国金融機関や海外投資家に関連性が高い政府令についても英訳作業を進め、金融庁ウェブサイト等において公表を行いました。

②評価

法令外国語訳の推進は、海外当局・外国金融機関とのコミュニケーションの円滑化等や規制・監督の透明性・予見可能性の向上に資するものであることから、外国金融機関や海外投資家に関連性が高い法令等について、速やかに金融庁ウェブサイト等において公表を行えるよう、引き続き作業を進める必要があると考えています。

(7) 金融行政に関する広報の充実

①取組内容

当庁では、閣議後（毎週2回）の大臣記者会見、重要な報道発表時に実施している副大臣・大臣政務官会見（計4回）や事務方による記者ブリーフ（計85回）に、記者クラブに加えて雑誌・専門誌・フリーのジャーナリスト等の参加を前年度より認めており、本年度も引き続き積極的に会見等の開催を案内し、当庁の施策・考え方を発信・説明する機会の充実に取組みました。

また、毎月の報道発表の中から関心が高いと思われる施策については、金融庁ウェブサイト上で公表している日本語版月刊広報誌「アクセスFSA」及び英語版月刊広報誌「FSA Newsletter」を活用し、担当課室が作成した分かりやすいオリジナルの原稿を用いて周知に努めました。

特に、国民にとって重要と考えられる施策（「中小企業金融の円滑化」、「商品券（プリカ）の払戻し」、「ヤミ金業者にご注意」等）については、ラジオ（計2回）、インターネットテレビ（計5回）、携帯端末（計4回）の政府広報枠を活用し、簡明な表現での広報活動に努めました。

日本に未曾有の被害をもたらした東日本大震災に関する情報発信については、政府全体の取組みと平仄を合わせて、被災者の方々が迅速に必要な情報にアクセスできるよう、「預金者」、「借り手」等の金融サービス利用者の特質に応じて情報を整理した特設ウェブページ（「東日本大震災 関連情報」）を開設しました。

特に、当初従来の報道機関等では被災者への情報伝達に限界があったこと等から、

情報発信手段を多様化するために、携帯電話向けの「金融庁モバイルサイト」や「金融庁twitter」も立ち上げました。

さらに、財務局等と連携して、きめの細かい配布活動にも取り組み、個々の避難所にまでポスターや壁新聞が掲示されるよう、多角的な情報発信を行いました。

金融庁ウェブサイトの利用者利便の向上については、23年10月には、ウェブサイト内の経路分析等、より詳細なアクセス解析を行う為の新たなツールを導入しました。また、24年3月、トップページのレイアウトの見直しを実施しました。具体的には、冒頭部の帯状の主要項目をより使い勝手が良くなるように工夫を行うとともに、トップページのインデックスやリンクを整理・集約しました。

②評価

記者会見をはじめとする情報発信については、記者クラブと共に専門紙や雑誌などの記者が定例の閣議後大臣会見等に参加することは、既に定着しており、多様な立場からの取材を許容することで、金融行政の一層の透明性を確保し、より多くの記者の参加を得ることで、金融行政に対する関心・注目度を高める効果がありました。

また、多様な政府広報の手段を積極的に活用したことで、様々な金融サービス利用者の手元に情報提供を行いました。

東日本大震災への対応については、必要な情報を特設ウェブページ「東日本大震災関連情報」上に集約して掲載し、利用者の方々にワンストップで利用できる環境を提供し続け、23年4月の1ヶ月間だけで約4万件のアクセスを得るなど、多くの方々に活用頂くことができたと考えています。

本年度より新たに立ち上げた「金融庁モバイルサイト」についても、携帯電話の主要事業者からの評価を得て、事業者の震災特設サイトのトップページで紹介されました。同サイトには、23年4月の1ヶ月間で約20万件のアクセスがあり、多くの方々に利用して頂けたと考えています。

「金融庁 twitter」については、当初は震災関連の情報を中心に発信していましたが、情報発信の対象を金融庁の施策全般に広げたことにより、24年3月末時点で4,600人の登録・利用を頂いています。

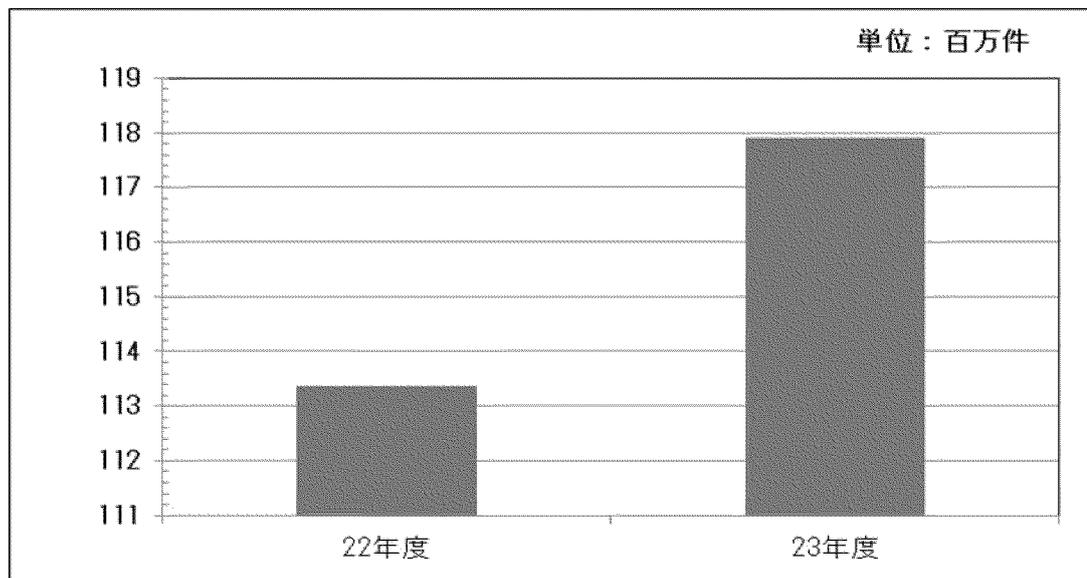
金融庁ウェブサイトについては、トップページの見直しを実施したことにより、情報の整理・集約を通じて利便性の向上を図ることができたと考えています。

ア. 金融庁ウェブサイトへのアクセスの状況

当庁ウェブサイト全体のアクセス件数（23年度：1億1,790万件）は対前年度比で4%増加しています。他方で、金融庁ウェブサイトのトップページへのアクセス件数についてみると、23年度は800万件にとどまり、前年度（1,006万件）と比べ

て減少しています。

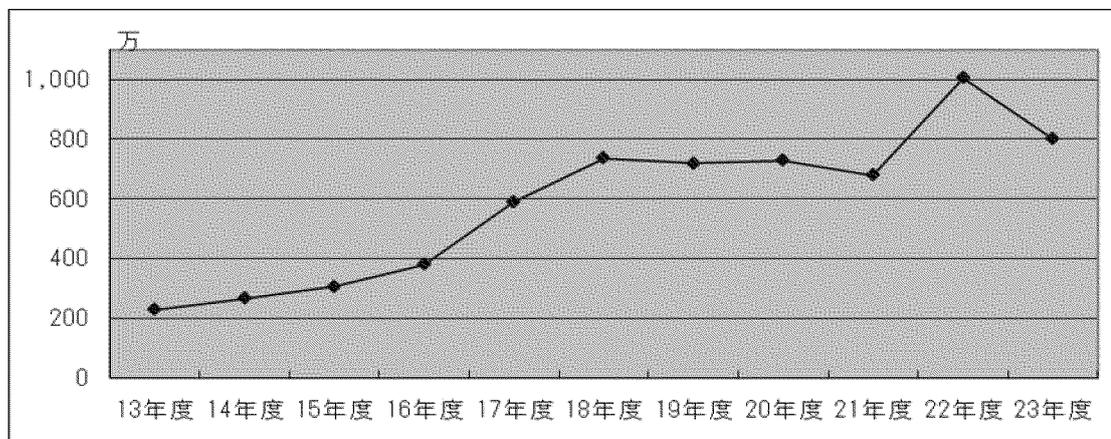
【資料1 金融庁ウェブサイト全体のアクセス件数】



(出所) 総務企画局政策課広報室調

【(参考) 金融庁ウェブサイトトップページへのアクセス件数】

(単位：万件)



(出所) 総務企画局政策課広報室調

(参考)

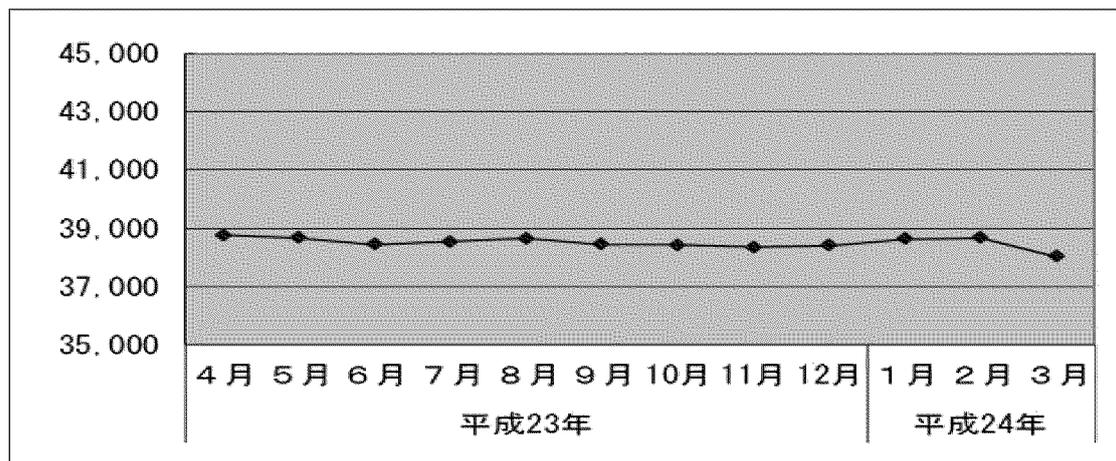
トップページのアクセス件数が減少した要因としては、前年度は東日本大震災によりトップページへのアクセス件数が急増したことや、本年度から「金融庁 twitter」を開設したことにより、トップページを経由せずに必要な情報にアクセスする機会が増えたことなどが推測されます。

イ. 金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービスへの登録状況

利用者が予めメールアドレスを登録すると、更新情報を日々電子メールで案内する「新着情報メール配信サービス」を提供しています。23年度は、概ね3万8千件程度で推移しています。

【資料2 金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービス登録件数】

(単位：件)



(出所) 総務企画局政策課広報室調

(8) 金融庁法令等遵守調査室の積極的活用

①取組内容

当庁における法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室（以下、調査室という。）を15年6月から設置しています。調査室においては、当庁の行為（当庁職員の行為を含む。）にかかる法令等遵守に関する情報を広く外部からも求めるため、当庁ウェブサイトを活用した周知を行い、郵便、ファックス、ウェブサイト等の方法により情報を受け付けています。

調査室に寄せられた全ての情報について、法律の専門家である調査室員の合議により、当庁の法令等遵守に関する情報に該当するか否かを確認しています。

23年度に調査室に寄せられた情報（135件）のうち、当庁の法令等遵守に関するものはありませんでした。なお、受付対象外となった情報は、主に金融機関とのトラブルや相談等であり、調査室においては、これらの情報についても関係部署に回付するなど適切に対応しています。

②評価

上記のとおり、調査室の積極的活用に向けた取組みを進めてきたことは、信頼される金融行政の確立に資するものであったと考えています。

検査・監督に関する基準の設定や、実施した検査や行政処分の事例等を金融庁ウエ

ウェブサイトを通じて公表することを主な手段としており、必要最小限のコストで効率的に施策を実施することができたと考えています。

行政処分の公表は、同様事案の発生の抑制に資するものと考えられ、またノーアクションレター制度等の適切な運用、金融検査に関する情報・監督指針等の公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資すると考えられるなど、効率的な手法により、金融機関等に情報提供を行いました。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に応じて、引き続き、

- ①検査・監督上の重点項目や着眼点を明確化
- ②行政処分事例集の更新・公表による金融機関における予測可能性の向上
- ③金融機関との対話の充実
- ④重要政策の外国語訳の推進や金融庁ウェブサイトの充実

等に努める必要があります。

また、ノーアクションレター制度等については、民間の金融分野における新商品・サービス創出活動に資する観点から、制度的的確な運用に努めるとともに、金融庁ウェブサイトへの掲載等を通じ、同制度および一般的な法令解釈に係る書面照会手続の一層の周知徹底を図ることにより、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底の透明性・金融機関の予測可能性の更なる向上を図っていく必要があります。

更に、金融行政に関する広報について、金融の国際的性格を踏まえ、英語での情報発信などの海外広報の充実を図る等、取組みを進める必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

業務支援基盤整備に係る施策

平成23年度実績評価書

金融庁23(業務支援基盤整備に係る施策1-(1)-①)

施策名	職員の育成・強化のための諸施策の実施					
施策の概要	<p>高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要です。</p> <p>こうしたことから、職員の資質の向上に向け、国内外の関係機関や大学院等への派遣を通じた人材育成、各専門分野における計画的な人事・任用や民間専門家の積極的な採用・登用など、様々な方策に取り組んでいく必要があります。</p>					
達成すべき目標	職員の資質の向上を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(百万円)		—	—			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
高度な専門知識を有する職員の確保・育成	研修生による研修内容に関する評価結果	—	—	平均3以上	23年度末	4.0

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 専門性の高い職員の確保・育成のため、国際機関、海外監督当局等への出向の拡大、各専門分野(銀行・保険・証券・市場・開示及び官房)を軸とした各職員の計画的な人事・任用、民間専門家の登用などを行ったものの、更なる職員の専門性の向上を図る必要があることから、23年度の達成度は「B」と評価しました。 他方、職員の資質の向上を図るため、今後とも新たな施策の検討を行い、着実に実施していく必要があることから、端的な結論を「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融は経済活動を支える血液とも言うべき性格を有しており、金融行政の舵取りは経済活動・国民生活に多大な影響を与え得るものです。このため、金融庁には、金融が経済活動を支える役割を十全に発揮できるよう、幅広い視野に基づく政策展開が求められています。こうした要請に対応していくためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要です。</p> <p>(2)効率性 高度に専門化・複雑化する金融行政に的確かつ迅速に対応するため、国内外の関係機関や大学院等への派遣を通じた人材育成、各専門分野における計画的な人事・任用や民間専門家の積極的な採用・登用などにより、職員の専門性の向上を図っています。他方、こうした取組みも予算や定員の制約があることから、各種研修や民間専門家の採用・登用についても、その必要性について、引き続き見直しながら実施していく必要があります。</p> <p>(3)有効性 職員の資質の向上については、短期的に効果が現れるものではありませんが、職員の専門性向上に係る人事面の取組み等を実施するとともに、その効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくことで、引き続き職員の資質の向上に取り組んでいく必要があると考えています。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	該当なし		
担当課室名	総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課	政策評価実施時期	平成24年9月

平成 23 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤整備に係る施策 1－(1)－①

職員の育成・強化のための諸施策の実施

1. 達成目標等

達成目標	職員の資質の向上を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要である。 【根拠】ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）、金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）
測定指標 （目標値・達成時期）	・研修生による研修内容に関する評価結果（5段階評価で平均3以上・23年度末）
参考指標	・民間専門家の在職者数

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①高度な専門知識を有する職員の確保・育成	・ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けての取組みとして、国内外の大学院への派遣や職員が参加しやすい形式での専門研修の実施等の研修の充実や、職員の民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化を図る。 また、高度な専門的知識を有する弁護士や公認会計士、金融・証券の専門知識を有する金融実務経験者など民間専門家の確保に努めていく。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 23 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 高度な専門知識を有する職員の確保・育成

①取組内容

ア. 職員の育成のための出向・留学

(ア) 専門性を高め経験の幅を広げるための出向の拡大

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向の拡大を図りました¹。

また、更に多くの職員が専門性の習得や国際性の涵養が図れるよう、国内外の

¹ 【23 年度の新規派遣先】在 EU 代表部、ジェトロ・香港センター、マレーシア証券委員会

出向希望先と職員受入れの交渉を積極的に行っており、24年度以降も引き続き出向の拡大を図ることとしています。

(イ) 大学院への留学

職員に専門知識を習得させ、専門の見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っており、23年度は、修士課程のみならず、博士課程の派遣も行いました。

また、引き続き留学や客員研究員の派遣に積極的に取り組んでいくこととしています。

イ. 各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示及び官房）に振り分け、当該分野及び関連分野を軸とした計画的な人事・任用を行いました。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進しており、これまでⅠ種職員の付いていたポストにⅡ・Ⅲ種職員を登用するなどの取組みを行いました。

ウ. 民間専門家の採用・登用等

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用しました。

また、より適切な人事配置や育成に活用するため、民間専門家の詳細なスキル等の把握に努めました。

エ. 職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上は必要であることから、これまでも国際機関等への出向や海外の大学院への派遣を積極的に行ってきましたが、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね5年以内を目途に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②留学は未経験だが一定の英語力がある者については、国際会議等に随行させるなどして経験を積ませる、③その他の職員については、役職別の研修に TOEIC 等の客観的な英語スコアの測定を組み込む、④英語研修の充実を図るなどの取組みを行うこととしました。

オ. 専門能力向上に資する研修の充実

23年度については、金融先端技術の進展に対応した専門的な研修である「先端金融商品研修」などを実施しました。全体では69コース（22年度68コース）の研修

を実施したところであり、総受講者数は6,808名(22年度6,772名)でした。受講生による研修内容に関する評価を各研修において測定したところ、平均評価点は5段階評価で4.0点(22年度4.0)となり、目標平均(3点)を上回る結果を示しました。

②評価

ア. 職員の育成のための出向・留学

(ア) 専門性を高め経験の幅を広げるための出向の拡大

積極的に国際機関や民間企業等に職員を出向させるとともに、出向先の拡大を図りました。また、出向後は、出向先の業務と関連性の高い部署に配属する取組みを継続的に行っています。更に多くの職員が専門性の習得や国際性の涵養が図れるよう、引き続き出向を促進していく必要があると考えています。

【資料1 出向の状況】

(単位：人)

	23年3月1日現在	24年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	7	10
民間企業等	5	6
地方自治体	1	1
大学教授	2	2
計	15	19

(出所) 総務企画局総務課調

(イ) 大学院への留学

積極的に国内外の大学院に職員の派遣を行うとともに、留学後は、専攻した分野と関連性の高い部署に配属する取組みを継続して行っていますが、職員の専門性向上のため、引き続き、こうした取組みを着実に実行するとともに、更に留学先の拡大を行う必要があると考えています。

【資料2 大学院への留学の状況】

(単位：人)

	22年度	23年度
国内大学院(法科、会計、IT、金融等)	9	11(1)
海外大学院(法科、MBA、公共政策等)	13	12
計	22	23(1)

※()内は、博士課程への派遣者数で内数。

(出所) 総務企画局総務課調

イ. 各専門分野における計画的任用

職員のキャリアパスに係る希望や適性等に配慮しつつ、金融行政の各専門分野において計画的な人事配置・人材育成を行うとの方針に基づき、専門性を意識した人事・任用や、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を継続的に実施しています。

今後は、更に各専門分野における職員の専門性向上のために、特に重要なポストを洗い出し、それらのポストを中心に計画的な人事・任用を行っていく必要があると考えています。

ウ. 民間専門家の採用・登用等

金融の複雑化・専門化に的確に対応し、国民に信頼される金融行政を確保していくため、これまでも弁護士、公認会計士、金融実務経験者などの民間専門家の採用・登用を積極的に行ってきましたが、今後は、中期的に金融行政に必要とされる専門知識・スキルを洗い出し、それらを担う人材の採用・育成方針について検討を進めるとともに、専門人材の中のコアとなる職員を計画的に育成していく必要があると考えています。

【資料 3 民間専門家の登用状況】

(単位：人)

	23年3月1日現在	24年3月1日現在
弁護士等	36	36
公認会計士	47	55
不動産鑑定士	7	7
アクチュアリー	8	8
研究者	3	2
情報処理技術者	17	18
金融実務経験者	205	212
計	323	338

(出所) 総務企画局総務課調

エ. 職員の国際面での対応力強化

上記のとおり、国際機関等への出向や海外大学院への派遣を積極的に行うとともに、派遣後は、国際関連部署等に配属する取組みを継続して行っていますが、今後は、職員の国際面での対応力強化のため、更に出向・留学先の拡大を行う必要があると考えています。

また、これまでの取組みとともに、今後行うこととしている上記の取組みを、24年度以降着実に実行していく必要があると考えています。

オ. 研修の実施状況

研修については、今後、各部局において業務上のニーズを一層研修に反映させるため、各部局が主体的に研修内容の検証・見直しを行う必要があると考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

上記4.(1)②の評価で述べたような諸課題に着実に取り組んでいく必要があると考えています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成23年度実績評価書

金融庁23(業務支援基盤整備に係る施策2-(1)-①)

施策名	行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進					
施策の概要	<p>電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に即し、金融庁行政情報化推進委員会、金融庁情報システム調達会議の下、情報化統括責任者(CIO)、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの助言・支援を受けつつ、</p> <p>① 業務・システムの最適化の実施 ② 情報システム調達の適正化 の取組みを行うこととしました。</p>					
達成すべき目標	<p>①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ②情報システム調達の適正化を図ること</p>					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	337	15	280	210
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	131		
		合計(a+b+c)	337	146		
執行額(百万円)		77	146			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>達成目標① 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)等</p> <p>達成目標② 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等</p>					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
①業務・システムの最適化の実施 (ア)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」 (イ) EDINET	①・経費削減額 ・業務処理時間の短縮 注 (ア)単年度で約2.1億円(3年間で約6.2億円、いずれも試算値。以下、「単年度(3年間)」の試算値を示す。)の経費の削減及び約9,450日(3年間で約28,350日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。	7.0億円; —	平成20 年度	4.9億円; 約9,450 日	平成25 年度	目標年度未到来
	(イ)(a)単年度で約12.4億円(4年間で約49.6億円、いずれも試算値。以下「単年度(4年間)」の試算値を示す。)の削減 (※)開示書類等の利用者及び提出者である国民の利便性向上に伴うコストの削減額 (b)運用契約の見直しを行なうことにより、約1.6億円(4年間で約6.4億円)の削減が見込まれる。	13.9億円 — 7.3億円	平成19 年度 — 平成24 年度	7.3億円 ▲5.8億 円 5.7億円	平成23 年度 平成23 年度 平成29 年度	6.6億円 5.8億円 目標年度未到来。
②情報システム調達の適正化	②情報システムに係る政府調達案件(競争性のある契約方式による機器の調達を除く)の情報システム調達会議付議状況(100%、23年度末)	②100%	②平成 22年度	②100%	②平成 23年度	②100%

		<p>(1)23年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、23年5月に最適化計画を変更し、新システム稼働(25年1月)に向け、作業を進めていますが、18年に策定した計画に比べると全体的に進捗が遅れているため、23年度の達成度を「B」としました。 このように、同最適化計画については、25年1月の新システム稼働に向けて、取組みを更に充実させていく必要があることから、端的な結論を「Ⅱ」としました。</p>
	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 「今後の行政改革の方針」において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされているほか、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされており、業務・システムの最適化及び情報システム調達の適正化に引き続き取り組んでいく必要があります。</p> <p>(2)効率性 情報システム調達会議において、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うほか、CIO補佐官が積極的に参画し、情報システムの調達仕様書・見積書等の確認を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図りました。</p> <p>(3)有効性 運用段階の「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、業務処理時間及び経費について所期の削減目標を達成しています。設計・開発段階の「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」についても、業務・システム最適化計画を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれます。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>該当なし</p>
----------------------------------	-------------

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局総務課情報化統括室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤整備に係る施策 2-(1)-①

行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進

1. 達成目標等

達成目標①	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費削減額 ・ 業務処理時間の短縮 →各測定指標の目標値及び達成時期 <p>(1) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」 <u>目標値</u>：単年度で約 2.1 億円（3 年間で約 6.2 億円、いずれも試算値。以下、「単年度（3 年間）」の試算値を示す。）の経費の削減及び約 9,450 日（3 年間で約 28,350 日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。 <u>達成時期</u>：平成 25 年度</p> <p>(2) EDINET <u>目標値</u>：(a) 単年度で約 12.4 億円（4 年間で約 49.6 億円、いずれも試算値。以下「単年度（4 年間）」の試算値を示す。）の削減が見込まれる。(b) 運用契約の見直しを行なうことによって、約 1.6 億円（4 年間で約 6.4 億円）の削減が見込まれる。 <u>達成時期</u>：(a) 平成 23 年度、(b) 平成 29 年度</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子開示システム（EDINET）の稼働率 ・ EDINET サイトへのアクセス件数

達成目標②	情報システム調達の適正化を図ること
-------	-------------------

目標設定の考え方及びその根拠	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」とされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等
測定指標 (目標値・達成時期)	・情報システムに係る政府調達案件(競争性のある契約方式による機器の調達を除く)の情報システム調達会議付議状況(100%、23 年度末)
参考指標	・随意契約比率(企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース)

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」の着実な推進	・平成 24 年度までに情報システムの開発等を行い、金融検査・監督・証券取引等監視の 3 業務のデータベースの統合等を行い、関係部局間において情報の適時利用や情報連携の強化を行うこと等により、業務効率の向上を図っていく。
②「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」の着実な推進	・「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、国際水準を踏まえたXBRL(財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピューター言語)の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために、必要なシステム開発を行うことで、投資家等の利便性の向上を図る。
③情報システム調達の適正化	・情報システムに係る政府調達案件については、「情報システム調達会議」に付議し、調達の必要性、契約方針、契約内容等の妥当性の審議を行う。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 23 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 業務・システムの最適化の実施

①取組内容

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、平成 23 年 5 月に最適化計画を改定し、新システムの稼働時期を平成 25 年 1 月としました。21 年 10 月までに要件定義を確定し、23 年 3 月に設計工程を完了、変更後の計画どおり 24 年 3 月に結合テストを完了しました。今後、25 年 1 月の新システム稼働に向け総合テスト等を進めていく予定です。

「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、21年12月の最適化計画の改定に基づき、国内外の企業や投資家による投資活動の維持・促進を図るため、タクソミの基本的な部分を国際標準技術仕様に準拠させて、開示情報の国際的な比較・分析を可能とするための開発を行いました。

②評価

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」について、変更後の計画どおり、結合テストについて24年3月に作業を完了しましたが、18年に策定した計画に比べると、全体的に進捗が遅れています。

「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」についても、経費は削減目標▲657,240千円に対して実績▲671,266千円、業務処理時間は削減目標どおり▲9,356時間の削減を達成しました。また、国民の利便性を図る指標として新たに設けた「稼働率」等についても目標値を達成しました。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

業務・システムの最適化の実施については、「今後の行政改革の方針」及び「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務の業務・システム最適化計画」の状況を踏まえ、引き続き最適化の実施に向けてシステム設計・開発を行う必要があります。

情報システム調達の適正化については、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を踏まえ、引き続き情報システム調達の適正化に取り組んでいく必要があります。また、「情報システムに係る政府調達の基本方針」（平成19年3月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、引き続き調達の公平性・透明性の確保を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
金融庁業務支援統合システムの開発に必要な経費	①	予算 <継続>	209,848千円

平成23年度実績評価書

金融庁23(業務支援基盤整備に係る施策2-(2)-①)

施策名	専門性の高い調査研究分析の実施					
施策の概要	<p>近年の金融をめぐる情勢の変化をみると、サブプライム問題に端を発する金融危機、情報通信技術の発達による金融取引の多様化、業態の垣根を越えた金融コングロマリットの出現や、金融危機の背景にある証券化等の技術を利用した金融商品の急速な発達といったように、高度化、複雑化、国際化が急激に進んでいます。</p> <p>このような金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な金融行政の運営を確保していくため、実務のニーズに即した短期的調査分析に加え、中・長期的な視野に立った専門性の高い調査研究を行うとともに、学術研究との架け橋となって庁内へのフィードバックを一層充実させることとしています。</p>					
達成すべき目標	的確な調査研究分析を通じて金融行政の専門性・先見性向上に資すること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	13	11	16	15
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	13	11	-	-
執行額(百万円)	7	4	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。 ・調査研究分析成果の作成実績(研究論文・レポート等の本数・分野数) ・コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況 (1)23年度の達成度 B (2)端的な結論 II 【達成度及び端的な結論の判断理由】 金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っている他、望ましい金融規制・監督の在り方等について、官字を中心とした国際コンファレンスを開催しました。このように前年に引き続き金融行政の遂行に資する研究の実施、各部局と連携した研究体制の構築等を進めました。今後、金融の国際的な潮流も踏まえつつ、各部局の当面の課題にとどまらず、中長期的な金融行政の質の向上につながる調査・研究を進めるとともに、我が国からの対外的な発言を強化していく必要があるため、23年度の達成度を「B」、端的な結論を「II」としました。
	(1)必要性 近年の金融危機の背景には、急激に高度化、複雑化、国際化が進んだ金融環境があり、また、諸外国の金融規制環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みれば、今後、こうした変化に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保するとともに、国際的な議論に対するわが国の積極的な貢献を図るため、以前にも増して、金融行政に関わる重要分野において専門性が高く、かつ実務に役立つ調査研究の実施が必要であると考えられます。また、金融行政の専門性の向上のために、その成果の職員等への還元を図っていくことが欠かせないと考えられます。23年度においても、より一層の研究体制の強化のため、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しています。

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2)効率性 研究官等による研究結果の庁内外への公表は、基本的にセンターウェブサイト上での公表を主として行っています。また、調査研究については、常勤の研究官にとどまらず、非常勤の特別研究員の活用がなされています。23年度においても、「特別研究員」を公募し、広く日本の国公立大学・シンクタンク等において金融に関する研究を行っている者の中から、センターが指定する研究プロジェクトに取り組み、金融行政とアカデミズムの架け橋となる最適な人材を確保するようにしています。</p> <p>(3)有効性 研究官等の調査研究成果のフィードバックや、外部有識者を招いて行った研究会・勉強会等を通じ、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であったと考えられます。さらに、実務的かつ時宜を得たテーマを選定し、対外広報を充実させたこと等から、国際機関、在日大使館、金融機関、研究者を中心に、「アジア市場の統合と金融革新」には545名の参加者を得、「金融規制とマクロ政策の新しいパラダイム～新興市場の視点から～」には59名の参加者を得、各国の現状を踏まえた活発な議論がなされました。こうした過程において、金融行政とアカデミズムとの間のネットワークが強化されたことは今後、(外部)アカデミズムの知見の一層の活用に資するものであり、金融行政の専門性の向上につながるものと考えられます。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センター「平成23年度ディスカッションペーパー」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/23.html) ・センター「国際コンファレンス(金融規制とマクロ政策の新しいパラダイム～新興市場の視点から～)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20111212.html) ・センター「国際コンファレンス(アジア市場の統合と金融革新)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20120410.html) ・センター「研究会」(http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html) ・センター「金曜ランチオン」(http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html) ・その他センター主催の会合の開催・参加者・招聘者実績
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企画課研究開発室、総務企画局企画課調査室、総務企画局政策課市場分析室、監督局総務課監督企画室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成 23 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤整備に係る施策 2 - (2) - ①

専門性の高い調査研究分析の実施

1. 達成目標等

達成目標	的確な調査研究分析を通じて金融行政の専門性・先見性向上に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を活用して、専門的かつ客観的裏づけに基づいた金融行政の遂行を図る。
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究分析成果の作成実績（研究論文・レポート等の本数・分野数） ・ コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績

2. 平成 23 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融環境の変化に応じた調査研究分析等の実施	・ 金融に関する様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を国内外に適切に情報発信するとともに、行政運営に適切に活用する。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 23 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融環境の変化に応じた調査研究分析等の実施

①取組内容

ア. 調査・研究・分析の実施

平成 23 年度における主な調査・研究・分析は以下のとおりです。

(ア) 金融環境の変化に伴う金融行政等政策対応に関する実証的・理論的研究

1990 年代のいわゆるバブル経済の崩壊やサブプライム問題に端を発する金融危機などに見られるように金融資産価格の急激な変動は、経済に大きな影響を与えます。このことに鑑み、欧米等各国の監督当局が、実際にどのようなマクロ健全性監督手法を活用して金融システム全体のリスクを把握し対処しているのか

調査を行いつつ、フォワードルッキングな金融行政等の政策、また事後的に経済危機の影響を緩和し、より早い経済の回復を図るための政策を検討するため、実証的・理論的調査研究を行っています。23年度は、①マクロプルーデンス体制の構築に向けた取組み、②Too big to failにかかる調査研究を行いました。また、金融危機後の規制改革の現状を、グローバルな視点並びにアジアからの視点で把握した上でアジアの金融市場での課題を抽出し、今後の金融危機防止策及びアジア諸国に対するインプリケーションについて検討するため、国際コンファレンス「アジア市場の統合と金融革新」を開催しました。

(イ) 資産運用業に関連する課題の実証的研究

「貯蓄から投資」、「市場型間接金融」への流れの中で、資産運用業の重要性が高まっていることを受け、資産運用業に関連する課題の実証的研究を行っています。23年度は、①株式公開買付アナウンス前後の超過リターンと超過売買高—勧告・告発事例の諸特徴—、②CDS^{*1}市場と株式市場における価格発見—構造変化を考慮した時系列モデルによる検証—、③日本のCDS市場と株式市場の相関関係とその変動要因、④Why Does the Law of One Price Fail in Japanese ETF Markets、⑤Determinants of the CDS Spreads of Japanese Firms Before and After the Global Financial Crisisにかかる実証的研究を行いました。

(ウ) コーポレート・ガバナンスに関する調査

平成22年3月以降、金融庁において①コーポレート・ガバナンス体制、②役員報酬、③株式保有の状況、④議決権行使の結果に関する開示の充実が行われています。様々な観点から「情報の透明性」が求められている近年の環境の中で、金融当局による適切な開示政策の立案・運営が期待されています。特に、国内外の投資家のわが国のコーポレート・ガバナンスに対する関心は非常に高く、その開示の充実の効果について実務・学術の両面からより深く理解することが必要であります。このため、金融庁が行ったコーポレート・ガバナンスに係る開示の充実について、役員報酬に係る情報開示を中心に、その経済学的意味、および位置づけを明確にするため、23年度は、①経営者報酬に関する研究動向、②Credit Rationing, Earnings Manipulation, and Renegotiation-Proof Contractにかかる調査研究を行いました。

また、今後のわが国上場会社等のコーポレート・ガバナンスはどうあるべきか「社外取締役の選任促進の方法（法的義務化か上場ルールか）、社外取締役の機能を支える補完的な制度の整備（人材の供給や独立性の判断の仕組み）」について検証するため、機関投資家と社外取締役の役割を鮮明にする調査研究を行っています。23年度は「変貌する日本企業の所有構造をいかに理解するか—

^{*1} クレジット・デフォルト・スワップ (Credit Default Swap)

内外機関投資家の銘柄選択の分析を中心として」の調査研究を行いました。

(エ) 海外の投資信託・投資法人制度に関する調査

わが国では、1990年代後半以降、投資信託をめぐる様々な制度改正が行われてきました。1998年の投信・投資法人法への改正、2001年の不動産投資信託・投資法人（J-REIT）の導入、ETFの発展などが挙げられています。また、2010年6月公表の「新成長戦略」に基づき、投資信託・投資法人法制については、幅広い観点から見直しの検討を行い、平成25年度までに制度整備を行うことが予定されており、金融審議会「投資信託・投資法人税制の見直しに関するワーキング・グループ」において検討が進められております。今後の制度整備に当たって参考とするために、他国の同種法制について調査することは有用であることから、23年度は「海外の投資信託・投資法人制度」の調査研究を行いました。

イ. 庁内フィードバックの充実

(ア) 国際コンファレンス

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等について、官学を中心とした国際コンファレンスを開催しています。23年度は、日本がアジアの中で金融研究のプラットフォームとしての役割を果たし、コンファレンスでアジアの研究者・政府関係者、実務家がより活発に意見交換をするため、開催頻度を年2回としました。

うち1回は、「アジア市場の統合と金融革新」をテーマとして、日本証券業協会及び株式会社東京証券取引所グループとの共催により開催し、金融危機後の規制改革の現状を、グローバルな視点並びにアジアからの視点で把握した上でアジアの金融市場での課題を抽出し、今後の金融危機防止策及びアジア諸国に対するインプリケーションについて報告・議論を行いました。

うち1回は、「金融規制とマクロ政策の新しいパラダイム～新興市場の視点から～」をテーマとして、アジア開発銀行（ADB）との共催により開催し、世界的な金融危機を受けた国および国際レベルでの金融市場規制ならびにマクロ政策の枠組みの強化について、現状を調査するとともに、最近の動向について新興国の視点から評価を行うことを目的として報告・議論を行いました。

(イ) 研究会の開催

研究官等の研究活動の一環として、有識者等との検討を行う研究会を開催しています。23年度は、「会計基準と企業競争力に関する研究会」、「企業財務研究会」を、庁内関係部局の職員の参加も得て開催しました（23年度合計8回開催）。

(ウ) 昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催

学者や民間金融機関・製造業等の様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招聘し、主に金融・経済等の最前線にあたる内容をテーマにした勉強会を開催しました（23年度25回開催）。

②評価

ア. 調査・研究の実施

前記の取組内容に掲げた調査研究の成果は、11本の研究成果報告書としてまとめ、金融研究センター（以下「センター」という。）・ディスカッションペーパー（以下「DP」という。）として公表しました（下記表を参照）。

【資料1 23年度に公表したセンターDP】

公表日	DPタイトル
23年6月	「マクロプルーフデンス体制の構築に向けた取組み」
23年8月	“Determinants of the CDS Spreads of Japanese Firms Before and After the Global Financial Crisis”
23年8月	“Why Does the Law of One Price Fail in Japanese ETF Markets?”
23年8月	“Endogenous Alleviation of Overreaction Problem by Aggregate Information Announcement”
23年9月	“Credit Rationing, Earnings Manipulation, and Renegotiation-Proof Contract”
24年1月	「日本のCDS市場と株式市場の相関関係とその変動要因」
24年1月	「CDS市場と株式市場における価格発見—構造変化を考慮した時系列モデルによる検証—」
24年1月	「海外の投資信託・投資法人制度」
24年3月	「経営者報酬に関する研究動向」
24年3月	「株式公開買付アナウンス前後の超過リターンと超過売買高—勧告・告発事例の諸特徴—」
24年3月	「変貌する日本企業の所有構造をいかに理解するか—内外機関投資家の銘柄選択の分析を中心として—」

（出所）センター調

上記のとおり、多岐にわたる研究テーマについて研究成果を公表しており、金融環境に応じた、行政上も意義のある有益な研究を実施するという点について

一定の成果をあげることができたと考えられます。なお、これらの研究成果報告書の公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果報告書の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行いました。

イ. 庁内フィードバックの充実

(ア) 国際コンファレンスの開催

学術的な内容にとどまらない実務的かつ時宜を得たトピックスをテーマとしたこともあり、国際機関、在日大使館、金融機関、研究者を中心に、「アジア市場の統合と金融革新」には545名の参加者を得、「金融規制とマクロ政策の新しいパラダイム～新興市場の視点から～」には59名の参加者を得、各国の現状を踏まえた活発な議論がなされました。また他の研究機関との交流や、センターの情報発信機能強化にもつながったと考えています。

(イ) 研究会等の開催

庁内関係部局の職員及び有識者の参加を得た上で、研究会等を開催し、有意義な双方向の議論を行うことにより金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する金融行政上の理解が促進されたと考えています。また、そこで得られた情報や議論は今後、研究会報告書としてとりまとめてセンターウェブサイトにて公表することを予定しており、今後の金融行政を考える上での参考となることが期待されます。

(ウ) 昼休み勉強会（金曜ランチオン）の開催

昼休み勉強会（金曜ランチオン）については、庁内職員の多数の参加者を得て、合計25回開催しました。外部講師を招聘し、最先端の理論や実務経験を踏まえた講話を聞き議論する機会を設けることで、庁内職員の専門性・先見性の向上に貢献したと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

近年の金融危機のような、かつてない金融環境の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な金融行政の運営を確保し、かつ国際的な議論に対するわが国の積極的な貢献を図っていくため、今後も将来を見通し、中長期的な金融行政の調査研究分析に取り組むよう、研究テーマを適切に選定し研究内容の質の向上を図っていく必要があります。また、今後も国際的な場等において、情報発信を強化することが重要であります。さらに、学術研究との架け橋となって、研究成果の庁内へのフィードバック及び、関係部局や民間有識者、アカデミズムとの相互交流を行っていくことは引き続き重要であり、より一層充実させていくことで、金融行政の専門性向上に資するものと考えています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 24年度予算額
金融庁共通費（国際コンファレンス経費、金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費）	①	予算 <継続>	14,536 千円